

社会思想史学会年報

社会思想史研究

No.43 2019

〈特集〉東アジアの市民社会
——理論、統治性、抵抗——

藤原書店

〈特集〉 東アジアの市民社会 ― 理論、統治性、抵抗

〈論文〉

中国の「監視社会化」と市民社会の役割

梶谷 懐

009

〈論文〉

国家に〈しない〉、乗り捨てる

森 宣雄

031

〔琉球・沖縄における海域の社会思想〕

〈論文〉

現代中国における「市民社会」論の展開

石井知章

052

〈公算論文〉

ホッブズは「助言者」であったのか

〔政治をめぐる同時代人との論争〕

上田悠久

068

〈公算論文〉

カント道徳哲学における社交論の意義

〔礼儀作法がいかにして他者を道徳化するのか〕

高木裕貴

087

〈公算論文〉

J・S・ミルにおける女性の性格形成

〔シドニー・スミス「女性教育」との対比を手がかりに〕

山尾忠弘

106

〈公算論文〉

高群逸枝における「母性」概念の成立と展開

〔差別否定から「ともに生きる愛」へ〕

蔭木達也

125

- 『ロバート・フィルマーの政治思想——ロックが否定した主権神授説』(古田拓也著) 辻康夫 142
- “*Commerce and Strangers in Adam Smith*” (Shiriji Nohara 著) 篠原久 146
- 『共和制の理念——イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』(網谷壮介著) 金慧 150
- 『イタリア・ファシズムを生きた思想家たち——クローチエと批判的継承者』(倉科岳志著) 奥田敬 154
- 『アーレントのマルクス——労働と全体主義』(百木漠著) 石田雅樹 158
- 『思想の政治学——アイザイア・バーリン研究』(森達也著) 蛭田圭 162
- 『ロールズを読む』(井上彰編著) 谷澤正嗣 166
- 『統治の抗争史——フーコー講義1978-79』(重田園江著) 箱田徹 170
- 『公開性の根源——秘密政治の系譜学』(大竹弘二著) 山崎望 174
- 『初期社会主義の地形学——トポグラフィ』(大杉栄とその時代』(梅森直之著) 大田英昭 178
- 『経済学者たちの日米開戦——秋丸機関「幻の報告書」の謎を解く』(牧野邦昭著) 福家崇洋 182

『道徳哲学史』（バルベラック著、門亜樹子訳）

前田俊文 186

『合衆国滞滞在記（近代社会思想コレクション）』（トクヴィル著、大津真作訳）

高山裕二 190

『社会契約と性契約——近代国家はいかに成立したのか』

梅垣千尋 194

（キヤロル・ペイトマン著、中村敏子訳）

『ポピュリズム——デモクラシーの友と敵』

森本あんり 198

（カス・ミュデ、クリストバル・ロビラ・カルトワツセル著、永井大輔・高山裕二訳）

第八回（二〇一八年度）社会思想史学会研究奨励賞の公示 206

二〇一八年会員新著一覧（五十音順） 203

英文抄録／英文目次 215

公募論文投稿規程／公募論文審査規程／執筆要領／社会思想史学会研究奨励賞規程 216

編集後記 225

『社会思想史研究』第四三号編集委員会

大塚元、宇野重規、梅田百合香、梅森直之、王前、佐藤方宣、
佐藤嘉幸、中山智香子（編集主任）、日暮雅夫、藤野寛、
水溜真由美、安武真隆、山田正行

〔五十音順〕

第 8 回（2018 年度）社会思想史学会研究奨励賞の公示

受賞論文（『社会思想史研究』第 42 号掲載）

間永次郎

「非暴力と乳汁——南アフリカ滞在期における

ガンディーのブラフマチャリヤの実験」

〈選考経過〉

ガンディーにおける非暴力主義思想に関して、従来の政治学的観点からの分析に加え、近年、「身体」「性」「靈性」といった新たな観点からの再解釈を試みる研究が盛んになっている。本稿は、ガンディーの南アフリカ滞在期（1893-1914）における「ブラフマチャリヤ」（性的な自己規制の実験）に着目し、かれのセクシュアリティ認識の変化をたどることを通じて、ガンディーの非暴力思想の発展と展開という重要な主題に、新たな解釈を提示する。本稿でとりわけ重要な意義を与えられているのが、南アフリカ滞在期におこなわれた乳汁放棄の実験である。著者は、ガンディー自身の著作やアーカイブに所蔵されている書簡等の一次史料をていねいに読解することを通じて、この実験の背景に存在した同性の友人カレンバッハとの「ホモエロティック」な関係をうきぼりにする。この関係に着目することで本稿は、ガンディーの非暴力思想が、単に暴力の不在を意味するものでなく、彼自身の身体的・心理的な欲望の統制という主題と不可分な関係にあることを明らかにしている。ガンディーの思想的展開を、政治的・社会的な外面世界の暴力性との関連だけでなく、むしろこうした主題が、内面における情念の性的性質の認識と、ジャイナ教やヨーガの実践から学んだ宗教・思想的な要素と繊細に接合されることによって深められていったものであること、したがって、ガンディーの非暴力思想は、接合の内的プロセスを理解したうえで考察されるべきであるとする本稿の主張は明解であり、かつ独創的であり、今後の研究の発展可能性も十分に期待出来る。よって本稿を、社会思想史学会研究奨励賞の受賞作にふさわしいと判断し、推挙するものである。

以上の報告に基づき、2018 年 10 月 26 日の幹事会は、間会員に第 8 回社会思想史学会研究奨励賞を授与することを決定した。

2018 年 10 月 27 日

社会思想史学会

〈特集〉 東アジアの市民社会
——理論、統治性、抵抗

日本における市民社会研究には、重厚な蓄積があり、社会思想史学会もまた、一九七六年の発足以来、その中心的役割を担う存在であり続けてきた。しかしながら、二〇一五年度大会のシンポジウム「市民社会」を問い直す」で議論されたように、そこでは、市民社会のモデルを西洋の思想や歴史から導出し、それを基軸として日本の現状を批判的に分析するという発想もまた顕著であった。一九九〇年代以降、次第に明らかとなってきた東アジアをめぐる歴史の変動は、これまで日本の市民社会論が前提としてきた近代化論的発想（西洋 vs 日本の二元論）を完全に無効化するにいたった。市民社会という問題を、いまいちど東アジア全体の文脈のなかに置きなおし、その思想的意味を東アジアの人々とともに考えてみることは、単にこれまでの日本社会の自己理解について深刻な再検討を迫ることにとどまらず、あくまでも西洋の歴史的经验を基盤として形成されてきた社会思想史という学問そのものをより豊かにしていく上でも、重要な意味を持つことになるだろう。

「東アジアの市民社会」という問題設定が成り立つためには、まず「東アジア」というカテゴリーの存立根拠そのものがあきらかにされなければならない。この問題を考えるためには、地理的・文化的近接性といった従来の論拠に加え、この地域全体が、「高度で持続的な経済成長」を達成することにより、経済と文化の濃密な相互依存的なネットワークを生み出した事実こそが注目されなければならない。高度なコミュニケーション・テクノロジによって裏打ちされたこの情報ネットワークは、単に大衆文化だけではなく、多くの社会運動が国境をこえて拡散するうえでの媒体ともなった。二〇一〇年代に生じた東アジアにおける社会運動の連鎖、すなわち、台湾のひまわり学生運動、香港における雨傘革命、日本における安保法制や共謀罪に対する反対運動、韓国における口ウソク革命などの連続的発生と展開は、自由な意志に基づく非国家的・非経済的な関係が、東アジアを横断するかたちで誕生しつつあることの証左ともなっている。

また「東アジアの市民社会」という問題設定は、「高度で持続的な経済成長」と「インフレーション・テクノロジの発展」という共通の下地のうえで、それぞれの社会が有している固有の特色を、浮かび上がらせる作業でもある。それは単に、中国、台湾、韓国、日本などの国々が発展させてきた社会の有り様を実体のレベルで明らかにするだけでなく、それぞれの国々で議論されてきた市民社会論を分析することにより、それぞれの国の自己理解や将来像もまた考察の対象とすることができる。加えてこうした分析に、沖縄やウイグル自治区といった「周辺」で起きている現実を考察の主題として加えることにより、東アジアにおける市民社会をめぐる議論をいっそう豊かなものとすることができる。なぜなら、市民社会という概念に込められてきた普遍的意味・価値が現在もっとも厳しく問われているのは、そうした東アジアの「周辺」における統治と抵抗のせめぎ合いの現場にほかならないからだ。東アジアの市民社会は、もはや西洋の「過去」でも西洋の「他者」でもありえない。それはすべての人々の未来を可能性として含み込んだ現在として、われわれに突きつけられた課題である。（梅森直之）

〈論文〉

中国の「監視社会化」と市民社会の役割

〈特集〉東アジアの市民社会

梶谷 懐

はじめに——監視社会化が進む中国？

近年の中国社会における急速なITの普及、生活インフラのインターネット化は、膨大な個人情報の蓄積とそれを利用したアーキテクチャによる社会統治という新たな「管理社会」「監視社会」の到来という状況をもたらしている。このような「監視社会」をめぐっては、これまで欧米や日本などの事例をめぐって盛んな議論の蓄積がある。ここでは、テクノロジーの進展による「監視社会」化の進行は止めようのない動きであることを認めたい。大企業や政府によるビッグデータの管理あるいは「監視」のあり方を市民（社会）がど

のようにチェックするのか、というところに議論の焦点が移りつつある。

しかし、習近平への権力集中が強化される現代中国において、そのような「市民による政府の「監視」の監視」というメカニズムは望むべくもない。では、中国のような権威主義的な国家における「監視社会」化の進行は、欧米や日本におけるそれとは全く異質な、おぞましいディストピアの到来なのか。しかし、「監視社会」が現代社会において人々に受け入れられてきた背景が利便性・安全性と個人のプライバシー（人権）とのトレードオフにおいて、前者をより優先させる、功利主義的な姿勢にあるとしたら、中国におけるその受容と「西側先進諸国」におけるそれとの間に、明確に線を引くこ

とは果たして可能だろうか。

以下では、人々の経済的な欲望を解放しつつ、政治的にはますます強権の度合いを強める習近平政権下の中国を、「テクノロジ」を通じた統治と市民社会」という観点から検討してみたい。

一 中国における「市民社会」論

さて、「市民社会」は（米国を含む）西洋社会の、そして日本のような非西洋の後発資本主義国の近代化を論じる上で、欠かすことのできない概念だが、論者やその立場によって使い方やニュアンスが異なるため、しばしば混乱を招きやすい用語でもある。これは、地域、および歴史的文脈においてもともと異なった概念を表していた別々の用語が、今日の日本では「市民社会」という言葉で総称されていることに起因している。その中で、中でも冷戦の終焉以降は一般的な理解として国家とも市場とも異なる第三の社会領域に位置付けられる組織であり、そういうNGOなどの国家にも市場にも位置づけられない社会組織を市民社会として理解すると言うのが一般的になっている。

一九八九年のベルリンの壁崩壊以降、社会主義と自由主義陣営との間のいわゆる冷戦構想が崩れると、ヘーゲルやマル

クスの影響を強く受けていた「市民社会」概念は大きく変化することになる。そもそも社会主義体制の下では労働者の「貧民化」をもたらす市民社会および資本主義経済の問題点は解決されたはずであった。しかし、実際は社会主義体制の下では官僚支配や言論の抑圧、生産の停滞など数多くの問題が生じていた。そのような旧体制の打破に立ち上がった人々が、「市民社会」を、「国家共同体」とも「自由な経済社会」とも異なる第三の意味合いで用いるということが生じたのである。その動きをあらたな「市民社会」に関する理論としてまとめあげたのが、ユルゲン・ハーバーマスである。

二十世紀以降の高度消費社会化は、「生活システム」と「社会システム」の深刻な乖離をもたらした。ハーバーマスの『公共性の構造転換』は、まさに理性的な市民社会から大企業・官僚機構に支配された没理性的大衆社会へと社会が変革する中で、いかにして「市民的公共性」を保つか、という切実な問題意識のもとに書かれた書物である。

そのハーバーマスが、ベルリンの壁崩壊という現実に直面し、改めて〈civil society〉の直訳語として使い始めたのがZivilgesellschaftという言葉だった（植村、2018）。これは、一九九〇年に出版された英語版の『公共性の構造転換』の序文の表現を借りるならば、「自由な意志に基づく非国家的・非経済的な結合関係」であり、「教会、文化的なサークル、学

術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動があり、さらに同業組合、政党、労働組合、オルタナティブな施設」までを含むものだった（ハーバーマス、1994）。

このように、冷戦の終焉以降、政治社会Ⅱ国家（政府）とも経済社会Ⅱ市場（企業）とも異なる、第三社会領域の組織および運動として「市民社会Ⅱ市民団体」の影響力を評価する立場が現在の「市民社会」論の主流になり、政治学、経済学、社会学などの社会科学において急速に発展していった。

このように第三の社会領域の組織および運動として、「市民社会Ⅱ市民団体」をとらえる姿勢は、日本や中国を含むアジアの国々でも急速に広がっていく（李、2012／五十嵐、2018）。同時に、中国のような非民主制、権威主義体制の国家の下でも、「第三の社会領域」としての市民社会は存在しており、一定の社会的意義を持つ、という立場からの議論が次第に増えるようになる。背景には「グローバル市民社会」という概念に代表されるように、それまでの領域的な国家と深く結びついた市民社会概念に代わって、水平的で国境横断的な、グローバルなネットワーク構築の中心的役割を担うものとして、NGOなどの第三の社会領域、すなわち「市民社会（Zivilgesellschaft）」の役割を再評価しよう、という潮流の存在があげられる（カルドー、2007）。

例えば李妍焱は、「市民社会は決して市民社会的伝統を有する欧米の国々、あるいは国家権力の相対化を追求する民主主義制度の「特許的領域」ではない。市民社会の伝統を有さない国においても、社会主義を標榜する国においても、国家が公共の問題の全てをコントロールできない以上、市民社会の存在が現実的に可能となる」として、中国で活躍する多くのNGOに取材し、その活動を日本の読者に紹介している（李、2012）。

ただ、中国のような権威主義国家における市民社会ⅡNGOについては、結局のところ「権力に従順」であり、ハーバーマスの構想した「公共的な討論」に参加して「世論を形成する諸結社」としての市民社会の側面が弱い弱なのではないか、という批判がなされてきた。

例えば、中国法を専門とする鈴木賢は次のように指摘している。「中国の社会組織法制は厳しい制御「控制」主義と一定程度の放任主義を特徴とすると概括されるが、政治的、社会的安定を優先させることを考慮して、社会組織の発展をできるだけ抑制することを基調とした。党国は党国のコントロールが及ばない「社会」が育つことに強い警戒感を抱き、その勢力の拡大を恐れてすらいるように見える」「党国は党国に決して逆らわず、聞き分けのよい、むしろ協力的で、利用価値の高い社会組織だけを育成しようとしているのである

る」（鈴木、2017）。

また、辻中豊らも「現状において、中国の市民社会組織に許された活動空間は、限定的といわざるを得ない」と指摘した上で、中国共産党第一六期中央委員会第六回全体会議（二〇〇六年十月）では、「民間組織」に変わり「社会組織」という新たな概念が提出されたことに注目している。というのも、「この呼称の変化は、「民間」という言葉に内包された「主体性とエネルギー」を否定し、団体を、共産党が領導する「社会建設」に貢献すべく再定義する動きであった」からである（辻中＝李＝小嶋、2014）。

このような批判に対して、李（2013）は、溝口雄三の『中国の公と私』を援用しつつ、中国の市民社会における「公共性」概念として、「天理」概念に代表される儒教思想が重要な役割を果たすと述べている。すなわち、「中国の公概念には、『天』の観念が色濃く浸透しており、それは古来の『天理』、すなわち『万民の均等的生存』という絶対的原理に基づく。政府、国家も、世間や社会、共同も『天理』を外れてはならない」「公共性を担う存在として、国家も市民社会もその正当性は所与のものではなく、『天理に適う』ことよって担保される。天理に適う役割を示さなければ、公共性を担う資格（権威）が認められない」というわけである。

だが、このような伝統概念によって市民社会の正当性を裏

付けようという試みが行われること自体、中国のような非西洋社会において「市民社会」の基盤の上に「公共性」を打ち立てることの困難さを物語っている。

その困難さとは、端的に言うなら、人々の私的利益の基盤の上に公共性を築くことが、近代西洋から受け継がれてきた「市民社会」、あるいはより適切な用語を使えば「市民的公共性」の根本的な課題であるとしたら、その課題の実現が——西洋社会に比べて——著しく困難である、というところに、中国を含む「アジア的社会」がこれまで、そして現在に至るまで抱えている問題は集約されるのではないか。

現代中国社会では、格差の拡大や大気汚染などの公害や役人の汚職の蔓延、といった現象について、人々が「私利私欲」を追求するあまり、「公」的なものをないがしろにした結果だ、という指摘がしばしばなされる。また、習近平政権が大々的に行った反腐敗キャンペーンに象徴されるように、中国共産党はそこに「公共性」のタガをはめようとその「領導権」を通じて積極的な介入を行ってきた。これらのキャンペーンがその苛烈さにもかかわらず広く人々の支持を得ているのは、多くの人々が限度を超えた私欲の追求が横行する現代社会において何らかの「公共性」を実現するためには党の権力に頼らざるを得ない、と考えているからに他ならない。そこでは、経済発展によって解放された私欲の追求と、「公益」との両

立をどのように行うか、というヘーゲル以来の問題がいまだ未解決のまま投げかけられていると言えよう。

二 テクノロジーが変える中国社会

二〇一四年六月に中国政府が「社会信用システム建設計画要綱(2014-2020)」を公表し、政府各部署に「信用システム」の構築を要請して以来(國務院印發社会信用体系建設規格綱要(二〇一四—二〇二〇年)的通知「中華人民共和國中央人民政府ウェブサイト」、http://www.gov.cn/jhengec/content/2014/06/27/content_8913.htm、二〇一九年三月十日アクセス)、中国で急速に進むビッグデータの蓄積とともにそれを政府による住民管理に応用した「社会信用システム」の構築について関心が高まっている。

ここで、少し整理をしておこう。現在の中国において、「社会信用」と名のついていっている仕組みは、その提供主体や目的の面で民間企業が提供する信用スコアと、政府主体の社会信用システムの二つに大きく分けられる。より広く知られているのは、IT大手であるアリババ傘下のアント・フィナンシャルが開発した「芝麻信用(セサミ・クレジット)」をはじめとした前者のほうかもしれない。

これは基本的にはインターネット上の商品や信用の取引を円滑に進める目的で開発されたものである。中国ではクレ

ジット決済を含めた信用取引が極めて未発達だった。不渡りなどの法律制度が未整備であることに加え、零細な企業の参入が相次ぐ産業構造により、企業同士が長期的取引関係を結びにくかったからだ。もともと、アリババが開発した独自の決済システム支付宝(アリペイ)は、第三者の仲介機能によってインターネット取引における「信用の壁」を乗り越えたところにその画期性があった。芝麻信用などの信用スコアはそれを一歩推し進めたもので、アリババが運営する取引仲介プラットフォームに蓄積されるデータを、独自に開発されたアルゴリズムによって個人や企業の「信用度」が一目でわかるスコアに置き換え、信用取引にかかる審査などのコストを大きく引き下げたことを狙ったものだ。

一方、二〇〇五年ごろからいくつかの都市では、市民の個人情報と行動を管理し、問題行為をさせないようにする「社会信用システム」の原型ともいえるべき仕組みの試験的な運用が始まっていた(堀内、2016)。これは、芝麻信用のように個人の行動をアルゴリズムで分析してスコアリングを行うのではなく、市民一人ひとりに一定のポイントを割り振り、飲酒運転やローンへ返済の不履行問題など、社会的に問題のある行動をとるたびに減点していく、というものである。

さらに、二〇一四年の「社会信用システム建設計画要綱」は、中央レベルの政府部門や裁判所などの横断的な関与に

よって、全国レベルにおける社会信用の構築を目指したものであるとして理解できる⁽¹⁾。

この政府主導の社会信用システムは芝麻信用など民間会社が運用する信用スコアと混同されがちだが、両者はその実施主体も、目的も、また社会信用評価の仕組みも異なる、別個のシステムである。後者は、むしろ米国の信用会社などが提供する FICO システムなどと比較するのが適当だと考えられる (Creemers, 2018)⁽²⁾。

また、二〇一八年二月には政府系のインターネット金融協会と、芝麻信用を含む八つの民間企業が出資し「信聯（正式名は百行征信信用有限公司）」が発足し、これまで民間企業に蓄積されてきた個人の信用情報を政府が管理しようとする動きが本格化した（中国投資銀行部・中国調査室、2018）。政府は信聯に初めて個人信用情報ビジネスのライセンスを与え、急速に拡大する P2P の融資などインターネット金融の拡大に伴う個人信用情報の市場取引に伴うインフラ整備と不正行為の防止を図った。この「信聯」の発足により、アント・フィナンシャルなどの民間企業が独立した個人信用情報ビジネスを展開することは事実上不可能になっている。

いずれにせよ、中国政府があたかも国家が個人情報を一元的に管理する「社会信用システム」の青写真をすでに描いており、民間企業の提供する「社会信用スコア」もその中に組

み込まれている、といったスタンスの報道や言説は明らかにミスリーディングである。民間企業が運用する社会信用スコアは、その企業にとって大きな利益を生む財産であり、その他企業や政府のシステムとの統合はそう簡単には進まないと考えられるからだ。

次に、カメラを使った文字通りの市民に対する「監視」をめぐる状況についても触れておこう。近年中国の大都市を訪れた機会がある人なら、駅などの公共施設及び信号機周辺、さらに商業施設の出入り口などいたるところに多数の監視カメラが無造作に設置され、通行する人々に向けられているのにぎよつとさせられるだろう。

だがより注目すべきなのは、画像を認識する技術の急速な進歩である。左頁の写真は、筆者が二〇一八年の九月に AI を使って個体認識を行う技術を開発している北京市の企業を訪問した際、オフィスに設置された監視カメラが捉え、モニターに映し出された筆者の画像である。写真とともに表示されているのは、短髪の男性でリュックを背負っている、青い長袖シャツを着ている、という写真から抽出した属性である。この企業のオフィスの入り口に設置された監視カメラは道行く無数の歩行者を四六時中撮影しており、同様のデータを常に集めセグメント化のための精度向上に努めている。

一方、AI による顔認証のテクノロジーは、カメラに映り



こんだ人物を特定化、アイデンティファイするというものだ。この技術を使えば、犯罪者や指名手配犯のリストに載っている人物のリストと照合して特定化し、追跡することが容易である。

もう一つ重要なものとして、動体認識、すなわち人々の動作をAIが認識してその特徴を記録することに関する技術がある。たとえば歩き方の癖を記録してプロフィールングしておき、暗くて顔がよく分からない場合でも監視カメラに映った人物を特定化し、犯罪者の追跡を行うことが可能になる。

こういった統治テクノロジーが進んだことによって中国社会は、特に大都市を中心に「お行儀がよく、予測可能な社会」になりつつあると言えるだろう。たとえば「人民網日本語版」二〇一八年〇一月二十五日の記事によれば、中国の人口一〇万人あたりの殺人件数は二〇一七年が〇・八一件と、殺人発生件数の最も低い国の一つになった。また、暴行罪の件数は二〇一二年より五一・八%減少し、重大交通事故の発生率は四三・八%減少、社会治安に対する人々の満足度は、二〇一二年の八七・五五%から二〇一七年の九五・五五%に上昇したという（中国、殺人事件発生数最低国にランクイン——社会治安の満足度が九五・五五%に）『人民網日本語版』二〇一八年一月二十五日、<http://j.people.com.cn/n3/2018/0125/c94475-9419781.html>、二〇一九年三月九日アクセス）。

言うまでもなく「人民日報」は中国共産党の機関紙でありこれは政府のプロパガンダの一種ではある。一方で、これらはあなたが嘘であるとも言いがたい。以前は絶えなかったタクシーの客と運転手のトラブルなども、アプリによって常にレイティングされ、評価されるためつきり減ったことがしばしば指摘されている。要は、「向社会的行動の点数化」、つまり人々がより社会のためになるような行為を行うと、それが可視化されて自分の利益になっていく仕組みが社会の中に実装されつつあり、人々はそれに自発的に服従している。それが、近年の中国大都市における人々の行動の変化の背景にある、といえそうだ。

三 「道具的合理性」に基づく統治をどう制御するか

ここでは上記のような中国社会の変化が実際に起きていることを認めたくえで、そういった「(広い意味での)監視を通じた社会秩序の実現」に理論的な根拠を与える思想として、功利主義をとりあげよう。

よく知られているように、功利主義の主張は、1. 帰結主義、2. 幸福(厚生)主義、3. 集計主義という三つの要素に帰着する。なぜこれが監視社会を肯定する思想になるのか。安藤馨が指摘するように「功利主義によれば諸個人の自由や

自立といったものは統治者が何を為すべきかに於いては本質的に無関係」であり、そのため「そうした方が結局は幸福の総計の最大化に資すると思うならば、諸個人の自由や自立を侵害するような統治や立法をよしとするだろう」からだ(安藤 2010: 74)。

安藤はまた、監視テクノロジーの進歩により、例えば犯罪や暴力的行為の予防的措置が可能になり、それが人々の身体の拘束の機会をむしろ減らす可能性があることを挙げて、このように指摘する。「仮に監視技術が発達し、当該の行為に及ぶ前に(中略)それを制止できるようになれば、物理的に刑務所やその他の施設に閉じ込めておくことで事前規制を実行するという方法を採用する必要はなくなる。監視による事前規制は彼らの自由を大幅に回復し、厚生を増大に資するに違いない。監視こそがむしろ彼らを自由にする(安藤、2010: 89)」。前節で触れたような、中国では「信用度の低い」個人や企業(失信被執行人)のブラックリストが公表され、銀行からの融資や、自動車や不動産の購入、さらには飛行機や鉄道の一等車のチケットが買えないといった行政措置を受ける動きが広がっている。その背景には基本的に、このようなある種の功利主義に基づく「自己責任」を強調する時代がある。

吉川浩満によれば、「自己責任」を強調する時代の風潮や、人工知能(AI)関連技術の発展という技術環境の変化にく

わえ、「道徳（公共心）の科学的解明」が進んできたことの結果、近年は功利主義に「追い風が吹いている」（吉川、2018）。

「道徳（公共心）の科学的解明」を行う理論としてよく知られているのが、いわゆる「心の二重過程理論」である（カーネマン、2012）。この理論では、人間の脳内に「システム1（速いシステム）」と「システム2（遅いシステム）」という二つの異なる認知システムがあることを想定する。前者は演算能力をそれほど必要とせず、迅速な判断が可能、そして自動的かつ無意識的かつ非言語的に機能する。それに対し後者はより多くの演算能力を必要とし、意識的・言語的な集中を要する。そしてこの二つのシステムは、人間がその環境に適応する上で必然的に進化してきた、という説が次第に有力になっている。

つまり、自動的・無意識的に働く、脳の古いシステム（システム1）の方は、個体というよりも種、あるいは遺伝子の利益を最大化するように作動する。ただし、このシステムは融通が利かず、環境の変化に柔軟に対応することができないため、しばしば個体を危険にさらすような誤りを犯す。一方、脳の新しい部分により作動するシステム2は、個体の利益・生存可能性を最大化するように、環境の変化に対してもより柔軟に対応できるような性質を兼ね備えている、とされる。

ただし、通常人間はこの二つのシステムを自在に使分け

ることができるとわけではない。特に、個体の利益を守るために合理的な判断を行うシステム2をきちんと作動させるためには、かなりの訓練や努力、集中力などを必要とする。このため、しばしばより「楽に作動する」システム1に頼りがちになり、非合理的な誤りを犯すことになりがち（ヒューリスティック・バイアス）である（吉川、2018）。

進化心理学や認知科学の成果によって次第に明らかになってきたのは、一般の人々が行う道徳的な善悪の判断は多くの場合「システム1」に依存している、という点である。

この知見を現実社会における様々な倫理問題に当てはめ、詳細な議論を行っているのが、哲学者ジョシア・グリーンによる『モラル・トライブズ』である。グリーンは、上述のシステム1のシステムを乗り物の運転における「オートモード」、そしてシステム2を「マニュアルモード」にぞらえる。その上で、私たちが行う道徳的な善悪を判断する際にも、オートモードによって駆動する「道徳感情」と、マニュアルモードに基づいて冷静に特質を判断する「功利主義」の二つのシステムが働くのだ、と主張する（グリーン、2015）。

グリーンによれば、前者の道徳感情は、共同体内の裏切り者やフリーライダーにサンクションをあたえ、「共有地の悲劇」を解決するために不可欠な性質として人類に受け継がれてきた。しかし、それは同時に、異なる道徳感情の基準を持

つ「部族 (tribe) 同士の、激しい抗争をもたらしてしまう (常識的道德の悲劇)」。そこで、冷静かつ合理的にお互いの損得に基づいて道德的な正しさを決めようと主張する功利主義こそが、このような部族間の道德感情の対立を調停し、「常識的道德の悲劇」を回避するのに有用な思考として、一種の公共財 (共通通貨) の役割を果たす、とグリーンは主張する。

グリーンは、オートモードの「道德感情」と、マニユアルモードの「功利主義」とがしばしば対立することの根拠として、「トロツコ問題」といわれる思考実験について詳しい考察を行っている。これは、大略次のようなものである。すなわち、ブレーキのついていないトロツコが勢いよく線路を走っていく。その先には五人の作業員がいて、そのままだと確実にひき殺してしまう。その時、たまたま歩道橋の上でその様子を見ていたあなたと、リュックを背負ったもう一人の人物がいたとして、あなたがその人を突き落として無理矢理トロツコを止めてしまい、五人の命を救うことは正当化されるか。

こういった「道德的なジレンマ」は、吉川の表現を借りると「いわば脳内で義務論的な直観と功利主義的な批判が戦う状況」であるが、「もしゆっくり選べるのなら批判的な吟味が可能な功利主義的思考が選ばれるだろう」(吉川、2018)。

このことは一つの疑問を私たちに投げかけるだろう。功利主義は人間の合理的な思考、すなわちシステム2に基づき道德的な善悪を判断する思考だが、作動するのに大きなコストがかかる上に、その判断は完全には程遠い。だとしたら、いつそのこと初めから人工知能 (AI) に任せてしまった方が、より正しい道德的判断ができるのではないか？

この点に関して重要な問題提起を行っているものとして、やはり「心の二重過程理論」をリードしてきた研究者の一人である、キース・E・スタノヴィッチによる「道具的合理性とメタ合理性」に関する議論を紹介しておこう。

この「道具的合理性」とは、あるあらかじめ決められた目的を達成しようとする場合に発揮される合理性のことである。例えば、チンパンジーに手の届かないところにバナナがおいてあることを認識させた上で箱と棒を与えると、そのチンパンジーは箱の上に載って棒を使い、バナナを手の届くところまで落とすことができる。スタノヴィッチは、エルスターによる〈薄い理論〉と〈広い理論〉の区分を援用しながら、このような道具的合理性を〈薄い合理性理論〉として理解し、それが「人間としてのわたしたちが切実に求める全てとしたら、人間の合理性は実際にチンパンジーの合理性と全く同列のものになるだろう」と述べている (スタノヴィッチ、2017: 256)。

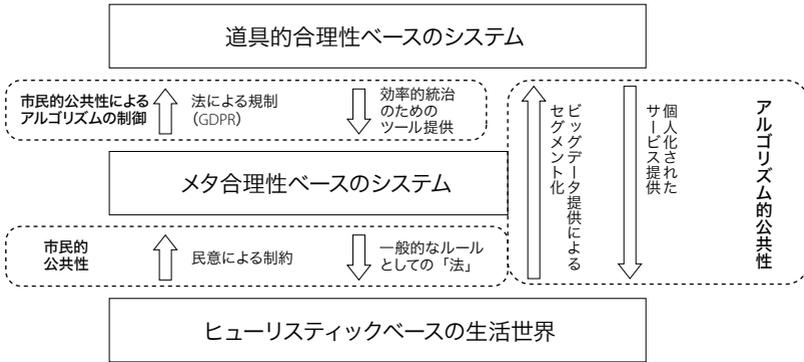
しかし、スタノヴィツチもいうように、私たちの多くはそういう「薄い合理性理論」の水準で立ち止まることを望んでいない。そのような道具的合理性というのは、ある行為の目的自体が正しいものかどうか、たとえば、目の前にいる人の命を奪ってまで他の複数の人々の命を救うことが本当に正しいのか、ということを決して問わないものだからだ。そういった「薄い理論」よりも一步高い地点から、目的自体の妥当性への判断を下す広い意味での合理性理論のことを、スタノヴィツチは「メタ合理性」と呼んでいる。「メタ合理性」は私たちに、(薄い合理性の理論で考えられているように)合理的にふるまうことは、どんな場合に合理的であり、どんな場合に合理的ではないかを問いかけるものである。スタノヴィツチに言わせれば、こういった、常に自分の「合理的な」選択を、その選択と自分の価値観との整合性に基づいて批判的に吟味するメタ合理性を持つことができるかどうか、チップンジーと人間(ヒューマン)を分かちものである。

AIが行う功利主義的な判断も、あくまでも目的があらかじめ所与に決められた状況の下でその実現を目指す「薄い合理性」あるいは「道具的合理性」に基づいたものであって、それだけでは様々な社会問題を解決するのに十分ではない、という批判が可能だろう。

以上の議論から明らかのように、少なくとも私たちがより

「人間らしい」社会を築こうとするなら、その制度やシステムは道具的合理性のみではなく、必ずメタ合理性が機能するように設計されていなければならない。そして、私たちが慣れ親しんでいる近代的な統治システム、すなわち「市民的公共性」が機能しているような社会は、少なくとも理念上は、そういったメタ合理性の基盤の上に成り立っていると考えられる。つまり、ある社会にとってどういう目的を追求すべきなのか、ということをおける議論を通じて吟味しながら、あるいは歴史の中で人々が試行錯誤しながら形成されてきた判断基準をもとに、より広い合理性の観点から判断するような仕組みが、法の支配や民主主義がきちんと機能しているような社会には本来備わっているはずである。

図1では、意思決定や判断において「ヒューリスティック」(直感的ですばやいが間違も多い、「人間臭い」やり方)にとらわれがちな一人ひとりの市民と、それらのバイアスをも踏まえた「広い」合理性の実現を追求するシステム(具体的には民主的な議会や政府、NGOなど)との間におけるインタラクティブな在り方を、「市民的公共性」に当たるものとしてとらえている。その一方で、必ずしもそういった「メタ合理性」に裏付けられない統治システムが力を持ち始めていることに注意を向けている。それが図の右に仮に「アルゴリズム的公共性」と名付けている部分である。



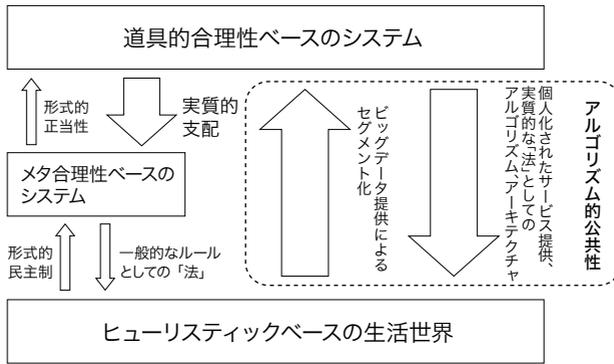
(筆者作成)

図1 二つの合理性と公共性

「アルゴリズム的公共性」によって実現される統治とは、まさに「道具的」に、人々の日常の購買行動やSNSの書き込みなどをデータとして収集し、そのデータのある特定の目的に沿った手順によって処理することで、人々を社会的により望ましい方向へと動機付けるようなルールやアーキテクチャが形成される、という統治のあり方を指す。

図1で示したような「ヒューリスティックベースの生活世界」と、「メタ合理性ベースのシステム」および「道具的合理性ベースのシステム」との三者の関係は、上記のようなメタ合理性による道具的合理性の吟味、という関係性を意識して描かれている。図では同時に、生活世界に生きる一人ひとりの市民と、メタ合理性ベースのシステム（具体的には議会や内閣、NGOなど）との間におけるインタラクシオンの在り方を、これまで本稿で検討してきたような「市民的公共性」に当たるものとしてとらえている。

ただし、先進国・新興国を問わず現代社会では、市民的公共性とは異なる形での市民と統治システムの間における独自のインタラクシオンが次第に存在感を増している。それが図2の右側の部分、「アルゴリズム的公共性」と名付けて点線で囲っている部分だ。これは、大手IT企業、あるいは政府が人々の行動パターンや嗜好、そして欲望などをビッグデータとして吸い上げ、「治安をよくする」「より豊かになる」な



(筆者作成)

図2 アルゴリズムによる統治の肥大化

ど功利主義的な目的から望ましい社会的なアーキテクチャを設計し、人々の正しい行動を制御していく、という双方向の秩序形成の在り方を示している。

図2で示されているのは、アルゴリズムの公共性に支えられた道具的合理性ベースのシステムを、市民的公共性に支えられたメタ合理性ベースのシステムによってなんとか制御し、その暴走を防ぐという構図であり、これが、これまでの人間中心主義的な近代社会のあり方と、テクノロジーの急速な進歩が生み出す新しい統治のあり方とを調和させることを可能にする、ほぼ唯一の方法だといってもよいだろう。

四 アルゴリズムを制御する市民的公共性

ここで浮かび上がってくるのは、いわば「アルゴリズムによる人間の支配」を批判する根拠としての市民社会という、「市民社会」の新たな(第四の?)役割である。そのような「市民社会」によるアルゴリズムの制御」という問題意識が具体化されたものが、EUにおけるGDPR(一般データ保護規則)制定の動き(二〇一六年に制定、一八年施行)だといえるだろう。GDPRは、いくつかの側面から理解する必要があるが、まず抑えておくべきなのは、それが「私的財産としての個人情報」という考え方に基づいている点である。この立場から

理論的な考察を行っているのがフランスの経済学者、ジャン・ティローである（ティロー、2018）。ティローは、いわゆるプラットフォームビジネスによって一般的なものとなった事業者と利用者がお互いを評価するシステムについて、利用者による個々の業者に対する評価が、Uberやトリップアドバイザーのようなプラットフォーム企業に所有されている現状について異議を唱えている。つまり、個々の業者が受けたよい評価は、その業者が個人的な努力によって獲得したもののだから、その業者が別のプラットフォーム企業に登録する際に、個人の「財産」として持ち運べるようなものであるべきだ、というわけだ。

ティローは、こういったプラットフォームの利用者が提供した情報そのものと、その情報の処理や加工は明確に区別されるべきであり、前者は提供した本人にポータビリティ（持ち運ぶこと）を含めた所有権が認められるべきだと主張する。こういった主張や社会の動きは、いずれも近代的な排他的財産権の概念を、インターネットを通じて行き来する「個人情報」にまで拡張しようとするものだといえるだろう。

一方、個人のデータ保護を、財産権にとどまらないより幅広い概念からとらえ、データ社会における新しい人権の在り方を規定したものととらえる動きも、法学者を中心に広がっている。例えば、憲法学者の山本龍彦は、AIによる認

証技術やデータ蓄積が進むことにより、一定のアルゴリズムを用いて個人の行動の「予測可能性」が高まると、以下のような人権保護の観点から検討すべき問題が生じる懸念があると警鐘を鳴らしている（山本編、2018）。

第一は、AIのもつデータあるいは判断がもつ「バイアス」に関するものである。たとえば、二〇一五年にGoogleの画像認識サービス（Google Photo）が白人に偏った認識システムを構築したために、アフリカ系アメリカ人の画像を「ゴリラ」とラベル付けてしまった、という有名な事例がある。このようなバイアスの存在は、マイノリティへの差別を再生産ないし助長してしまう恐れが指摘されている。

第二は、AIによるデータの蓄積及び判断が、「セグメント化」、すなわち個々の人間を「二十代の男性」や「後期高齢者」といったいくつかの「セグメント（共通の属性を持った集団）」として認識することを前提としていることについての問題である。このことは、AIの行う「予測」が、セグメントに回収されない個人の特性や潜在能力が十分考慮されないまま行われてしまう、という点で「個人の尊厳」を脅かす可能性がある。

第三は、AIが意思決定を行う際のアルゴリズムがブラックボックス化して、「自分でもわけのわからない理由」によってスコア付けをされたり、行動が制限されたりする問題であ

る。これは、私たちが「わけのわからない理由」にとつて自分の行動が決められてしまうことに対する本能的な警戒感に関わるものである。

その上で山本は、GDPRのような個人データ保護の動きを、AIネットワーク社会と個人の尊重原理との関係を考える上で重要な示唆を含んだ、二十一世紀の「人権宣言」だとして評価し、個人の尊重原理の観点から、特に1. データ主体がプロファイリングに対して異議を唱える権利（二二条）、2. プロファイリングなどの自動処理のみに基づき、データ主体に関する重要な決定を下されない権利（二二条）、3. 公正さと透明性の要請（二三条第二項）という三つの条文が特に重要だと評価している。

このうち三つめの「公正さと透明性の要請」とは、自動決定の存在および決定のロジックに関する意味のある情報、その処理の重大性及びデータ主体に及ぼすと想定される帰結を、主体に対して告知しなければならぬことを要請するものである。これは市民がアルゴリズムの示す「道具的合理性」に盲目的に従うことを拒否し、「メタ合理性」からの「有意味な決定」のみに従う事態を回避するために定められた条文として理解できよう。

これらの、「メタ合理性によるアルゴリズムの制御」にとつて重要なのは、そのような市民によるアルゴリズムの監視・

制御を訴える主張が、「社会にとつてどのような目的を優先させるか」を熟議によつて決めていく、市民的公共性の存在を前提としている点である。ただし、そういう市民的公共性によるアルゴリズムの制御、という理想が現実にとどの程度機能していくのか、となると、決して楽観はできないだろう。

特に、市民的公共性の基盤が弱い社会では、図2のようにメタ合理性の上に立つシステムが形式的には残っているものの、実際はほとんど機能せず、アルゴリズム／アーキテクチャ的な統治システムによつて人々の行動がほとんど律せられてしまう、という未来図が容易に描けるだろう。⁴⁾

このとき、上述のような中国における儒教的な「天理」による公共性の追求は、アルゴリズムによる人間行動の支配への対抗軸になるというよりは、むしろそれと結びついて一体化する、あるいはそれに倫理的なお墨付きを与える可能性が高い、と考えられる。

例えば、寺田浩明によれば、伝統的な中国社会の法秩序は、西洋的な「ルールとしての法」に対比される「公論としての法」という概念で理解される（寺田、2018）。この「公論としての法」では、個々の案件において個別の事情や社会情勢を考慮した「公平な裁き」を実現していくことが重視される。そして、そういった「公平な裁き」を実現できるのは教養を積んで人格的にも優れている、つまり一部の「徳」の

ある人だけだ、と考えられる。ここに、個人の人格と分かち難く結びついた「徳」によって社会の秩序を保ち、公共性を表現する、という伝統的中国社会の倫理観のエッセンスを見ることができらるだろう。

現在でも、伝統中国における「公論としての法」の名残は社会のさまざまな局面で垣間見られる。しばしば指導者の意向を反映した政治キャンペーンが法律よりも効力を発揮したり、「公正」さを求める民衆の直接行動が法廷への提訴ではなく、上級官庁・中央官庁への陳情（信訪）「上访」という形をとったりすることはその一例である。

こういった、「高い徳を備えた統治者」が直接民衆（市民）の声を吸い取り、その意思を反映した（と称する）政治を行う反面、言論の自由や人権を求める運動は厳しく弾圧されるという状況は、ちょうど図2に示されたような、市民の「欲望」を吸い上げたアルゴリズムによる統治が肥大化し、それを「法」によって縛るはずの市民的公共性がやせ細っていくという構図とパラレルな現象として理解することが可能だろう。

先ほど取り上げたGDP Rとの関連で言えば、中国でも二〇一七年六月から「インターネット安全法（中華人民共和国网络安全法）」が施行されている。インターネット安全法は、IT企業に対して個人情報保護を定める点ではGDP Rと

同じ性格を持つが、データの海外持ち出しや海外企業による使用を厳しく規制する反面、企業に対し国の安全及び犯罪捜査の活動のために、技術的サポート及び協力を義務づけるなど、「企業のデータ収集活動に対する国家介入の正当化」という性格が強いものとなっている。

そこにあるのは民間企業による個人情報の取得やそれを用いたアルゴリズムの提供を国家が規制する、という姿勢であり、GDP Rのような政府が提供するアーキテクチャも含めた統治システムを市民が監視する、という発想は基本的に希薄である。

このように、情報技術の進展を背景とした個人情報の保護をめぐる法規制のあり方には、欧州と中国との間に鮮やかな対比がみられる。すなわち、市民的公共性の伝統を持つ前者で制定されたGDP Rでは市民自らが定めた「ルールとしての法」によって個人の尊厳を脅かすものを縛ろう、という発想が濃厚である。それに対し、儒教的な「天理」を通じた公共性の実現、あるいは有徳な権威者によって導かれる「公論としての法」の伝統を持つ後者では、個人情報をめぐる法規制もあくまで「民意（＝天の意思）」を体現した共産党政権が市民に代わって民間大手IT企業の暴走を止める、という姿勢が前面に出ている、といえよう。

五 道具的合理性が暴走するとき

前節で見たような、人々の行動の監視を「道具的合理性」に基づいて行う「アルゴリズムの公共性」に対する市民の監視が不十分であるとき、どのような状況が生じるのだろうか。筆者は、中国の「監視社会化」を、多くのマスメディアによる報道がそうしているように、オーウェルが『一九八四年』で描いたような冷戦期のスターリニズムのイメージで語るのはミスリーディングだ、と考えている。しかし、どう考えてもそれに近いイメージで語ることを避けられない事態も生じている。そのもっとも深刻なケースが、少数民族居住地域における統治、なかんずく新疆ウイグル自治区における状況がそれにあたるだろう。

新疆ウイグル自治区の各地に建設された、大規模な「再教育キャンプ」と呼ばれる収容施設が世界的な関心を集めている。この問題は、イスラム教徒が多数生活する新疆ウイグル自治区で、再教育キャンプとよばれる非常に大きな収容施設がいくつも建設され、その中に「イスラムの過激思想に染まって反社会的行動を起こす可能性がある」とみなされた人々が、職業訓練や法律などの「再教育」を受けるために長期間収容されている、というものだ。

中国では二〇一五年に「反テロ法」が成立し、その法律に基づいた新疆における治安維持活動が本格化する。上記の収容施設は、ちょうどその時期、二〇一六年初頭から建設が始まり、現自治区党書記の陳全国氏が就任した同年夏からから自治区全体に広がったといわれている。二〇一七年になると、その存在が海外に住むウイグル人や人権団体の間に伝わっていき、ジャーナリズムを通じてその深刻さが報道されるようになっていく。

二〇一八年夏に開かれた国連人種差別撤廃委員会で、米マクドゥーガル委員がウイグル人やカザフ人をはじめとしたイスラム教徒一〇〇万人以上が収容施設に送られた疑いがあると懸念を表明し、世界的にも関心が高まった。当初施設の存在を否定していた中国政府も、その後は「再教育のために必要な施設」という主張に転じ、同年十月十日には施設建設の法的根拠となる「新疆ウイグル自治区脱過激化条例」の改正版を公布している（『新疆ウイグル自治区去極端化条例』公布施行二〇一八年十月十日、https://www.guancha.cn/politics/2018_10_10_47549.shtml、二〇一九年三月十日アクセス）。しかし、施設に収容されていた当事者の証言が少しずつ明るみに出るのに従い、その実態が中国政府の主張するものとはかけ離れていることが明らかになっている。また、ジャーナリストによる自由な取材が許されない中で、バックパッカーや観光客として現地を訪

れた人々たちによる旅行記が、中国の他の都市に輪をかけた「監視」の徹底ぶり、ならびにそれがあからさまにムスリム系の少数民族をターゲットにしたものであることを伝えている。

この問題は、民族の独自の文化や歴史、宗教的なアイデンティティの抑圧、という側面や、地域が抱える貧困や就業などといった経済的な側面など、いくつかの異なる側面から語られなければならないが、ここでは本論文のテーマである監視テクノロジーを駆使した統治のいわば「実験場」としての側面のみ簡単に論じておこう。

この点については、テクノロジーを通じた「監視」が、政府による人々の生活へのパターナリスティックな介入と強く結びついている点が重要である。例えば、二〇一六年ごろからは、住民のスマホにスパイウェアのインストールを義務付けるなどICIT（情報通信技術）を用いた個人情報収集、さらにはDNAや虹彩のデータ、および話し声や歩き方などのいわゆる生体情報の収集が行われるようになった。これらも民生の向上、というパターナリスティックな介入と結びつけられて行われている。例えばDNAサンプルなどは、多くの人が無料で受けた健康診断プログラム「Physicals for All（全民健康体检）」の際に収集されたのではないか、と考えられている。¹⁰

このような生体情報の収集を通じた個人のプロファイリン

グにより、新疆では特定の人々を何らかの属性を持った集団として抽出するセグメント化が究極まで進んでいると考えられる。そして特定のセグメントに「犯罪率が高い」などのレッテルを貼り、常に監視の対象とする、果てはその自由を奪うさらにはそういった一連の行為を社会の安定化のために仕方がないのだ、というデータ至上主義的な「予測原理」によって正当化を行う。これらはすべて、第三節の図2が示しているたような「アルゴリズムの公共性」が肥大化した社会において人間の尊厳が大規模に奪われる実例ではないだろうか。

これまで見てきたような新疆ウイグル自治区の異様な状況について明らかなのは、そこでは社会を安定させる、といった目的が疑うことのできないものとして与えられており、全てはその目的を実現するために行われている。しかし、それはあらかじめ決められた目的を達成する際に発揮される、「道具的合理性」に過ぎない。社会の安定性の向上という目的を、多くの人々の人権をないがしろにし、苦痛を与えてまで実現することが果たして本当に「正しい」のか、ということはここでは決して問われないからだ。

そういった「メタ合理性」の立場から治安の目的自体を問うのは、本来はジャーナリストや学者それに作家など、知識人の役割である。しかし、ウイグル人の有力な知識人層はことごとく拘束されたり、自由な発言の機会を奪われている。

かといってマジョリティである漢人の知識人も、いつ災いが自分の身に降りかかるかどうか分からない状況の下では、事実上この問題について発言することは不可能に近いといつてよいだろう。このような状況が新疆ウイグル自治区においていわば「道具的合理性の暴走」ともいえるべき現象をもたらしているのではないだろうか。

まとめ——中国の「監視社会化」とわたしたち

本稿では、まず中国社会が西欧とは異なり「公」と「私」の分裂が解消しがたく、市民的公共性の実現が困難だ、という伝統を抱えているということ指摘した。そして、近年の中国では「公」と「私」のズレを、利便性を重視したアーキテクチャに人々が自発的に従うことによって解消させる方向に向かいつつあるのではないか、その結果中国社会は次第にお行儀よく、予測可能になっていくのではないか、という問題提起を行った。

ただそのことは、企業や政府がビッグデータに基づいて行う「このように振る舞えばより幸福になりますよ」という提案（ナッジ）やアーキテクチャに対する懐疑、またそのことが人間の尊厳を奪ってしまうことの制限と監視を行うはずの市民社会の基盤を欠いたまま、道具的合理性のみに基づいた

統治の技術のみが進化を続けていくことの危うさをはらんでいる。中国社会ではすでにそういった「道具的合理性」、それに支えられた「アルゴリズムの公共性」の暴走が現実起きており、その最大の象徴が新疆ウイグル自治区における再教育キャンプに象徴されるテュルク系住民に対する自由のほく奪の問題なのではないか、と筆者は考えている。

ただ、そういった「道具的合理性の暴走」は中国のような社会主義の一元独裁国家だから起きることで、そうではないわれわれの社会とは無関係なのだ、と考えることはできない。より便利に快適になりたいという人々の欲望を吸い上げる形で人々が好みや属性に従ってセグメント化・階層化され、お互いに関心を持たなくなることで、階層が固定化される。さらには階層の固定化を社会の安定化のために仕方がないのだ、という現状追認的なイデオロギーで正当化する。これはどの社会でも起きうることである。

現代の監視社会化について考えることは、つまるところ我々の社会におけるテクノロジをどう使いこなすかを考えることに他ならない。そして、私たちが肯定するかどうかにかかわらずAIを含むテクノロジは進歩を続けていく。このようにテクノロジやそれを社会実装したアーキテクチャが人々の行動パターンや、考え方までも大きく変えつつあるからこそ、私たちは現在中国で起きていること、特に新疆ウ

イグル自治区で起きていることに、少しずつでもその関心を向けていくべきではないだろうか。

(かじたに・かい／現代中国経済論)

注

- (1) 例えば、二〇一六年九月には「失信被執行人」に対する警告および懲戒制度を整備する国務院の文書(中共中央弁公庁、国務院弁公庁印発「于加快推進失信被執行人信用監督、警示和懲戒規制建設的意見」二〇一六年九月二十五日。http://www.gov.cn/zhuangce/2016-09/25/content_5111921.htm、二〇一九年三月十日アクセス)が公表され、さらに二〇一八年三月には国家發展改革委員會によつて、五月一日からチケットやパスポートの偽造、著しい迷惑行為などの問題行動を起こした人物(「失信被執行人」)は飛行機や鉄道のチケットが買えなくなる、という通達が出された(「關於在一定期限内適当限制特定嚴重失信人乘坐火車 推動社会信用体系建設的意見」發改財金〔2018〕三八四号、三月二日。http://www.ndrc.gov.cn/zcb/zc/btr/z/201803/20180316_879618.html?fbclid=IwAR2yB2RemwJ0AsGp4eN0d6Z7aV5XKJekLw6gqunPyVvT-CvKkRreb7dO3LIA、二〇一九年三月十日アクセス)。
- (2) ただし、江蘇省蘇州市など一部の都市で政府の提供する市民の行動を評価してスコア付けするプログラムの作成をアント・フィナンシャルが請け負う動きが報告されている(「蘇州打造“桂花分個人信用評価体系”『中国江蘇網』二〇一八年七月十五日、https://baijiahao.baidu.com/s?id=1606013999839208017&wfr=spider&for=pc&fbclid=IwAR34ZOUrDOApnua8g9REBd5UceyInlCC6LHlFEgS8d3y9jOanWg、二〇一九年三月九日アクセス)。
- (3) 中国の「社会信用システム」が持つパターナリスティックな性格については、堀内(2019)を参照のこと。
- (4) ユヴァル・ハラリの『ホモ・デウス』が描く、現在の「人間至上主義」の世界が終わった後に続くことされる「データ至上主義」の世界像が、図2のアルゴリズムによる統治が肥大化した社会のイメージに近いものだと「言えるかもしれない(ハラリ、2018)。
- (5) インターネット安全法については、以下のウェブサイトで中国語の条文と日本語訳の対訳が入手できる。「中華人民共和国網絡安全法／ネットワーク安全法」https://www.jetro.go.jp/act/images/world/asia/en/law/pdf/other_005.pdf、二〇一八年三月十日アクセス。
- (6) また、二〇一八年五月から「個人情報安全規範」も施行され(「信息安全技術／個人情報安全規」全国信息安全標準化技術委員會、二〇一七年十二月二十九日公布、二〇一八年五月一日実施。https://www.ct260.org.cn/upload/2018-01-24/1516799764389090333.pdf、二〇一九年三月十日アクセス)、企業が個人データを扱う場合の規則には一層の制限がかけられることになった。一般消費者のプライバシー意識の高まりが、個人情報保護の名を借りた政府による民間企業の活動制限につながるのではないか、という指摘もある(山谷、2018)。
- (7) この問題を論じるにあたっては、報道機関やジャーナリストが自由な取材をすることが不可能であるため、人権団体などやその協力者が当局の目をかいくぐって行ったインタビューや、海外亡命者による証言などによつて、その深刻な事態が次第に明らかになっていったこと、当然のことながらそれらの証言者によつて構成された事実は政府や政府系のメディアによつて描かれるものとは大きな距離があること、に留意すべきである。
- (8) 海外からの相次ぐ批判に政府当局は最近になってジャーナリストの取材を受け入れ、再教育キャンプ内での生活が快適で、批判されているような「強制収容所」ではないことをアピールしよう

としている。一方で、そういった視察を受け入れる際には、有刺鉄線や収容者の部屋にある監視カメラ、ドアや窓に取り付けてあった鉄板などを撤去するなどの「やらせ」が行われている、という指摘もある（水谷、2019）。

(9) 「再教育」のための施設には成功したビジネスマン、著名な大学教授やジャーナリスト、作家や音楽家など社会の一線で活躍する人々が多数収容されている（水谷、2018）。そこには二〇一八年に来日して講演を行ったスーリ・ティップ氏の兄、タシポラツト・ティップ氏のように日本での留学経験があり、新疆大学の学長を務めた人物も含まれている（長岡、2018）。彼（女）らの多くは「過激思想」の持ち主などではない、体制内部でそれなりの地位を得ていた人たちである。

(10) 中国——少数民族からDNAサンプルを数百万人規模で採取—ヒューマン・ライツ・ウォッチウェブサイト、二〇一七年十二月十三日。https://www.hrw.org/ja/news/2017/12/13/12755、二〇一九年三月九日アクセス。二〇一七年には、新疆の全体で七四・一％、カシュガル市では九九・四七％がこの検査を受けたと報じられている。「新疆——二〇一七年全民健康体检工作全部完成」中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト、二〇一七年十一月二日、http://www.gov.cn/xinwen/2017-11/02/content_5236389.htm、「新疆喀什市推進全民免費健康体检」『中国共産党新聞網』二〇一七年十二月十二日、http://gcc.people.com.cn/n1/2017/12/12/c415067-29701818.html、すずれも二〇一九年三月九日アクセス。

参考文献

安藤馨 (2010) 「功利主義と自由——統治と監視の幸福な関係」(北田暁大編『自由への問い4 コミュニケーション——自由な情報

空間とは何か』岩波書店)

植村邦彦 (2010) 『市民社会とは何か』平凡社新書

カルドフ、メアリー (2007) 『グローバル市民社会論——戦争へのひとつの回答』山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳、法政大学出版局

カーネマン、ダニエル (2012) 『ファースト&スロー——あなたの意思はどのように決まるか?』(上、下) 村井章子訳、早川書房

グリーン、ジョシュア (2015) 『モラル・トライブズ——共存の道徳哲学へ』(上、下) 竹田円訳、岩波書店

坂本治也編 (2017) 『市民社会論——理論と実証の最前線』法律文化社

鈴木賢 (2017) 「権力に従順な中国的「市民社会」の法的構造」石井知章・緒形康・鈴木賢編『現代中国と市民社会——普遍的《近代》の可能性』勉誠出版

スタノヴィッチ、キース・E (2017) 『現代世界における意思決定と合理性』木島泰三訳、太田出版

中国投資銀行部・中国調査室 (2018) 『信聯』の誕生で個人信用情報業界が規範化へ——中央銀行は引き続き主導権を握る』『三菱UFJ銀行(中国)経済週報』第三八八期

辻中豊・李景鵬・小島華津子 (2014) 『現代中国の市民社会・利益団体——比較の中の中国』木鐸社

成瀬治 (1984) 『近代市民社会の成立——社会思想的考察』歴史学選書(8)、東京大学出版会

ティロール、ジャン (2018) 『良き社会のための経済学』村井章子訳、日本経済新聞出版社

ハーバーマス、ユルゲン (1994) 『公共性の構造転換 第二版』細谷貞雄・山田正行訳、未來社

平田清明 (1969) 『市民社会と社会主義』岩波書店

- 長岡義博 (2018) 「ウイグル絶望収容所で「死刑宣告」された兄を想う」『ニューズウィーク日本版』二〇一八年十一月八日 (<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/11/post-11257.php>)
- ハラリ、ユヴァル (2018) 『ホモ・デウス』(上・下) 柴田裕之訳、河出書房新社
- 堀内進之介 (2019) 「情報技術と規律権力の交差点——中国の「社会信用システム」を紐解く」『SYNODOS』二〇一九年一月一日 (<https://synodos.jp/international/22353/>) 二〇一九年三月十日アクセス)
- 水谷尚子 (2018) 「ウイグル収容施設の惨状」『週刊金曜日』十二月十四日号
- 水谷尚子 (2019) 「共産党の網をかいくぐりウイグル支持の輪は広がる」『ニューズウィーク日本版』二〇一九年二月二十二日 (<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/02/12-12.php>) 二〇一九年三月十日アクセス)
- 山本龍彦編著 (2018) 『A Iと憲法』日本経済新聞出版社
- 山谷剛史 (2018) 「中国の個人情報保護の動きと行き過ぎへの不安」『ZDNet JAPAN』二〇一八年十二月十二日 (https://japan.zdnet.com/article/35129999/?fbclid=IwAR1EkG7a4pUJH_p4_CdFrtm_Tb09wNuXQT-SlmhuGt1PJXgckrNHwOM) 二〇一九年一月三十日アクセス)
- 吉川浩満 (2018) 『人間の解剖はサル解剖のための鍵である』河出書房新社
- 李妍焱 (2012) 『中国の市民社会——動き出す草の根NGO』岩波新書
- 李妍焱 (2018) 『下から構築される中国——「中国的市民社会」のリアリティ』明石書店
- Greeners, Rogier (2018), "China's Social Credit System: An Evolving Practice of Control: An Evolving Practice of Control", *SSRN Electronic Journal*.
- Human Rights Watch (2018), "Eradicating Ideological Viruses" *China's Campaign of Repression Against Xinjiang's Muslims*, September 2018.
- キーワード 監視社会、市民社会、アーキテクチャ、インターネット
トピク 習近平政権、中国社会

〈論文〉

国家に〈しない〉、乗り捨てる

〔琉球・沖縄における海域の社会思想〕

森 宣雄

一 グローバルな社会思想史研究へむけて

本稿は琉球列島・沖縄の先史時代から現在にいたる歴史を概観しながら、社会思想史研究および市民社会論のアジアにたいするパースペクティブを再構築しようとするものである。そうすることによって非欧米の第三世界の社会思想にたいする認識やその将来展望をめぐる洞察がいつそう豊かになり、〈アジアにおける社会思想史研究〉のアクチュアリティが鍛えられていくことにもつながれば幸いである。

まずは問いの設定のために、古典的な意味での社会思想と、その研究で主流となったパラダイムをざっと要約してみよう。

社会思想史でいうところの「社会」は、近代西欧の〈国家 vs 社会〉の枠組みを前提として、権力の超越論的な形態からの自由な領域として設定された¹⁾。そして西欧近代国家の柱となる啓蒙思想（立憲国家、市民社会、超国家組織など）やその止揚を目ざすマルクス主義思想などが研究テーマの王道とされ、「市民社会」はこれらの思想を担い国家を形成し、あるいは抵抗・刷新していく主体とされた。一方、欧米列強の帝国主義と敗戦後の占領改革に追従する位置に立った近代の日本にあつては、上記の近代思想の研究や普及をおこない、アジアにおいても市民社会の育成や民主的な国家形成を促進することが社会思想史研究の主たる職務と考えられてきた。あるいは、西欧近代とは様相を異にする自生的なアジアの近代を

発掘し、近代性の概念を多元的に把握しようとしてきた。

これにたいし琉球・沖縄の社会運動・思想は、くわしくは後に論じるが、上記の近代啓蒙思想やマルクス主義のような一元的な思想体系のもとで〈国家―社会〉を構想・形成することに距離を置いてきたことに特徴がある（以下、「琉球」は奄美諸島から先島諸島にいたる琉球列島とその文化圏、ないし琉球王国の社会を指し、「沖縄」は沖縄島ないし近現代の沖縄県の社会を指す。沖縄県には奄美諸島は含まれない）。だが、にもかかわらず現在の沖縄社会は、近代啓蒙思想の精華とも位置づけられる立憲的運動、市民運動、コスモポリタニズムとその相互扶助などを実態的に展開させている（本稿第四節）。それらは第二次世界大戦後、世界最強の軍隊である米軍の無期限・無制約の占領統治を大衆的な日本復帰運動によって終わらせた歴史の延長線上にあらわれている。そのため、沖縄は日本の市民的抵抗のトップランナーとも目されてきた。

たとえば日本弁護士連合会は、沖縄の日本復帰の前後、「沖縄ほど憲法が熱っぽく語られ、求められたところはない」として、「理想の実現には程遠い本土の憲法状況をふまえ、今こそ沖縄において憲法の実現を期し、機会あるごとに県民の力に支えられた個々の権利闘争を積み上げて局面の打開を図るべきである」と、沖縄の日本国参入をテコにした日本全体の立憲的民主化をくり返し提言した。また、現代アメリカの

代表的な東アジア研究者であったチャルマーズ・ジョンソンは、多くの国でベストセラーとなった著書のなかで、沖縄は「住民が自力で勝ち取った民主主義をみずから享受している日本で唯一の地域社会である」と位置づけた。³

ここにはある種のねじれとゆがみが伏在している。西欧の国家形成／対抗の主体として市民社会が設定されたように、沖縄にも民主主義を生み出す何かがあるのだろう。しかし沖縄社会の内部には近代的な社会思想の自生的な生成も、被啓蒙的な吸収や定着もあまり見いだせない。その結果、沖縄の民主的抵抗の動向は長きにわたリリベラルな新聞雑誌で注目の的でありつづけてきたが、おおむね時事的な関心にとどまり、歴史的思想的な背景が掘り下げられることも、理解を深められることもほとんどなかった。そして日本政府による沖縄の自治や民主主義の否定が新聞の紙面をかざる一方、上引のコメントでいわれていたような、「住民が自力で勝ち取った民主主義」がなく「理想の実現には程遠い本土の憲法状況」は、そのままに漸次的後退をつづけ、いまだでは改憲プロセスの発動を待つ段階にいたっている。

社会思想史研究が事実上は欧米思想史研究の別名であり、かの地の近代国家と市民社会に範をとった輸入学問として本質的にその範囲を超えることなく終始するならば、第三世界の非欧米的な社会の動きが置き去りになるのもいたし方ない。

近代化論や市民社会論、マルクス主義革命論などに適合しない部分は専門外として関知しないということになる。しかし本誌が今号において「東アジアの市民社会」をテーマに立てたことには、日本をふくむ東アジアの枠外に立つて立憲民主主義の漸次的衰退を拱手傍観するような姿勢を乗りこえようとする、アクチュアルな意志も含まれているように思う。

そこで本稿では、東アジアにおいても近代西欧的な市民社会を発見しようとするアプローチではなく、表面的には市民社会概念の変種とも流用とも位置づけられる「東アジアの市民社会」の発現が、概して西欧性とも近代性とも無縁なところから発し、社会思想を発展させつつってきたという道すじを、沖縄の事例から提起することとしたい。そうすることで、まずもって沖縄が日本の民主主義の先頭に立つといわれながらその社会思想が学問上の関心対象になりえないというねじれを正すことができるだろう。そしてそれは近代西欧を標準とした社会思想史研究を、真にグローバルな価値基盤の上に置きなおすパラダイムの改廃につながるかもしれない。というのも、古典的な社会思想史の世界観ではとらえきれない、近代西欧とは対照的な海域の群島社会を検討することで、アジアの〈自生的な社会思想史研究〉が成立し、ひいては第三世界における民主主義や自治の来歴と展望を適切にとらえるパスペクティブがひらかれるかもしれないからである。

二 戦後沖縄における社会思想

沖縄における民主主義の発展を跡づける際、主として注目されてきたのは、第二次大戦後の米軍占領統治からの日本復帰運動であった。本節では市民社会論と沖縄のつながりなきについて明確にする課題を念頭に置きつつ、戦後沖縄の歩みをふり返っていきたい。

戦後沖縄の社会運動を一言でいえば〈自治・平和・人権〉の獲得を旨とするものであった。それらを否定された統治体制のもとに置かれていたからである。具体的には、一九四五年に日本の防衛圏から外され、国体・日本本土防衛の〈捨て石〉として全島を戦場化された。これは以後現在にいたるまで緩慢につづく、日本の政治判断による沖縄住民虐殺のはじまりとなったともいえる。その後、一九五二年発効の対日講和条約ではアメリカによる沖縄占領の継続が合意され、翌年からは、大統領ら米政府首脳が冷戦下の極東情勢の緊張がつづくかぎり無期限に統治するとした疑似的戒厳令の声明を重ねることで、沖縄住民の決定権の剥奪が正当化された。これは日本政府が戦前米の沖縄にたいする主権を名目的に保持しながらその主権の顕在化を放棄し、米政府の無制限の統治を容認するという、日米合作の沖縄占領体制の確立を意味した。

沖縄は日本からアメリカに提供された租借地のような法的地位にあったといえる⁵⁾。そのため、沖縄社会は日本国内に復帰し戦後の平和憲法を適用させることで〈自治・平和・人権〉を回復する展望を立て、大衆的な自治要求運動とベトナム反戦運動を起こすことで米軍統治の継続を不可能にさせた。

しかし一九七二年に沖縄を迎えるにあたって、日本の国会は実態的に沖縄のみを対象とする特別立法をおこない、在日米軍基地のほとんどを沖縄に集中させる差別政策を再構築した。沖縄から選ばれた議員が国政参加をはたしても、沖縄県の人口とそれに比例する議員定数は全体の1%しかなく、他府県民および選出議員の多数専制支配のもとで差別政策は継続され、こんにちにいたる。

もともと一八七九年の「琉球処分」で琉球王国が強制併合されたときから、近代日本国家にとって沖縄は着脱可能な「外地」としての性格があり、沖縄戦で切り離されたあとは米軍にとつての戦利品の性格が加わった。総じて沖縄は国家主権への決定権を剥奪された地域として近代の国家関係を結んできた。こうした沖縄の経験は、たしかに本稿冒頭で述べた〈国家 vs 社会〉の枠組みでとらえることが可能である。ではこの差別体制や軍事的圧迫に抗する沖縄の運動・思想主体は、「市民社会」としての性質をどれほどそなえているだろうか。市民社会はこれまで多角的かつ多様に定義づけられてきた

概念であるが、その特質として議論されてきた諸特徴をざっとふり返ると、それはまず国家共同体あるいはそれを形成する政治社会として認識された。また経済面を加味して、分業と商品交換にもとづく文明的商業社会とも称された。そこからさらに、資本主義の発展が生んだ自由・平等・独立的な個人による理性的結合としてとらえられた。おおむね近代の封建的な領主と共同体の束縛から解放される近代文明の担い手といった像である。そして現代では、公共的な討論で世論を形成する市民結社の総体、あるいは人間の尊厳と平等な権利を認めあう社会を創り支える「市民」の行動によって構成される公共空間というように、議論は精緻化ないし複雑化している。国境や経済体制でくくられる「社会」から、よりあいまいな世論や空間といった概念へと成立基盤を移してきたといえるが、公開性や透明性をそなえた合理主義的理性が核としてあるの⁶⁾だろう。

これにたいして戦後沖縄の社会運動・思想はどうか。沖縄戦を生きのびた沖縄島の住民三三万人のほとんどは、数カ月から数年にわたり米軍が設置した収容所に隔離され、海山の自然の恵みを採集し、相互扶助を発達させて生存を保った。この隔離された留守中に戦利品として全島の要塞化が進み、住民は米軍の余剰地に生息を許される存在、「現地人」にすぎなくされた。市民権をもった国家共同体の形成主体として

遇されてはいなかったのであるが、こうした無権利の捕虜・政治難民としての出発点から脱してきた歩みには、次のような特徴が見いだせる。

第一に組織論・方法論としては、野外・夜間の集会や明確な綱領をもたない抵抗運動ネットワークなどとおして、公的な政治領域の外で共通意思をはぐくみ、有事に超党派で結集し、大衆的参集の実力で意思表示をおこなってきた。そしてそのつど逃げて分散していくのである。典型的な方法は総辞職である。最大規模の抵抗運動である一九五六年の「島ぐるみの土地闘争」では、琉球政府の主席、立法院議員、市町村の首長・議員などすべての公職の指導者たちが総辞職を表明し、最大推計で全住民の半数以上が各市町村の抗議集會に参集した。これによって軍用地を新規接収し安価で買い上げるという米議會の決定はくつがえされた。そして統治者の方針がゆらぎをみせると、また公務にもどって以前より拡大された政治空間のもとで折衝を再開するのであった。政治的同意形成の場から排除されていたことを逆手にとり、統治者にとっての不可視性・制御不可能性を力として自治と相互扶助を發達させてきたといえる。

第二に思想については、何らかの啓蒙的な知性や主義ではなく、生存もままならない逆境にたがいが置かれているといふ（よわさ）を絆として結集するという特徴がある。そして

この基盤の上に、自然のいのちの恵み、人としてのしぜんな情を守る倫理が結集軸となってきた。

第三に主体としては、いのちを産み育て、自然宗教の霊媒者ともなる女性たちが、背後にひかえる精神的指導者としてありつづけてきたことが特徴的である。一九五六年の「島ぐるみ闘争」や一九五五年以降の基地縮小要求、二〇〇四年の辺野古新基地建設工事など、沖縄の政治社会が同意をせまられ追いつめられたとき、反撃の発火点をつくったのはつねに女性を中心とした集団であった。その一方で社会の前面に立つ前衛的位置に立ったのは、政党、労組、市民・住民運動ネットワークなどと、社会構造の変化とともに代替わりしつつ、先導的役割を終えると後衛にまわり、層を厚くしていった。現在は、問題の（現場）における対面関係でつながり、次々と消えていく個人々の不定形な顔見知り関係（半匿名）が、県内外の世論を背景に前衛的な突破口をひらき、累積した政党・労組などの諸団体が後追いつし、それを投票行動や世論調査が支持し、そこからまた個人々が行動に立ちあがるといった循環が形成されている。

こうした戦後沖縄の運動主体は合理主義、個人主義などの近代思想よりも、それらが否定した前近代性の諸特徴のほうに親和的である。村落共同体を基盤としているが、新旧内外の諸要素が折りかさなり、突出した政党や組織、リーダーや

政治思想は生みだされてこなかった。そもそも「主体」ともいいにくい。よわく、自然で、社会の前面に出ないが、具体的な日常においていのちを生み守るための人びとの編成やつながりが、歴史を動かす中心にありつづけたように思う。

では、なぜ表に出ず、一元的にまとまって強いもの（組織や思想）をつくり出そうとしないのか。その信念をさぐる手がありとして、戦後沖繩の非暴力抵抗運動の原典ともいえる伊江島土地闘争の「陳情規定」（一九五四年十一月二十三日改訂版）を一瞥してみよう。その補足部分では次の諸点の重要性が強調されている。「人道、道徳、宗教の精神と態度で接衝し、布令・布告など誤った法規にとらわれず、道理を通して訴えること」。「人間性においては、生産者であるわれわれ農民の方が軍人に優っている自覚を堅持し、破壊者である軍人を教へ導く心構えが大切であること」。素朴で普遍性をもった道理や社会倫理に立脚し、人間を超えたものへの敬意や慎みを重んじる価値観に結集することで、近代国家の法や軍事を凌駕する思想的態度を築いていたことがうかがえる。人為性ではなく、自然環境のなかで育まれつづけた思想・文化・宗教心が、人びとの結集や抵抗のバックにある。それはどのようなものか。次節では、より長期的な琉球列島の歴史と文化からその思想の由来を探ってみよう。

三 琉球列島の先史・近世史における対国家思想

本節では近年進展している琉球列島の先史・古代・近世史についての人類学・考古学・歴史学の研究成果を参照して、現代沖繩の社会思想の背景を探っていく。

まず先史時代については、従来の島嶼研究では世界的に非常にまれとされる基盤社会の形成があったことが明らかになってきている。すなわち、小集団・平等社会・遊動生活を特徴とする狩猟採集漁労民の社会が、小さな島（二七〇㎞以下）で長期にわたり維持されたことである。確認できる範囲では約七千年前からの六千年である。通例、島に移住した人間社会は短期間で自然環境を破壊し、また別の土地に出ていく。だが琉球ではバンド社会から首長社会のあいだで離合集散をくりかえし、環境破壊をしない高度なサステナビリティを発達させた。

なお、人類学・考古学研究では一般にバンド社会は五〇人以下の遊動的、平等社会とされる。次のレベルの族長社会は一〇〇〜五〇〇程度の農耕社会で、族長は人望によって選ばれ、非権力的で非世襲といった特徴がある。そして首長社会は数千（二五〇〇人ほど）から数万人規模の社会で、首長は絶対的権威・権力を持ち、世襲制で縦社会。ここから国家

が発展するものとされる。

琉球では十一世紀後半から農耕が進んで人口が増加し、首長・階級社会が成立し、十四世紀には統一国家が形成された。二〇三〇年で首長社会から国家を形成するという変化も急激で、世界的にまれとされる。この国家形成の最大の誘因は、通常よくあるような生産力の増大や権力の集中ではなく、サンゴの海を土台にした交易の発展であった。

琉球列島では東アジアで唯一、大規模なサンゴ礁と内海、海岸砂丘が約二千年前までには形成された。人が住む地表の大部分も、地殻変動で隆起したサンゴ（琉球石灰岩）でできている。サンゴ礁はいま地球の表面積の〇・一％しかないが、海洋生物の種類の四分の一がそこに生息している。人類をふくむ地球上の生命が多様性をもって豊かに暮らしていくための、きわめて貴重な空間であるが、琉球は先述のとおりこれを破壊することのない程度の小規模な遊動的社会を維持していた。一方、東アジアでは中国大陸から朝鮮半島、日本列島へと王権の確立が進み、巨大化した王や呪術者たちの権威をかざる神秘的な威信材として、琉球の遠浅の海で育まれた貝類がひろく求められた。日本では弥生時代後期から古墳時代にあたる。サンゴの海はこわれやすいが、「海の畑」としてこれを守ってきたことが琉球の力となったのである。とくにヤコウガイなどの大型巻貝は内側が真珠層でできていて、磨

いて加工すると光り輝く装飾品や螺鈿細工、匙ができ、東アジア諸国で珍重された。

琉球では七世紀からこの貝の採集・加工・交易のために漁労共同体から交易共同体とその分業体制が発達し、ひろく東アジアの文物を取り入れながら、独自の琉球文化圏をつくり出した（北は奄美諸島から南西の先島諸島にいたる南北七四五kmの海域）。そしてアジア各地から渡ってきた外来集団が島の人びとと共存し土着化するなかで、琉球の風土に即したムギ作にも成功し、人口増大と国家建設にいたった。渡来船と交易をおこなう有力者が一定範囲の共同体をたばねて商船を立て、利益や舶来品を分配する領主となり、やがて地域の小王国をつくり割拠したと考えられている。

ひらかれた国際交流は琉球の国家形成の礎となった。十三世紀に築かれた琉球王国の初期の王墓（浦添ようどれ）は、「高麗瓦匠」が造ったと刻印された多量の瓦で屋根を葺いて建てられており、埋葬人骨を分析すると、中国南部から東南アジアに特徴的なDNAをもった人が含まれていた。こうした来歴は十五世紀につくられ首里城正殿にかけられた「万国津梁の鐘」（沖縄県立博物館所蔵）に刻まれ、国際交流を尊ぶ琉球の精神として、現在までひろく沖縄社会に語り継がれている。鐘の胴体にはこう記されている。「琉球国は南海の美しい土地に三韓のすぐれた文化を集め、中国と日本と極めて親密な

関係を結ぶ、日中の間に湧き出た理想郷である。船を万国への架け橋として操り、各地から集められた珍しい宝はいたるところに満ちている」（私訳）。

では、こうした歴史のなかでどんな社会思想が形成されたのか。政治権力に関する代表的なものを見ていこう。⁸⁾

第一に、古代性をおびた古い格言として、「上り太陽^{デイダ}どう拝むどう 下り太陽や拝まぬ」というものがある。上る朝日こそ崇拜するが、沈む夕陽は見てはならないという意味で、その慣習は近代まで村落に伝わっていた。「デイダ」は古代首長・豪族の尊称である。権力の浮沈交代を自然現象になぞらえて新たな支配者への順応を奨励する一方、その没落や使い捨ても必然視する思想といえる。

第二に、琉球王国建設後、第一尚氏から第二尚氏への王統革命（一四六九年）の故事にちなんだ格言として、「物呉^{わうしゅう}ゆすど我御主」（物やゆたかさをもたらす者こそ主人・国王だ）というのがある。政変時におこる忠誠心による心中や一族郎党の粛清を否定したもので、中国王権の徳治論、孟子の易姓革命、近代の生存権思想にも通じる。だがそれらの輸入思想ではなく、ルーツは第一に挙げた古代思想にあるといえよう。隆起サンゴでできた平坦な島に暮らす人びとが、力にみちた朝日の到来を歓迎し、ついで昼の盛りのきびしい日光に苦しみ、ついに沈む夕陽に権力の栄枯盛衰を読みこんできた日常経

験が、これらの思想を生んだのだと解釈されている。

第三に、十二〜十七世紀にかけて島々でうたわれた歌謡をあつめた『おもろさうし』を読むと、古代琉球人の価値観をあらわす代表的なことばとして、「むかうかたしなて」と「すでる」というものが見いだせる。「しなて」「しなう」はしなやかな調和・和合を意味する。祭祀をつかさどるノロ（祝女・神官）が神に祈りをささげて歴史を語りゆたかな未来を祈ること、神の住まう自然の杜と人がしない、その媒介役の力を得て神・聖域・城と王がしない、さらにはその王・領主と人民がしなうことで、自然・国・集落の秩序と平和が守られ生命の維持が保たれるという社会観をあらわす。もうひとつの「すでる」は「巢出る」が語源と考えられ、蝶や蛇などの孵化生物のイメージで、形態を変えた生命の再生・継承を尊ぶ思想をあらわす。ノロは蝶をかたどった菱形もようを內衣にし、のばせて儀礼をおこない、王は新年に「すで水」をもらうことで力をよみがえらせ統治をつづけた。

以上に共通するのは、政治権力を相対化し、自然環境のもとの生命の再生・循環をことほぐ思想である。なお琉球では国事から家庭にいたるまですべての宗教儀礼は基本的に男子禁制で、女性を担い手としてつづけられた。これは人類の古代社会にひろく見られる特徴であるが、その古代性を維持して、男性を中心とした政治権力に社会の決定権をすべて委

ねないジェンダー分業体制を維持してきたところに、琉球のいちじるしい特徴がある。これは戦後史、現代における沖縄の社会運動・思想にも継承されていると見ることが出来る。

もう一点留意しておきたいのは、琉球では首長社会から国家形成に進むなかで、各地の領主間の戦乱や王統の変更が頻発したことである。琉球王国(中山王)の来歴に関するものだけでも、十二世紀から十五世紀のあいだに舜天、英祖、察度、第一・第二尚氏という五つの王統がおこった。「万世一系」をうたう日本の天皇制思想とは異質であり、離合集散をくり返して権力の集中を防ぐのは先史時代からつづく琉球の特徴である。しかし革命にともなう戦乱は、社会が大規模化するにつれ望ましくない負担となる。上記の社会思想はこれを背景に生みだされたと考えられるが、じつさいに相つぐ動乱を終息させる契機をもたらしたのは、国家形成の誘因とおなじく、外部の国際情勢の変化と、それに適応した交易上の利益の拡大であった。十四世紀に元から交替し国際秩序を再構築していた明は、琉球の王たちに中華世界の華夷秩序内に入るよううながし、琉球は中国皇帝から国王の承認(冊封)をうけることで統一国家としての琉球王国を形成した。こうして琉球社会は政治的権威・統治技術を輸入することで動乱をおさえると同時に、中国への朝貢貿易や東南アジアとの中継貿易によって繁栄する条件を得た。

琉球・沖縄の人びとはすべての命・ものの種・神・先祖がおわす原郷として水平線のかなたにニライカナイを思いえがく世界観を、古代から語り継いできた。それは単に古いものが残ったということではなく、交易をめぐる歴史経験に裏打ちされ更新されてきた結果でもあるだろう。海のむこうからは共同体にとって有害なものもやってくるが、迎え入れること、ひらかれていることは、自治の尊重という原理と対立しつつも、島全体の発展にとって否定してはならない超越的な原理として歴史的に鍛え上げられてきたのではないか。

つづいて琉球王国の段階での、近世にかけての社会思想を見ていこう。そこにも前代からの特徴の継承発展がみられる。第一に、中国皇帝による新国王の承認から下級役人や村のノロ交替にいたるまで、同僚や共同体成員の大衆の推挙により就任するボトムアップ人事が貫かれていた。第二に、首里城を守る警備機構や軍事組織はそれ以前からの交易船の航海体制・乗員組織をモデルに踏襲し、琉球王国は「地上に浮かんだ貿易船」として運営されていたと考えられる。第三は、先述のとおり宗教儀礼は「聞得大君(王の姉妹をルートとする)を頂点に男子禁制を維持し、権力の一元化を防いだことである。交易通商の利益で便宜的に琉球王国に結集するが、そのなかでも共同体の自治を重んじ、王府の政治権力の暴走を防ぐ平等主義の論理は生きつづけていた。その後、十九世紀末に

琉球王国は日本に併合され滅亡するが、その混乱のなか、国王は対日抵抗をあきらめさせることに尽力し、東京に連行されることもなかば喜んでいた。その理由として旧王家に伝わるのは、琉球の政治は古来「天下は一人の天下に非ずして、天下の天下なり」という思想でやってきたので大国の到来にも抵抗すべきではないという諦念があったからだという。じっさい、対日恭順姿勢をとる王家を捨てて新王統を立てようとする意見もあり（黒頑派）、王国存続をねがう抵抗派は日清戦争で中国が敗れるまで中国に亡命して救国請願をつづけた。国王の権威や決定に盲従しない思想は、王国が最期を迎えるまで、上下そろって維持されていたのである。

さて、先史古代から近世まで駆け足でたどった本節の議論と前節の問いを総合し、琉球・沖縄の国家との向きあい方をまとめると、次のようになる。島の生存環境にとつて破壊的となる過度な発展を抑制する小規模・非権力的・遊動的な基盤社会が約七千年前から成立し、約千年前からはその村落共同体（シマ）が連携して交易体制を築きだした。そして十四世紀からは外来の文明・統治集団を迎え入れつつ、国家を建設し運営するようになったが、共同体のあいだに根づいた自治・平等主義を基盤にして国家をその社会思想のもとで飼いならし、国際環境の推移にあわせて国家体制を乗り捨てる非使い捨てることまでよしとしていた。

この千年のあいだ、社会が生きのびるための対外的な仮構は、東アジア諸王権の威信材の供給地、中華朝貢体制の貿易中継地、薩摩藩侵攻後の中国・日本への二重朝貢、天皇制帝国の外縁、米太平洋軍の拠点、そして現在の東アジア随一のリゾート、「癒やし島の島」と、種々変容してきた。こうした多様な変遷を可能にした背景としては、時代ごとの〈国家—社会〉の政治的論理に統合されない領域が、自然環境とそれに即した宗教観・秩序観のもとで保持され、そうすることで一元的な思考の支配を封じてきたことが挙げられる。戦後沖縄において国家に対抗する社会運動が発展したのは、歴史的に見れば特異な現象であり、それは帝国主義的な軍事支配に抗することがシマ社会の存続にとって必要不可欠な時代環境があったからだと考えられる。

四 〈国家—社会〉の外部と交通する立憲的運動

前節では琉球・沖縄の政治思想の特徴として、外来の侵略的なものであれ内部から自生的に芽ぶいたものであれ、権力政治に一定の距離を保つ姿勢があったことを強調した。限られた島の自然環境で社会の生存と発展をはかるには、権力の過剰な自己増殖をおさえつつ、新たな要素を外からとり入れ、また外部にひらかれて出ていく開放系の思考が欠かせないか

らである。つまり琉球・沖縄の社会は国家の形成／対抗の主体として自己を規定することを避け、むしろ〈国家―社会〉の外部領域と交通しつづけることで多元的な社会の存続と発展をはかってきた。これを近代思想になぞらえていえば、三つの思想原理がゆるやかに三位一体をなす編成といえる。アナキズムとその相互扶助の精神に通じる村落共同体の自治を基盤として、一方では琉球・沖縄を単位としたナショナルリズムによって群島の外部からの破壊的影響に対処しつつ、他方では海をこえたコスモポリタニズムで新たな活路をもとめつづける¹⁹。

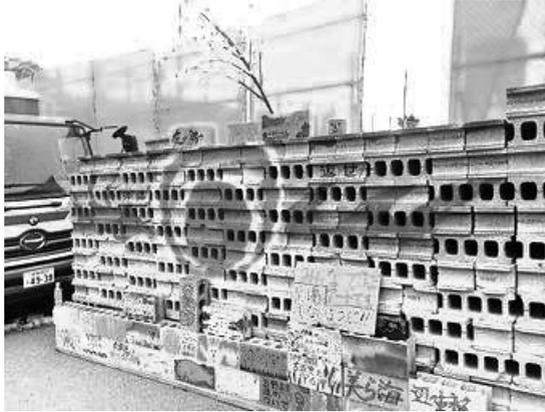
とはいえ現在の沖縄は、日本の衰退と大中国の復活のはざまに、今後も半永久的に「基地の島」として生存の危機にさらされるか否か、きびしい政治の季節を迎えている。本節では、こうした世紀的な岐路にあつて国家権力の圧迫をうけ、やむをえずそれに対抗するなかで、開放系の琉球・沖縄の政治文化からどんな運動と思想が生みだされているかを見ていきたい。

一九九六年以降、日本政府は市街地にあつて老朽化した米軍普天間基地を返還するかわりに沖縄島北部の名護市辺野古に巨大な新基地を建設する計画を進めている。しかし日本復帰後一度もおこなわれていない米軍基地の新規拡張計画にたいし沖縄では県民の七割ほどが反対し、各種の選挙結果でも

新基地反対派が勝利しつづけた。そのため日本政府は二〇一四年から建設工事を強行し、司法権と警察力を使って平和運動の鎮圧をはかるようになった。その裁判の代表的なものとして、二〇一六年一月、米軍辺野古ゲート前の道路上にコンクリートブロック千数百個を積み上げた威力業務妨害の事件をとりあげてみよう²⁰。

二〇一六年から翌年にかけて、那覇地検は「平和の壁」積み上げ運動の主謀者として山城博治（沖縄平和運動センター議長）と稲葉博（沖縄平和サポーター代表）の両氏を長期勾留し起訴した。那覇地裁および福岡高裁は有罪判決（執行猶予つきで懲役二年と同八月）を下し、最高裁は控訴を棄却した。しかしこの運動を押し進めたのは被告人となった運動現場の世話人ではなく、沖縄内外から工事現場まへの抗議活動に通い、あるいは支援を送りつづけた「多数の氏名不詳者ら」（起訴状）であった。その運動参加者にたいし、戦後沖縄刑法史研究会が公開研究フォーラムでアンケート調査をおこなったところ、次のような体験と思いが寄せられた（一部抜粋）。

「もうこれ以上のケガ人を出したくないとふいにブロックを置くことになりました。「一人ひとりが自主的に行動に加わっていた。何と美しい行為だろう」。「機動隊との直接衝突もなく、何より県民同士の対峙を避ける、すばらしい反対行動」。「機動隊も喜んでる感があった」。「解き放たれ



辺野古工食用ゲート前のブロックアート

(『沖縄タイムス』2016年1月29日「辺野古刻々」ツイート配信より)

た世界が展開“みたいに感じた。参加した多くの人たちは、このブロックに基地のない平和な世界を実現させるんだ！という願いを込めて積み上げたのです”。「人の代わりに『はにわ』を使って殉死の習慣を止めさせたのと同じように、ブロックを置くことで私達の身体への暴力を回避する」。「権力を持たない人々のギリギリの表現行為が犯罪にされるとは、とても信じがたい。名護署に自首に行った人も居ます」。「民意を無視して命をうばう基地を、ウチナンチュをたくさんケガさせて、無理やりつくる国と、つくらせない、と自分たちと一緒にブロックを置いて抵抗する、誰が一番悪いんですか。非暴力で基地のない平和を求めて立ち上がる人たちの行為はこの国では正義ではないのでしょうか」。

当時の状況を説明すると、ブロックは最初ゲート前に座りこんだ市民が一日に何度も警察によって暴力的に排除され、傷だらけになっていたため、人の身がわりに意思表示として置いたものだった。これは現場の警察官個人にとっても、非難されながら人間を運ぶより肉体的にも精神的にも楽で、人間同士の衝突や憎しみの増殖を避ける妥協策として秘かに歓迎されていたという。そしてこのブロック積み上げによって座りこみの人の身体の安全を守る方法がSNSなどで伝わると、日本本土からもブロックや購入資金が送られてきた。託送されたブロックには平和のメッセージや絵などが描かれ

ており、カンパで購入された大量のブロックには沖縄県のシンボルである海と太陽がペインティングされ、ブロックの積み上げは基地建設を阻止する威力としてよりも、抗議の現場での暴力的衝突を避けるためのブロックアートという表現活動へと変質した。

ここでの運動と思想の展開は次のように要約できる。ブロックの積み上げは当初は目的ではなく手段としてとられた非暴力抵抗だったが、そこから誰にもひらかれた参加可能性が芽ぶき、対立する機動隊の個々人をも巻きこんでかれらの暴力性や「罪」をも浄化していく〈真・善・美〉の意識が大きく湧出していった。そしてひらかれた時空間の認識と世界観のもとで、ブロックの積み上げ自体が平和のシンボルをあらわすための目的行為、象徴表現となり、ついには政治的意思表示の自由をまもるための司法参与へと進んでいった。ブロック積み上げに関与したと警察に「自首」し、裁判傍聴や支援集会に参加し、またこのアンケート調査をおこなった研究フォーラムに参加するなどである。

この裁判には、三つの観点から重要な意義を見いだすことができる。第一は法政治思想的な意義である。本裁判は現存する国家権力とその法秩序において生みだされる不正義・差別・暴力を乗りこえて、普遍的な人権の法規範を打ち立てようとする、構成的（立憲的）権力 constituent power の生成を

めぐる争いという性格をそなえている。構成的権力とは、刑法・民法などの諸法律より優位に立つ最高法規としての憲法の「法規範」を生み出す権力の来源を指し示す概念である。日本国憲法では第九七条で、「過去幾多の試練に堪へ」てきた「人類の多年にわたる自由獲得の成果」が憲法の權威の原基であると述べられている。

構成的権力をめぐっては、民主革命が実現したのちに議会において成文化された憲法や諸法律がおおいつくし、飼いならすことのできない憲法の効力の源泉であり、議会の代表制民主主義に制度化されえない絶対的民主主義の、不定形／流動的な社会的権力だといわれる。またその本質的な特徴は、既存の法秩序（善悪や内外などの境い目をつくって「罪」を定義し、あがなわせる）を破壊し、罪を取り去る浄罪／滅罪的で神的な力にあるとされる。権力者によって私物化されがちな法秩序を一新させるその至高性の根源には、罪を罰するだけでなくむしる罪を浄化する崇高性や、世界観の刷新がなければならぬのである。¹²

この特質はブロック積み上げ運動においても見いだせる。アンケート回答で多様に表現されていたように、運動と警察のあいだの力のせめぎ合いに終始するのではなく、暴力的衝突を抜けて対立する両者が共存しあえる空間を切りひらいたことが画期的な意義をもったのだと認識されていた。意見

対立や立場の違いのなかにも平和をつくり出そうとするのは、沖繩の社会運動史においてくり返し見いだせるモラルである。それは「敵側」を憎しみ、対立を固定化させることで武力による解決のみに頼らせ、結果として強大な権力に従うことを国民に強いる国家主義思想を超克する意味をもっている。

第二は、沖繩戦後史における最大の難問にたいする突破口がうかがえることである。その難問とは、一九七二年に米軍の戦時占領権力を倒した沖繩社会は、日本国の安保体制や刑法など法政治体制にたいし、どう転換を迫りうるかである。

一九七九年に明らかになった昭和天皇からマッカーサーにあってた「天皇メッセージ」（一九四七年）に見られるように、戦後日本の国家権力は米軍による沖繩長期占領の提唱者であり共謀者でもあった。それにたいしてどのような関係を結ぶかは、現在も沖繩社会にとって喫緊の根底的な課題となっている。「平和の壁」積み上げ運動は、この難問をめぐる沖繩社会が、風前の灯となった平和憲法を守ろうとする日本の市民とともに（憲法的な法規範づくり）の領域にふみこんだことを示唆している。

戦後沖繩の社会は、軍事支配の終焉と平和憲法への合流を目ざして米軍権力とたたかい、日本に復帰した。だがいまや日本の政治権力は改憲プロセスに着手しつつ沖繩の基地の固定化を策するようになった。ここには日本復帰の正当性さえ

疑問にさらされる歴史的なアイデンティティの危機が到来している。このアイデンティティの問題をもっとも明確に訴えるなかで在職中の二〇一八年に病死した。こうした状況下で、不正義や差別の克服を目ざす沖繩の社会思想は、日本国の法秩序を前提とすることさえ部分的に踏みこえつつある。もともと憲法を生みだす構成的権力は国家の法秩序に収まりきらない力であり、立憲的な正義を求める社会運動は国家体制をふみこえる性質をもっている。平和憲法をもとめた精神は再度不定形な状態にもどり、国家の枠組みから流出しはじめたともいえよう。

その流出の向かう先は、本裁判をめぐる第三の特徴と意義に重なっている。それは国際人権法の領域との接続である。運動の首謀者として逮捕された山城博治氏は、二〇一六年十月から翌年三月まで五カ月にわたり未決拘留され、検察官の取り調べでは運動からの離脱を迫られたという。これにたいしては国内の刑法学者六十余名の緊急声明を皮切りに、市民や国際人権NGOが抗議と釈放要求を展開し、裁判所には国内外からの約六万人分の署名簿が提出された。国連の人権理事会でも、表現の自由に関する特別報告者が不当な長期拘留について懸念を報告し、保釈後の二〇一七年六月には、国連本部での総会で山城氏が沖繩における人権弾圧について報告

した。日本の司法において刑事事件の被告人とされた人物が、権威ある国際機関でその不当性を訴えるというのは日本史上初めてのことであった。

こうした国際人権運動との接続は裁判過程にも反映された。日本の法律家・法学者を中心とした山城氏の弁護団は国連の特別報告者による「訪日報告書」と「集会の適切な管理に関する国連勧告」を法廷に証拠提出した。後者の文書では、長期にわたる座りこみや「占拠」型の示威行動も集会の一形態とされ、救急車の交通往来など人命にかかわる緊急の場合をのぞき「集会の自由」は守られるべきであると勧告されている（第一〇項）。また、「歴史的に差別を経験した集団または個人の権利の平等かつ効果的な保護を確保するため、特別に尽力すべきである」ことも記されている（第一六項¹³）。この文書は一番では証拠採用が却下されたが、ねばり強い努力により控訴審では採用された。本裁判は閉鎖的な日本の司法に国際人権基準を適用させるとりくみとしても、大きな意義をもったといえる。

さて、これら国際人権法の世界との接続は、一国的な（国家―社会）の外部との交通によってシマ社会の存続と発展、〈自治・平和・人権〉の獲得を旨とする現在の沖縄の社会運動の特徴をあらわしている。他に沖縄県知事も二〇一五年には国連人権理事会で米軍新基地建設に反対する声明を発表した。

国家を媒介しない国際的な発信・交流活動は、国際的な観光リゾート地となって海外との交通量を増した沖縄で頻繁におこなわれている。

では、これをより長期的な琉球・沖縄の歴史に位置づけ、市民社会論との関係を問うとすればどうだろう。海域の島嶼社会の生存戦略は、国家以外の人権NGOなど多様なアクターが協働するグローバルな市民社会とも連携するようになったといえる。だがこのことをもって沖縄に市民社会が成長したといえるかは分らない。むしろそれは先史古代からの琉球・沖縄の歴史発展のパターンをくり返しているように見える。国際環境の変化に（しなで）適応しながら、島の生存発展をはかる、そのあらわれが、日本の法政治秩序からの思想的流出となっていないのではないか。かつて希少な大型巻貝をもとめる人びとを迎えるなかで統治技術を輸入して交易国家をつくり、東アジア諸国とともに国際交易体制をつくり出したように、いま沖縄社会は日本の護憲勢力や国連人権理事会などと連携しつつ、国家権力とミリタリズムの暴走をおさえる政治技術の開発にとりくんでいるということである¹⁴。

五 国家を忌避する大陸の社会と、 国家を乗り捨てる海域社会

国家の形成と対抗いずれにも距離をとりつつその外部に自

治と生存の空間をひらこうとする琉球・沖縄の社会思想は、市民社会論の枠組みにうまく当てはまらないとすれば、どう位置づけるのが適切だろうか。比較考察の対象としてもっとも適しているのは、南米やアジアの人類学研究で発掘されてきた、国家の集権的統治を忌避する社会思想についての議論だろう。

国家の統治を忌避する社会は、近代国家とその国家間関係を基礎とする近代的 세계観においては、「野蛮」「未開」とされてきた。外部からの征服や教化、あるいは内発的な成熟や発展であれ、いずれは国家の統治空間に統合されるものと思なされてきた。このような見方は近代国家の集権的な世界像を一元的に全世界に押しひろげた結果成立するものである。西欧諸国が近代において帝国主義の支配を世界全域にひろげるなかで、それを正当化する役割を担う、その意味での歴史性をおびた世界観といえる。

だが帝国主義間の争いが二度の世界大戦を生み、人種偏見が各種のホロコーストをもたらしたことから、第二次大戦後、このような一元的な世界観を克服しようとするとりくみが本格化し、そのなかで国家の統治を忌避する社会の研究も積み上げられてきた。代表的なものを挙げると、まずクロード・レヴィ・ストロースはユネスコの依頼で一九五二年に論文「人種と歴史」を発表し、アメリカ大陸の人類学研究の知見

を背景に、進化的な世界観を否定した。近代化を進める文明社会にたいし遅れた社会が存在するとされてきたが、それは停滞的に見えるだけで、「必ずしもその文化自体がそうであるからではなくて、その発展の線がわれわれに何の意味ももたず、われわれが用いている準拠体系の用語では測りえないから」にすぎない。未開と見える社会は、大規模な文明を築き上げると同じように活動的で同じくらい多くの才能を使いながら、発見や発明を蓄積し総合するよりも「一種の波うつ流れに分散」させてきたのだと論じた¹⁵⁾。

では革新的な知識や技術を蓄積し総合することを拒否するなかで、「未開」社会は何を追求してきたのか。ピエール・クラストルはおなじく南米の人類学研究にもとづいて、「未開」社会とは、国家という機構が物質的超過と社会的格差をもたらして人間にとって制御不能になることを避けるための制度や習慣を発達させてきた社会だと位置づけた。そして国家形成を唯一のすじ道として価値づける進化主義や社会の構造主義的・マルクス主義的解釈を批判した¹⁶⁾。

さらに近年ではジェイムズ・C・スコットが、中国南部から東南アジア大陸部にひろがる山岳地帯では、平地に発達した定住農業・文字・国家などの文明と接しながら、あえてそれを遠ざけ、平等主義的な社会を選んできた遊動社会が広大に存在してきたと指摘した。そこは国家からの避難地帯でも

あり、近代のテクノロジーと国家に触れれば人類はいずれ同化吸収されるという文明史観を否定した。そしてこの知見をもとに、山地民、漂海民、遊牧民、逃亡奴隷、先住民など「国家を避けようとしたり、あるいは国家によって排除されてきた」社会の視点から、国家中心主義とは異なるグローバルな世界史を描いていく展望を示した（スコットは「アナーキズム史観」と呼ぶ）。

ただしスコットは、距離の障壁をとりのぞくコミュニケーション技術の発達によって、第二次大戦後では山地民の自治は弱体化され、国民国家の覇権のもとに吸収されてきたと述べて、自己の研究事例の射程を限定している。これにたいし本稿は、山地とは異なり第二次大戦後も現在進行形で展開を上げている海域の事例を提起する意味をもつだろう。

本稿は地球全体の自然環境と人類史の視点から歴史をとらえるグローバルヒストリーのなかに、琉球・沖縄史の独自の存在意義を位置づけるものでもあった。その視点からすれば、いま挙げてきたレヴィーストロス、クラストル、スコットの研究は、いずれも大陸部での事例に依拠するかたよりのあることを指摘できる。いうまでもなく地球の七割は海だからである。

なお、陸地の三分の一は森林であり、他に高山地帯や砂漠など居住不適地もある。従来の世界史は、古代の農業革命

（ユーラシア大陸の大河流域）、近代西欧に発する産業革命、アメリカを中心とした金融資本主義とIT革命といった流れを主軸として、そもそも地球上の二割程度の地域を主たる舞台とするものだった。そこでは国家や都市における政治経済権力が主役の座を占める。このような歴史観は、人間にとって生産力や権力を増やすことが大事だとする価値観によって支えられ、説得力を得ているだろう。しかし現代世界は人間の生存環境さえおびやかす科学文明の弊害に直面し、世界の多様な姿とその必然性を知るようになった。生産力と権力を中心にしたものの見方は、人間の文明世界が統制可能な範囲で立てた世界観・歴史観として限定づける必要がある。

本稿で見てきた琉球・沖縄の社会思想・運動の歩みは、自然界・異世界にひらかれた海域の群島社会における自治と平等性の維持回復にむけたとりくみと位置づけられる。スコットが提起した「国家を避けようとしたり、あるいは国家によって排除されてきた」者たちのグローバルヒストリーとは一部重なり、一部外れる。みずから国家をつくったこともあり、現在も国家を全否定していないからである。スコットが検討したような山岳地帯は国家の支配から逃避した者たちの避難地帯でもあったが、自然の障壁がそれを可能にしていた。それにたいし島嶼社会の住民は逃げる場所もなく、海外から到来する国家の支配を受けいれるほかなかった。だが他方で山

地の避難地帯の自治が二十世紀のコミュニケーション技術の発達により失われていったのと対照的に、琉球・沖縄は国家の支配を次々と受け入れつつもそれに従属しない自治と民主主義を現在まで独特なかたちで展開させてきた。海にひらかれた開放性・融合性の思想は国家にこれまで征服されていないのみならず、国家を拒否する「アナキズム史観」にも統合されることがなく、いわば両者の中間領域を私たちの世界認識に提起しているといえよう。

亜熱帯の海域にうかぶ隆起サンゴの平坦な島で発展してきた琉球・沖縄の社会は、集権的な国家の建設をみずからは強く志向してこなかった。環境がその思想を導いたともいえる。土壌は薄く真水や資源も限られているので、農業革命にも産業革命にも適さなかった。また、高温多湿な気候と台風の定期的な襲来は富と権力の蓄積・集中をはばみ、散在する島々にわざわざ労力を注いで集権的な支配をしいていく利益も必然性もとぼしかった。これらは海域の群島世界に共通する自然条件である。だがその一方で、琉球・沖縄は絶海の孤島として国家から隔絶してきたのでもなかった。古代王権の貝交易ルートの成立や、中華帝国の国際秩序における冊封・朝貢体制、近代の国民国家、国際人権運動など、各時代の陸地で発達した文明の動きに順応してきた。そしてそれらを選択的に摂取しつつも、何らかの主義や制度で一元的に社会を編成

し生産力や権力を増大させようとはせず、限られた環境下での生命の維持と、外部の多様な世界との交流の継続に価値を据えてきた。

こうしたふるまいのうちに一貫して見いだせるのは、先に第三節で触れた『おもしろさうし』の思想である。国家や文明など向かってくるものに（しない）、支配下に収まりながらもいずれそこから（巣出て）再生をつづけていくことに価値の中核を据える。それはある意味で（国家の側から見れば）究極のアナキズム思想ともいえる。国家の内部にありながらその権力と権威を相対化しつづけて、集権的な政府がアメとムチいずれの策を立てようとも、陸地と同様の支配を貫徹することはできない。この脈絡から推し量れば、もし国際情勢の変転のなかで今後ふたたび琉球自身の国家が再興することがあつたとしても、それはこれまでどおり、次の再生において乗り捨てるまでの仮構としてあるのだろう。環境史と民衆史を入れたグローバルヒストリーの歴史観からは、そのような展望が描ける。¹⁸⁾

むすび 「アジアの世紀」を受けて立つ 社会思想史研究

第一節で立てたアジアにおける市民社会、社会思想史研究のあり方をめぐる問いにもどらう。アジアでは人間の支配が

貫徹しない多様な自然環境のもと、共同体の自治と、さまざまな民族文化や宗教が多元的に発展する一方、神格化を追求する専制権力が古くから自生し、またそこに西欧からの帝国主義支配の圧迫が重なり、現在はグローバル化のもとで総じて強権的な政治体制が多くの国々で（再）構築される趨勢にある。二十一世紀は「アジアの世紀」となるといわれて久しいが、それはアジアが経済成長の世界的な中心となる展望にもとづいている。核兵器と領土紛争、民族対立をかかえたアジア諸国が強権的な政治支配のもとで紛争を暴発させることなく、平和のうちに発展していくことは世界人類の願いであり、私たちアジアの人間に課せられた使命である。

このような状況認識と問題意識に立つとき、大国の動向に偏重した政治史観や、国家形成／対抗の主体にばかり注目するような思想史観だけでは不十分である。アジア内外の大国の支配をうけ、ときに国際紛争の発火点や弾薬庫、決戦場とされてきた地域社会について、欧米・大国中心的な偏見を排した公正な認識をもつことは欠かせない。むしろ二十世紀後半以降、沖縄や韓国、台湾はアジアでは例外的に大衆運動による民主化を実現し、とりくみを持続させているが、そこには国内外のミリタリズムから社会の生存をはかろうとする、地域レベルからの大衆的な集合意思が働いてきたと考えられる。¹⁹ これらアジアの強権的な政治と、それにたいして抑制をは

かる社会の共同性の双方について、西欧をモデルとした市民社会論は、有効な分析概念とも、現実的な目標や理念ともなりたい。適用可能なのは大都市圏の知識人層を中心とした動向に限られるのではないか。

アジアにおけるミリタリズムや強権支配を抑制ないし克服する可能性の芽は、近代化論や市民社会論とは別の視点からとらえ出すとりくみが必要である。それは単一のパラダイムをまた新たに立てるといふより、多様かつ多元的なアジアや第三世界の社会を視野に収めることのできる、ひらかれたパースペクティブの設定となるのではないか。本稿は紙幅とテーマの都合から十分に考察を進めることはできなかったが、それにむけた一歩として、グローバルヒストリー、国家を回避する社会の人類学研究、民衆思想史などの知見を用いて、国家に順応しつつ国家を乗り捨てていく海域世界の社会思想を提起した。

国家との距離のとり方は屈従か抵抗か、さもなければ逃亡かといった単純なものではないし、民主主義や自治は市民社会だけの専売特許でもない。本稿は形のうえで市民社会論のアジアや海域世界にたいする不適合性を論じたが、こうした〈否定〉の作業を一旦くぐつたうえで、思想と文化の多様な影響・接合関係を考察し、真にグローバルな価値と文化基盤の上に社会思想史研究が再生をとげることは決して不可能で

はないと考えている。海域世界に見られた複数の思想原理をゆるやかに編成するスタイルは、その手がかりの一つとなるかもしれない。

(もり・よしお／東アジア近現代史)

注

- (1) リン・ハント『グローバル時代の歴史学』長谷川貴彦訳、岩波書店、二〇一六年、一三九頁以下など参照。
- (2) 日弁連編『復帰後の沖縄白書』『法律時報』増刊号、一九七五年二月、一七〇—一八〇頁。
- (3) チャルマーズ・ジョンソン『アメリカ帝国への報復』鈴木主税訳、集英社、二〇〇〇年、七七頁。訳文は原書 (Johnson, C. 2000, *Blowback: The Costs and Consequences of American Empire*, Henry Holt & Co.) を参照。
- (4) 以下、戦後沖縄については森宣雄『沖縄戦後民衆史』岩波現代全書、二〇一六年を参照。
- (5) 戦後沖縄の法的地位は複雑であるが、森前掲『沖縄戦後民衆史』九七一—〇四頁に分析をまとめた。
- (6) 植村邦彦『市民社会とは何か』平凡社新書、二〇一〇年参照。なお李妍姝『中国の市民社会』(岩波新書、二〇一二年) は「公共的な事柄に関する討論と決定に人々が、自らのイニシアティブによって参加する権利、仕組み、及び文化」をそなえているのが「市民社会」だと定義して、現代中国におけるそのあらわれを検討している。これは大国の大都市圏・知識人層の動きに西欧的な市民社会概念を適用した例といえる。
- (7) 以下、先史古代については主に次を参照。豊見山和行編『琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、二〇〇三年。安里進「七〜十二世紀

の琉球列島をめぐる三つの問題」『国立歴史民俗博物館研究報告』一七九集、二〇一三年。青山和夫など『マヤ・アンデス・琉球——環境考古学で読み解く「敗者の文明」』朝日新聞出版、二〇一四年。高宮広土編『奄美・沖縄諸島先史学の最前線』南方新社、二〇一八年。

(8) 琉球の古代思想については主として次を参照。比嘉実『古琉球の思想』沖縄タイムス社、一九九一年。外間守善『南島の神歌 おもろさうし』中公文庫、一九九四年。倉塚瞳子『巫女の文化』平凡社ライブラリー、一九九四年。

(9) 近世琉球の三点の特徴については次を参照。豊見山和行「官人制度の側面」『新琉球史』近世編(下)、琉球新報社、一九九〇年。高良倉吉『琉球王国』岩波新書、一九九三年、第五章。森宣雄「琉球は「処分」されたか」『歴史評論』二〇〇〇年七月号。伊江朝助顕彰会『伊江朝助先生を偲ぶ』一九六四年、四一頁。

(10) 戦後沖縄の思想の総体的な特徴として、ナショナリズム、アナキズム、コスモポリタニズムという時に対立しあう三つの思想潮流が鼎立し、多面的にひらかれたかたちの編成をつくってきたことは森前掲『沖縄戦後民衆史』の終章で論じた。これに近い議論はベネディクト・アンダーソン『三つの旗のもとに——アナキズムと反植民地主義的想像力』(山本信人訳、NIT出版、二〇一二年) にも見られる。同書は、国境をこえて自由と尊厳をもとめ分かちあうコスモポリタンなアナキズムの思想運動が、脱植民地化をめざす十九世紀末の民族解放運動のはじまりにおいて決定的な役割を担い、ナショナリズムとアナキズム、インターナショナルリズムが交差したことを明らかにした。

(11) この裁判については次を参照。森宣雄「沖縄平和運動裁判」と歴史のゆくえ——中間報告」山城博治さんたちの完全無罪を勝ち取る会編刊『裁判闘争中間報告』Ⅱ、二〇一七年。森宣雄「非

- 暴力抵抗から平和主義の(再)立憲へ」戦後沖縄刑法史研究会編『沖縄平和運動裁判を考える——証言と研究』二〇一七年。『沖縄平和運動裁判を考える』読後メッセージ・その後通信』一・二、森宣雄・鹿野政直発行、二〇一八年。
- (12) 構成的権力については次を参照。アントニオ・ネグリ『構成的権力』斉藤悦則・杉村昌昭訳、松籟社、一九九九年。ヴァルター・ベンヤミン「暴力批判論」『暴力批判論 他十篇』野村修編訳、岩波文庫、一九九四年。ジャック・デリダ『法の力』堅田研一訳、法政大学出版局、一九九九年。
- (13) マイナ・キアイおよびクリストフ・ヘインズ「集会の適切な管理に関する国連勧告」[Joint report of the Special Rapporteur on the rights to freedom of peaceful assembly and of association and the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions on the proper management of assemblies] は、沖縄国際人権法研究会のウェブログ (<http://okinawahumanrights.blogspot.com/>) に日本語訳が掲載されている。
- (14) 日本の法政治体制からの思想的流出は、在日米軍基地の七割が集中する沖縄県にとってやむをえない必然性があるが、危険な賭けでもあり、県内世論は一枚岩ではない。米軍基地が主に立地する沖縄島以外の「離島」、とくに琉球王国に征服され沖縄島から差別・搾取されてきた歴史をもつ宮古・石垣では、市長が日本の保守勢力と連携しつつ自衛隊基地の誘致を推進するなど、沖縄島の政治と距離をとっている。これは群島社会の多源性を保持し、沖縄ナショナリズムから自治を守ろうとする原理のあらわれでもある。
- (15) クロード・レヴィ・ストロース『人種と歴史』荒川幾男訳、みず書房、一九七〇年、二八・三五頁。
- (16) ビエール・クラストル『国家に抗する社会』渡辺公三訳、水声社、一九八七年。同『暴力の考古学』笹藻充訳、現代企画室、二〇〇三年。
- (17) ジェイムズ・C・スコット『ゾミア——脱国家の世界史』佐藤仁監訳、みず書房、二〇一三年、三三〇―三四頁。
- (18) 陸地中心の歴史観を海から変えようと取り組みは、ブローデルによる古典『地中海』などで提起されてきた。しかし生態系の変遷を追い、その再生力を高めることに目的をすえた近年の環境史の視点からは、それも「本当は海の周りの土地の歴史」であって、「海洋に関する大観的な環境史は未だに書かれていない」とされる(J・ドナルド・ヒューズ『環境史入門』村山聡・中村博子訳、岩波書店、二〇一八年、二六頁)。本稿はそのような環境史のうちには包摂される人類史の見方として、政治経済権力を中心としなない民衆史の視点を立て、環境史と民衆史をあわせて、人間・権力中心主義から脱したグローバルヒストリーをえがこうと試みている。
- (19) ここで触れたような沖縄・韓国・台湾の民主化運動に注目する議論は次の論考でくわしく述べた。森宣雄「東アジアのなかの沖縄の日本復帰運動——台湾・沖縄・韓国の脱冷戦・民主化運動」『インパクトジョン』一〇三号、インパクト出版会、一九九七年。森前掲『沖縄戦後民衆史』の韓国語版(金希英・金容儀訳、民俗苑より二〇一九年発行予定)に掲載の「序文 世界の歴史を(下から)〔海から〕変える」。

キーワード 琉球・沖縄史、海域史、民衆史、環境史、アジアの民主主義

〈論文〉

現代中国における「市民社会」論の展開

石井知章

はじめに

一九八九年十一月、「ベルリンの壁」の崩壊に象徴されるいわゆる東欧革命がきっかけとなって、この三〇年近く、世界的規模で市民社会論が復活していった。この東欧革命は、社会主義の一党独裁体制に対して、労働組合、教会、市民フォーラムなど、さまざまな「下から」の運動が高揚するなかで展開し、国家権力に抗う市民の力の大きさを印象づけた。しかし、この直前に起きた天安門事件（一九八九年六月）では、この世界的な事件とはほとんど対極の状況が濃厚に醸し出され、その後、それを弾圧していった一党独裁の政治体制がそ

のまま定着していったのである。しかも、そのことには現在でも、基本的に何ら変化をみせていないばかりか、むしろ習近平体制の成立（二〇一三年）後、中国における言論状況は厳しさを増し、当局は「市民社会」に対する抑圧姿勢をますます強めている。

たとえば、改革（リベラル）派の代表的知識人や弁護士らをはじめとして、全国各地の社会活動家、作家、ジャーナリスト、新公民運動などに参加した一般市民が、これまで次々と当局による弾圧の対象となってきた。とりわけ、中国政府が二〇一五年、何百人もの弁護士や活動家を一斉に弾圧した際、そのまま行方不明となり、当局に拘束されながら、起訴も釈放もされないでいる活動家や弁護士は、その後も数多く

に及んでいる。この年の十二月には、広東の労働NGOに対しても一斉に弾圧がおこなわれた結果、ほとんどの「下から」の労働NGOは閉鎖を余儀なくされるか、政府のアウトソーシングとして「上から」再編成されるに至っている。また二〇一八年五月以降、広東深圳の外資系企業での労働争議を支援した学生たちの多くは、同年八月以降、身柄を拘束され、さらにこれに抗議する全国の大学生たちが「マルクス主義研究会」をキャンパス内で立ち上げると、二〇一八年秋以降、次々に拘束され、二〇一九年二月までに、五〇人近くが行方不明となった。これらはみな、二〇一三年五月、党中央が普遍的価値、報道の自由、市民（公民）社会、公民の権利、中国共産党の歴史的な誤り、権貴資産階級、司法の独立について論じてはならないとする、いわゆる「七不講」（七つのタブー）と呼ばれるイデオロギー統制下でおこなわれてきたことである。

だが、こうした中国での動きに対抗するものとして、学生・市民による中台服務貿易協定に反対する台湾での「ひまわり運動」（二〇一四年春）が、さらに行政長官選挙をめぐって中国側が設けた反民主的な規制に抗議する学生ら数万人による香港での「雨傘（オキュパイ・セントラル）運動」（二〇一四年秋）が、それぞれ同じ東アジアにおいて繰り広げられている。最近でも、習近平国家主席が二〇一九年一月、「台湾同胞に告

ぐ書」発表四〇周年記念で講話し、二〇二〇年の台湾総統選に向けて「一国二制度」による平和統一を選択しない限り、武力統一もあり得ると発言したのに対して、台湾の蔡英文総統は、「われわれは一国二制度を断じて受け入れない」と改めて拒否する考えを表明している¹⁾。

さらに天安門事件から三〇周年を迎えた二〇一九年六月、中国本土への容疑者引き渡しを可能にする「逃亡犯条例」改正案の完全撤回と親中派の林鄭月娥（キャリア・ラム）行政長官の辞任を求め、香港では史上最大規模である二〇〇万人による抗議デモが繰り広げられた。二〇一四年の雨傘運動では、総人口約七〇〇万の三〇%以上の香港人が占拠行為を支持し、延べ約一三〇万人の市民が実際に現場に赴いて運動に参加したとされるが、二〇一九年六月の抗議デモは、はるかにそれを上回る規模に発展していったことになる。こうした一連のできごとが、中国を中心とする東アジアにおける市民社会の可能性について、大きな問いを投げかける結果となっていることはいうまでもない。したがって、ここでは現代中国における「市民社会」の概念史と、一党独裁の統制下でますます政治的厳しさに直面している社会的諸集団、民間組織・団体の制度的課題について再検討する。

一 現代中国における「市民社会」をめぐる概念史

西側社会で Civil Society とは、理論的概念でありながら、歴史的概念でもあり、世俗社会、文明社会、政治社会、公民社会など多くの現実的社会形態を含蓄している。だが、そもそも現代中国でいわれる「市民社会」とは、いったいどのような社会なのか。一種の理念なのか、それとも実体なのか。中国史上、それはすでに存在したのか否か。中国で市民社会は生まれ得るのか、それとも欧米の市民社会が中国に適用可能なのか。それはまったく存在していない土壌に中国外部から「移植」されるという性格のものなのか、あるいはすでに内部に存在している「萌芽」に対して外部からの刺激を与えてさらに発展していくものなのか、それともそのいずれでもないのか。このような問いに対し、これまで中国における「市民社会」論をリードしてきたいわゆるリベラル派（改革派）知識人は、早くから自分たちなりの回答を提出している。すなわち、たしかに民主、自由、人権、憲政などの市民社会の概念が西洋の社会的経験と知的伝統から生まれたものであるとはいえ、それらがもともと地域、文化を超えた「普遍的価値」と意義を持つものであるがゆえに、仮にその援用に中国という国の特殊な事情を考慮すべきであるにしても、それは

中国でも使えるというより、むしろ使うべきものであると彼らは考えるのである。

「市民社会」の概念が中国に適用可能かどうかは、これを具体的に援用しつつ、中国における近代化プロセスをどのように研究するかという実際の効果によって決定される、とりべラル派は主張している。それは具体的には一九九〇年代はじめ、中国学界が「市民社会」の概念を導入した際、ロツクからヘーゲル、マルクスを経て、M・ウォルツァー、C・テイラー、J・キーンらへと至る、中国社会主義国家と一定の距離をおいた自律（＝自立）的社会、あるいは「公的領域」に対する「私的領域」として理解されていた。ここで注目されたのは、「市民社会」の国家に対する自主性、自律性、多元性であり、さらに「市民社会」の基本理念、原則、構造、価値といった方向性が明らかにされ、それと同時に中国の現代化プロセスが関連付けられていった。しかも、「市民社会」論が紹介されるに際しては、もともとマルクス主義が中国政府によって認可された公式イデオロギーであったことから、マルクスの理論的資源が「市民社会」の中国への適用可能性を検証するための正当性の基礎となったのもある意味で当然のことであろう。さらに、この時期は中国の計画経済から市場経済へと向かうプロセスと重なっており、市場化と「私的領域」が国家的枠組みの外側で急速な発展をとげ、市民社会

(bürgerliche Gesellschaft) はこの現実を裏付ける理論の発露となっていたのである。

この「私的領域」とは、「ブルジョア的」(bürgerliche)意味で「私的空間」であるとともに、社会化された「個的」価値として展開していく主体の活動の場としての「政治空間」でもある。それゆえに、中国の「市民社会」とは、伝統的コンテキストの中では一定程度のネガティブな意味合いを帯び、日本の場合と同様に、しばしば資本主義社会と同等の意味としてとらえられてきた。ここでいう「市民」(Bürger)は中国ではたんに「都市住民」と誤解されることがあったため、ここに一定の政治学的意味を持たせる必要性から、のちに「市民社会」は「公民社会」という言葉で代替されていった。この場合、「公民社会」とは、いわゆるZivil-Gesellschaft(ハーバース)という自立(自律)した政治社会の規範性との親和性を強く持つものとして理解できる。つまり、ここでのおもな課題は、資本主義の経済的關係(ヘーゲル「欲求の体系」)に由来する市民(ブルジョア)を「普遍的規範性」のともなう法的關係に由来する公民(シトワイアン)へと、いかにして揚棄するかに移っていったのである。

だが、古典的市民社会の立場からすれば、近代社会が分化していく歴史的過程のなかで生じたのは「市民社会」と「公民国家」なのだから、市民社会こそが近代以降の社会を理解

するうえでもっとも有効な座標であり、そこで社会改革を進める際の最終的根拠になっているのも、その根底にある規範性概念であるということになる。そのことの普遍的意義は、現代中国社会においても何ら変わることはなく、それゆえに中国のコンテキストにおいてもいわば理念型(M・ウェーバー)としての現実的意味をもっている。だが、ここで「公民社会」の概念は、「市民社会」と「公民国家」のそれぞれが備える異なった性質を混同し、それらの間に存在する異質性を捨象してしまっているのではないか。現代中国において「市民社会」論をめぐる論争に関与してきた多くの社会学者らが激しく議論を闘わせたのも、まさにこの点をめぐってであるといえる。

とはいえ、中国にはリベラリズムを志向する市民社会の歴史的基礎と文化の伝統はこれまでのところほとんど存在しておらず、逆に実際に見られたのは、国家が社会をまるごと併呑していくという変遷のプロセスであり、改革開放後になってようやく自主的な社会的力が立ち上がってきたにすぎない。この意味で、「公民社会」は、既述のような「アジア的」コンテキストでは、「市民社会」よりも国家の機能(全体)を強調する傾向があるため、国家だけが行使できる「現実的」政治権力によって、諸個人を自律的な「市民」でも「公民」でもなく、国家に従属的な「臣民」の地位に押し戻す契機を

あわせ持っているといえる。いかえれば、この「公民社会」と「市民社会」という二つの言葉が並存しているという中国の特殊な事情そのものが、東アジアにおいて市民社会を論じることの難しさを象徴的に示しているともいえる。こうした基本的視座を踏まえつつ、現代中国における市民社会を論じることが、その有用性について考えるうえで重要な鍵になることはいうまでもない。²⁾

二 一九九〇年代における「市民社会論」の模索

一九九〇年代に入ると、たしかに中国の「市民社会」論者は理論上の分析を通じ、解釈モデルとしての「市民社会」の意義を認識するようになっていた。だが、研究モデルとしての訴求そのものは、当時、わずかに理論上の主張、あるいはこれまでの解釈モデルの延長線上にとどまるのみであった。中国の学界が「市民社会」理論を導入したのは、この分野での研究をリードした鄧正来・景躍進による「中国の市民社会を構築する」（一九九二年）と題された論文の発表以降のことであり、これを契機に、この概念と理論が急速に広まっていく。³⁾ここでは新たな研究モデル、すなわち、「市民社会と国家」という相互作用の関係性をめぐる研究に基づき、中国の近代化プロセスにおける国家—社会間の相互作用について

の規範的解釈や分析が進められていった。だが、一部の研究が中国社会の転換過程について言及していたとはいえず、そうした研究は当初、西側の市民社会モデルに準拠して、中国社会の歴史に西洋との類似点の発見を期待するか、あるいは西欧近代市民社会モデルを規範として、これに適合しない現象を批判するだけであった。この方向性での焦点が中国と西洋との差異に向けられているものの、それは西側が市民社会発展のためにたどってきた道を中国が近代化に向かう唯一のルートと定めるものであった。

ところが、こうした努力は、研究過程において往々にして二つの誤った方向へと導いていく。その一つは、理論モデルを研究の出発点にすることで、最終的には中国の歴史と現状において一部の既存モデルに合致した前提的事実だけを参照点にしてしまうことである。その二つ目は、このルートもしくは既存モデルに基づく、中国の多元的かつ多層的歴史から一部のみを切り取り、本来なら二面的に解説または解釈できる経験的材料についても、一方的解説または批判しかできなくなるということであった。⁴⁾しかしながら、このような解釈モデルとしての市民社会をたんにモデル上の議論、および単純な併用の次元にとどめておくことは、結果的には中国の近代化プロセスにおいて、この解釈モデルの有効性を証明できなくなるばかりか、それを議論の対象として検討すること

自体、少なからず困難にさせることになった。

鄧正来によれば、中国の論者がこうした解釈モデルとしての「市民社会」を強調することは、一つにはそれが打ち建てた実体的対象の軽視につながり、あるいはその中に存在するさまざまな問題を覆い隠したり、無視することにつながりかねない。そのことは、中国の近代化プロセスにおける国家—社会間のさまざまな相互作用の關係、およびその關係性の具体的変化に対して詳しい分析や研究がなされていないことを意味している。それは一部の「市民社会」論者が、中国における実体としての「市民社会」の構築をめぐる諸問題を簡略化しようとする、そのために一部の研究者がこの分野の研究に懐疑と異議を持つていようと、いずれもより深い次元で問題の検討を疎かにしてきた。いいかえれば、中国の論者を支配する、中国の発展をめぐる方法論としての「市民社会」の建設に当たって依拠する基本的思考の枠組みと、そこに隠された前提に対する検討がないがしろにされてきたということである。中国国内の論者は、「市民社会」を打ち建てた道筋の選択について、「近代化の枠組み」（近代化理論）とそれが持つ全ての前提からの影響を著しく受けている。だが、それはつまるところ、中国の「市民社会」論者がなおも西洋の発展という経験を通して自由経済の基礎の上に「市民社会」を打ち建て、その「市民社会」の基礎の上に政治的民主化の実

現を見通しているということになる。この認識を中国の近代化発展過程に投影することは、西洋において実現した近代化の道筋が普遍的有効性を持つという前提を強く含意していたことはいうまでもない⁵⁾。

この分野における具体的問題として鄧正来は、次のような五つのポイントを指摘している。その第一が、中国の論者の「市民社会」の道に対する選択は基本的には典型的西洋型の道であり、中国のローカルな経験と知識に基づいてはおらず、西側において政治的近代化を実現した方法論の普遍的有効性に関する認識に端を発していることである。こうした前提的認識は、具体的研究の面において、西洋の制度、構造、そしてそれを中国にそのまま「移植」する可能性について何らの疑問も反映していない。第二が、市民社会は政治的近代化の必要条件ではあるが十分条件ではないということである。中国国内の論者の脳裏には、西洋型市民社会の成功経験が深く刻み込まれているために、彼らの研究にはこの問題はたんに象徴的にしか論じられないというケースが多く見られる。さらに一部の西側の国家がなぜ、市民社会を打ち建てながら政治的近代化には成功していないのかという複雑な現象に対する分析が疎かになっている。第三が、具体的研究において、中国の論者は往々にして、中国の現実的経験と近代市民社会の概念を安易に比較してしまうのだが、その結果、中国がた

どってきた複雑な発展の経験の中で西側の定義に合致するものだけが拡大解釈されてしまい、そのために中国の発展において実質的に意味のある経験が軽視される傾向にあることだ。第四が、中国の「市民社会」論者は、国内の市場経済に対する具体的分析を軽んじており、西洋の市場経済との差異によって、中国の「市民社会」の問題が近代市民社会とは異なる問題に発展していく可能性について十分な議論を尽くしていないことである。第五が、一部中国の「市民社会」研究に対する批判はあるが、そうした批判や議論が依拠する基準の大部分が、西側の論者による「市民社会」観や近代市民社会の経験だということである。このことは「市民社会」を中国に建設するための基準が実際のところ、西洋型市民社会を中国に打ち建てることの困難さを意味している。とはいえ鄧正来は、こうした困難さはたんに一時的なもので、最終的には克服可能であり、それさえ解決できれば、中国は西洋を内部に包摂した普遍的意味での市民社会を打ち建てることができ、さらに政治的近代化も実現できると主張している。⁶⁾

三 二〇〇〇年代以降の中国社会への 適用可能性をめぐる「市民社会」論

一九九二年から二〇〇〇年前後にかけて、主に海外で生まれた理論の翻訳を「移植」、評価することで欧米の市民社会理

論が導入されていたが、そこでは既述のような規範的理論研究が主流をなしていたのに対して、二〇〇〇年以降、「土着化」する（あるいは中国の特色を有する）「市民社会」の実証分析段階に入ると、「市民社会」論は中国問題と実証研究が中心となつて進められた。とりわけ、市民社会（公民社会）とは何か、「市民社会」と国家はいかなる関係にあるのか、いかにして「市民社会」を構築するのか、「市民社会」が持つ機能と不足点は何なのか、などをめぐる論争がその間長く続いた。そこではそれぞれの論者がたゆまず前進し、市民社会—公民社会—社会主義市民社会・公民社会という用語の転換を推進し、これに従って「土着化」した市民社会（公民社会）研究も深化していったのである。⁷⁾

こうして見てみると、「市民社会」から「公民社会」への転換は翻訳語や学術用語の単純な置き換えではなく、そこにはより深い現実的動機が認められる。実際、二〇〇〇年以降、改革が徐々に深層領域に踏み込むにつれて、社会の質的転換にともなうさまざまな矛盾や問題が顕現し、大衆の権利主張や利益追求が増え、同時にさまざまな非政府組織（NGO）も急速に立ち上がっていった。民生部の統計によれば、二〇〇〇年までに全国で各種の非政府組織の数は一三万七六八団体に達し、民営の非企業組織は一万八六二二団体を数えるに至り、二〇一五年までに、全国の社会組織は六六万二〇〇〇

団体に達している。こうして国家の統制からの解放や社会的集団の相対的自立性の発展から出現した「私人領域」、私人利益」問題ではなく、むしろ政治参加、権利主張、法治秩序に照準を合わせたより積極的な諸問題へと立ち向かい、「公民社会」という用語はまさにこの変革と転換の理論的反映そのものと理解された⁽⁸⁾。それはいくつかの重要な変化をもたらしたが、具体的にはまず、それまでの「市民社会」という言葉の「欧米化」された色彩を薄め、近年におけるグローバルな市民社会の勃興を多かれ少なかれ現実的に反映するようになった。さらに、「市民社会」と「資本主義社会」の概念上における混同を払拭し、「市民社会」という言葉に隠された「国家と市民社会」をめぐる「二元的対立」の枠組みを回避し、国家の政策決定プロセスに参与し、国家との相互作用を形成する方向性を確立し、「国家—市民社会」という二分法を「国家—経済—公民社会」という三分法に転換した。そして最後に、覚醒した市民（公民）意識を中国という社会生活の現実⁽⁹⁾に近づけていったのである。

この二十数年間における学術研究の進展から分るのは、二十世紀末以前の中国における「市民社会」研究では、欧米の理論資源の導入とマルクス市民社会観の新たな解釈が重要な地位を占めていたことである。その後、学術界は「中国問題」への関心を強め、とくに民間組織（非政府組織、社

会団体、NGO、NPO、第三セクター）などに対する詳細な実証研究を進め、中国「市民社会」の現状、メカニズム、展望、そして「公共領域」に関する研究に積極的になり出していく。「市民社会」と法治国家の基礎理論研究についていえば、一九九四年から二〇〇〇年にかけて、中国法学界は「市民社会」と民法、「市民社会」と法の精神、「市民社会」と法治などについてさまざまな建設的論争を繰り広げていった⁽¹⁰⁾。

今世紀に入ると、一部の研究者は近代市民社会論の視角に立って、欧米法治思想の変革と近代法治の生成プロセスを考察するようになった。というのも、法治思想上、欧米法治理論が過去から現在にわたって注視した深層問題の一つが、市民社会と政治国家、私的権利と公的権力の間に横たわる制度だったからである。それは法治の生成上、近代の法治から生まれた深層での動因であり、国家の再建と市民社会の自主的運動における権力と権利の区別、衝突、整合性であり、法治の変革上、昨今の欧米における法治形態の文化、収束、変革方向、および東アジア国家としての法治路線の選択であり、「国家と市民社会」の多様性・共通性・必要性をそれぞれ顕著に体現している。このことがまさに、国家から市民社会へという、国家と社会とが等しく緊張関係を維持しつつも、フランスのとれた発展の中で、法治の基礎を打ち固め、法治の限界を画定していった。このことから、中国が民主と法治に

真摯に向かうためには、「国家と市民社会」における相互のバランス関係を確立し、公権力を制御し、多元的権利を保障して、自主自律の規則や秩序を模索することが必要であるとされる¹¹⁾。その後、研究者の多くは「市民社会」的法治観に対する法哲学的分析を進め、「市民社会」と法治研究の分野で理論的基礎を固めていった¹²⁾。さらに、民間組織とガバナンスの研究についても、一般的に民間組織は市民社会（公民社会）の核心的要素であり、その運用母体であると認識されるようになった。

いうまでもなく、「市民社会」論にとって、民間組織と法秩序、民間組織と中国法治の進展に関する研究はきわめて重要であるが、馬長山によれば、中国法学界は主に四つの具体的問題について討議していった。第一は、「グローバルな社団革命」と社団立法である。多くの研究者は経済がグローバル化する中で権利保護を旨とする社会团体法の制定の必要性を主張し、また別の研究者は「グローバルな社団革命」を詳細に検討する中で、それをグローバル化時代の国家と社会、権力と権利の相互発展ととらえ、グローバルな法秩序の形成を推進した。中国の民間組織が分権を推進して自律した管理を促し、秩序の安定を維持して民主法治を推進する社会的力になるべきだと指摘したのである¹³⁾。第二は民間組織の制度環境についてである。研究者たちはまず、中国市民社会（公民

社会）の制度的環境から議論に着手し、マクロな奨励とミクロの束縛、段階的な登録と二重管理、多重管理と多頭管理、政府が定めた法規、党の政策、制度の行き過ぎ、制度の欠乏、現実空間と制度空間などの環境特性について考察し、関係する民間組織の法制度、非営利組織に関する法制度、税収に関する問題、第三セクターの合法性などの法的環境を分析し、それ相応の法改正案を提出していった¹⁴⁾。第三は、民間組織の合法性についてである。中国の民間組織は法的問題を少なからず抱え、八〇%以上が非合法だとされている。また、合法的に登記された民間組織にも内部管理の不備があり、財務の混乱や違法犯罪などの問題を抱えている。こうした法律上の困難さは主に政府が法を執行できないことに起因し、結局のところ立法の不備から生まれたもので、現行の民間組織に対する法体系が実効性を欠き、正当性と合法性に欠ける困難な状況にある。このため、早急に「民間組織法」を制定し、管理制度の改革を推進し、規制から育成型の管理に転換する必要に迫られている¹⁵⁾。法的正当性を核として社会的、行政的、政治的合法性を整合することで民間組織に十分な法的根拠を付与すべきとする研究者の指摘もあり、これを実現するためには、結社の自由と民主、社団管理制度の改善を促し、結社の自由を擁護する司法の保障を強化しなければならない。第四は、民間の管理秩序である。最近の中国における社会転換

と民間組織の勃興は、国家の管理に対応すべき民間の管理メカニズム、国家の法秩序との相互支援体制、多元的バランス状態を生成させ、対話と協調のメカニズム、社会資本の生成メカニズム、公共領域の運営メカニズムを作り出し、法秩序に重要な動力と基盤を提供している。当然、民間の管理には一定の困難さと問題が存在しているが、ここではさらに改革を進め、制度を改善し、民間組織に本来のガバナンス機能を發揮することが求められている。こうしたことから、研究者たちは民間組織と民間のガバナンスに関する研究で、多元的分権メカニズムと自治秩序の研究を積極的に展開していった。さらに、市民の資質に関する研究では、公民（市民）精神と民主的能力を醸成し、公共領域の研究では民間の世論空間における自主的発言と民主への参与、社会に対する監督メカニズムの確立を促した。これらは国家権力に対するチェック・アンド・バランス、社会的権利を保障するための道筋とメカニズムの模索過程となり、それによって研究者らは、「国家と市民社会」に対して双方向の関係構築、あるいはバランスある再建を企図していったのである。¹⁹⁾

四 現代中国における「市民社会」論の可能性と限界

このように、たしかに中国学術界において「市民社会」と

法治に関する研究が大きく発展してきたのは事実である。だが、政治体制、文化的伝統、中国独自の特殊事情などの要因による影響を受け、その前進過程には多くの困難と問題が存在している。それは何よりもまず、政治的タブーと学問の自由についてである。市民社会（公民社会）に関する研究は一九九〇年代、またたく間に学術界の争点となり、さまざまな議論を巻き起こしていった。だが、「国家と社会」との対立様相の強まった二〇〇五年以降は、改革の発展と法治の確立に状況の変化が生まれ、政府部門は全国規模で社会主義法治に関する理念教育を展開し、市民社会（公民社会）のタイトルが付いた研究は次第に「敏感論文」として、とくに学術雑誌で発表する際に制限を受けるようになっていく。だが、そうした状況にもかかわらず、多くの研究者は市民社会に対する学術研究を放棄することなく、学術会議への参加や専門書の執筆を通じて市民社会や法治の深層などに関する分析や研究を継続し、「市民社会」や「公民社会」などの直接的語彙を避け、民間組織、公共領域、公民の品格、群體性事件（社会運動）などに照準を合わせた実践的研究をいわば「消極的に」進めていった。

「国家と社会」との新たな関係について中共第一八回大会（二〇一二年）は、「社会建設の強化、和諧社会の創出には国民一人ひとりが責任を負い、享有する」という諸個人の社会

的責任の局面を強調している。第十八期五中全会はさらに、「全国民が共建共享の社会統治枠組みを構築する」という国家と社会との共同戦略を提案している。このように党Ⅱ国家は、政策立案・決定者が国家の力で経済の変革を推進し、社会の力と社会建設に舵を切って力を注ぎ、「共同建設、共同享有」を力強く促すという「共建共享」戦略を推進し、国家と社会の相互作用、相互関係の構築を実現しようと試みたのである。こうした相互関係構築のプロセスの中でもっとも突出していたのが、北京と上海で実験的に進められた「枢軸型」の民間組織、すなわち政府主導で作られ、あるいは認可された大型民間組織が「社会で社会を管理」して行くという手法だった²¹⁾。だが、こうした国家主導による「枢軸型」、「社会で社会を管理」することを目標にした民間組織の建設では、本来の意味での双方向の構築、相互バランス、「共建共享」を実現することはできず、依然として国家本意の色彩を免れていない²²⁾。既述のように、その直後に教育・研究機関で市民（公民）社会や公民の権利について語ることを禁じる「七つのタブー」が施行されたこと自体（二〇一三年五月）、「国家と社会」との関係は、自律的「市民社会」というよりも、むしろ最終的には国家へと吸収されていく「国家コーポラティズム」（P・シュミッター）として特徴づけられていることを示唆している。

その結果として、現代中国社会では、理想への期待と悲観的現実との乖離がすではじまっている。中国ではこれまで法治理論、「市民社会」理論ともに、ある種の理想主義と現実主義という二つの傾向に支配されてきた。理想主義者は往々にして急進的変革と未来への期待から欧米を源流とする方法と理論を土台として「中国社会」の再構築を推し量り、評価、批判してきている。これに対して、現実主義者は、中国の特殊事情と現実生活に重きを置いて、中国が西側の「オリエンタリズム」ではなく、むしろ「市民社会」の構築における資源の有効性を強調し、漸進的変革と中国独自の諸条件に見合った発展を支持する傾向にある。こうしたことから馬長山は、「市民社会」をめぐる理想主義と現実主義との対立は、それぞれ短所と長所を孕んではいるものの、中国の独自性に対する配慮と理性を欠いた理想の青写真とは単なる「机上の空論」であり、西洋理論の安易な「移植」は中国の現実にはそぐわないものになると指摘している²³⁾。

五 現代中国における市民社会（公民社会）の制度論的課題

現代中国に一定の規範性のともなう市民社会（あるいは公民社会）が実際に存在するかどうかはともかくとして、とりわけ九〇年代以降、国家に対して相対的に自立したさまざまな

な社会集団、民間組織が主に政府主導の下で急速に形成されてきたことだけはたしかである。なぜならば、中国の「市民社会」は典型的な政府主導型の「公民」社会であり、官民による二重性という特徴が見られるからである。中国の民間組織の圧倒的多数が政府によって創立されたものであり、多かれ少なかれ、つねに政府の指導を受けている。たとえば、業界組織、同業組織、研究団体、利益団体など、合法的に登録され、大きな影響力を持つ民間組織はとくにそうである。中国共産党・中国政府は、民間団体における自主性の拡大を意図して、何度も文書を交付し、その中で党・政府の指導部にいる現職の指導者が各種民間組織や民営非企業組織の指導的職責を担えないとたびたび勧告しているにもかかわらず、政府が重要な民間組織についてはつねに主導権を握っているというのが中国の「公民社会」に顕著な特徴である。

俞可平によれば、このような政府の「公民社会」に対する指導的役割は主に以下のルートを通じて実現されている。政府による民間組織の登録管理に関する条例規定によると、いかなる民間組織が登録・登記を行う場合でも、必ず国家が規定した正式な党・政府機関を主管部門としなければならず、主管部門として党・政府機関は当該民間組織に対し政治的指導を行う責任を負っている。大きな影響力を持つ民間組織の絶対的多数は、政府自らが創設したものであり、最終的に

組織からその創設者が離脱したとしても、両者の間になおもきわめて緊密な関係があるのは、創設者自らが通常こうした民間組織の主管部門だからである。政府の関連規定によれば、民間組織の経費は原則的には自己調達することになっているが、実際には今に至るもなお、重要な非政府組織の活動経費は政府の財政から配分され、経済的には完全に政府頼みになっている。おおむね、およそ政府により編成された民間組織、たとえば政府が創設した各種専門職協会、業界団体や商会などの経費はほぼすべて政府から配分されている。そのほか一部の重要な民間組織、たとえば学術研究団体なども部分的には政府の財政支援を受けている。^⑤

いかえれば、中国において民間組織はまさに形成の途上にあり、過渡的性格を有しているということである。西側の民間組織に比べると、中国はまだ成熟しておらず、その典型的な特徴である自主性、自発性、非政府性などの点においてはるかに及ばない。圧倒的多数の民間組織は八〇年代以降に成長を遂げたものであり、わずかな短い歴史しかもたないため、まだ変化の途上にあり、その構造においても機能においても定まっていないのが現状である。たとえば、一方では最新の政府規定に従い、あらゆる民間組織が党との関係性を絶縁することが義務付けられているものの、もう一方で政府は、民間組織への指導機関を通じその活動をコントロールしてい

るのである。また基本的には政府の指導と統制を受け、本来持つべき独立性、自発性、非政府性といった特質を欠いている民間組織がある一方で、一〇〇%市民（公民）により自主的に創設され、政府への登録もまったく行っておらず、意外にも政府部門からの指導をまったく受けていない民間組織も存在している。民間組織のこのような過渡期的性格は、市民（公民）社会を含む中国社会全体そのものが転換期にあるというマクロな状況と軌を一にしており、こうした様相は、いわば社会が転換する過程において同様に大きく変化している民間組織の特質の具体的表れであるとみなされている。そのことはまた、中国の民間組織がまだ十分に規範化されていないことを示唆しているともいえる。一九九八年に民政部が民間組織の規範化を試みる新たな条例を修正公布しているが、この規範化のプロセスはまだ終わっていないだけでなく、二〇〇五年以降、とりわけ習近平体制の成立（二〇一三年）以降は、むしろそれに逆行した党Ⅱ国家による統制強化の傾向にある。

おわりに

これまで見てきたように、「市民社会」をめぐる研究は九〇年代以降、中国の学界で活発に追究され、多くの研究成果

を蓄積してきた。これら一連の研究成果は、中国のこれまでの近代化過程に対し、国家と社会との間の相互作用・相互関係など、新たな視点を提起するとともに、真剣な検討と反省に値する一連の問題を惹起してきた。ここで再度繰り返し返せば、西洋の市民社会モデルを容易に援用して無意識のうちにそれを実際の中国に当てはめる議論も、実体としての市民社会を中国に構築するに際してさまざまな具体的問題があることを認識しつつ、市民社会の理念型としての意義を無意味として否認するやり方も、いずれも中国の「市民社会」研究に存在する問題を解決できないという点で一致している。ここで求められているのは、トップリーダーらを含めて、党Ⅱ国家という「上から」の政策立案に直接かわる側と、「市民社会」の構築を「下から」構想する側とともに問題意識を現実的に共有することであろう。

たしかに、学术界に止まらず、国の政策決定者も一方的な国家構築に問題があることに気づき、国家と社会の「共建共享」の推進に動き始め、一方通行の国家構築を国家と社会の双方から推進していったのは事実である。たとえば、中共第十六期四中全会（二〇〇四年）が「社会主義建設と管理を強化し、社会管理体制の革新を推進する方針」を提出したわずか二年後は、第十六期六中全会が「社会主義と和諧社会に関する若干の重大問題に関する決定」によって、再度「社会

的調和」の重要性を打ち出していることは、まさにその一つの表れであろう。具体的にいえば、その目標は「中国共産党が人民全体の共同建設を指導し、ともに和諧社会を享有することだったのかもしれない。だが、国家と社会との関係に大きな変化が生じた二〇〇五年から、さらに習近平体制成立後の二〇一五年以降、「市民社会」をめぐる全般的状況は人権派弁護士・活動家や労働NGOに対する一斉弾圧が繰り返されてきたことに象徴されるように、きわめて厳しい「冬の時代」にあることを如実に物語っている。それゆえに、これまでのさまざまな社会的諸集団、民間組織・団体をめぐる制度改革の取り組みに一定の進捗状況は見られたものの、現代中国における市民社会への道は、任多くしてはるかに遠いといわざるを得ない。

(いしい・ともあき／中国社会思想・労働問題)

注

- (1) 『「一国二制度」改めて拒否——中国に民主化呼び掛け 台湾総統「時事ドットコム」ニュース、二〇一九年一月五日 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2019010500374&g=int> (最終確認二〇一九年一月四日)。
- (2) 拙稿「中国における市民社会論の現在」石井知章・緒形康・鈴木賢編『現代中国と市民社会』勉誠出版、二〇一七年所収を参照。
- (3) 鄧正来・景躍進「構建中国的市民社会」『中国社会科学季刊』

二〇〇七年第二期。

- (4) 鄧正来「市民社会研究導論」『中国書評』一九九五年九月總第七期、一六一—一七頁。
- (5) 同「中国發展研究的檢視——兼論中国市民社会的研究」『中国社会科学季刊』二〇〇四年第七期、五五—五六頁。
- (6) 同「中国發展研究的檢視——兼論中国市民社会的研究」五六頁。これについては、鄧正来「国家と社会——中国における市民社会研究の回顧」、前掲『現代中国と市民社会』所収を参照。
- (7) 馬長山「中国市民社会論の現状と課題・展望」前掲『現代中国と市民社会』所収、七八頁。
- (8) 同「当代中国的《市民社会》話語轉換及其对法治進程的影響」『求是學刊』二〇〇七年第二期。
- (9) 同「中国市民社会論の現状と課題・展望」前掲『現代中国と市民社会』所収、八〇頁。
- (10) 同、八五頁。
- (11) 同『国家、市民社会與法治』商務印書館、二〇〇二年を参照。
- (12) 劉旺洪「国家與社会——法哲学研究範式的批判與重建」『法学研究』二〇〇二年第六期、同『国家與社会——現代法治的基本理論』黑龍江人民出版社、二〇〇四年。
- (13) 信春鷹、張燁「全球結社革命與結社立法」『法学研究』一九九八年第三期。
- (14) 馬長山「全球《社团革命》與当代法治秩序变革」『法学研究』二〇〇三年第四期。
- (15) 俞可平「中国公民社会的制度環境」北京大学出版社、二〇〇六年、二五—三三頁。
- (16) 蘇力「等」『規制與發展——第三部門的法律環境』浙江人民出版社、一九九九年参照。
- (17) 謝海定「中国民間組織的合法性困境」『法学研究』二〇〇四年

第二期。

(18) 高丙中「社会团体的合法性問題」『中国社会科学』二〇〇〇年第二期。

(19) 馬長山「NGO的民間治理與軀型期的法治秩序」『法学研究』二〇〇五年第三期、同『法治進程中的《民間治理》——民間社会组织與法治秩序關係的研究』法律出版社、二〇〇六年。

(20) 同「中国市民社会論の現状と課題・展望」前掲『現代中国と市民社会』所収、八六—八七頁。

(21) 崔玉開「《枢纽型》社会组织——背景、概念與意義」『甘肅理論學刊』二〇一〇年第五期、盧建「北京市構建社会组织《枢纽型》工作体系的实践與策略」『社团整備研究』二〇一一年第九期。

(22) 前掲「中国市民社会論の現状と課題・展望」『現代中国と市民社会』所収、九二—九三頁。

(23) 蔣立山「法治理想主義與法治現實主義——說《法治進程中「民間治理」有感》」『法制與社会發展』二〇〇七年第六期。

(24) 前掲「中国市民社会論の現状と課題・展望」『現代中国と市民社会』所収、九五頁。

(25) 俞可平「中国公民社会の制度的環境」前掲『現代中国と市民社会』所収、一三六—一三七頁。

(26) 同、一三七頁。

キーワード 東アジア、中国、市民社会、社会政策、党Ⅱ国家、独裁、

リベラリズム

公募論文

〈公募論文〉

ホッブズは「助言者」であつたのか

〔政治をめぐる同時代人との論争〕

上田悠久

はじめに

トマス・ホッブズが『リヴァイアサン』を書いた狙いを、彼が同書第二五章などで展開した「助言者」counselorにかんする議論を手掛かりに検討する動きがある。例えばジェラルド・マラは、ホッブズは『リヴァイアサン』で臣民に主権者への服従を説くだけでなく、主権者に対して自然法に従い、平和実現のために自らの情念を統御するよう助言していると主張する¹⁾。またノエル・マルコムは、チャールズ王太子は数

した可能性が高く、ゆえにホッブズは王太子の「政治的アドバイザー」として『リヴァイアサン』を書いたのだと推定する²⁾。同じくホッブズを王太子の「助言者」とみなすジョアンネ・ポールによると、ホッブズが助言論を展開したのは、通常は王の助言者として機能する議会が、王政の腐敗という危機に際しては主権を担えるという議会派ヘンリー・パーカーの言説を論駁するためであった³⁾。

しかしホッブズが「助言者」として『リヴァイアサン』を書いたと論じるには、彼の助言論が「ふさわしい助言者」をめぐる同時代の論争の中で展開されたことを踏まえる必要がある。本稿はホッブズの助言者像の特質を彼の対抗者の議論

との対比によって明らかにし、彼はいかなる意味で助言者であったのかを明らかにする。まず第一節では、ホッブズの議会批判と助言論との関係を再検討する。第二・三節では、その議会批判を根拠に国制に無理解な哲学者だと烙印を押され、助言者としての適格性を否定されたホッブズが、実はふさわしい助言者には高貴さも経験も必要ないと示していたことを審らかにする。そして第四節と「おわりに」では、主権者が助言者の補佐を得て国家の運営に直接関与するという統治モデルを通して、ホッブズが新たな助言者像の提示を試みていたことを示す。

一 議会は助言者としてふさわしいのか——議会批判

先述の通り、ホッブズが助言について語った背景には、議会の助言者としての役割をめぐる議会派との対抗関係があったと指摘されている。この議会派の理論的支柱こそヘンリー・パーカーである。一方クエンティン・スキナーによれば、ホッブズはあえて議会派の用いた「代表」概念を使って議会派の議論に反駁し、議会両院が代表者たる君主に対する諮問機関にすぎないと主張した²。しかしこうした研究は、議会派が議会将を人民の代表かつ王の助言者であると考えた以上、ホッブズは議会の代表としての側面と助言者としての側面の両方を

批判する必要があったことを見逃している。ホッブズは、議会在が代表者としても助言者としてもふさわしくないと主張することで議会派に対抗したのである。

内乱前後のイングランドでは、混合政体における議会の役割が問題になっていた。一六四二年六月に議会在がチャールズ一世に対して送付したいわゆる「一九箇条」の第一条は、枢密院顧問官の任命や罷免に議会在両院の承認を求め、第二条では王国の重大事は私的助言者ではなく「陛下の偉大で至高の評議會である議会在」が決定すべきだと宣言する³。これに対して王側が出した「議会在両院の一九箇条提案に対する国王陛下の返答」は、絶対君主政、貴族政、民主政の三つの欠点を排し便益を取りこむべく、「先祖の経験と知恵」がこれらを混合した政体を作ったと主張し、議会的暴走を防ぐ王権の意義を示した⁴。そして王権を毀損し、法に従って定められた信託範囲を逸脱して行為する議会在両院こそが政体を破壊していると結論づける⁵。

そうした論争の中で議会派の理論的支柱となったパーカーは、議会在が人民の代表として、そして王の助言者として王を制限する役割を主張した。彼は国王文書にたいする反論『国王陛下の最近の回答と表明の若干に関する省察』（一六四二年七月）の中で、王は「個人よりも大きい全体よりも小さく」*singulis maior, universis minor*、「人民の安全」という目的により

制約されると述べる。人々を代表する議会の役割はあくまで公共の事柄に関して助言することであり、王権を損なうことではないと彼は断言する⁸。パーカーら議会主義者は人民代表に監視される君主政こそが暴政を避け安全を図る最善の道であると示したが、内乱勃発後は議会主権を主張する⁹。パーカーは「通常」の時期における議会と王権の役割分担を示す一方、王政が王をそのかす私的な助言者により腐敗し議会の公的な助言が退けられる「危機」の際は、議会両院が超法規的措置として悪い助言者を排除するべく恣意的権力を振るえると主張し、「民兵条例」で宣言された王に対する武装蜂起を正当化した¹⁰。つまりパーカーは、王政の腐敗を王ではなく王の私的助言者のせいであるとしつつ、議会が王の良き助言者として王権をしのぐ強制権力を持つと主張したのだ。

一方ホブズは『リヴァイアサン』において合議体が主権者である場合の問題点を示す。人々があらゆる権利を譲渡した「一個人または合議体」は代表であり、かつ主権者である¹¹。よって臣民の集合体の権力は主権者の権力と同じであるから、王が「個人よりも大きいが全体よりも小さい」というパーカーの考えには根拠がない¹²。そして民主政や貴族政など合議体が主権者である場合は、富の獲得を目指し人々を興奮させるような特権的助言者しか助言を許されず、人々は雄弁家などの「悪い助言」に支配されるため、民主政や貴族政は君主が「お

べつか使い」に支配されると同等の欠点を有する¹³。この議論は、古代アテナイの民主政において熟議は弁論家によって毀損されたという、彼がトウキデイスから学んだ民主政懐疑論を流用したものである¹⁴。よって合議体である議会は主権者として認められるとはいえ、君主が主権を担う場合に比べると利点は無いのだ。

主権者と代表の一体性を主張するホブズは、君主政下で議会が、主権者に助言するという目的に限定された人民代表になれるか否か検討する。ホブズによると、既に主権権力が確立されたところでは、主権者によって一定の目的に制限された「従属的代表」を除いて、人民の代表が並立することはできない。にもかかわらず六〇〇年続く「ある君主政」では、「代表」が王ではなく、人民の請願と忠告を王に届ける人々の称号となっている¹⁵。この「ある君主政」はイングランドを指し、請願と忠告を届ける「代表」は議会を指すと思われる。君主が主権者かつ代表者である君主政において、人民の代表を標榜する議会は「従属的代表」としての道しか残されていない。ここでいう「従属的代表」とは、主権者に助言するという目的においてのみ存続を許された「代理人」*deputy*を意味する。

代理人たちは、彼らに割り当てられた会合の場所と時

間を持っているから、そこにおいて、かつその時には、「割り当てられた」領土のあらゆる臣民を代表する政治体である。しかしそれは、主権者の権威によって主権者のために派遣された人または合議体が、主権者に対して提出する事柄の「処理の」ためのみである。もしこれ以上何も提出ないし討議するべきではないと主権者に宣告される場合、この団体は解散される¹⁶。

しかしすでに主権者となる積極的な理由を否定された議会は、助言を目的とする従属的代表としての役割も結局否定される。まず議会は、主権者に任命・委任されて主権行使を担う「公的代行者」としては不適當である。というのも主権者がいる場では主権者の人格は他の者によって代表されることはあり得ないので、主権者に助言する権威しか持たない助言者および国家会議は主権行使を担う公的代行者にはなり得ないからである。そして合議体が主権者に助言する場合、合議体において自己利益を追求する者たちによる雄弁とそれによる人々への扇動は不可避であるため、助言は合議体からではなく個人から個別に受ける方が望ましいとホッブズは主張する¹⁸。彼は、有能な補助者を使ってテニスをする場合のように、主権者は助言者を用いるほうが良い一方で、複数の優れたテニス・プレーヤーが押すカートに乗せられてもうまくテニス

ができないように、合議体による助言よりも個別的な助言のほうが望ましいと結論付け¹⁹。つまりホッブズは、議会が主権者に従属し主権者に助言するという目的に拘束されると一旦述べた上で、合議体による助言を否定することで議会がその役割を担えないと示したのだ。

多数の目は一つの目より多くを見るということは事実であるとしても、それは多くの助言者について考えられるべきことではなく、最終決定が一人による場合だけである。そうでない場合には、多数の目は同じものを様々な方向において見るし、様々な私的な便益を横目で見がちであるから、的を外すまいと欲する人々は、見回すのは二つの目によるが、一つの目でしか決して狙わない²⁰。

ところでこの「多数の目」を用いた説明は、パーカーを念頭に置いた反論と言える。というのもパーカーは、公共の事柄に関する諮問では選挙によって選ばれたジェントルマンの「多数の目」の方が少数の眼より多くのことを見ることができ、彼らの私的利益は正義や平穩を奪うことはない²¹ので、議会の助言は他の助言よりも忠実、不偏、敬虔であると主張したからである。興味深いことに、ホッブズは反論するにあたって「ジェントルマン」に言及してはいない。ではホッブズはこ

うした政治制度を構成する身分に対して、どのような態度を取っていたのであろうか。

二 評議会と身分——国制理解をめぐる

議会が助言者としてふさわしくないことを示したホップズは、次に議会の正統性を評議会 council すなわち王の助言者集団に求める議会派の議論に取り組むが、彼の探究は王の助言者を称する者たちが構成する既存の政体全般への疑いへと展開する。『ビヒモス』でホップズは「王の助言者、貴族、及び資質と経験ある人々」が、イングランドの統治体が絶対的ではなく混合君主政と考え、王権を奪おうとする議会の企てを知るにもかかわらず、王に対して議会と交渉し和解するよう助言したと指摘する。²³「助言者」が作成した宣言書には問題があると彼は考えるが、今日ではそれらの多くが初代クラレンドン伯エドワード・ハイドによって書かれたとされる。²⁴ホップズは「誰彼の名前を言う必要はない」というが、彼は混合君主政を唱える助言者としてクラレンドンを指していると言えよう。²⁵一方でクラレンドンは王政復古後の一六七六年、『リヴァイアサンにおける教会と国家に対する危険で有害な誤りをめぐる概観と検討』を出版しホップズの国制理解を批判した。クラレンドンのホップズ批判については既に犬塚元

が混合政体論を軸に両者の比較を詳細に行っている。²⁶一方本節では、彼らの議論を「ふさわしい助言者」をめぐる論争と位置付け、助言者に必要とされた身分や世襲制に対する彼らの見解に注目する。

パーカーは議会の起源をイングランドに古くから存在する評議会に求め、議会のジェントルマンこそ助言者にふさわしいと考えた。ジョン・ガイによれば討議の制度(場)としての評議会と、諮問のプロセスである助言とは十六世紀末期まで混同され、十七世紀においても両者は区別されたものの互いを排するものではなかったのだが、エリザベス一世、ジェームズ一世の時代、議会側は王を取り巻く助言者を制限することを狙い、議会の機能と制度的評議会の機能を結びつける議論を展開するようになった。²⁷とくにパーカーは議会が他のどの評議会よりも優れていると考えた。²⁸議会の優越を示すべく、議会と大評議会を結びつける主張を彼が繰り返したことで、「議会Ⅱ大評議会」テーゼは王に対する異議申し立ての自由を正当化する長期議会の理論的支柱となった。²⁹そして議会の担い手としてパーカーが言及したのは、自身の出身階級でもあるジェントルマンである。彼らは大学や法学院で教育を受けて、議会における選挙区の代表として、あるいは王の評議会において君主に進言することを目指していた。³¹前節の最後に触れたパーカーの「多数の目」に関する言明は、こうして

議員になるべく教育を受けたジェントルマンたちからなる議会こそ助言者としてふさわしいと示すものであったのだ。

これに対してホッブズは後年執筆した『ビヒモス』において、議会の正統性だけでなくジェントルマンを問題視している。ローマ時代・ノルマン時代、領主は「王国の分別と知恵ある者」として王に助言していた。³³そしてヘンリ三世やエドワード一世の時代（十三世紀）に領主の権力を弱めるため王が代表を招集したが、庶民院召集の目的は忠告の付与ではなかったとホッブズは述べ、庶民院が王の評議会を構成するとの見方を否定する。彼はさらに、内乱の原因が聖職者とジェントルマンの野心にあると断定し、民主政を好むジェントルマンが王の専制を罵り人々を人民統治へと仕向けたことを問題視した。³⁴こうしてホッブズは『ビヒモス』で議会の正統性と身分制に疑問を投げかけたのだ。

ただしホッブズは既に『リヴァイアサン』において、議会だけでなく枢密院など当時の統治機構を支配する特権的助言者に批判の矛先を向けていた。彼は第三〇章「主権を持つ代表者の職務について」のなかで助言者と君主政下での評議会の関係を説明しているが、助言の語が「これから何がなされるべきかを熟慮するため」に集った人々だけでなく、法的判断のための合議体をも意味するが、前者の意味においてこの語を用いると宣言する。³⁵ところで王の評議会の流れをくむ枢

密院はエリザベス期において国王への諮問や国家の様々な事柄、そして通常の法的処理では解決不可能となった紛争を調停・解決する司法的役割まで一手に担っており、スチュアールト朝になると役割はそのままに定員が増やされた。³⁶つまりホッブズの説明は、評議会が伝統的に担っていた司法的部分をとりのぞき、評議会の持つ諮問・助言機能のみに限定することを意味する。そして「よい助言はくじによっても相続によっても生じない」と述べるホッブズは、ゲルマン人以来の「国家の最高評議会」が他国征服のために作られ相続による継承を特権とする領主たちの結合体であると説明し、将来領主たちは特権をめぐる争いの後に特権を手放すことになるだろうと指摘する。³⁷ここで同時代の文脈に照らせば、批判されているのが選挙で選ばれる庶民院ではなく、世襲貴族の集う貴族院、あるいは王の評議会の流れをくむ枢密院の可能性がある。特に枢密院批判であるならば、それは貴族院批判以上の意味を持つ。というのも、ホッブズのパトロンであるニューカッスル公は枢密院顧問官として活躍しており、ホッブズが宮廷内に入れたのは彼の力に依るところが大きいからだ。³⁸実際ホッブズは、枢密顧問官が君主のことについて知っているよりも、農夫が自らの家について知っていることの方が多いと述べ、枢密院を揶揄している。³⁹自らのパトロンが属する組織を否定してまで、身分を助言者としての適性から切り離す

彼の姿勢は徹底しているといえよう。

既存の助言に関する制度全般への嫌悪をむき出しにするホッブズの態度は、クラレンドンによって「国制への無理解」と一刀両断にされる。クラレンドンは、君主が人民の代表とみなされるべきでなく、王の権威は君主の職務に固有のものであると主張する⁽⁴⁶⁾。そして「六〇〇年の世襲王権」を代表と結び付けてしまうホッブズの観察は真理に反しており、イングランド統治体の法と国制を無視し、内乱の原因と起源について理解したと傲慢にも考えていると糾弾する⁽⁴⁷⁾。クラレンドンは「王への助言」以外の目的において議会は人民を代表し得ないことを認める⁽⁴⁸⁾。一方彼はゲルマン人にさかのぼるホッブズの叙述を歴史の領域を侵略した空想と断じ、統治においては親からの継承者や子孫は徳から墮落しない限り優位であると論じるなど、世襲を肯定的に捉えている。このクラレンドンこそ、ジェントリの家で生まれ、法律家となり、議員に選出されたのち、宮廷に転じて助言者として王に仕えた人物であった⁽⁴⁹⁾。枢密顧問官として王に仕えた彼は、枢密院を宣誓した者達の集まりという限定的な意味で捉えていたものの、枢密院を助言の最も望ましい形態と考えていた⁽⁵⁰⁾。高貴な者により構成される貴族院や枢密院に対するホッブズの批判は、その根拠となる歴史認識と合わせて斥けられた。つまりクラレンドンのような助言者が理解するイングランドの伝統的国

制において議会や枢密院は助言者なのであり、助言者としての適格性に疑問符をつけ、既存の助言制度を支える世襲制に異議を唱えるホッブズは国制について「無知」なのだ。

このように既存の助言者や制度を批判したホッブズは「国制の無理解」という烙印を押されたが、それほど彼の助言者像はクラレンドンら既存の助言者には認め難かった。ホッブズは『リヴァイアサン』において「ふさわしい」助言者の条件をいくつか列挙するが、そのなかに身分にかんするものは一切ない⁽⁵¹⁾。ここには彼が一時期秘書として仕えたベーコンが枢密顧問官の選出に関して述べたのと同様の、既存の制度や階層に縛られず知識を重視する姿勢が現れている⁽⁵²⁾。では助言者が織りなす既存のイングランド国制を批判したホッブズは、はたして助言者と言えるのだろうか。同時代人はそうは見なさなかった。

三 「哲学者」ホッブズへの批判

ホッブズは既存の助言者とは異なる立場から政治について語ろうとした。『リヴァイアサン』で彼は、コモンウェルスを作り維持する技術はテニスのような実践ではなく算術・幾何学的規則であると述べる⁽⁵³⁾。彼は「勤勉な省察」によって見出される「国制を永続させる理性的諸原理」は「私がこの論

考において述べてきたものだ」と述べ、『リヴァイアサン』で学知に基づいた「政治学」*politiques*を展開したことを誇る⁴⁹。一方で助言論において彼は学知だけでなく経験の重要性を認めている。先行研究はこうした逸脱を整合的に解釈しようとしてきた。たとえばポールやマルコムは、ホッブズの助言論において経験的知識の余地が認められているとはいえず善のものであり、学知が経験に勝るといふ彼の基本姿勢は貫かれていると論じる。ホッブズを学知重視の人間と見做すこうした解釈は、彼と同時代人の主教ジョン・ブラモールやクラレンドンらによる批判と相通じる。彼らは伝統的な実践的政治観を守る立場から、ホッブズを幾何学のような学問として政治を論じた「哲学者」と断定し、政治経験がないにも関わらずクロムウェルの助言者になろうと媚を売っているとみなした。ホッブズを批判したい者にとって、彼は実践としての政治を否定する「哲学者」でなければならず、また助言者であってはならなかったのだ。

クラレンドン同様にホッブズ批判を展開したブラモールは、ホッブズが持つ歴史観と反世襲の姿勢を批判したうえで、彼が政治を幾何学のような学問と捉えていることを批判する。ブラモールはホッブズと自由意志論争を長きにわたり行ったことで知られるが、一六五八年に出された『リヴァイアサン捕獲』の中で彼は議会主権論にもホッブズの絶対主義にも反

対する立憲主義者として、ホッブズが正統な王党派ではなく内乱を正当化する扇動政治家だと述べる。彼はクラレンドンと同様にホッブズの「混合君主政」理解を批判した⁵⁰。そしてホッブズが評議会を議会と混同していると指摘し、政治以上に世襲の技艺はなく、「如何なる技艺にも卓越した父は子孫に同じ者を生む傾向がある」と述べ、ホッブズは政治家への反抗をむき出しにしていると評する⁵¹。さらにブラモールは、政治を幾何学のように「方法」が必要なものと捉えるホッブズの以下の記述を問題にする。

政治の研究には（幾何学の研究で必要とされるような）何らの方法も必要ではなく、「政治の」観察者であることのみが必要であると考えるのではない限り、富裕または高貴な者から国家の事柄について善い忠告を期待すべき理由は、要塞の規模の輪郭を描くことについて「善い忠告を期待する理由」と同じく存在しないのである。政治学は二つ（幾何学と政治）の中でもより難しい研究である⁵²。

ブラモールはこの記述を引用した上で、「幾何学よりも政治が難しい研究で、理論というよりも実践であり、研究よりも経験によって獲得されたものであることは容易にわかるこ

とだと述べる⁽⁵⁾。ところで近年の研究に目を向けると、マルコムは右の記述における「要塞の規模の輪郭」が高貴な若者に対する数学教育で目指された「実践的応用」を指していると指摘し、富や高貴さが助言者の資格でないことを提示するホップズは、幾何学の実践的応用のように、主権の維持についての抽象的な政治理論を実際に適用する際の最適な助言者として自らをアピールしたのだと論じる⁽⁶⁾。興味深いことに、ホップズの助言論は自分の政治学を、そして助言者としての自らの立場を擁護しているのだという解釈は、すでに同時代人ブラモールによって示されていたのだ。

もつともホップズは助言者に学知だけでなく経験も求める。彼によれば「ふさわしい」助言者は、推論など「真実を明白に語ることば」で語り、自らの仕事にかんじて省察し考察する必要がある一方、研究によって獲得される知識だけでなく、国内外の風土、産物や力、他民族の傾向や意図など経験によって獲得される知識も必要である⁽⁷⁾。そして彼は学知と経験の両方を助言者に求める。

もし（発明品や建築における幾何学の規則のように）あることをするための無謬の規則があれば、世界中の全経験は「無謬の」規則を学ぶか見出した者の助言に等しくなりえない。そしてそうした規則が無い場合は、個々

の種類の仕事に最大の経験を持つものが、それについての最善の判断を持つ、最善の助言者である⁽⁸⁾。

ところが『リヴァイアサン』がクロムウェルへの忠誠を示すための書であると考えるクラレンドンは、こうしたホップズの記述が自らの助言者としての適性を示すためのものであったと考える。彼は「助言について」と題された『リヴァイアサン』第五章が「低俗で術学的」であると断じる。そのうえで、「ふさわしい」助言者に関するホップズの記述を引用し、ホップズは自らがクロムウェルの助言者にふさわしいと信じ、またクロムウェルの助言者になろうとしたがために、経験と研究により求められる知識の重要性を示したと主張する⁽⁹⁾。つまり経験的知識をわざわざ助言者に求めたことをクロムウェルに対する「へつらい」とみなしたのである。クラレンドンは、研究によって得られる思弁的知識から忠告する者は、「経験が発見するよりも誤ることのない幾何学の規則によって統治体の発明品を作るのだらう」と皮肉を述べる⁽¹⁰⁾。彼は君主との間の対等な友情を基盤とする、伝統的な助言者像に依拠する助言者であった⁽¹¹⁾。ホップズがあくまで算術や幾何学のような学知を追求する人物だと指摘することで、ホップズが伝統的な助言者の領域に踏み込み自らも助言者になるうとする人物であることを示そうとしたのだ。

実際ホッブズは、助言者に求められていた思慮、そして歴史からの学習に否定的な見解を示している。思慮は初期近代イングランドにおいて、政治そのものと同一視されるほど重視されていた。⁶⁵ 当時イングランドで英訳が広く読まれていたユストゥス・リプシウスの『政治学六卷』によると、体験と記憶、すなわち経験と歴史から得られる思慮が助言には必要であり、良い助言者とは忠実で、かつ世界の事柄と人々に關して経験を持つ者である。これに対しホッブズは思慮を経験の豊富さとみなし、経験が多いほど将来予測の確実性が増すと考えたが、思慮の多さは経験の多寡でしかないゆえ人々の思慮にはさほどの差がないとも述べる。⁶⁶ また彼は歴史を感覚や記憶と同じ（そして哲学とは区別される）「事実に関する知識」と定義し、書物の權威に頼ることも否定する。⁶⁷ こうしてホッブズは助言者に求められていた経験知とは異なる、学知に基づく政治学を構想した。

一方クラレンドンは実践知としての政治を重視し、とくに助言者が歴史を学ぶ意義を強調した。法律家でもある彼は、イングランドの国制が最善であると考える政治家であり、経験と実践が抽象的推論よりも政治 policy に対する手引きとして優れていると考えていた。⁶⁸ 彼は法律家になるべくロンドンの法学院に入ったが、法学の勉強には熱心でなく、歴史、とりわけローマ史に大きな関心を抱き続けていた。⁶⁹ そうした彼

にとつて、歴史を学知から切り離し、書物の權威に頼ることを批判するホッブズの見解は容認できなかった。クラレンドンは、過去の時代に何がなされ何が為されなかったのかについての記憶を示すことが歴史の役割であり、記憶は「助言に對して有用で妥当な熟考をもたらさざるを得ない」と述べ、助言者が何を研究によつて獲得するべきかを知るには事例や書物の權威が必要であると主張する。⁷⁰ 歴史の意義を過小評価するホッブズの助言論は、クラレンドンにとつてホッブズの学知同様に排除されるべきものであったのだ。

ホッブズは秘密の保持された非公開の場における助言を最善と考えたが、クラレンドンにとつてそれは全く容認できないものだった。ホッブズは、秘密を守るべき審議を合議体に担わすのは危険であり、物事に精通し、かつ忠実な少数の人々による助言を用いるべきだと主張する。⁷¹ これに関連して前述のリプシウスは、助言者に秘密を保持する寡黙さを求めている。⁷² タキトウスに大きく依拠した彼の議論は、当時のイングランドにおいて、公共の利益のために手段を選ばず実行可能性を模索する「政治的思慮」を重視し、国家が策略を巡らし偽装することを容認する国家理性論として受容されていた。⁷³ 一方クラレンドンは、秘密や偽装を正当化し政治的事柄の迅速な処理のためには手段を選ばないタキトウスの政治観を否定し、君主に対する助言では開かれた自由な討議が必要で

あると考えていた。⁽²³⁾このように国家理性論にも通じるホッブズの助言者像はクラレンドンの示す助言者像と真つ向から対立していたのである。

ブラモールも算術・幾何学を政治に適用する「助言者」ホッブズを批判し、経験や慣習に訴えかける保守的姿勢を示す。ブラモールは『リヴァイアサン捕獲』において、助言者になつたことはなく、国家の策謀を知る機会も無かつた者が横柄にも政治において命令しているとホッブズを批判する。⁽²⁴⁾そしてコモンウェルスを作り維持する技術はテニスのような実践ではないと述べるホッブズに対し、ブラモールは政治における無謬の規則の必要性自体は斥けないものの、政治は「事柄からは全く抽象されている算術や幾何学では全くなく、むしろ『テニス』のようであり、政治の本質は主題のことからにたいてこうした規則を器用かつ巧みに適用することである」と述べる。⁽²⁵⁾彼自身は聖職者としての専門教育を受けた人物ではあるが、⁽²⁶⁾そうした人間も実践としての政治学を強調したことは、実践知としての政治学が幅広く受容されていたことを示している。

幾何学的原理に基づく助言を排除するクラレンドンとブラモールの主張は、彼らのような旧来の助言者がホッブズを危険な助言者として警戒していることを表している。クラレンドンは、ホッブズの算術・幾何学的規則がこれまで何百年も

幸福に続いてきた統治体を変えるよう人々を説得していると考ええる。⁽²⁷⁾そのクラレンドンは、政治闘争に敗れフランスに亡命した際、国王に対する忠誠と愛情を示し帰国の許可を求めするために、ホッブズを批判する『概観と検討』を出版した。⁽²⁸⁾またブラモールの執筆動機はホッブズが不誠実な哲学者であることを示すことであつた。⁽²⁹⁾二人の批判からは、ホッブズに「哲学者」というレッテルを貼ることで、政治の舞台にいる既存の助言者にとつて脅威であつた彼を政治から締め出そうとする政治的意図が読み取れる。そしてホッブズが経験豊富な助言者の意義を認めた重要性は、彼ら（そして現代の研究者）によつて見過ごされたのだ。

四 実践としての政治と助言——国家の運営

哲学者として政治について考察したホッブズは、果たして自らの助言者としての適性を示すという動機だけで『リヴァイアサン』を執筆したのだろうか。この問題は、彼の「政治学」が実践としての政治という理解を退けたものなのかという政治学史上の関心と密接に結びついている。例えばマルコムは国家理性論を参照し、ホッブズが統治の日常的な事柄における思慮と、統治の必要性を説く学知を分け、後者の優位を説くと指摘する。⁽³⁰⁾しかしホッブズの助言論で学知の優位は

論じられておらず、むしろ思慮の重要性さえ語られている。本節では、ホッブズが絶対的主権者の国家運営を助言者が補佐するという統治モデルを通じ、『リヴァイアサン』において実践としての政治を呈示したことを示す。

『リヴァイアサン』以前の著作である『市民論』において、ホッブズは最高命令権（主権）の権利と行使を区別し、主権者は主権の行使を代行者や助言者に委ねるべきだと主張する。彼は「王たちが満足のいく形で選んだ代行者 *minister* や助言者 *consultant* を通して、命令権を行使し、判断する場合がある」と述べる。そして万物の動因である神が、二次的な「原因」によって自然的な結果を生み出すことを引き合いに出し、主権者が主権の行使に関与することは自然の秩序に反すると論じる⁽⁸¹⁾。つまりホッブズは、主権者自らが国家を統治するのではなく、代行者や助言者に委ねるべきだと指摘しているのである。

ホッブズは『リヴァイアサン』でも、モンウェルスの統治の担い手について紹介する。設立によるモンウェルスの主権者は、平和と防衛という自らに課せられた目的を達成するために必要な手段を行使できるので、「平和および戦争における、あらゆる助言者、代行者、行政官、役人を選ぶ」権利を持っている⁽⁸²⁾。主権がモンウェルスという人工の人間に生命と運動を与える「人工の魂」であるのに対し、行政官と

役人はモンウェルスの関節に相当する⁽⁸³⁾。また（本稿第一節でも言及した）主権者によって雇用され「その役目においてモンウェルスの人格を代表する権威」をもつ公的代行者は、モンウェルスの神経や腱、発声器官、手、目として機能する⁽⁸⁴⁾。そしてホッブズは、たとえ君主が戦争で捕虜となっても君主の主権は存続しているので、主権者がモンウェルスの「運営 *administration*」にかんして指名した、モンウェルスを主権者の名において統治する行政官や役人への服従を臣民は義務付けられると述べる⁽⁸⁵⁾。この記述には主権とその行使を区別するホッブズの思想が反映されている。ヘクストラによれば、ボダンやホッブズが用いた主権と執行の区別はローマ法に由来するものであり、主権者は統治の執行を別の者に委ねるが主権者としての権利は保持するとの説明を可能にするものである⁽⁸⁶⁾。このように主権者が任命する者のうち、行政官、役人、代行者たちは主権者にかわって「主権者の名のもとに」主権の行使を担うのである。

一方『リヴァイアサン』でホッブズは『市民論』とは異なり、主権者自らがモンウェルスの運営に参与することを前提として、助言者を主権者の補佐役と位置づけ、代行者との役割の違いを強調していると考えられる。既に第一節で述べたように、助言者は主権者に助言する権威しか持っておらず、また同じ場に主権者とその代行者が共存することはあり得な

いので、助言者は主権行使を委任され得ない。⁽⁸⁸⁾一方コモンウェルスが「知る必要のある全ての事柄」をコモンウェルスに対して示す助言者はコモンウェルスの記憶として機能する。⁽⁸⁹⁾助言者の能力は経験と学知から生じるとはいえ、「大きなコモンウェルスの運営にかんして知る必要のある全ての事柄に経験を持っている者などいないと思われる」ので、ある者が良い助言者と言えるのはその人が精通しているだけでなく熟考した仕事においてである。⁽⁹⁰⁾そして「助言者の職務は、ある行為が熟慮される際、助言相手が真にかつ明白に知ることができたり方で行為の帰結を明らかにすることである」とホッブズは述べる。⁽⁹¹⁾つまり主権者に委託された範囲で主体的に主権を行使する代行者とは異なり、助言者は主権者に知識をもたらずことで、主権者が自らの行為に関して熟慮する際に役立つのである。助言者が主権者の熟慮を補佐するというこの協同関係は、主権者が運営、すなわち主権の行使を自ら行うことを前提として提示されているといえる。

主権者自ら国家の運営すなわち「舵取り」を担い、その補佐を助言者が務めるという『リヴァイアサン』の議論は、伝統的な「実践としての政治」との連続性を持っている。アリストテレスによれば思慮とは「他の仕方でありうるもの」にかんして思案する能力である。⁽⁹²⁾行為原理の把握と判断能力をもたらず思慮は、特定の状況において正しく行為するための

実践知として政治において重視される。⁽⁹³⁾また先述したリプシウスの議論に学んだ者たちは、変転する現実を前に、普遍的な規則ではなく過去の経験を現在の状況に照らし、公共の利益のために手段を選ばず実行可能性を模索する「政治的思慮」が助言者に求められると考えた。⁽⁹⁴⁾ホッブズは「政治的思慮」を持つと称する人々を揶揄している。⁽⁹⁵⁾しかしすでに触れたように、無謬の規則がない分野では「個々の種類の仕事に最大の経験を持つものが、それについての最善の判断を持つ、最善の助言者である」。⁽⁹⁶⁾主権者は絶対無謬の規則が通用しない、変転する現実を前にして都度判断をしていかなければならないので、そうした判断を補佐する助言者には経験的知識が要求されているのである。助言者本人は「舵取り」をしないが、主権者の「舵取り」に必要な知識を供給する主体として期待されている。こうした『リヴァイアサン』の議論は、助言者自らが主体的に判断することを考慮しない点で、助言者が経験に基づいて自ら考え行為するという、ブラモールやクラレンドンが立脚していた実践としての政治のあり方とは様相を異にする。一方でホッブズにはないとされた実践としての政治は、主権者中心の統治体制を構築しようとするホッブズによつて、主権者と助言者の関係性の中に再定位されていたのである。

おわりに——ホッブズは「助言者」であったのか

本研究によりホッブズの助言論の文脈と意義の一端が明らかになった。議会などが助言者にふさわしくないと論じたホッブズに対し、同時代人はイングリランド国制に無知な哲学者の彼こそ助言者にふさわしくないと応じた。しかしホッブズを既存の政治観への挑戦者とみなした同時代人の理解とは裏腹に、主権者が助言者の助けを得て国家の運営に関与することを考えたホッブズは、伝統的な実践知を一概には否定していなかった。これはホッブズを思想を理解する新たな見方を示している。ではホッブズ自身は助言者といえるのだろうか。高貴さや経験の豊富さなど助言者に求められた伝統的な価値観を共有しないホッブズは、政治に関して具申したとしても（同時代の用法に基づけば）助言者とはいえない。

一方で哲学者として政治そのものを問い直したホッブズは、二つの意味で新たな「助言者」と呼べるのではないだろうか。第一に、主権者が自らの支配の正統性を示すにいたり、その根拠となる知識を科学的な政治学として示す「助言者」である。この見方は、ホッブズの政治学を近代社会科学の成立や政治学の科学化の端緒とみなしてきた二十世紀の解釈とも重なるものである。ユルゲン・ハーバーマスによれば、ホッブ

ズは「認識可能な対象は制作可能な対象のみである」と考える近代自然科学の制作的関心をアリストテレス的な実践としての政治学に持ち込み、政治学を近代的で応用可能な「社会学」へと転換した。²⁷ 佐藤正志も、国家の素材かつ制作者である人間によって再構成可能な国家を論じるホッブズの「政治哲学」を貫くのは技術的関心であり、市民が自律的に自己形成を図る「実践」は消え去ったのだと結論づける。ホッブズの同時代人や現代の論者の指摘を踏まえれば、彼は実践知ではなく学知をもたらす「助言者」になろうとしていたといえる。

第二に、そうした支配の正統性を示す政治学だけでは国家を運営できないことを認識し、国家が多様なアクターによって運営されていることを前提とした上で、主権者を中心とした統治のあり方を模索した「助言者」である。日々刻々と変化する状況に立ち向かう実践の領域では、ホッブズが示した絶対確実な知識としての政治学だけでは通用しないことを彼自身理解していた。そのため、国家を運営する主権者は多様な知識をもたらず多様な助言者を取りこむ必要があると彼は説いたのである。ホッブズは哲学者として真摯に政治に向き合い、自らの知識だけではコモンウェルスの運営などできないことを自覚し、政治についての現実的な処方箋を書くようともがいた「助言者」であったのである。

凡例

ホッブズの以下の著作から引用する際は略号を用いた。訳は適宜変更した。『リヴァイアサン』は略号、章・マルコム版の頁、初版（ノック版）の頁、水田訳の巻数と頁を記す。

Beh.: Thomas Hobbes, *Behemoth*, ed. by Paul Seaward (Oxford: Clarendon Press, 2009 [1679,1682]). ホッブズ『ユリキス』山田圃子訳、岩波書店、二〇一四年。

Lev.: Thomas Hobbes, *Leviathan*, 3 vols, ed. by Noel Malcolm (Oxford: Clarendon Press, 2012 [1651]). ホッブズ『リヴァイアサン』改訳、水田洋訳、全四冊、岩波書店、一九八五—一九九二年。

注

- (一) Gerald M. Mara, 'Hobbes's Counsel to Sovereigns', *The Journal of Politics*, 50 (1988), 390-411.
- (二) Noel Malcolm, 'General Introduction', in *Lev*, I, pp. 1-195 (pp. 51-56). またマルコムは、ホッブズがチャールズ一世に宛てた進言としてと推定される文書を発見し、ホッブズが王の助言者になろうとしていた証拠とみなしている。Noel Malcolm, 'An Unknown Policy Proposal by Thomas Hobbes', *Historical Journal*, 55, no. 1 (2012), 145-60.
- (三) Joanne Paul, 'Counsel, Command and Crisis', *Hobbes Studies*, 28, no. 2 (2015), 103-31. ただしホッブズはパーカーの名を出してはくなく、その批判対象を厳密に特定するのはは難し。
- (四) Quentin Skinner, *From Humanism to Hobbes: Studies in Rhetoric and Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 2018), pp. 190-221.
- (五) *The Struggle for Sovereignty: Seventeenth-Century English Political Tracts*, 2 vols, ed. by Joyce Lee Malcolm (Indianapolis: Liberty Fund, 1999), I, pp. 148-49.
- (六) *The Stuart Constitution, 1603-1688: Documents and Commentary*, ed. by J. P. Kenyon, 2nd edn (Cambridge: Cambridge University Press, 1986), pp. 18-19.
- (七) *Struggle for Sovereignty*, pp. 168-69. Cf. Glenn Burgess, *British Political Thought, 1500-1660: The Politics of the Post-Reformation* (Hampshire: Palgrave Macmillan, 2009), p. 196.
- (八) Henry Parker, *Observations upon some of his Majesties late answers and Express* (London: s.n., 1642), pp. 8-9. 渋谷浩編訳『自由民への訴え——ユネリタノ革命文書選』早稲田大学出版部、一九七八年、五四—五六頁。議会が王国臣の代表であるとの見方に関しては以下を参照。Mónica Brito Vieira and David Runciman, *Representation* (Cambridge: Polity, 2008), pp. 20-21; Nicholas D. Jackson, *Hobbes, Bramhall and the Politics of Liberty and Necessity: A Quarrel of the Civil Wars and Interregnum* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), p. 46.
- (九) Quentin Skinner, 'Hobbes on Persons, Authors and Representatives', in *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, ed. by Patricia Springborg, (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), pp. 157-80 (pp. 166-67).
- (十) [Parker], pp. 29-30. Cf. Paul, pp. 121-26.
- (十一) *Lev*, Ch. 17, pp. 260-62 [87-88]; (11) 三三一—三四頁。
- (十二) *Lev*, Ch. 18, p. 280 [93]; (11) 四八—四九頁。
- (十三) *Lev*, Ch. 19, p. 290 [96]; (11) 五七頁。Cf. Daniel J. Kapust, 'The Problem of Flattery and Hobbes's Institutional Defense of Monarchy', *The Journal of Politics*, 73, no. 3 (2011): 687-88.
- (十四) Cf. D. J. Kapust and B. P. Turner, 'Democratic Gentlemen and the Lust for Mastery: Status, Ambition, and the Language of Liberty in

- Hobbes's Political Thought', *Political Theory*, 41, no. 4 (2013), 648-75 (p. 660).
- (15) Lev., Ch. 19, p. 286 (95). (11) 五三一-五四頁。ブリトローヴィエイラは、『リヴァイアサン』のこの記述と、議会が王に請願をする目的のためだけにおいて人民を代表すると考える『ピヒモス』の記述との整合性を指摘する。Monica Brito Vieira, *The Elements of Representation in Hobbes: Aesthetics, Theatre, Law, and Theology in the Construction of Hobbes's theory of the State* (Leiden: Brill, 2009), p. 189. Cf. Beh., p. 314, 二四八頁。
- (16) Lev., Ch. 22, pp. 366-68 [120-21]. (11) 一一九頁。
- (17) Lev., Ch. 23, p. 384 [126]. (11) 一三四—一三五頁。梅田百合香『ホッブズの憲法思想——國家状態における自然法と自然権』『名古屋大学法政論集』第111号、二〇〇六年、二四二—二四四頁を参照。
- (18) Lev., Ch. 25, pp. 408-10 [135-36]. (11) 一五九—一六〇頁。
- (19) Lev., Ch. 25, pp. 410-12 [136]. (11) 一六〇—一六一頁。
- (20) Lev., Ch. 25, p. 412 [136]. (11) 一六一頁。Cf. Brito Vieira, p. 183, n. 103.
- (21) ヌルロトは当時のソラヤヂヤを使ひつゝのこゝを指摘す。Lev., p. 412, note y.
- (22) [Parker], p. 11. 渋谷編訳『自由民への訴え』五八頁。
- (23) Beh., p. 260, 一九一—一九二頁。
- (24) Paul Seaward, 'General Introduction,' in Beh., pp. 32-33. イングランド内乱期に王党派についたクラレンドン、そして後述するジョン・ブラモールは立憲王党主義者 Constitutional Royalist と呼ばれる。David L. Smith, *Constitutional Royalism and the Search of Settlement, c. 1640-1649* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994), p. 252. 両者のホッブズ批判については以下を参照。Jon Parkin, *Taming the*
- Leviathan: the reception of the political and religious ideas of Thomas Hobbes in England, 1640-1700* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007).
- (25) 大塚元「クラレンドンのホッブズ『リヴァイアサン』批判(一)——ステュアート王党派の「君主主義」政治思想とその系譜分類をめぐる」『法学』第七六号、第三卷、東北大学法学会、二〇一二年、一〇頁。
- (26) 大塚「クラレンドン(1)」。同「クラレンドンのホッブズ『リヴァイアサン』批判(一・完)——ステュアート王党派の「君主主義」政治思想とその系譜分類をめぐる」『法学』第七六号、第六卷、東北大学法学会、二〇一三年。
- (27) John Guy, 'The rhetoric of counsel in early modern England,' in *Tudor Political Culture*, ed. by Dale Hoak (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), pp. 292-310 (pp. 293, 298). Cf. Jacqueline Rose, 'The Problem of Political Counsel in Medieval and Early Modern England and Scotland,' in *The Politics of Counsel in England and Scotland, 1286-1707*, ed. by idem (Oxford: Oxford University Press, 2016), pp. 1-43.
- (28) *Struggle for Sovereignty*, p. 116.
- (29) Michael Mendle, *Henry Parker and the English Civil War: The Political Thought of the Public's 'Parade'* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), pp. 74-78.
- (30) *Ibid.*, p. 14. 一般にジェントリの下位区分の一つがジェントルマンであると言われる(仲丸英起『名譽としての議席——近世イングランドの議会と統治構造』慶應義塾大学出版会、二〇一一年、五二—五四頁)。ジェントリは貴族に次ぐ階層で、長期議会下院の六〇・九%を占めていたが、下院の一三・五%を占める法律家の多くもジェントリ出身だった(坂巻清『イギリス近世の國家と都市——王権・社団・アンシエーション』山川出版社、二〇一六

- 年、二〇八—二一〇頁)。一方山田園子は、土地所有者の頂点に
いるジェントルマンのうち爵位のない者をジェントリと呼ぶこと
があるが、ホブズは両者を区別していないと指摘する(『ビビ
オス』三三七頁、訳註二)。
- (31) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought
and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton University
Press, 1975), p. 340. J. G. A. Pocock ロック『マキアヴェリヤン・
モメント—フレイレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の
伝統』田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳、名古屋大学出版会、二〇
〇八年、二八七頁。
- (32) Beh., pp. 206-07. 一三四—一三六頁。
- (33) Beh., pp. 208-09. 一三六—一三七頁。
- (34) Beh., pp. 136-37, 140-41, 四九—五〇、五四—五五頁。
- (35) Lew., Ch. 30, p. 546 [183-84]. (11) 二七八頁。
- (36) 仲丸『名著とくしの議席』一〇頁。 *Stuart Constitution*, pp. 429-
30.
- (37) Lew., Ch. 30, pp. 546-47 [184]. (11) 二七九—二八〇頁。
- (38) Richard Tuck, *Philosophy and Government 1572-1651* (Cambridge:
Cambridge University Press, 1993), pp. 320-21. 木村俊道「君主主義
の政治学——初期近代イギリスにおける『文明』と『政治』」
大塚元編『岩波講座 政治哲学 2——啓蒙・改革・革命』岩波書店
二〇一四年、二〇頁。
- (39) Lew., Ch. 8, p. 108 [34]. (1) 一一九頁。ただし後年ホブズ自
ら訳した『リヴァイアサン』のラテン語版では、「枢密顧問官」
が「哲学者」に変更されている。
- (40) Edward Hyde, Earl of Clarendon, *A Brief View and Survey of the
Dangerous and pernicious Errors to Church and State, in Mr. Hobbes's Book,
Entitled Leviathan* (Oxford: Theater, 1676), p. 59.
- (41) *Ibid.*, pp. 56-57.
- (42) *Ibid.*, p. 58. Cf. 野鷲一郎「クラレンデンのホブズ批判」隅田
哲司・若松繁信編『国家的統合の諸相』南窓社、一九八三年、一
〇八—一〇九頁、注三七。
- (43) Clarendon, *Brief View and Survey*, p. 182.
- (44) 野鷲「クラレンデンのホブズ批判」八六—八七頁。
- (45) Jacqueline Rose, 'Sir Edward Hyde and the Problem of Counsel in
Mid-Seventeenth-Century Royalist Thought,' in *The Politics of Counsel*,
pp. 249-69. 先述した「一九箇条への返答」で王側は「賢明で経
験豊かな人々から成る枢密院」を最も忠告にふさわしく、王は枢
密院の忠告と自由な討論に傾聴すべきたと主張していた。 *Struggle
for Sovereignty*, pp. 159, 164.
- (46) Lew., Ch. 25, pp. 404-10 [133-36]. (11) 一五五—一六〇頁。
- (47) 木村『顧問官の政治学』一三五頁を参照せよ。
- (48) Lew., Ch. 20, p. 322 [107]. (11) 八三頁。
- (49) Lew., Ch. 30, p. 522 [176]. (11) 二六一—二六二頁。
- (50) Paul, pp. 115-17; Malcolm, 'General Introduction', pp. 54-56.
- (51) Jackson, pp. 17-19.
- (52) John Bramhall, *Castigations of Mr. Hobbes his last animadversions, in the
case concerning liberty and universal necessity. With an appendix concerning
The catching of Leviathan or, The great whale* (London: E.T. for J. Crook,
1658), pp. 527-28. 川添美央子「ホブズ 人為と自然」創文社、
二〇一〇年、三〇—三二頁。
- (53) Bramhall, pp. 526-27.
- (54) Lew., Ch. 30, pp. 546-47 [184]. (11) 二七九—二八〇頁。
- (55) Bramhall, p. 527.
- (56) Malcolm, 'General Introduction', pp. 55-56.
- (57) Lew., Ch. 25, p. 406 [134]. (11) 一五七頁。 Cf. Donald W.

- Hanson, 'Science, Prudence and Folly in Hobbes's Political Theory', *Political Theory*, 21, no. 4 (1993), 643-64 (p. 659).
- (8) Lev., Ch. 25, p. 406 [135]. (11) 一五八頁。
- (9) 大塚 トランマンズン (11) 九頁。
- (10) Clarendon, *Brief View and Survey*, p. 115.
- (11) *Ibid.*, p. 117.
- (12) Cf. Rose, 'Sir Edward Hyde', pp. 264-68.
- (13) 塚田富浩『カメレオン精神の誕生——徳の政治からマキナヴェーリスへの平凡社』一九九一年、六六—七二頁。佐々木毅「政治的思慮に於いての一考察——J・リプシウスを中心に」『有賀弘・佐々木毅編『民主主義思想の源流』東京大学出版会、一九八六年、三—一九頁。
- (14) Iustus Lipsius, *Six books of politikes or civil doctrine*, trans. by William Jones (London: Richard Field for William Ponsoby, 1594), pp. 12-14, 43-48. ゲルハルト・ホストライエ『近代国家の覚醒——新ストア主義・身分制・ポリツァイ』阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳、創文社、一九九三年、一七、三〇頁。
- (15) Lev., Ch. 3, pp. 42-44 [10]; Ch. 8, p. 108 [34]; Ch. 13, p. 188 [60-61]. (1) 六一—六三、一二九—一三〇、一四〇—一四八頁。
- (16) Lev., Ch. 5, p. 76 [22]; Ch. 9, p. 124 [40]. (1) 九四—一四六頁。
- (17) Perez Zagorin, 'Clarendon against *Leviathan*', in *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, ed. by Spingborg, p. 466.
- (18) Edward Hyde, Earl of Clarendon, *The Life of Edward, earl of Clarendon, in which is included a continuation of his History of the grand rebellion, A New edn.*, 3 vols (Oxford: Clarendon Press, 1827), I, p. 10.
- (19) Clarendon, *Brief View and Survey*, p. 116.
- (20) Lev., Ch. 25, p. 410 [136]. (11) 一六〇頁。
- (21) Lipsius, pp. 43-48. ホムステット『近代国家の覚醒』三〇頁。
- (22) Tuck, *Philosophy and Government*, 48. 塚田『カメレオン精神の誕生』一七一—一七〇頁。
- (23) Paul Seaward, 'Clarendon, Tacitism, and the Civil Wars of Europe,' *The Huntington Library Quarterly* 68 (2005), 289-311 (pp. 309-10).
- (24) Bramhall, p. 504.
- (25) Bramhall, p. 507. 川添『ホブズ 人為と自然』二二〇頁、注一七。
- (26) John McCaffery, *The Reconstruction of the Church of Ireland: Bishop Bramhall and the Laudian Regimes, 1633-1641* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), p. 29.
- (27) Clarendon, *Brief View and Survey*, p. 85.
- (28) 野高「クラレンドン」のホブズ批判」一七—一八頁。
- (29) Jackson, p. 226.
- (30) Noel Malcolm, *Reason of State, Propaganda, and the Thirty Years' War* (Oxford: Oxford University Press, 2007), pp. 118-19.
- (31) Thomas Hobbes, *De Cive: The Latin Version*, ed. by Howard Warrender (Oxford: Clarendon Press, 1983). トーマス・ホブズ『市民論』本田裕志訳、京都大学学術出版会、二〇〇八年、二四九頁（第一三章第一節）。Cf. Richard Tuck, *The Sleeping Sovereign: The Invention of Modern Democracy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2016), p.94. ジョルジュ・アランソン『王国と栄光——オランダと統治の神学的系譜学のために』高桑和巳訳、青土社、二〇一〇年、七頁。大竹弘二『公開性の根源——秘密政治の系譜学』二〇一八年、太田出版、四七—四八。ただし大竹は「代行者と助言者を通し」の部分には言及しな。
- (32) Lev., Ch. 18, p.276[92] (1) 四五頁。獲得によるロモンウェルスの場合も主権者は行政官、助言者、指揮官などのあらゆる役人や代行者を選ぶ。Lev., Ch. 20, p.306[102]. (1) 七一頁。

- (83) Lev., Introduction, p. 16[1]. (1) 三七—三八頁。
- (84) Lev., Ch. 23, pp. 376, 378, 382 [123, 124, 126]. (1) 一二八、一二九、一三三—一三四頁。
- (85) Lev., Ch. 21, p. 346[114-15]. (1) 一〇二—一〇三頁。
- (86) リチャード・タックによれば、ホッブズはこの区分を使って、人民が潜在的には常に主権者、つまり「眠れる主権者」だと主張した。Tuck, *Sleeping Sovereign*, esp. pp. 86-94.
- (87) Kinch Hoekstra, 'Early Modern Absolutism and Constitutionalism', *Cardozo Law Review*, 34 (2013), 1079-98 (pp. 1082-83).
- (88) Lev., Ch. 23, p. 384[126]. (1) 一三四—一三五頁。
- (89) Lev., Introduction, p. 16[1]. (1) 三八頁。
- (90) Lev., Ch. 25, p. 406[134]. (1) 一五七頁。
- (91) Lev., Ch. 25, p. 406[134]. (1) 一五六頁。
- (92) アリストテレス「ニコモコス倫理学」神崎繁訳『アリストテレス全集』第一五巻、岩波書店、二〇一四年、二二七頁（第六巻第五章(1140a30)）。
- (93) 佐藤正志『政治思想のパラダイム——政治概念の持続と変容』新評論、一九九六年、四八—五一頁。
- (94) 木村『顧問官の政治学』一—一—一六頁。
- (95) Lev., Ch. 29, p. 516 [174]. (1) 一五四頁。
- (96) Lev., Ch. 25, p. 406 [135]. (1) 一五八頁。
- (97) J・ハーバーマス『理論と実践——社会哲学論集』細谷貞雄訳、未來社、一九七五年、一—一—三、三九—四〇頁。ロックに実践としての政治を見出した中神由美子も、ハーバーマスのテーゼを前提にホッブズとロックの違いを浮き彫りにする。中神由美子『実践としての政治、アートとしての政治——ジョン・ロック政治思想の再構成』創文社、二〇〇三年、八二—八三頁。
- (98) 佐藤『政治思想のパラダイム』五四—五七頁。

キーワード トマス・ホッブズ、助言、議会、身分、実践

〈公募論文〉

カント道徳哲学における社交論の意義

〔礼儀作法がいかにして他者を道徳化するのか〕

高木裕貴

はじめに 問題設定⁽¹⁾

I・カントという人物は、実は意外にも「社交家」であったことは、いまや多くの伝記によって知られている。さらに注目すべきことに、カントは著作においてもわずかながら「社交性 (Geselligkeit)」「社交 (Gesellschaft)」「交際 (Umgang)」を取り上げており、これらは道徳にとっても重要なものとされている。

ところが、カントの社交論はこれまでの先行研究において十分に検討されてきたとは言い難い。確かに、歴史哲学にお

ける「素質」としての「非社会的社交性」を扱う研究や、社交における「理性の公的使用」の役割に注目した研究⁽⁴⁾はすでに存在する。しかし、かえって社交概念そのものは、わずかな例外を除いてあまり注目されてこなかったと言える⁽⁵⁾。さらに、社交と道徳の関係については、ほとんど研究されてこなかったと言っても過言ではないだろう。

少なくともその一因は、カントが社交への十分な言及を残していないことにある。その帰結として、カント道徳哲学の中に社交論をいかに位置づけたらよいか、という解釈上の問題も浮上する。カントの道徳哲学は、『道徳形而上学の基礎づけ』(一七八五年。以下『基礎づけ』や『実践理性批判』(一

七八八年)に代表されるように、あらゆる経験的なものを捨象した道徳形而上学である。そうすれば、経験的に捉えられた人間同士の社交や交際が道徳哲学に入り込む余地はないようにさえ思われる。実際に、カントのまとまった社交論は、批判期の道徳哲学的著作ではなく、晩年の経験的著作である『実用的見地における人間学』(一七九八年。以下『人間学』)に見出されるのである。

以上のような背景の下、本稿はカントの道徳哲学における社交論の意義を説明することを最終目的とする。詳しくは本論で紹介するが、本稿の論点は主に二つある。第一に、カントの社交論を、道徳形而上学ではなく、それを補完する「応用道徳哲学」として位置づけることである。確かに、少なくとも「社交」はカント道徳哲学の究極根拠ではないだろう。しかし、批判期から一貫してカントは道徳形而上学を人間に適用したものを「応用道徳哲学」「実践的人間学」「道徳的人間学」という表現において予告してきたのである。第二に、社交における礼儀作法がもつ道徳的意義を説明することである。カントは、礼儀作法は自己の道徳化とともに他者の道徳化も実現すると述べており、その道徳化のプロセスを説明することによって社交が応用道徳哲学にいかにか寄与できるかを明らかにすることができよう。本稿では、紙幅の制限上、自己の道徳化ではなく、主に他者の道徳化について説明する

ことを目的とする。

本稿が主に扱うのは、『人間学』のテキストである。なぜなら、その第八八節において、社交に関する比較的体系だった記述が見られるからである。ところが、そのテキストは曖昧さを含んでおり、多くの解釈上の問題を含んでいる。そこで、このテキストを他のテキストを参照することで読み解いていく。本稿の試みには解決されるべき問題は多く、本稿はそれらすべてに着手することはできないが、それでも本稿を通じてカント道徳哲学における社交論の展望がわずかながら開かれるであろう。

本稿は次のように進められる。まず、第一節では、カント道徳哲学の体系的構造を見ていくことで、『人間学』の中に道徳哲学的要素を見出す可能性を確保する。続く第二節では、カントの道徳的社交論を整理し、「礼儀作法」の問題点を指摘する。第三節では、礼儀作法と錯覚の関係について考察していく。最後の第四節では、それまでの議論をふまえ、礼儀作法が他者を道徳化するプロセスを説明していく。

一 道徳哲学と『人間学』

1 道徳形而上学から人間学へ

カントは『基礎づけ』序文においてもっとも明確に自身の

道徳哲学の体系的構造を描き出している。自然法則を扱う自然哲学と同様に、自由の法則を扱う道徳哲学は二つの部門をもつ。合理的部門と経験的部門である。道徳哲学の合理的部門は道徳形而上学であるが、経験的部門は「実践的人間学」(V388)と呼ばれる。道徳哲学は「自然によって触発される限りにおける人間の意志に対して」(V387)法則を定める必要があり、その場合には「生じるべきことがしばしば生じない諸条件」が考慮されることになる(V388)。道徳形而上学はあくまであらゆる理性的存在者に妥当する道徳法則を論究するが、これが感性をも備えた理性的存在者たる人間に適用される場合には、まさにその法則の順守を邪魔する感性や傾向性という条件をも考慮せねばならない。

同様に、カントは道徳哲学を人間学から独立した道徳形而上学として確立することの必要性を解く中で次のようなことを述べている(V410)。つまり、純粹数学が応用数学から、そして純粹論理学が応用論理学から区別されるのと同様に、純粹道徳哲学は応用道徳哲学から区別されるのと同様に、道徳哲学は、あくまで経験によってのみ知られる人間本性に依拠することなく、アプリアリに成立しなければならぬ。しかし、このような道徳形而上学が「人間本性へと応用」(V410)されたものとして、応用道徳哲学が考えられているのである。『道徳形而上学』(一七九七年)においてもこの構想は保持

されている(V216-217)。アプリアリな認識の体系である形而上学は、自然の形而上学と道徳形而上学に区分される。自然の形而上学がその最高原則を経験の対象に適用するための原理を必要とするのと同様に、道徳形而上学もその原則を経験の対象に適用するための原理を必要とする。道徳形而上学の原則は経験的对象としての人間に適用されねばならない。それゆえ、カントは経験的のみ認識される人間本性を取り上げ、この本性に対して原則からの帰結を示す必要があるのだ。「道徳形而上学は人間学の上に建てることのできるものではなく、かえって人間学に適用されるものである[:]」(V1217)。

その上で、カントは、道徳哲学一般において道徳形而上学の対をなすものは「道徳的人間学」(V1217)であると述べる。この道徳的人間学は、「人間本性における道徳形而上学の法則の実行を阻止したり、後援したりする主観的条件や、(教育、学校教育、民衆教育における)道徳原則の創造や普及、そして経験に基づくその他の教説や指示」(V1217)を含む⁸⁾。

以上からわかるのは、『基礎づけ』『実践理性批判』『道徳形而上学』などで追及され、確立された道徳形而上学は、経験的人間学へと応用される必要があるというカントの一貫した構想である。カントにとつて道徳哲学とはまずもって道徳形而上学でなければならぬ。あらゆる理性的存在者に妥当

するアプリオリな法則が経験から独立して求められねばならないのである。人間学のような経験知から導かれた原理は、格率を提供こそするが、法則を提供することができない。しかし、道徳形而上学において確立された法則は、今度は人間本性に適用されねばならないのである。では、カントはこのアプリオリな道徳法則の人間本性への適用をいつ、どこで行っているのだろうか。そしてそもそも行っているのだろうか。

2 著作としての『人間学』

もちろん、ここでまず注目されるべきは、晩年に出版された『人間学』である。ところが、この人間学的著作の題名は「実践的・道徳的見地における人間学」ではなく、「実用的見地における人間学」である。『基礎づけ』において顕著なように、「実用的 (pragmatisch)」と「道徳的 (moralisch)」とは決して混同されてはならず、「実用的」とはあくまで幸福に関わるものとされてきたはずである (Vahlke)。それゆえ一見すると、「実用的見地」という限定が付されている『人間学』は道徳とは無関係であるようにさえ思われる。実際に『人間学』においては道徳への言及はわずかであり、『基礎づけ』で予告されたような道徳形而上学と人間学の関係性は明示されていない。

そこで、『人間学』序文における「実用的見地」という概念の説明を整理することで、『人間学』の中に道徳形而上学ではなく、それと人間学の接続、すなわち応用道徳哲学を見出す可能性を確保しておこう。

第一に、生理学的見地における人間学と実用的見地における人間学が区別される。まず、前者は、自然が人間から何を作り出すかに関する。この見地において人間はただ「傍観者」である。対して後者は、「人間が自由に行為する存在者として、自己自身から何を作り出し、作り出すことができ、作り出すべきか」(VIII 19) に関する。ここで人間とは、「理性性を付与された地上の存在者 (mit Vernunft begabtes Endwesen)」(VIII 19) を意味し、この人間に関する知は世界知と呼ばれる。

第二に、世界知が実用的と言われるのは、人間を「世界市民 (Weltbürger)」(VIII 20) として認識することを含む。このような認識なき知識は、あくまで理論的世界知にしかかなりえない。ここで重要になってくるのが、「世界市民」という概念である。これはもちろんカント哲学を読み解く重要タームであるが、実はその一義的な定義は困難である。それゆえ、少なくとも『人間学』におけるその定義を確認しておこう。

カントはまず『人間学』本文の冒頭において、自己意識から端を発する三つのエゴイズムを区別している (VIII 28-130)。第一に、論理的エゴイズムである。論理的エゴイストは、自

分の判断を他者の悟性にも照らして吟味することを無用と考える。第二に、美感的エゴイズムである。美感的エゴイストは、たとえ他者が彼の詩や絵画や音楽などをどんなに悪評し、非難し、嘲笑さえしようとも、自分自身の趣味だけで十分満足する。第三に、道徳的エゴイズムである。道徳的エゴイストは、一切の目的を自己自身の上だけに限り、己に役立つものにし効用を認めない。

重要なのは、カントはこれらのエゴイズムに対するのは「複数主義 (Pluralism)」であると述べていることである。複数主義とは、「全世界を自分の中に包み持っているものとして自己をみなしたり振る舞ったりするのではなく、自己を一人の単なる世界市民として考え、振る舞う思考様式」(VIII:30)である。複数主義とは、自己を世界市民として捉え、そのように振る舞う思考様式であり、ここでの世界市民とは、他者による論理的・美感的・道徳的な吟味を自己に対して必要とする人のことであると言える。

以上から、『人間学』とは、(三種類の)エゴイストに対する世界市民として人間を形成するための知識を目指したものとされる。『人間学』における「実用的」とは、批判期とは異なった広い意味において理解されねばならない。そうすれば、道徳的エゴイストに対する世界市民として人間を形成するための知識が『人間学』において描かれていると推測する

ことは、十分許されるはずである。

確かに、先述のように『人間学』においては道徳への言及はわずかであるし、ましてや前節で述べたような道徳形而上学と人間学の関係性は言及されていない。しかし、少なくとも、その内容を一見すると、「道徳的・自然的最高善について (Von dem höchsten moralisch-physischen Gut)」という節があるように、道徳への視線がこの著作の中にも見られる¹⁰⁾。ここに応用道徳哲学を見出す余地があるだろう。そしてこの節で中心的に扱われているテーマこそ、「社交」である。

二 カントの道徳的社交論

1 『人間学』における社交論

本節では、『人間学』における社交論を概説していく。『人間学』は、「第一部 人間学的教授論」と「第二部 人間学的性格論」からなるが、カントの社交論が扱われるのは第一部の文字通り最終節である。

カントは、社交を扱う第八節を「道徳的・自然的最高善について」と題している。まず、自然的善たる歓楽生活への傾向性と道徳的善たる徳とは互いに闘争しており、後者が前者を制限せねばならない。言うまでもなく、幸福と道徳は原理的には異なるものであるというのがカントの基本的立場で

ある。

では、「道徳的・自然的最高善」とはいかにして生じるのか。カントは次のように答える。「交際 (Umgang) において、歓楽生活 (Wohllieben) と徳とを結合させている思考様式 (Denkungsart) が、人間性 (Humanität) である」(VII277)。ここでは、カントは歓楽生活と徳の調和点、すなわち、まさに「道徳的・自然的最高善」の場として「交際」を挙げていることは注目に値する。¹¹⁾ここでカントは、社交の場を自然的最高善にとどまらず、道徳的・自然的最高善であると述べていることはとりもなおさず、社交と道徳との無視できない関係性を示唆している。

では、このような人間性を促進する社交とはいかなるものなのか。カントはこれについて次のように述べている。「真の人間性ともっともよく調和すると思われるような歓楽生活は、よき (それと、可能であれば交代する) 集まりにおけるよき食事 (Mahlzeit) である」(VII278)。このような食卓の集まりは、「肉体的満足 (leibliche Befriedigung) ではなく、「社交的楽しみ (gesellige Vergnügen)」を目的とする食卓である (VII278)。肉体的満足はあくまで社交的快樂の手段でしかない。本稿では詳細に論じる余裕はないが、社交における自然の善とはカントが繰り返し言及する社交的楽しみ¹²⁾のことでありと解釈できる。これは「社交的歓楽生活と徳の結合」

(VII278) という表現からも見て取れる。

そうすると次の問題は、道徳的善をいかに解釈するかである。カントは続けて理想的な食卓をいくつかの観点から描き出しているが、本稿が注目するのは、その中でも唯一明確に道徳と関係するとされている「徳の衣装」に関する議論である。本稿でこれ以降に詳しく確認していくが、カントが徳の衣装として常に強調するのが「礼儀作法 (Manners)」である。礼儀作法は「純粋道徳的法則と比べれば無意味に見える」(VII282)。しかし、礼儀作法のように社交性を促進するものはすべて、「やはり徳にとって有利な衣装 (Gewand) であり、まじめな観点においても徳のために推奨されるべきである」(VII282)。

ひとまずここで注目しておきたいのは、礼儀作法が、一方で社交性を促進し、他方では、徳そのものではないが、徳のために有用な衣装であると述べられている点である。自然的善が社交的楽しみであるのに対して、道徳的善はこの徳の衣装たる礼儀作法に見出されることになる。ただし、礼儀作法は、純粋に道徳的な法則、すなわち定言命法が直接に命ずるものではないのである。

ここで二つの問題提起をすることができる。すなわち、礼儀作法がいかにして社交性を促進するのか、そして、礼儀作法がいかにして徳にとって有利な衣装たりうるのか。この点

を解決しなければ、「道徳的・自然的最高善の場としての社交」というカントの理念は説得力を失うことになる。しかし、徳の衣装に関しては記述が非常に少なく、解釈を加えるのが困難である。そこでひとまず、『道徳形而上学』における社交論に注目しよう。というのも、カントはまさに徳を扱っている『道徳形而上学』においても社交論を展開しているからである。

2 『道徳形而上学』における社交論

『道徳形而上学』「徳論の形而上学的基礎論」の文字通り最終節において、「交際の徳 (Umgangsgenden)」(VI473)が補稿として論じられている。ここで「交際」は自己と他者に対する特殊な徳として語られている。具体的には、「互いに社交を促進し合うこと・自分を孤立させないこと」「社交における快適さ (Annehmlichkeit)・人付きのよさ (Verräglichkeit)・相互の愛と尊敬 (愛想のよさと礼儀正しさ (Leutseligkeit und Wohlstandigkeit, humanitas aethetica et decorum)) を開拓すること、そしてこのようにして徳に優雅さ (Grazien) を付け加えること」(VI473)は徳の義務である。

カントはこれらの実践を「美しい徳に似た外見を表す外貌 (Außenwerk) や添え物 (Beiwerk)」「補助貨幣 (Scheidemünze)」「すぎないとも述べている。「親しみやすさ (Zugänglichkeit)」

「愛想のよさ (Gesprächigkeit)」「丁寧さ (Höflichkeit)」「もてなしのよさ (Gastfreierheit)」「温和さ (Gelindigkeit)」という実践は「単なる交際の作法 (Manieren des Verkehrs)」「すなわち、礼儀作法にすぎない。しかし、これらの実践は「この仮象をできるだけ真実に近づけようとする努力を通じて、徳の感情そのものを促進する」(VI473)。さらに、これらを通じて我々は「同時に他者に責務を課し、徳の心術を求めて努力せざるをえなくさせる」(VI473)。

以上の議論には、礼儀作法を理解するための重要な論点が二つ含まれている。一つは、礼儀作法を通じて行為者自身が徳そのものの感情を促進するという点である。もう一つは、礼儀作法をもって迎えられる相手が徳の心術を求めざるをえなくなるという点である。すなわち、交際における礼儀作法は、自己のみならず、他者をも徳へと誘うものなのである。ここには、『人間学』には見られなかった点が明らかにされている。すなわち、礼儀作法は徳のために推奨されるべきであると言われていた真意をここに見出すことができる。礼儀作法は自己と他者の道徳化に寄与するという役割を担っているのである。

ここで重要なのは、礼儀作法は「徳に似た美しい仮象 (Schein)」(VI473)にすぎないとも述べている点である。礼儀作法は徳そのものではなく、その仮象なのである。しかし、

カントは、誰もがこの仮象が仮象であると理解しているから、礼儀作法によって相手を騙すことはいと述べた。すなわち、礼儀作法の実践は、カントが常に厳しく否定している「嘘」に当たらないのである。これはカントが「徳論」において「嘘」に関する決疑論的問題として述べていることと符号する。つまり、「単なる礼儀に由来する虚構」¹⁵によって誰も騙されない点である(VI31)。カントが嘘に関する議論においてこの点を取りわけ強調したのは、まさに礼儀作法がもつ道徳的役割を救い出すためと思われる。

ところが、先に述べた礼儀作法がもつ道徳的役割には解決されるべき端的な課題がある。すなわち、一体いかにして単なる徳の仮象である礼儀作法が自己と他者を真なる徳へと促すことができるのか、である。というのも、このような礼儀作法が徳へと移行しないことは容易に考えられうるからである。それゆえ、礼儀作法に関する三つの問いが見出される。つまり、①礼儀作法はいかにして社交性を促すことができるのか、②礼儀作法はいかにして自己を道徳化するのか、③礼儀作法はいかにして他者を道徳化するのか、である。そこで礼儀作法の概念を可能な限り明確にすることで次節への準備作業としよう。

3 文化・文明・道徳

カントはしばしば、本稿前節で紹介した社交論とは別の文

脈において礼儀作法に言及している。それは、人間の進歩における礼儀作法の起源を明らかにしてくれるだろう。

カントは、人間に備わっている素質の展開を、大きく「開化(Kultivieren)」「文明化(zivilisieren)」「道徳化(moralisieren)」に分けている。これらを説明するには、実は『基礎づけ』の議論にまで遡る必要がある。順に説明していこう。

カントは『基礎づけ』において、技術的(technisch)命法・実用的(pragmatisch)命法・道徳的(moralisch)命法という三種の命法を展開した。これら三つは順に、練達性(Geschicklichkeit)の命法・伶俐(Klugheit)の命法・道徳性(Moralität)の命法を構成する。詳細は省かざるを得ないが、実用的命法は、人間にとって現実的目的と認められうる「幸福(Glückseligkeit)」を獲得するための手段を命じるものである¹⁶。このような手段に熟練していることはとりわけ「伶俐」と呼ばれる。

続いてカントは『人間学』において、先の三つの命法に対応する人間の素質を論じている。すなわち、技術的素質、実用的素質、道徳的素質である。これらはすべての人間に備わっていると同時に、人間の本質を構成する。

まず、技術的素質とは、「物を使用するための技術的(意識と結びついた機械的な)素質」(VII322)である。実用的素質とは「他者を自分の意図のために使用する素質」(VI322)、

である。最後に、道德的素質とは、自由の原理に従って行為する素質である。

同様の議論は『教育学』（一八〇三年）にもみられる。教育には三つの対象がある（IX455）。練達性、世間的伶俐（Weltklugheit）、道徳性である。練達性とは「任意の目的すべてに対して十分な能力をもつこと」であり、世間的伶俐とは、「自己の練達性を他者に対してうまく發揮する能力」（IX455）、「我々の練達性を人々に売り込む技術、すなわち、いかにして人間を自分の意図のために利用できるかに関する技術」（IX486）である。最後は道徳性である。すなわち、人間は練達性や伶俐ばかりではなく、「善い目的だけを選ぶような心術を獲得しなければならぬ」（IX450）。

カントは以上のような三つの素質の展開を、開化（Kultivieren）、文明化（zivilisieren）、道徳化（moralisieren）と呼ぶのであるが、ここで文明化に属する世間的伶俐について少し掘り下げてみよう。

カントは、世間的伶俐とは、「人間社会に適合し、愛され、「他者に対して」影響をもつ」（IX450）ことであるとも述べている。これに必要とされているものこそ、「礼儀作法（Mannieren）や礼儀正しさ（Artigkeit）」（IX450）である。「外的な仮象の技術が礼儀（Anstand）である」（IX486）。我々は礼儀作法を駆使することで、「自己を隠し、不透明にしなければならない（sich

verhehlen und undurchdringlich machen müssen）」（IX486）。すなわち、世間的伶俐とは、「我々が礼儀作法によって自己を隠し、他者に愛されることでもある。それゆえ、実用的素質とは、「とりわけ（vornehmlich）、交際の特性という素質と、社会的関係において単に自分の実力だけの野蛮さを脱して和合を本分とした風儀のよい（まだ道徳的とはいえないにせよ）存在者となるという人類の自然的性癖」（VII323）であるともいわれるのである。同様に、論文「人類史の憶測的始原」（二七八六年）における次の記述にも注目しよう。¹⁷

つつましやかさ（Sitamkeit）、すなわち、よい行儀（軽蔑を招きうるものを隠すこと）によって自分に対する尊敬を他者に起こさせようとする傾向性は、あらゆる真正な社交性の本来的基盤として、そのうえ（übereidem）、道德的被造物として人間を形成するための第一のヒントを与えた。（VIII13）

つつましやかさは、社交性の基礎である。というのも、他者から軽蔑されそうなものを隠すことによって、他者から自分への尊敬を引き出そうとするからである。もし逆に、軽蔑されるものを他者にさらけ出したら、他者は私を蔑み、尊敬を感じることはいないだろう。その結果、社交は生じない。だ

からこそ、社交を求める人間は礼儀によって身を固めるのである。自己を隠し、むしろ行儀よく見せることによって社交性が促進されるのである。ここでも礼儀作法は世間的伶俐の実践なのである。

以上から、「幸福」「世間的伶俐(他者を利用する)」「文明化」「礼儀作法」の関係性が解明される。すなわち、礼儀作法とは、自己の幸福のために他者を利用するという世間的伶俐に基づく実践なのである。

さらに重要なのは、『人間学』においてカントは、理性はその逆順を要求するにもかかわらず、人間の本性に従えば、我々の進歩は開化から文明化を経て道徳化に至るといふ順番にならざるをえないと指摘していることである(II328)。このことは、「世界市民的見地における普遍史の理念」(一七八四年)におけるカントの時代認識にも強く表れている。「我々は今、技術と科学によって高度に開化している。我々は社交的丁寧さや礼儀正しさ(Artefertigkeit und Anständigkeit)に関して煩わしいまでに文明化している。しかし、我々自身をすでに道徳化しているとみなすには、まだ甚だしく欠けている」(VIII26)。すなわち、カントは自分の時代をすでに道徳化された時代と見てはいなかった。

ここで前節の考察をつけ足せば、徳の衣装たる礼儀作法は真なる徳への媒介として考えられていたのであるから、礼儀

作法は単なる実用にとどまるのではなく、文明化から道徳化への移行に役立つものであることになる。カントが描こうとしているのは、まさにいまだ道徳なき文明社会においていかにして道徳が芽生えるのか、である。それは、まさに単なる幸福への配慮から礼儀作法を身に着け、社交を促し、他者への愛や尊敬を見せかけていたはずが、自己と他者の道徳化を手助けするプロセスなのである。

これまでで、礼儀作法が社交性を促進するのは、礼儀作法が他者をある程度道徳化するからであるとわかる。すなわち、私の礼儀作法によって他者が私を尊敬するようにならない限り、社交は成立しないのである。それゆえ、他者の道徳化は少なくとも自己の道徳化に先立たねばならない。我々が礼儀作法を実践するのは、自己の道徳化のためではなく、他者の道徳化を通じて社交を促進するためなのである。それゆえ、礼儀作法が社交性を促進できるか否かは、礼儀作法が他者を道徳化できるか否かに依拠していると言える。

三 礼儀作法と文明化

1 許された道徳的仮象(Schein)としての礼儀作法

礼儀作法による道徳化の最終的問題は、世間的伶俐に依拠した単なる徳の衣装によって他者がいかにして道徳化される

かであろう。そこで本稿はこの問題を解決するために、『人間学』における「許されている道徳的仮象について」と題された第一四節にヒントを求めたい。この節の中身を説明しよう。

人間は文明化されるほど「演技者 (Schauspieler)」となり、「愛情、他者への尊敬、つつましやかさ、私欲のなさ」の仮象を装うようになる (VII151)。カントはこのような仮象の例として、「善く端正な礼儀 (Anstand)」、「つつましやかさ (Sitzenkämlichkeit)」、「礼儀正しき (Wohlansändigkeit, decorum)」、「鄭重さ (Höflichkeit, Politesse)」、「お辞儀 (Verbeugung, Komplimente)」などの礼儀作法を挙げている。カントがここで礼儀作法を端的に「好意と尊敬 (Wohlwollen und Achtung)」(VII152) の仮象であると明言していることは重要である。これらは『道徳形而上学』「徳論」における「愛の義務」と「尊敬の義務」に対応している。他者に対する義務は愛と尊敬のどちらかに区分されるのである (VI484-450)。この点が重要なのは、カントによれば、愛の義務を実行することは相手を義務づけることを結果するからである (VI450)。例えば、感謝とは、愛の義務であるが、「我々に示された親切のゆえに、ある人格を尊敬すること」(VI454) である。それゆえ、礼儀作法が愛を表すものであるならば、それは同時に相手を義務づけ、道徳化へと誘うことになる。

第一四節が重要であるもう一点は、礼儀作法による道徳化のプロセスがわずかながら説明されていることである。カントは、このような仮象は単に許されるのみならず、このようにみなが礼儀作法を通じて演技している世界は非常に善いものであると述べる。その理由は次の通りである。「なぜなら、人間がこの役割を演じることによって最終的には、人間が長い期間を通じてわざと徳の外見を装ってきただけのはずのその徳が、次第次第に確かに現実にも目覚めさせられて、心術 (Gewinnung) へと移行していくからである」(VII151)。つまり、礼儀作法を実践する者は、時間を通じて現実的心術を獲得するに至るのである。さらに、ここで詳細に解釈する余裕はないが、カントはこの自己の道徳化を、二重の欺瞞は「罪のない錯覚」であるというテーゼによって正当化している。²¹⁾

他方で、他者の道徳化はどうだろうか。もちろん、本稿前節でみた『道徳形而上学』における言明と一致して、礼儀作法という仮象の意図は他者を欺瞞することではなく、これが仮象にすぎないことは誰もがわわわっている。礼儀作法は、他者に対する欺瞞ではなく、「錯覚として非常に有益」(VII152) なのである。

以上からわかるのは、カントはここで欺瞞と錯覚の区別に訴えかけているということである。さらにカントはその上で、「自然は賢明にも人間に、喜んで自己を錯覚させるといふ性

癖を植え付けた」(VII152)という決定的な主張をしている。このいささか楽天的な前提を認めれば、相手が義務づけられることは容易に説明されうる。すなわち、愛の礼儀作法を受け入れ、これに喜んで錯覚させられる人は、同時に義務づけられることになろう。これはカントの経験的洞察に基づくものであり、正当化はなされていないのだが、この主張を検討するには、ひとまず欺瞞と錯覚の違いを明らかにしておく必要がある。

2 欺瞞と錯覚

ここで、『人間学』第一四節の直前に置かれた「感覚の仮象と人為的に戯れること (Spiel) について」と題された第一三節の議論に注目しよう。第一四節は第一三節を前提としており、両者の議論は連続している。説明していこう。

この節においてカントは、幻想を錯覚と欺瞞に区分している (VII49)。まず、悟性に対して感官の表象によって作られる「幻想 (Blendwerk (praestigae))」は、自然的 (natürlich) か人為的 (künstlich) かである。自然的な幻想は「錯覚 (Täuschung (Illusion))」と呼ばれ、人為的な幻想は「欺瞞 (Betrug (Fras))」と呼ばれる。

まず「錯覚 (Illusion)」とは、「対象と称されるものが現実にあるのではないと知っていても、なお現存する幻想」(VII49)である。これらはそれが仮象であることを理解して

いても、我々を惑わし、我々に影響を与える。例えば、好ましく映る衣装、人間や動物に似せた像は錯覚である。また、カントは現代で言う「トリックアート」のような絵画も例示している。カントはこれを「心の遊び」と呼んでおり、「非常に快適で面白い (sehr angenehm und unehaltend)」と評価している (VII49-150)。対して、「欺瞞」とは、「対象がどのような性質のものかを人が知るや否や、仮象もたちまち消えてしまう類のもの」(VII50)である。例えば、化粧や手品は欺瞞である。

『人間学講義』においては一見すると異なる定義がなされている。「フリートレンダーの講義録」^②によれば、すべての仮象は、真理の認識と結合されうるならば錯覚であり、真理の認識と結合されえないならば欺瞞である。ここでもカントは前者の例として衣装を、後者の例として化粧をあげている。衣装は、それを着ている人物がよく知られていたとしても、相手を喜ばせる。対して、化粧は、それが取り去られ、その素顔が知られた場合には、人を喜ばせない。

さて、この講義録は、『人間学』と異なる説明をしているどころか、それを補完していると解釈してよいだろう。つまり、錯覚における仮象は、それが仮象と知られ、すなわち真理の認識と結合されても、なお人を喜ばせることによって存続する。対して、欺瞞における仮象は、それが仮象と知られ、

すなわち真理の認識と結合されると、もはや人を喜ばせることとはなく、それゆえ消え去るのである。

以上を踏まえて礼儀作法に立ち返ってみよう。カントが繰り返し述べるように、礼儀作法は欺瞞ではなく、錯覚である。まず、自己に対して礼儀作法は欺瞞ではなく、二重の欺瞞という形ではあるが、錯覚として役立つ。つまり、私が自分の礼儀作法が仮象にすぎないとわかっているとしても、その実践は依然として自分に影響をもち続ける。対して、相手に対して礼儀作法は端的に欺瞞するわけでもなく、かといって二重に欺瞞するわけでもない。嘘の議論にあつたように、相手はその内実を理解しているのだから、騙されることはない。しかし、それでもその仮象が相手に影響を保持できるはずであり、礼儀作法は相手にとっても錯覚であると言うことができるであろう。すなわち、他者によって私の礼儀作法が仮象であることを見破られても、依然として他者にとってその仮象は存続しなければならないのである。

四 他者の道徳化

1 錯覚しない人物(一)

本節ではこれまでの議論を踏まえて、礼儀作法が他者を錯覚させるプロセスを説明することによって他者の道徳化を考

察しよう。重要なのは、他者にとって礼儀作法が欺瞞ではなく錯覚であるならば、その実態が見抜かれてもその仮象は依然として存立することになるという点である。さらにカントは、それにもかかわらずこの言わば「見破られた仮象」が他者を道徳化すると述べている。しかし、我々はそれが仮象にすぎないと見抜いている礼儀作法によって徳の心術へと努力することがあるだろうか。

もちろんここで重要なのは、「自然は賢明にも人間に、喜んで自己を錯覚させるという性癖を植え付けた」(VIII:52)というテーゼである。そこでこのテーゼに対して二つの問を立てたい。第一に、錯覚しないことも可能であるのか、そしてもし可能であれば、それにはどのような弊害があるのか。第二に、確かに少なくとも喜んで欺瞞されることは否定されるべきであるが、なぜ礼儀作法によっては喜んで錯覚されるのか。これらの問に答えることで、錯覚する性癖というカントのテーゼを擁護しておこう。まず第一の問を扱う。

実際カントは、人間には喜んで錯覚する性癖があると述べている。カントは安易に錯覚しないことはありうると考えているので、順番に検討していこう。

カントは、礼儀作法という補助貨幣には値打ちがないと言いつつ、すなわち仮象を暴露しようとする人物を想定

し、これは「人間性に関して犯された反逆」であると批判している(VIII53)。と、いうのも、「他者における善の仮象さえも、我々にとって価値があるに違いない」(VIII53) からである。カントが繰り返して述べているように、この仮象から真なる徳が生じうる。相手に礼儀作法を実践させておけば、彼の道徳化が期待される。もし礼儀作法によって他者が自己を道徳化していくのであれば、その近くに在る私にとっては有益なことであろう。彼は私をつねに道徳的に扱ってくれるに違いないからである。それならば、それを邪魔する理由はないというのである。

ただし、私が相手の礼儀作法をわざわざ邪魔しないとしても、このことは、私が礼儀作法によって錯覚させられているということや、ましてや私が義務づけられるということを意味しない。私は相手の礼儀作法によって欺瞞されることも錯覚させられることもなく、かつ相手の礼儀作法を邪魔しないことは可能である。礼儀作法の実践を邪魔しないとは、錯覚に陥る必然性を説明してくれるわけではないのである。

2 錯覚しない人物(2)

カントは「人間学のレフレクシオン」において、先とは異なる観点から錯覚しない人物を想定している。アディツケスによって一七七〇年代に執筆されたとされているレフレク

シオン一四八二番には次のような言明がある。「美しい仮象の背後にあるものをあまり詮索する人は、徳への信仰(Glaube an Tugend)を失ってしまう。ここから、人間嫌い(Misanthropen)とか女嫌いが生じるわけだ。弱さ(Schwachheit)がある限り、洗練された上品な礼儀は、少なくとも徳の外見である。しかし、悪意(Bosheit)があるときは、それは欺瞞となる」(XV687)。さらに、講義録には次のような関連する言明が見出される。「徳の錯覚の背景を探ろうとする人は、あらゆる信頼(Zutrauen)と徳への鼓舞を失う。徳の詮索を通じて人間嫌い(Misanthropen)が生じる」(XXV932)。

これらの言明は他者の礼儀作法への応答に関するものとして読むことができる。礼儀作法という徳の錯覚の背後を探ろうとする人、すなわち喜んで錯覚することのない人は、徳への信仰を失い、その結果人間嫌いになってしまう。

ここで『人間学』の「認識能力における心の弱さについて」と題された第四六節における人間嫌いの説明に注目しよう。カントは欺瞞と認識能力の弱さの関係性に言及している。カントは、「たやすく信頼する(vertrauen) 誠実な者」に対して、「一人が私を欺いたからといって他の何人も信頼しない者」をあげ、これを「人間嫌い」(VII205)と呼ぶ。この場合の正解は、あくまで「一度欺いた者を信頼しないこと」(VII205)なのであるから、人間嫌いとは、不当であるが「他者への信

頼喪失」であると言える。

もちろん、悪いのは騙す者である。人々が騙されるのは、彼らの「馬鹿さ (Dummheit)」に帰せられるべきではない。ここで強調されるべきは、あくまで騙される者に非はないにせよ、騙されるだけの「認識能力における心の弱さ」をもっているという点である。

さて、以上を踏まえて、先のレフレクシオンに解釈を加えてみよう。第四六節があくまで欺瞞を問題にしていたのに対して、レフレクシオンにおいて問題になっていたのは、欺瞞ではなく、錯覚としての礼儀作法であった。それゆえ、礼儀作法の裏にあるものを詮索しようとする人、換言すれば相手の徳・不徳を見極めようとする人は、実際に欺瞞されることなくとも、人間嫌いに陥り、誰も信頼しなくなる可能性があるものである。その結果、徳への信仰や鼓舞を失い、道徳的であろうとする努力が引き起こされない。

しかし、我々の認識能力には限界があり、誰が自分を欺こうとしているかを把握することはできないし、他者の心術を垣間見ることでもない。すなわち、レフレクシオンにおける「弱さ」とは、先述した「認識能力の弱さ」であり、他者が自分を騙そうとする意図を見抜く力の欠如である。それゆえ、このような弱さがある限り、礼儀作法を疑いにかけることは得策ではないのである。

ただし、人間嫌いが好ましくならぬことであり、また、礼儀作法を疑うことは人間の弱さゆえに不合理であったとしても、このことから礼儀作法によって錯覚する必然性は帰結しない。ましてや、人間嫌いを避けるべきであることは、私が他者の礼儀作法によって義務づけられ、道徳化されることを説明することはできない。

3 礼儀作法による錯覚の動機

さて、これまでで、錯覚しないことに伴う弊害に関する第一の問への二つの答えを検討した。確かにこれらの弊害に対しては、錯覚することが一つの有効な処方箋であろう。しかし、これらは我々が礼儀作法によって錯覚させられる動機を提供するものではない。他者が自己を道徳化するのを邪魔しないために徳の背景を暴露しない人は、錯覚しているわけではない。また、人間嫌いに陥らないために徳の背景を詮索しない人も、錯覚しているわけではない。確かに彼らは確かに礼儀作法によって錯覚されてよい理由をもっているかもしれないが、自然的に錯覚させられる動機をもっているわけではないのである。そこで、礼儀作法という錯覚に喜んで陥るための動機を説明することによって、自然は喜んで錯覚に陥る性癖を植え付けたというカントのテーゼを擁護しておこう。

前節で確認したように、錯覚とは、それが仮象であること

が知られてもなお人を喜ばせる。「錯覚は、それが真理と合致しないと知られても楽しみを与える仮象である」(XXV 928)。さらにここで注目したいのは、欺瞞と異なり、錯覚はある種の「遊び(Spiel)」(VIII 49)であると言われていたことである。それゆえ、カントは明示していないが、礼儀作法は錯覚であるのだから、礼儀作法もまた遊びであることになる。

そもそもカントにおいて社交・談話は無目的な遊びであった(VIII 52, 28)。カントは「仕事」から区別された「遊び」について次のように述べている。「遊びに携わることとは、その際さらになにかある目的を意図することなしに、それ自体で快適である」(XI 470)。快適な社交を楽しむために、人々は礼儀作法を実践する。それゆえ、社交という遊びにおける参加者はすべて「演技者(Schauspieler)」である。ただし、それは人を騙すための演技ではなく、遊びをお互いに楽しむための演技である。この演技は仮象であるが、それが仮象であると知られても存続せねばならないはずである。なぜだろうか。そもそも遊びも演技も、それ自身が快適であるという動機なしには生じえない。遊びとしての錯覚の本質は、それが仮象であると知られても「快適」(VIII 50)であり、相手を喜ばせることにある。同様に、礼儀作法は「快適な錯覚」(XXV 930)であった。礼儀作法はそもそも愛と尊敬の印であり、相手に快適で美しい印象を与える。このことは「お世辞でも嬉しい」

という一般的言葉使いにも表れていると言える。それゆえ、まさに礼儀作法自身もつ快適さが遊びと演技へと誘うのである。カントは「演技というこの方法を通じて、「…」人間は真なる鄭重さを受け入れる(Annehmen)ための素質をもっている」(XXV 124)と述べているが、礼儀作法を受け入れる、つまり礼儀作法によって錯覚するのは、まさに礼儀作法そのものが快適であるからである。したがって、礼儀作法は遊びであるから、それが仮象であるとわかっていても動機づけられるのである。

結論

カントの社交論に注目する従来の研究は、社交における理性の公的使用、すなわち思考の伝達に注目し、これらと論理的エゴイズムとの関係を論じてきた。しかし、このような解釈は、「社交は道徳的・自然的最高善の場である」というカント自身の意図を必ずしも十全にくみ取るものではない。そこで本稿では、『人間学』において道徳的善とされている礼儀作法に注目した。本稿の歩みを振り返っておこう。

第一節では、応用道徳哲学の展望を示した。それ以降の節では社交論を応用道徳哲学に位置づけるために社交論を分析してきた。第二節では、道徳的社交論を紹介し、その中でも

礼儀作法という概念にまつわる課題を三つ指摘した。第三節では、礼儀作法が道徳化する仕組みは、礼儀作法が罪のない錯覚であることに依拠していると指摘した。第四節では、錯覚がいかにして他者を道徳化するのかを説明するために、「自然は、喜んで錯覚に陥る性癖を植え付けた」というテーゼを錯覚の遊び論として解釈した。

最後に、このような社交論は、カントによる応用道徳哲学の試みとして解釈できることを確認しておきたい。礼儀作法は、「純粹な道徳法則」と比べれば、依然として無意味に見える。というのも、礼儀作法はあくまで世間的伶俐に基づく実践であるからだ。しかし、まさに「人間本性」に内在するところの「喜んで錯覚に陥る性癖」のおかげで、礼儀作法という「補助貨幣」を利用して、我々は道徳的理想社会の実現へと向かうことができる。道徳的法則を実現するには、「我々は人間をあるがままに (wie sie sind) 捉えねばならない」(XXV932) のである。人間をあるがままに捉えた上で、道徳的法則を実現するための処方箋を提出することこそ、応用道徳哲学の試みである。

もちろん、本稿にはいくつかの積み残しがある。まず、本稿は道徳哲学的側面に注目するがあまり、自然的善としての社交的楽しみを論じることができなかった。また、本稿では礼儀作法が自己を道徳化するプロセスについては十分に検討

することもできなかったが、少なくとも本稿の考察からわかることを述べておこう。まず、社交とは常に相互的営みであり、道徳化された他者にとっても私は一人の他者である。道徳化された他者が少なくとも礼儀作法でもって私に応答することによって、私も道徳化されることになる。というのも、礼儀作法が他者を道徳化するプロセスは、その他者が私を道徳化するプロセスでもありうるからである。それゆえ、礼儀作法によって他者が道徳化されることは、間接的であるが、同時に私を道徳化へと誘うことでもある。

(たかき・ゆうき／倫理学)

注

(1) 本稿では、カントの著作から引用する際には、アカデミー版の巻数をローマ数字で、ページ数を算用数字で示す。ただし、『純粹理性批判』に限っては、その第一版をA、第二版をBと表す。引用文は概ね拙訳によるが、既存の邦訳書を適宜参照した。

(2) 例えば、A・グリガ [1983] 『カント——その生涯と思想』濱田義文訳、法政大学出版局。N・ヒンスケ [1985] 『現代に挑むカント』石川文康・小松恵一・平田俊博訳、晃洋書房。ポロウスキー他 [1967] 『カント その人と生涯——三人の弟子の記録』芝罘訳、創元社。M・キーン [2007] 『カント伝』普沢龍文・中澤武・山根雄一郎訳、春風社。

(3) Schneewind, J. B. [2009] "Good out of Evil: Kant and the idea of unsocial sociability," *Kant's Idea for a Universal History with a cosmopolitan Aim: A Critical Guide*, (eds.) Anelie Oxsenberg Rorty and James

Schmidt, Cambridge: Cambridge University Press.

Wood, Allen. [2009] "Kant's Fourth Proposition: the unsociable sociability of human nature," *Kant's Idea for a Universal History with a cosmopolitan aim: A Critical Guide*, (eds.) Anelie Oksenberg Rorty and James Schmidt, Cambridge: Cambridge University Press.

(4) 浜田義文 [1994] 『カント哲学の諸相』法政大学出版局。

Hinske, Norbert. [1990] "Kants höchstes moralisch-physisches Gut: Eßen und allgemeine Menschenverunft," *Aufklärung* 5, Hamburg: F. Meiner.

(5) 例えば、国内に限れば、宇都宮芳明 [2006] 『カントの啓蒙精神——人類の啓蒙と永遠平和にむけて』岩波書店。笠原賢介 [2017] 『ドイツ啓蒙と非ヨーロッパ世界——クニツゲ、レッシング、ヘルダー』未来社。高田純 [2012] 『カント実践哲学とイギリス道徳哲学——カント・ビューム・スミス』福出版社。がある。

(6) 本稿は道徳形而上学と人間学の接続とどうアイデアに ついて以下の文献から学んだ。Hinske, Norbert. [1961] "Kants Idee der Anthropologie," *Die Frage nach dem Menschen: Aufsätze einer philosophischen Anthropologie: Festschrift für Max Müller zum 60. Geburtstag*, (Hrsg.) Heinrich Rombach, Freiburg: Verlag Karl Alber.

Louden, Robert B. [2000] *Kant's Impure Ethics: From Rational Beings to Human Beings*, Oxford: Oxford University Press. Louden, Robert B. [2011] *Kant's Human Being: Essay on his Theory of Human Nature*, Oxford: Oxford University Press.

(7) Cohen, Alix. [2008] "The Ultimate Kantian Experience: Kant on Dinner Parties," *History of Philosophy Quarterly* 25-4, Princeton, Patrick. [2013] *What is the Human Being?*, London: Routledge. Formosa, P. [2010] "Kant on the Highest Moral-Physical Good: The Social Aspect of Kant's Moral Philosophy," *Kantian Review* 15-1, 111-16の研究は社

儀作法が道徳的意義をもつことを指摘しているが、そのプロセスを踏み込んで説明するには至っていない。

(8) 実はこのような構想は『純粹理性批判』にも見出される。ただし、『純粹理性批判』において道徳哲学は純粹道徳と徳論に区分されている (A55/B79)。

(9) 「理性を付与された地上の存在者」とは、カントの言う「理性の存在者一般」とは異なる点に注意が必要である。「理性能力を付与された動物」(VII321)と同様に、これは有限で感性をもつた理性的存在者としての人間を意味する。

(10) 御子柴は『人間学』を単に記述的なものであると解釈している。またブランドは、『人間学』は道徳に十分な言及をしていないと指摘している。本稿はこのような解釈に一定の再考を迫るものである。御子柴善之 [2011] 『実践哲学の第三層——カントの「規範的人間学」構想と「哲学論集」第四〇巻上智大学哲学会三四頁。Brandt, Reinhard. [2007] "The Guiding Idea of Kant's Anthropology and the Vocation of the Human Being," *Essays on Kant's Anthropology*, (eds.) Brian Jacobs and Patrick Kain, Cambridge: Cambridge University Press, p. 85.

(11) カントの最高善概念を引いて検討することはできないが、これが『実践理性批判』弁証論で論じられていたような、心術の道徳的完成と、それに対応する幸福を構成要素とする形而上学的最高善ではないことは確かである。社交には、魂の不死性も神の現存も要請されない。

(12) コッアの「人間性 (Humanität)」は、批判期に多用される「人間性 (Menschheit)」とは異なり、感性的側面を含んでいる。カントは「人間性」が「社交的歓楽生活をもちたないキリスト派の純粹主義と隠遁主義の禁欲」が「人間性 (Humanität)」の要求を満たすことができない」として強く批判していることからみて

とれる (VII287)。

(13) コーエンは、「この自然的善を食事による肉体的満足と解釈している (Cohen[2008]pp. 315-6)。しかし、この場合には食卓以外においては自然的・道徳的最高善は実現されえないことになるが、カントはそのようには考えていない。カントがここでいう自然的善とは、あくまで道徳的善と区別された善であり、身体的・肉体的善と解釈されてはならない。例えば、「自然的完全性」と「道徳的完全性」(VI444-447)の区別や、「自然的幸福」と「道徳的幸福」(VII67)の区別において、自然とは身体のみを意味するわけではない。

(14) カントはこの説を「道徳的・自然的最高善」と題しているにもかかわらず、徳については一段落しか費やしていない。

(15) カントは、手紙の末尾に「従順をきわめる下僕」と書く例をあげている (VI431)。

(16) 「さて、自分自身の最大の幸せへの手段の選択における熟練は、最も狭い意味における伶俐と呼ぶことができる」(VI416)。

(17) 「憶測的始原」は、カントの人類史的論文であり、人間本性における根源的素質から自由が展開する歴史を描いている。カントはこの人間の歴史を四段階に分けて論じている。社交性が関係するのはその第二段階である。

(18) ここで詳細に検討することはできないが、様々な礼儀作法の例はほとんどすべてが愛と尊敬のどちらかを表現するものとして挙げられている。

(19) ただし、これらの愛と尊敬は、ある種の感情と考えられてはならない。カントが繰り返し言うように、ある感情をもつことは命令も禁止もされえない。そうではなく、ここでカントが言う愛とは、「実践的なものとして」好為を結果する好意 (Wohllollen) の格率」であり、尊敬とは、「我々の自重を、他の人格における

人間性の尊厳によって制限する格率」である (VI449)。カントによれば、徳はあくまで格率、つまり心術に基くかねばならない。(20) ここでカントが「心術」への移行を論じているのは示唆的である。カントは礼儀作法を通じた「行為の適法性」から「心術の道徳性」への移行を描こうとしているのである。

(21) カントはこのような心術への移行の仕組みを次の簡素な一文で説明している。「我々自身における欺瞞者、すなわち傾向性を欺瞞するということは、徳の法則への服従に再び復帰することであって、欺瞞ではなく、我々自身の罪のない錯覚である」(VII151)。本稿では、この一文の検討は積み残しとするしかない。ちなみに、自己の道徳化については別稿にて論じる予定である。

(22) この講義録は正確には、アカデミー版カント全集第二五巻に収められた、フリートレンダーの筆記による一七七五―七六年の講義録である。本段落は、XXV502のまとめである。

(23) とはいえ、ここでカントは、あまりにもあからさまな悪徳者とは交際すべきではないと指摘していることに注意したい (VI474, VII294)。

(24) 馬鹿さとは、判断力(普遍的なものに対して特殊のものを発見する能力)と機知(特殊のなものに対して普遍的なものを考え出す能力)を欠くことである (VII201, 204)。

キーワード 社交性、応用道徳哲学、礼儀作法、錯覚

〈公募論文〉

J・S・ミルにおける女性の性格形成

〔シドニー・スミス「女性教育」との対比を手がかりに〕

山尾忠弘

一 問題の所在

本論の主題は、J・S・ミル（一八〇六—一八七三年）の展開した女性の性格形成論がもつ思想史的特徴とミル思想形成史上の意義を説明することにある。Gullin (2009) がその詳細を明らかにしたように、ミルが女性の性格形成について論じた際の主要な論敵は、十九世紀フランスを代表する思想家オーギュスト・コント（一七九八—一八五七年）であった。ミルとコントの間には一八四一年十一月八日から一八四七年五月十七日の間に計八九通（ミルから四四通、コントから四五通）

もの手紙がやり取りされ一時期はきわめて親密な関係だったが、その仲違いの原因の一つとなつたのが女性の性格形成という主題だったのである。二人の思想家の相違点は、コントが当時流行していた骨相学を援用として、女性は脳が小さいので知的な資質において男性よりも劣ると主張したのに対して、ミルは『論理学体系』（一八四三—一八七二年、以下『体系』）の中でも明確に述べているように、心理学に関する「真の科学的精神 (the true scientific spirit) から離れたことについて、コント氏よりも告発されるべき人物は、今も昔も誰一人としていない」(CWVII: 859 訳⑥48) と徹底的に批判していたことにある。この残された文献的資料の多さと、女性の性格形

成に関する考え方の顕著な相違から、ギランはミルの性格形成論を考察するにあたってコントとの関係に着目したのであった。

しかし、当時においてきわめて論争的な女性の性格形成という問題に着目した時、ミルは孤立した思想家であったのだろうか³²。この疑問についてギランの研究では必ずしも明らかにされていないが、このことはギランがそれを主題としていないということ以上の困難を含んでいる。というのは、一見するとミル自身が同時代あるいは先行する時代に同種の主題について論じた思想家たちを自らの先駆者とはみなしていないように見えるからである。たとえば、ロバート・オーウェン（一七七二—一八五八年）は『新社会観』（一八二三）において、コントや骨相学者とは異なり、性格形成について徹底した環境原因論をとっていた。しかし、人間にあたえられた環境だけが性格形成の原因だとするオーウェンの思想は、川名が適切にも指摘したようにコントと同様人間の自由を脅かす「決定論的人間観」（川名2012: 233）に基づくものだと思われは思われた。また、一八六七年の選挙法改正にむけてミルと共に活動した思想家の中で、バーバラ・ボデイション（一八二七—一八九一年）やハリエット・マーティノー（一八〇二—一八七六年）はともに女性の教育に関する論考を記しているにもかかわらず³³、ミルの著作にはこれらの論者への言及が見ら

れない。

ただしミルの著作を仔細に検討してみると、ミル自身が好意的に引用している重要な思想家を見いだすことができる。

英国国教会の牧師シドニー・スミス（一七七二—一八四五年）である。本論では、これまで内外の諸研究においてもほとんど検討されていないスミスの論説「女性教育 (Female Education)」（一八一〇）に着目することによって、ミルが展開した女性の性格形成論の思想史的特徴を明らかにしたい。その理由は、第一に、ミルが女性論について「哲学的急進派」ではなく、あえてその論敵であった「哲学的ウィッグ」の代表的思想家の一人シドニー・スミスの論説に着目した事実の思想史的意義を説明する必要があるからである。ミルが哲学的急進派の継承者であった事実を鑑みれば、この点は女性の性格形成をめぐるスミスとの対比という視点の重要性を示すものである。本論が両者の性格形成論を対比する第二の理由は、スミスとの対比によって、人間の性格形成に関するミルの科学的理論とされた「エソロジー (ethology)」が未完であったことが決定的に明らかにされるとともに、そのことがもつミル思想形成史上の意義が説明されることである。というのは、近年の注目すべき研究において、しばしば『女性の隷従』（一八六九）とエソロジーの関係が取り上げられているからである。この関係については Ryan (1974)、Okin (1979)、水田

(1984)などが先駆的に着目しているが、典型的な解釈はカーライルの「エソロジーは何を知ることができないかを指摘することはできるが、知らないことを明らかにすることはできない」(Carliste 1991: 162)と、この言葉に見られる。すなわち、『体系』(初版一八四三)において構想されたエソロジーは『女性の隷従』において、男女の性格の違いについて知ることにはできない、という形でいわば逆説的に展開されたのだとカーライルは解釈する。Ball (2010) や Rosen (2013) も、『女性の隷従』をエソロジーの一つの適用として読むという点において、カーライルと同様の解釈をとっている。しかし、カーライルらの解釈には『女性の隷従』の中で展開された議論を、ミル自身がただの一度も「エソロジー」とは呼んでいない事実を説明できないという大きな弱点がある。本論ではこれまで見落とされてきたこの基本的事実から未完のエソロジー構想が「未完」であるがゆえにこそ持たえたミルの思想形成史上の意義を明らかにする。

二 十九世紀ブリテンの思想的文脈と シドニー・スミスの「女性教育」

十九世紀前半におけるブリテンの思想的文脈を描き出すための有力な参照点として、哲学的ウィングと哲学的急進派の論争を挙げることが出来る (Collini, Winch, & Burrow 1983:

chap. 3)。「哲学的ウィング (Philosophic Whigs)」はアダム・スミス(一七二三—一七九〇年)の伝記作家としても高名なデュバルド・ステュアート(一七五三—一八二八年)から強い影響を受け、『エディンバラ・レビュー』に寄稿した知識人たちの総称であり、「哲学的急進派 (Philosophic Radicals)」はジェレミー・ベンサム(一七四八—一八三二年)やジェイムズ・ミル(一七七三—一八三六年)を中心として『ウェストミンスター・レビュー』を創刊した功利主義者たちの総称である。この思想的文脈において、J・S・ミルは「哲学的急進派」の若き俊英とみなされてきた。精神的危機を経験してベンサム主義と一定の距離を取り始めた後でさえ、ミルは「哲学的急進派の立場から脱することはなかった」(山下 2017: 5)のである。しかし、ミルと女性論との関わりに関していえば、問題はそれほど単純ではない。その事情を端的に示しているのが、『自伝』において提示された父ミルの利益包含説に対する、ミルのよく知られた批判である。利益包含説とは、女性の利益は「ほとんどすべて父親あるいは夫の利益に含まれるのである」(Mill 1820: 500 訳 156) 参政権から除外してよいという父ミルの議論である。これに対して、ミルは『自伝』の中で「私の考えでは、女性の利益が男性の利益に含まれるという主張は、臣下の利益が国王の利益に含まれるという主張と同程度の主張であってそれ以上のものではない」(CWI: 107 訳 159) と痛

烈に批判した。ミルによれば、哲学的急進派の若い世代はミルと同様の見解を持っていたし、「ベンサム氏がこの重要な問題について完全に我らと同意見であったということができるのは喜ばしき」(CWI:107 訳159)とさえ述べている。

このように、女性論に関して哲学的急進派はかならずしも一枚岩ではなかった。この重層性を端的に表しているのがベンサムその人である。ベンサムが女性への参政権付与に積極的であったことはミルの言葉からも明らかであるが、こと女性の性格形成については、主著とされる『道徳および立法の諸原理序説』(二七八九)のなかでは厳しい評価が見られる。すなわち、ベンサムは「女性の健全さは男性のそれよりも繊細である。すなわち、肉体の強度と頑健さ、知識の質と量、知力の強度、そして精神の頑健さについて、女性は一般に劣っている」(Bentham 1789: 64 訳138)というのである。ミルはこのようなベンサムの主張を知っているはずだが、著作の中で言及している箇所は見出せない。言いかえれば、ミル自身が女性の性格形成に関してベンサム、あるいは哲学的急進派の論説を好意的に引用していないのである。反対に、ミルが好意的に引用しているのは、哲学的ウィッグの領袖たるシドニー・スミスの論説であった。

それでは、今日では忘れられたシドニー・スミスとは一体どのような思想家なのであるか。ヴァージンの伝記的研究

によればスミスは一七七一年六月三日、エセックスのウッドフォードにおいて商人ロバートとその妻マリアの間に二番目の子供として産まれた。その後名門パブリックスクールの一つであるウインチェスター・カレッジに入学し、オックスフォード大学ニューカレッジに進んだものの、知的に啓発されることは少なかったという。むしろ彼の知性が開花するきっかけは一七九八年から一八〇三年にかけてエディンバラに滞在し、スコットランドの知識人と親交を結んだことにあつた。この五年間のエディンバラ滞在中スミスの思想形成にあたえた決定的重要性は、「シドニーは彼自身の社会的繋がり築きはじめた。最初の、そして最良の友人の一人が一七八五年からエディンバラ大学の道徳哲学の教授であつたデュガルド・ステュアートである。[...] オックスフォードにいた時、シドニーは知的あるいは道徳的な欠乏を感じていない。いまや彼は満たされつつある」(Virgin 1994: 49)と指摘されるほどであつた。彼にもっとも大きな影響をあたえたのは「最初の、そして最良の友人の一人」たるデュガルド・ステュアートである。二人の交流はスミスの娘によつても、「スミスはエディンバラ大学において、デュガルド・ステュアート氏の素晴らしい講義に毎回出席しており、ステュアート氏との交際は彼のほとんど日課のようになっていた」(Smith 1855 vol. 1: 63)と伝えられており、スミスは自らの牧師とし

ての仕事の合間に一八〇四・一八〇五・一八〇六年の三回にわたってステュアートから学んだ「コモンセンス（常識）」の道徳哲学をロンドンの一般大衆に講義した⁵⁾。とりわけ一八〇四年の講義は会場であった王立研究所 (Royal Institution) の部屋に人が入りきらず、席を取るために一時間前から並ぶ人があるほどの大盛況であったという (Virgin 1994: 96)。

しかし、スミスの顕著な業績はコモンセンス哲学のイングランドにおける普及者としてではなく、彼の本業である牧師としての仕事によってもない。彼の名を高からしめたのは、トリー党の機関誌とも称された『クォーターリー・レビュー (Quarterly Review)』(一八〇九)と並んで十九世紀ブリテンの政治的世論を左右した、同じくウィッグ党の機関誌ともいわれる『エディンバラ・レビュー (Edinburgh Review)』(一八〇二)の創刊者の一人としてであった。このとき、スミスは編集の一翼を担いながら、創刊から一年のあいだで同誌に掲載された一〇一本の論文のうち一九本を自ら執筆するなど積極的な貢献をした (Virgin 1994: 76)。そして哲学的急進派の論敵であった哲学的ウィッグが言論活動の場としていた雑誌こそ、この『エディンバラ・レビュー』だったのである。

この十九世紀ブリテンにおける言論活動の状況は、哲学的急進派の台頭によって大きく変化した。すなわち、「一八二四年に『ウェストミンスター・レビュー』が創刊されたこと

が『エディンバラ・レビュー』と『クォーターリー・レビュー』による独占の終わりを示した」(Sharock 1989: 155)といわれている。『ウェストミンスター・レビュー』の主要な批判対象の一つは当時隆盛を誇っていた『エディンバラ・レビュー』であって、『自伝』において、『ウェストミンスター・レビュー』創刊直前の一八二三年に、批判のため「父は私に『エディンバラ・レビュー』の全巻あるいは何らかの重要性をもつもの全てを読ませた」(CWL: 93-95 訳 150)と述べられていることから、本論が着目するシドニー・スミスの「女性教育」をミルが読んだのはこの時であったと推定できる。

このような思想的文脈の中で、これから論じるように、哲学的急進派の俊英とみなされていたミルが哲学的ウィッグの領袖たるシドニー・スミスの論説を好意的に引用していることは思想的に重要な意味を持っている。トロント大学出版局版『ミル著作集』全三三巻(うち一卷は索引)において、ミルは一二回シドニー・スミスの著作に言及しているが、その多くは話の枕にするため、あるいは他の人物と並んで言及されているにすぎない。しかし、そのうちの二箇所においてスミス自身の著作、しかも同じ著作の同じ箇所が引用されている。その著作こそ、スミスが一八一〇年に『エディンバラ・レビュー』に寄稿した「女性教育」という論説である。

スミスの「女性教育」が引用されている二つの文脈を見て

みよう。一つ目の引用は一八四六年に『エディンバラ・レビュー』に掲載され、ミルの『論説・論考集 (Discussions and Discussions) 第二巻』(一八五九)に再録された「グロートのギリシャ史「一」』という論説の脚注にあらわれている。この論説は哲学的急進派のメンバーであったジョージ・グロート(二七九四—一八七二年)の『ギリシャ史』(一八四六—一八五六年)に関する書評として書かれたものである。ミルは同書が高く評価しているが、同時にグロートが古代ギリシャ人の性質について論じる際に「女性的 (feminine)」あるいは「男性的 (masculine)」という形容詞を不用意に用いたことを次のように批判している。「グロート氏はこれらの対比された〔六つの〕性質のうち最初の二つ〔敬虔さ・詩才〕に「女性的」という形容詞を割り当て、あとの四つ〔行動力・団結力・判断力・推論力〕に「男性的」という形容詞を割り当てている。彼がある陳腐な概念を軽率にも黙認してしまったのが確実であるということ、我々は残念に思う。——公正な意見がきわめて重要なある主題について、彼が意図的にその陳腐な概念を推奨することほしきだろうと我々は信じているのであるが——この雑誌に初めて掲載されたシドニー・スミス牧師の言葉によって、我々はグロート氏に返答することにしよう」(CWXI: 275n)。「この直後に「女性教育」からの引用が続いているが、それを見る前に「女性教育」の同じ箇所が引用され

ているもう一つの文脈を確認しておく。

二つ目の引用は一八五一年にミルのパートナーであるハリエット・テイラー(一八〇七—一八五八年)によって執筆された『ウェストミンスター・レビュー』に掲載された後、ミルによって『論説・論考集第二巻』に再録された「女性参政権 (Enfranchisement of Women)」という論説の中にある。ここで注目すべきは第一に、「女性参政権」で引用されているシドニー・スミスの同じ著作の同じ箇所が、ミルによって執筆された「グロートのギリシャ史「一」」にも引用されているという事実である。第二に、「女性参政権」は『ウェストミンスター・レビュー』に発表された時には匿名の論考であって、有力な複数の伝記的研究によれば、同時代において「それは一般にミルのものだ」と受け止められた」(Padgug 1954: 347)し、「ミルは故意に、その論説がハリエットのものだという事実をごまかした」(Gipaldi 2004: 228)といわれている。つまり、同時代人は「女性参政権」とミルの思想に共通性を見出し、いたし、ミル自身でさえそう理解されることを利用した可能性が高いのである。第三に、ミルがハリエットの論説を自身の『論説・論考集』に再録しているという事実を再確認しておきたい。この『論説・論考集』はその序文において示されているように、ミルが執筆したものである中で、「どのような形であれ残しておくのが望ましく」(CWX: 493 訳 357)と考えた

論考を集めたものであった。その初版は一八五九年に二巻本として刊行され、一八六七年に初版出版後に執筆された論考を収めた第三巻を加えて二版が、一八七五年に二版出版後の論考を収めた第四巻を加えて三版が刊行されている。四巻本となった三版には計三二本の論考が収められることとなったが、ミルが執筆したものでない論考は、このハリエットの「女性参政権」ただ一つであることは特筆すべき事実である。これら三つの理由から、少なくとも本論の問題意識の範囲内において、「女性参政権」にはミルの思想もまたあらわれていると解釈することができる。

この「女性参政権」の中では全般にわたってアメリカの女性参政権組織が紹介されており、ハリエットの念頭にはブリテンでの女性参政権運動の組織化の遅れがあった。そのうちの一箇所ですぐのように論じられている。「我々は会議のきわめて適切な例に従うことにしよう。すなわち、現在証拠なく断定されている両性の肉体的・精神的性質の相違に関わる問いには立ち入らないこととする。それは我々が言うべきことを持たないからではない、言うべきことがありすぎるからである。このことの一部についてさえ我慢できる程度に論じるには、その主題全体のために我々が用いなければならない全ての紙幅を必要とするであろう」(CWXXI: 401 訳 146)。この箇所に注がついており、「その主題のこの部分に関する素

晴らしい一節を、シドニー・スミスが『エディンバラ・レビュー』に寄稿した論文から煩をいとわず引用することによろ」(CWXXI: 401n 訳 148)と述べられたあと「女性教育」の一節が引かれている。それでは、二つの場所で引用されている「女性教育」の一節を実際に確認してみることによろ。

男女の間における能力の本来の相違について、多くのことが言われてきた。あたかも女性はよりせっかちで男性はより思慮深い、あるいは女性は交際にあたって繊細な心遣いに優れており男性は思いやりに優れている、かのように言われているのである。我々は告白する。我々には、これらすべてが空想的であるように思われる。我々が日常で出会う男女の知性に相違があることはすべての人が認めねばならないと我々も考えている。しかし、憶測にすぎない原初的精神構造の相違にまったく言及しなくとも、その男女が置かれた環境の相違によって必ずその原因を説明することができるのである。男の子と女の子が砂場で走り回り一緒に輪回し遊びをしている限り、その子供たちは全く同じではないか。これらの生き物の半数を捕まえて特定の行為と意見の方向に向けて訓練し、もう半数を全く反対の方向に向けて訓練したとしてみよ。どちらの方向に時間を用いるかが、それぞれ別の才

能を呼び起こすのだから、知性は違ってきて当然である。こんなにも単純な一つの現象を説明するために、もっと難しくてわかりにくい推論に立ち入る必要はけつしてない。

(Smith 1810: 299; CWXI: 275n-276n; CWXXI: 401n 訳 148)

一読して明らかのように、スミスの主張は環境・教育によって性格が形成されるということであって、この点について「女性教育」の論旨はミルの主張と同じ方向性を持っているといえる。しかし、ミルが好意的に「女性教育」を引用しているという事実にもかかわらず、「女性教育」の引用箇所以外を検討してみると、女性の性格形成についてミルとスミスが同じ見解を有していたということはできない。というのは、スミスは女性の性格形成を教育の結果としてばかり考えていたが、ミルはそれでは不十分だと考えた。言いかえれば、ミルはたんに教育による性格形成を論じるだけでなく、広く社会制度全般の変動まで視野に入れた性格形成学という体系を構想していたのであった。

三 『女性の隷従』と未完のエソロジー構想

エソロジーあるいは性格形成学と呼ばれるミルの理論は、

『体系』の六篇五章「エソロジー、すなわち性格形成の科学について (Of Ethology, or the Science of the Formation of Character)」において展開されている。エソロジーについてミルが厳密にどのような構想を抱いていたかはかならずしも明らかではないし、ミル研究者の間でも見解は一致していない。しかし、本論の問題意識からみて重要なのは次の二点である。第一に、ミルにとってエソロジーは性格形成に関する科学的説明であり、それはライアンが指摘したとおり、「人間本性の普遍的な法則と特定の状況にいる人々を支配する実際の原理との必然的な連結」(Ryan 1974: 88)を探求するものであった。たしかに、ミルのエソロジーはかならずしも女性の性格形成だけを説明するために案出された理論装置ではなく、むしろより一般的に、人間本性の法則と諸国民を規定する気候・風土・社会構造等の多様性との間の有機的関係を説明しようとするものであった。しかし、注目すべきはそのようなエソロジーが確立すれば、女性の性格形成について一般に流布している考えもまた論駁できるとミルが考えていたことである。ミルは『体系』の中で次のように述べている。「数多くの精神的・道徳的相違が、男女の間に存在すると観察、あるいは想定されている。しかし、それほど遠くない将来において、平等な自由と平等で独立した社会的地位が両性にもたらされ、男女の性格の相違 (their differences of character) が取り除かれるか、

あるいは完全に改まることが望まれるであろう」(CWVIII: 868 訳⑥2463)。つまり、現在の女性の性格は女性を男性に従属させる社会制度の産物であって、異なる社会制度、とりわけ男性と平等な自由と独立が女性にもたらされれば、女性の性格は異なったものになりうると思ルは考えていた。ミルにとつて、このような社会構造の変化によって女性の性格がどのように変化するかを明らかにすることがエソロジの重要な役割の一つであった。

しかし、より決定的に重要なのは二番目の点である。すなわち、ミルはエソロジを自らの体系の中で重要な役割を果たすものとみなしていたにもかかわらず、ついに完成させることができなかった。その有力な文献的証拠は、一八五四年二月四日付のハリエットへの手紙の中で、今後取り組むべき主題として「性格の相違(国民、人種、年齢、性別、気質)」(CWXIV: 152)が挙げられているにもかかわらず、その後のミルがそれを主題とする書物あるいは論説を執筆していないことである。同じ手紙の中には「自由」、「社会主義」、「道徳の基礎づけ」、「宗教の功利性」(CWXIV: 152)など、のちに『自由論』『社会主義論』『功利主義』『宗教三論』などの形で部分的にでも出版され、あるいは遺稿として残された主題が含まれていることに鑑みれば、エソロジが「書かれざる性格学」(Feuer 1976)と呼ばれることには十分な根拠がある。

ミルがエソロジにもとづく著作を十分な形で刊行することができなかったという事実だからも前に言及したカーラの最大の問題点は『女性の隷従』においてミル自身が同書はエソロジの意識的適用ではないと述べている一節を等閑視したことにある。そしてミスとの対比が有用なのは、エソロジが『女性の隷従』の段階では未完であったということがミスとの対比によってより明瞭に示されるからにほかならない。相違をより鮮明にするため、まずミスとミルの間で共通した見解を確認しておきたい。ミルにとつてもミスと同様、男女の現在観察されている性格の相違の原因の一つが、女性に対する教育にあるという見解は大前提であった。

ミルは『女性の隷従』の中で次のように述べる。「すべての女性は生まれたときから、理想的な性格 (ideal of character) が男性のそれとは正反対のものであると信じて育てられている。すなわち、女性の理想的な性格は、意志の強さや自律ではなく、服従や他律にあると信じられているのである。他人のために生きること。自分自身を完全に捨てて、献身に人生を捧げること。すべての道徳によれば、これが女性の義務であり、現在ある感情の全てから、これが女性の本性であることが示されている、というわけである」(CWXXI: 271-272 訳56)。ミス「女性教育」を引用した理由が、グロートがギリシヤ

人の性質について論じる際、安易に「女性的」あるいは「男性的」という形容詞を用いたことに対する批判であったことを思えば、この点に関してスミスとミルの認識に顕著な差異はないと考えてよい。

しかし、二人の議論の間に次のような相違点があることは注目に値する。ミルは女性に関する歴史的事実と当時の女性の実情を、スミスの「女性教育」には見出せないような厳しい論調で「女性は未だ時代を画するような、新奇で聡明な思想を生み出したことはない。また、それまでには考えつかれもしない効果を予想させたり、新しい学派を創設したりするほど、根本的に新しい芸術上の概念を生み出したこともない」(CWXXI: 314 訳 141)と断言している。ミルは別の箇所でも次のようにも論じる。「女性の願望は、彼女らが自分の目で見ると人たちに好かれ、愛され、称賛されることにある。知性、芸術、そして芸事の熟達についても、そのために十分な程度でほとんど常に彼女らは満足してしまふ。これが、ありのままの女性を判断する場合に見逃すことのできない、女性の性格の一つの特徴である」(CWXXI: 320 訳 152)。ミルの指摘は一見ただけでは女性の現実に対する辛辣な判断とも読めるが、これはミルが徹底して事実と経験に基づいて自らの理論を構築しようとした帰結にほかならない。実際、十九世紀当時のブリテンにおいて、女性の現実についてミルの立論に都

合の悪い事実が多く観察されていたのである。ミルはこうした事実を無視することもできたはずだが、彼は事実に対して誠実であろうとした。このミルの知的な誠実さは現代の解釈者にしばしば誤解をあたえてきたが、ミルが観察された事実にはただ甘んじているだけではなかったこともまた強調されねばならない。ミルにとって重要であったのは、観察された事実を記述することそれ自体ではなく、そうした事実がなぜ生じているかを説明するための科学的探求であった。

前に挙げた、思想的・芸術的に独創的な女性が歴史的に存在していないという主張について、女性の文学が男性の文学の模倣にすぎないのは、古代ローマ人の文学が古代ギリシャ人の文学の模倣であるのと同じことだとミルは説明する。その理由は「たんにギリシャ人が先に生まれたからにすぎない」(CWXXI: 316 訳 145)。同様に、女性の性格の特徴とされている熱心さの欠如についても「女性が置かれている環境の自然な結果だ」(CWXXI: 320 訳 152)とミルは論じる。女性の「理想的な性格」が「服従や他律」にあると信じて育てられていれば、女性は熱心に何事かを成し遂げるのではなく、ほかの人々に「愛され、賞賛される」だけで満足するようになってしまふのである。

このように当時の女性の現実をつぶさに観察していたミルには、スミスのようにたんに教育だけを改めれば女性の性格

もまた改善されると思われなかった。先ほど引いた『体系』の一節からも明らかなように、ミルによれば、女性の真の性格は現状の社会構造それ自体の改良なくしては最終的に判断しえないものであって、女性の隷属を放置したまま女性の性格について考察することはできなかった。この点に関するミルの結論は、『女性の隷従』における次の部分にもっとも明確にあらわれている。

道徳的・理性的存在とみなされる男女両性の間に、なんらかの差異があるということさえ断言する資格を誰かが得るためには、性格形成の諸法則 (laws of formation of character) に関する最も深遠な知識を欠くことはできない。ましてやその相違がなんであるかについては、より広範な知識が必要不可欠である。未だかつてこのような知識を持つ者はいないので、何人もその主題について積極的な意見を表明する資格など持ち合わせてはいない。(というのは、その重要性にもかかわらず、性格形成ほど研究されていない主題はほとんどないからである) (CWXXI: 277-278 訳 70-71)

つまり、女性の真の性格を知るためには『体系』においてその構想が示された、社会構造の変化まで含めた性格形成の

諸法則に関する科学的理論が不可欠であって、それが完成していない以上、女性の真の性格はわからないということである。先ほど引いた『体系』の一節と合わせて考えれば、実際に女性の自由や独立が達成されてはじめて女性の真の性格が判明するとミルは述べていることがわかる。と同時にこの箇所において、ミルが自らを含めて「未だかつてこのような知識を持つものはいない」、あるいは「何人もその主題について積極的な意見を表明する資格など持ち合わせてはいない」と結論していることは、きわめて重要な思想的意味を持っている。というのは、ミルは当時なによりもまず『体系』の著者として高名であり、ミルに対する同時代のもっとも苛烈な批判者の一人であった人類学者のジェイムズ・ハント(一八三三—一八六九年)でさえ、半ば皮肉まじりとはいえ、ミルが「十九世紀における最も有能な論理学者」(Hunt 1866: 135)だということは認めざるをえなかったからである。ミルは自らの性格形成学が、少なくとも『女性の隷従』の段階では未完であるという事実を率直に認めると共に、この主題について最も精力的に研究してきた自分でさえ分からないのだから、誰にも分かるはずがないではないかと主張したのである。この点こそ、これまでの研究で見逃されてきた『女性の隷従』がエソロジの意識的適用ではなかった証左にほかならない。

四 「女性教育」の意図的読みかえとミルの思想形成

ここで三つの疑問が生じる。第一に女性の性格形成について、主として教育のみに着目するスマイスと具体的な自由や独立など社会構造まで視野に入れるミルという大きな違いはどこから生まれてきているのか。第二に、なぜミルはこのような相違がありながら、哲学的急進派の論敵であったシドニー・スマイスの論説を二度も好意的に引用しているのか。第三に、エンロジャーが未完に終わったことによって、『女性の隷従』は依拠すべき哲学的・方法的基盤を失ったのではないか。これら三つの疑問である。第一の疑問について何よりもまず見逃すことができないのは、両者が分析の対象とする社会階層の相違である。スマイスは「女性教育」において、文明社会における女性の生活について次のように述べている。「おそらく、英国には環境によって必要労働を免除されている五万人の女性が存在する。しかし、人間というものは生きているかぎり何かをなさねばならない。そして知識の追求というのは、文明の最先進国 (nations far advanced in civilization) において多くあるものの中で、もっとも罪深くなく、もっとも品位があり、暇をつぶすのにもっとも有用な方法なのである」(Smith 1810: 305)。一読して明らかのように、スマイスが主な

分析の対象としているのは上流の女性であった。それに対してミルの場合、たとえば『経済学原理』(一八四八—一八七一年)のなかで「労働者階級の女性の中で、その地位が奴隷や苦役者ではないのは、工場で雇われている女性だけである」(CWIII: 953 訳⑤ 318)と述べていることに鑑みても、労働者階級の女性がミルの分析対象に含まれていることは明白である。

第二に注目すべきは、スマイスが「もし女性の教育が改善されれば、男性の教育もまた改善されるであろうに」(Smith 1810: 305)と論じている点である。ミルが引用した「女性教育」の一節においても教育の重要性は説かれていたが、なぜスマイスがそれほどまで教育に着目するのかについてはかならずしも明らかではなかった。その理由がもっとも明確に示されているのが次の部分である。

ある国が所有できる中で最も立派な財産は、徳と知識を愛する高貴で裕福な男性である。その男性は、意志の弱さや熱狂と無縁でありながら敬虔であり、党派的なことなく決然としており、かつ独立心を有している。政治生活においては国王と民衆の間の公平な調停者であり、市民生活においては祖国に栄光をあたえ、世界の平和と秩序を断固として促進する人である。しかし、もし私た

ちがこれらの物事を重要だとみなすのであれば、性格形成として (as the formation of character)、女性の教育が重要であることは間違いない。なぜならば、人生の最初の七から八年はほとんど完全に彼女らに依存しているように思われるからである。(Smith 1810: 309-310)

この箇所からもスミスが対象としているのが上流の女性たちであることが分かるが、より重要なのは女性の教育を向上させる理由を、国の「最も立派な財産」である「徳と知識を愛する高貴で裕福な男性 (a noble and rich man who loves virtue and knowledge)」を育てることに求めている点である。スミスにとつて、女性の教育は女性自身の自由と独立のためのものではなかった。このようなスミスの主張には、『経済学原理』において、「貧者が富者に従属すべきである必要がもはやないのと同じ理由が、同様に女性が男性に従属すべきである必要をなくしている」(CWIII: 765 訳④ 126)と断言するミルとの決定的な違いがある。スミスの主張は、第一に上流の気品と富のみに着目する点において、第二に男性の徳と知識を重視し女性のそれを付随的なものとみなす点において、ミルの議論とは二重に異なるものであった。

それでは、このような大きな相違があるにもかかわらずミルが「女性教育」を二度も好意的に引用しているのはなぜか

という第二の疑問はどうであろうか。この疑問にこたえるにあたって、すでに引いた『体系』の「数多くの精神的・道徳的相違が〔…〕それほど遠くない将来において、平等な自由と平等で独立した社会的地位が両性にもたらされ、男女の性格の相違が取り除かれるか、あるいは完全に改まることが望まれるであろう」(CWVIII: 868 訳⑥ 62-63)と一節が、ふたたび重要な意味を持って立ち現れてくる。というのも、この一節には次のような版ごとの異同があり、この改訂の過程を検討することによって、ミルの思想形成史がより明瞭に浮かび上がってくるからである。まず一八四三年に書き上げられたと推定される『体系』六巻の草稿において、この一節は「女性は数多くの性質について男性と異なると観察されているが、女性に男性とより似通った教育を行うことは慣習となつていようだ。次の世代では、その性質の違いは未だ残るであろうが、もはや現在とは同様のものではない」と書かれていた。しかし、実際に出版された『体系』初版(一八四三)では、「労働者階級は数多くの性質について上層階級と異なると観察されているが、労働者階級に上層階級とより似通った教育を行うことは慣習となつていようだ。次の世代では、その性質の違いは未だ残るであろうが、もはや現在とは同様のものではない」と改められているのである。この改訂は二版(一八四六)でも踏襲され、先に引いた文章に置きかえら

れたのは三版（一八五二）からであった。

草稿を一読した際にまず注目されるのが、ミルもまたこの段階ではスミス同様、教育に着目して女性の性格形成を論じていたという事実である。前述のようにミルが「女性教育」を読んだのが一八二三年だと推定すれば、一八四三年まで女性の性格形成に関してミルもまた基本的には教育の改善に着目していた可能性が高い。ただし、この間にも、のちに三版で明らかにされる女性の自由と独立に関する考察はすでにあらわれていた。実際、「結婚論」（一八三二—一八三三年）という論説においてミルは「女性参政権への欠くべからざる最初の段階は、生活の糧を父親や夫に依存しないために、女性が十分に教育されることである」（CWXXI: 42）と、教育の改善と女性の独立の関係について示唆だけはしている。ミルの中でも教育を改めることのみによって本当に女性の性格が改善されるのかには迷いがあつたに違いない。というのも、「女性に男性とより似通った教育を行うことは慣習となつていゝ」にもかかわらず、すでに引いた『女性の隷従』の一節にもあるように、当時「女性は未だ時代を画するような、新奇で聡明な思想を生み出したこと」（CWXXI: 314 訳 14）はなかったからである。このようなミル自身の迷いもあつて、実際に出版された『体系』の初版では主題が女性から労働者へ書き換えられたと推定できる。

それでは、一八五一年の三版において教育だけでなく自由や独立が女性の性格形成に決定的に重要であると書きかえられた背後には、どのような事情があつたのだろうか。この点について『ミル著作集』の編者ロブソンは、三版の改訂がコントの女性に対する態度に批判的であつた「ハリエット・テイラーの説得」（CWVII: lxviii）による可能性があるとして指摘している。すなわち、ハリエットがコントの決定論的女性観に対して批判を展開すべきだとミルを説得したことによって三版改訂がなされたとロブソンはいうのである。

この指摘は大筋において正しいが、本論の問題意識からは新たな疑問が生じる。主として教育を重視するスミスの「女性教育」からの好意的引用を含んだ論説がミルによって一八四六年に、ハリエットによって一八五一年に公刊されているにもかかわらず、スミスから離れたように見える『体系』三版の改訂（一八五二）がハリエットの説得によってなされているのはなぜかという疑問である。この疑問について、すでに触れたミルとハリエットが「女性教育」の一節を引いた文脈を再度確認したい。すなわち、ミルが「女性教育」を引いたのはグロートが「男性的」、「女性的」という「陳腐な概念を軽率にも黙認してしまったのが確実であるということ」（CWXI: 275n）を批判するためであつて、ハリエットが引いたのは「現在証拠なく断定されている両性の肉体的・精神的

性質の相違に関わる問いには立ち入らない」(CWXXI: 401n 訳 148)と主張するためだったのである。つまり、ハリエツトとミルは、教育を改めることによって女性の性格が改善されるという「女性教育」の主張を、教育が改まっていないので女性の性格について理解することはできないと、意図的に読みかえている。たしかに引用された「女性教育」の一節はそう読むことが可能であり、そう読みかえたからこそ、『体系』三版と『女性の隷従』での主張、すなわち女性の自由と独立が達成されなければ女性の真の性格は分からないという主張と両立することができるのである。

このように「女性教育」の主張を読みかえたことによって、ミルとハリエツトはコントの決定論的女性観への有効な対抗軸を打ち出すことが可能になった。すなわち、同時代における高名な思想家であるシドニー・スミスを自分たちの議論の有力な参照点とすることができたのである。スミスのようなウィッグ派の穏健な思想家の論説を引用することは、ボディションやマーティノー、あるいは哲学的急進派の論説を引くより、自らの立論の党派性を薄める意味でも、当時の良識的な公衆へ訴えかけるという意味でも、二重の効果をもったであろう。この「女性教育」の意図的な読みかえこそが、「女性教育」全編を検討した際に生じるミルとスミスとの相違にもかかわらず、その一節が二度も好意的に引用されている理

由の一つにほかならない。

五 結論——未完のエソロジー構想がもつ ミル思想形成史上の意義

最後に第三のそして最大の疑問である、エソロジーが未完であったことよって『女性の隷従』は依拠すべき哲学的・方法的基盤を失ったのではないかという疑問にこたえることとで本論を結ぶこととしたい。この疑問にこたえるために、これまで検討したミルの思想形成過程を次の三つの段階に整理しよう。第一段階は、女性を知的・道徳的に男性と平等な個人として捉え、現在男女間に観察されている性格の相違の原因は主として教育にあると説明する段階である。この段階では、個人としての女性は抽象的に把握されるにとどまり、現実の女性の無権利状態は等閑視され、教育を改めさえすれば女性の性格もまた改善されると結論されていた。この第一段階に対応するのがスミスの「女性教育」や『体系』の草稿であった。第二段階は、個人としての女性が自由や独立などより具体的・社会科学的概念とともに把握され、女性の性格形成の要因を社会構造それ自体に求める段階である。この段階が『体系』第三版に対応する。そして第三段階が社会構造の変化と女性の性格の変化を有機的に対応させ、女性が自由をえればこのように性格が変化するなどの科学的説明を行

うエソロジーが確立される段階である。

すでに述べたように、既存の研究においてミルは『女性の隷従』で第三段階に達していると解釈されていた。しかし、ミル自身が『女性の隷従』は未だ第三段階に達していないと述べていたことは先ほど強調した通りである。ただしこのことは、『女性の隷従』が依拠すべき哲学的・方法的基盤を失ったことを意味するわけではけつしてない。むしろ『女性の隷従』はミルによって、エソロジーだけには依存しない形で書き上げられているのである。これを可能にしたのが第二段階、すなわち『体系』三版で確立した女性を自由や独立を享受する個人として捉え、その性格を社会構造の産物として捉えるという視点であった。この点が、スミスの「女性教育」の意図的な読みかえと同時に到達した、十九世紀ブリテンの思想的文脈におけるミルの女性の性格形成論がもつ特徴にほかならない。

このようにエソロジーだけには依存しない形で書き上げられた『女性の隷従』は、男性が「筋肉の力、神経の力、知的な力、そして活力ある性格 (Character)」において女性より優れているというのは「一般的な真理」(Stephen 1873: 212)だと主張するジェイムズ・ステイブンの(一八二九—一八九四年、高名なレズリー・ステイブンの兄)によって「最初の一行から最後の一行まで同意できない」(203-204)と厳しく批判さ

れた。しかし、ステイブンとミルの議論を比較したアレクサンダー・ベイン(一八一八—一九〇三年)は、『J・S・ミル評伝』(一八八二)において、ミルが『女性の隷従』で展開した性格形成論に自分はかならずしも同意しないと述べながら次のように結論している。「ジェイムズ・ステイブンの冷酷な哲学は、最近数年間における女性の教育を向上させ、女性の勤労の範囲を拡大するための譲歩を勝ち取るにあたって、ミルの使徒的な情熱にとつてかわることはできなかったようである」(Bain 1882: 195 訳 226)。このベインの記述の背景には、一八八一年にケンブリッジ大学でトライポスの門戸が女性にもひらかれたことに代表される女性教育の拡充があつた。すなわち、エソロジーによって基礎づけられていないにもかかわらず『女性の隷従』は、ステイブンらの徹底した批判に耐えぬき女性教育の進展に寄与するところが大きであつたとベインは述べているのである。

『女性の隷従』はエソロジーに基づいていないにもかかわらず、このような強い思想的影響力をもち続けた。その影響力を基礎づけていたものこそ、本論が明らかにした女性の現在の性格を社会構造の問題としてとらえるというミルの視点なのである。しかし、『女性の隷従』でこのような基本的視座をすでに確立していながら、ミルはそれをエソロジーによってさらに掘り下げることを諦めてはいなかった。実際、

本論が注目している『体系』三版であらわれた一節は、ミルが死の直前まで改定に改訂を重ねてたどり着いた八版（二八七二）まで削除されることなく残され続けたのである。たしかに、エソロジーの確立はミル終生の課題であった。しかし、このように自らの議論の最終的な到達点を常に見定めつつ、同時にそれだけに固執することがなかったからこそミルは『女性の隷従』を書き上げることができたのである。このことこそ、未完のエソロジー構想がもつミルの思想形成史上の意義にほかならない。

（やまお・ただひろ／近代英国社会思想史）

注

- (1) ミルの著作からの引用はトロント大学出版局版『ミル著作集』から行い、(CW巻号：ページ数)の形で引用箇所を示す。邦訳は参考文献表に挙げた既存の訳を参照したが、訳文にはかならずしも従っていない。ほかの文献についても同様である。
- (2) 「性格」という概念が19世紀ブリテンにおいて有していた多義性については、Collini (1991: chap. 3) を参照されたい。さしあたり本論では、ミルの『論理学体系』にしたがってある種の「精神的・道徳的相違」(CWVIII: 868 訳⑥62)とごう意味で用いる。
- (3) Bodichon (1860)・Martineau (1823)。
- (4) ただし、ヘンサムは後期の著作において女性の知的陶冶の可能性について肯定的な評価もしているとされる(板井2008)。
- (5) スミスの死後、このときの講義録をもとにして出版されたのが Smith (1850) である。

- (6) 匿名で発表された「女性参政権」の著者がハリエットであると明らかになったのは、『論説・論考集』に収録された際につけられたミルの前書きによつてである。また、「グローとギリシヤ史」(一)と「女性参政権」が『論説・論考集』の同じ巻に再録されたという事情から、前者におけるスミスからの引用を含んだ脚注が『論説・論考集』再録時に削除されている理由の一端が明らかになる。すなわち、ミルは同じ著作内において同一の引用文が重複することを避け、より議論の本筋に近い「女性参政権」の方の引用を残した可能性が高いのである。
- (7) なおバックはこの手紙に示されたミルのプランと一八五九年以降にミルが実際に執筆した著作を対応させることを試みている(Packe 1954: 368-369)。
- (8) 川名 (2012) も参照のこと。
- (9) たとえば Annas (1977) は『女性の隷従』で、ミルが男女の脳の大きさの違いなどについて丁寧に論じていることを厳しく批判している。この種の批判はミルに公平とは言えないし、『女性の隷従』が書かれた思想的文脈に対する注意が不足している。
- (10) なお、ミルの人種観という観点からハントのこの論文に言及しているものとして Varouxakis (2002: 47-48) が挙げられる。

Gullin (2009: 295n. 35) も参照されたこと。

参考文献

- Annas, Julia. (1977) "Mill and the Subjection of Women." *Philosophy*, 52: 179-194.
- Bain, Alexander. (1882) *John Stuart Mill. A Criticism: With personal Recollections*. London: Longman. 山下重一・矢島杜夫訳『J・S・ミル評伝』御茶の水書房、一九九二年。

- Ball, Terence. (2010) "Competing Theories of Character Formation: James vs. John Stuart Mill." In Georgios Varouxakis & Paul Kelly, eds., *John Stuart Mill—Thought and Influence*. London: New York: Routledge. 35-56.
- Bentham, Jeremy. (1789) *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, J.H. Burns and H.L.A. Hart, eds., London: New York: Methuen. 山本重一訳「道徳律の原理序説」開成義彦責任編集『ベンサム・J・S・ミル』中央公論新社所収、一九七九年。
- Boddison, Barbara Leigh Smith. (1860) "Middle-Class Schools for Girls." In *Barbara Leigh Smith Bodison and the Langham Place Group*, Candida Ann Lacey, ed., London: New York: Routledge, 2001, 74-83.
- Capaldi, Nicholas. (2004) *John Stuart Mill: A Biography*, New York: Cambridge University Press.
- Carlisle, Janice. (1991) *John Stuart Mill and the Writing of Characters*, Athens & London: The University of Georgia Press.
- Collini, Stefan. (1991) *Public Morals: Political Thought and Intellectual Life in Britain 1850-1930*, Oxford: Oxford University Press.
- Collini, Stefan, Donald Winch, and John Burrow. (eds) (1983) *That Noble Science of Politics: A Study in the Nineteenth-Century Intellectual History*, Cambridge: Cambridge University Press. 永井義雄・坂本達哉・井上義明訳『かの高貴なる政治の科学』リネンブナ書房、二〇〇五年。
- Feyer, L. S. (1976) "John Stuart Mill as a Sociologist: The Unwritten Ethology." In J. M. Robson and M. Laine (eds.), *James and John Stuart Mill: Papers of the Centenary Conference*, Toronto: University of Toronto Press, 86-110. 泉谷周三郎訳「社会科学者としてのJ・S・ミル——書かれざる性格学」杉原四郎他訳『ミル記念論集』木鐸社所収、一九七九年。
- Guilin, Vincent. (2009) *Auguste Comte and John Stuart Mill on Sexual Equality: Historical, Methodological and Philosophical Issues*, Leiden: Boston: Brill.
- Hunt, James. (1866) "Race in Legislation and Political Economy." *The Anthropological Review*, 13: 113-135.
- 板井広明 (2008) 『ベンサムの女性論』仲正昌樹編『歴史に置ける「理論」の「現実」』御茶の水書房所収、一九五——二五頁。
- 川名雄一郎 (2012) 『社会体の生理学』京都大学学術出版会。
- Marineau, Harriet. (1823) "On female Education." In *Nineteenth-century British women's education, 1840-1900 Vol. 2 Girls' and women's education: arguments and experiences*, Susan Hamilton and Janice Schroeder, eds., London: Routledge; Tokyo: Edition Synapse, 2007, 77-81.
- Mill, James. (1820) "Government." In *Supplement to the Fourth, Fifth, and Sixth Editions of the Encyclopaedia Britannica Volume Fourth*, Edinburgh: Archibald Constable and Company; London: Hurst, Robinson, and Company, 1824, 491-505. 小川晃一訳「政府論」『教育論・政府論』岩波文庫所収、一九八三年。
- Mill, John Stuart. (1832-1833) "On Marriage." In *Collected Works of John Stuart Mill XXI* (1984) *Essays on Equality, Law and Education*, London & New York: Routledge, 1985, 35-49.
- (1843-1872) *System of Logic: Ratiocinative and Inductive*, In *Collected Works of John Stuart Mill VII-VIII*, Indianapolis: Liberty Fund, 2006. 大関祥一訳『論理学体系』全六冊、春秋社、一九四九——一九五九年。
- (1846) "Grote's History of Greece [I]." In *Collected Works of John Stuart Mill, XI Essays on Philology and the Classics*, Toronto: University of Toronto Press, 1978, 271-305.
- (1848-1871) *Principles of Political Economy*, In *Collected Works of John Stuart Mill II-III* (2006), Indianapolis: Liberty Fund, 2006. 永末茂喜訳『経済学原理』全五冊、岩波文庫、一九五九——一九六三年。

- (1849-1855) *The Collected Works of John Stuart Mill XIV the Later Letters of John Stuart Mill 1849-1873 Part I*, Toronto: University of Toronto Press, 1972.
- (1859) "Preface to Dissertations and Discussions (1859)" In *Collected Works of John Stuart Mill: X Essays on Ethics, Religion and Society*, Toronto: University of Toronto Press; London: Routledge, 1969, 493-494. 川名雄一郎・山本圭一郎訳『論説・論考集』「序文」『J・S・ミル功利主義論集』京都大学学術出版会所収、二〇一〇年。
- (1869) *The Subjection of Women*, In *Collected Works of John Stuart Mill XXI Essays on Equality, law and Education*, London & New York: Routledge, 1985, 259-340. 大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』岩波文庫、一九五七年。
- (1873) *Autobiography*, In *Collected Works of John Stuart Mill I Autobiography and Literary Essays*, Indianapolis: Liberty Fund, 2006, 1-290. 山下重一訳注『評注ミル自伝』御茶の水書房、二〇〇三年。
- 水田珠枝 (1984) 『ミル「女性の解放」を読む』岩波書店。
- Okim, Susan, Moller. (1979) *Women in the Western Political Thought*, Princeton: Princeton University Press. 田林葉・重森臣広訳『政治思想のなかの女——その西洋的伝統』晃洋書房、二〇一〇年。
- Packer, Michael St. John. (1954) *The Life of John Stuart Mill*, New York: Macmillan.
- Rosen, Frederick (2013) *Mill*, Oxford: Oxford University Press.
- Ryan, Alan. (1974) *J.S. Mill*, London & Boston: Routledge & Kegan Paul.
- Shattock, Joanne. (1989) *Politics and Reviews: the Edinburgh and the Quarterly in the Early Victorian Age*, London: New York: Leicester University Press.
- Smith, Sydney. (1810) "Female Education." *Edinburgh Review*, 15: 299-315.
- (1850) *Elementary Sketches of Moral Philosophy*, London: Longman.
- (1855) *A Memoir of the Reverend Sydney Smith, By his Daughter, Lady Holland. With a Selection from his Letters, edited by Mrs. Austin*, 2vols, London: Longman.
- Stephen, James. (1873) *Liberty, Equality, Fraternity*, New York: Holt & Williams.
- Taylor, Harriet. (1851) "Enfranchisement of Women." In *Collected Works of John Stuart Mill XXI Essays on Equality, law and Education*, London & New York: Routledge, 1984, 393-415. 大前朝郎訳「女性の解放」『J・S・ミル社会主義論』関書院所収、一九五八年。
- Varouxakis, Gerogios. (2002) *Mill on Nationality*, London: New York: Routledge.
- Virgin, Peter. (1994) *Sydney Smith*, London: Harper Collins Publishers.
- 山下重一 (2017) 泉谷周三郎編集・解説『J・S・ミルとI・バーリンの政治思想』御茶ノ水書房。
- 〔謝辞〕 本論の草稿を近代思想研究会 (二〇一八年一月二十日於慶應義塾大学) および日本イギリス哲学会第四二回研究会 (二〇一八年三月二十八日於武蔵野大学) にて報告し、出席者の各位に有益なコメントを頂いた。また、匿名の査読者お二人に本論の改定にあたって重要なコメントを頂いた。記して感謝申し上げます。ただし、残る誤りの責任が筆者に帰することは言うまでもなく。なお、本論は日本学術振興会特別研究員奨励費 (1812579) の研究成果の一部である。
- キーワーズ J・S・ミル、『女性の隷従』シドニー・スミス、女性教育、エンロジ

〈公募論文〉

高群逸枝における「母性」概念の成立と展開

〔差別否定から「ともに生きる愛」へ〕

蔭木達也

はじめに

一九二〇年代にはフェミニズムの中心的な概念とまで目された「母性」という概念は、戦後もその位置付けについてさまざまな角度から論じられてきた。バダンテールがフランスについて明らかにしたのと同様、日本において「母性」という概念は、一九一〇年代から三〇年代にかけて一つのイデオロギーとして成立した。その概念史を概括すると、平塚らいてうが一九一三年に『青鞥』へ掲載したエレン・ケイ (Ellen Key) の *Lifstinyer* の英訳本 *Love and Marriage* を底本とした翻訳

「恋愛と結婚」において、motherhood という概念に対して、「母性」という訳語をあてたものがその登場といえる。その後、一九一〇年代後半のいわゆる「母性保護論争」などを通じてこの概念は広まり、二〇年代にはマリー・ストーブスの訳書など「母性」を冠する書籍の出版も増加し、三〇年ごろまでには「母性」という概念が人々の間に広く知られるようになった。「母性」概念が戦前の日本で広まった背景として、中野邦は十九世紀後半から二十世紀初期の日本に、特に女子教育の流れの中で「母」となることに重点をおく潮流があったことを指摘している。また、今井小の実が論じているように、「母性保護」の議論は一九三七年の母子保護法制定へと繋がって

いくとされる。¹²

しかしながら、よりつぶさに分析すると、「母性」の定義は時期や論者によってまちまちであったことがわかる。一九一三年に翻訳によりこの概念を提起した平塚は、一六六〇年まではあくまでケイの「紹介者たらむ¹³」ことを目指して、ケイの「母たる本能」という定義に依っているが、「母性保護論争」での与謝野晶子は「自分の子供を育てることに私の注意が集まる度毎」に「私の自我を統率して居る」ものが「母性」だとして、ケイとは無関係に自らの経験に引きつけて定義し、山川菊栄は「母性に伴う女性特有の義務と権利」は「婦人労働の問題」に帰着するものと主張する。山田わか¹⁴は「家庭」の中での「母」という像を「母性」になぞらえ、平塚も一八年に至ると「母たること」によって個人的存在の域を脱して、社会的な、国家的な存在者となる¹⁵ことを「母性」の定義とする独自の主張を始める。このように「個人」「労働」「家庭」「国家」などさまざまな切り口を孕みつつ、二〇年代に入っても「母性」という概念は一定した内容を持たなかった。¹⁶

戦前において「母性」概念を最後に引き継いだのは高群逸枝であった。¹⁷高群は一九二六年以降、ケイの「母性」概念を批判しつつ独自の「母性」概念を打ち立てる。しかし、前述の平塚の「母性」概念や「母性保護論争」に比べ、高群にお

ける「母性」概念そのものについては、まだ十分な研究がなされていないように思われる。例えば鹿野政直は、高群の主張が「その初期以来「母性」の観念を根底においていた」と指摘し、その内容は「個の原理」に立つ「女権主義」に対抗するために、「家を丸がかえにしたままでの解放の思想を、この母ないし主婦なる観念に込めた」と分析し、「母性」を「母」と「家」とに還元しているが、それ以上の分析を行っていない。¹⁸西川祐子も、高群が「らいてうの母性主義思想を継ぐ」¹⁹だとしつつ、「新女性主義」を打ち立て、「女性、老人、弱者をふくむ人間の絶対的な平等を目指そうとしている」と指摘し、「母性」概念そのものよりも「新女性主義」の方を重視している。²⁰加納実紀代も「〈産む性〉」に根ざした新しい解放思想の提起者²¹という評価を下しながら、「母性」概念自体を詳しく取り上げることはない。いずれの分析も高群の「母性」概念を高群の思想の一片として取り上げているに過ぎず、高群の思想全体における「母性」概念の位置付けと展開には触れていない。

あるいは、山下悦子や丹野さきらにおける高群の「母性」概念に対する関心は、逆説的な形で現れている。山下は、高群を「母性主義者」と解するのは誤りであるとして、「あるがままの存在」に立ち返る「主情主義」に基づいた「母性原理的な「空無」の世界」としての「母」の哲学²²をそこに

見る。²⁵丹野も「母性主義者としての高群像は解体されるべき」といい、高群は「〔歴史〕批判者」²⁷であり「〔種への拒否〕」が「高群の思想的精髓」²⁸だとする。山下と丹野は高群の「母性」概念を戦前の混乱した「母性」概念からあえて切り分け、高群独自の思想的立場を「母」の哲学²⁹や「歴史」批判³⁰という切り口から分析することで、「母性主義者」という評価を乗り越えようとした。しかし、山下の研究に類出する「母なるもの」と高群の「母性」との線引きは曖昧であるし、丹野は高群の歴史研究に登場する「母性」概念に触れていない。両者とも、高群に対する「母性主義者」像を否定しているものの、そこで高群の使用した概念としての「母性」についての内在的な検討が行われているわけではない。

確かに「母性」という概念は、混乱した概念的背景を持ち、先行研究が直接的に論じることが困難にできた。しかし改めて、高群の「母性」概念を高群自身の思想に即して分析し、内在的に明らかにすることはできないだろうか。さらにそのことは、「母性」を巡る様々な思想を理解するための手がかりになるのではないか。そこで本論は、高群の「母性」概念を、その背景にある同時代の思想潮流との関連から分析し、その意義を明らかにすることを試みる。

一 高群における「母性」概念の提起

高群は一九二六年の『恋愛創生』³¹において、長い頁を割いてエレン・ケイの「母性」概念に対する批判を繰り広げており、³²これを通じて高群の「母性」の定義が明らかにされている。³³批判の焦点は、ケイのいう「母性」が「人為で自然を作ろうと」³⁴して定義されているという点である。

高群が中心的に参照しているケイの『恋愛と結婚』³⁵において「母性」と定義されている「母親の大きな特性」は、「その子どもを腕に抱いて苦勞を意識せず、また、何か都合のよい例外を期待するのでもなく、幸福と義務との統一を遂げ」、「新しい生命を育て、これを永久に伝えること」であり、これは「女性の永遠の任務」である。ケイはこのような「母性」が、「個人の幸福と種族の幸福との間の自然の均衡であり、自己主張と自己犠牲との間の均衡であり、情欲と精神充実との間の自然の均衡である」³⁶と主張する。ケイは加えて、女性がどれほど「家庭」に尽くさねばならないかを様々に論じ、国家による家庭管理・指導も望んでいる。「今までのところ、家庭が幸福であるか不幸であるかは、検閲も受けなければ表彰もされていない。しかし、そういうときがおそらくやつってくるだろう。〔現にフランスにおいては第七子以後は国家の費用

によつて養われ、また多くの有能なる子どもを産み育てた婦人に対しては勲章が与えられているのである。」そんなつたら、今まではなかったが、おそらく「解放された女性」たちが再び家庭の方面に力を伸ばそうという関心を示すかもしれない³⁶⁾。このように、ケイは「自然の均衡」に基づいた「母性」のために「家庭」への指導を行うべきであると主張した。それに対して、高群はケイが「人為で自然を作ろうと」していると批判したのである。

高群はケイを批判した上で、「母性」を「自然」に委ね、人為的な制度を撤廃するべきだと主張している。高群は「母性という感情」が「子供の世話や、責任とは、無関係に存在しうる」というケイの発想を批判し、「母親は子供を離しえないものであるという確かな根拠」を強調する。続けて、「母性」は「母親の愛」である「母性愛」をその内容としてもつと定義する。「母性」は「母親の本能」であり、「母性愛」は子供を「本能的に主観的に愛する」ような愛である³⁷⁾。

このような高群の「母性」の定義は、まさにバダンテールが批判するところの「弁神論³⁸⁾」であり、すべての「母親」が子供を愛し養育する本能を有していることを前提とするイデオロギーである。さらに、前述の山田わかのように「家庭」という枠をあてはめる、あるいは平塚のように社会的に定義するなどの限定もなく、母親個人の本质として定義している

点で、原理的な「母性」主義ということができらう。そして、高群の「母性」原理主義の特色は、それがあらゆる価値の撤廃、制度の破棄を主張し、人々を無差別に扱うことである。

彼女(母親)の本能には、男児でも、女児でも無差別である。／彼女の本能は、無差別の空気のなかに、子供を生みたいと願っている。／彼女は不具の子を恐れる。世間が、不具者を差別するからである。彼女自身の本能上の恐れは、ただ専ら、その子供が不幸でありはしないか、不自由のために、いたく、苦しみはすまいか、という一事である。／今日、世間は風邪や、胃弱の、患者に対して、差別的意識をもたない。けれども、不具なる点においては、同一ではないか?／それにもかかわらず、他の不具者だけに、差別的意識をもつ。自分自身、不自由である上、社会的にまで不自由であらねばならないのは、何という不合理であろう。／母性文化の社会がきたなら、こんな不平等意識を、根底から覆すであろう³⁹⁾。

高群は、母親が、自らの子供がどのような性質であるかに関わらず「生みたい」と願うこと、生命のいかなるあり方も排除せず、その多様な可能性を予め肯定するあり方を「母親

の本能」としての「母性」と位置付ける。それによって障害や性別、美醜といった社会の様々な価値を否定し、子供を「自由に生かす」、つまりそこに生存することをそのまま受容することが、「母性愛」である。これを發揮するため、「母性愛」は「教化の強権に対する否定」、つまり学校教育など制度教育を否定し、「こゝも打算的でなく、強圧的ではない。伸びるだけ伸ばし、生きるだけ生かそうとする純真な愛」による「自然を重んずる」教育を行う「養育本能」とされる。しかし、母親が「女としてのねうち、母親としてのねうち」という「鞭」で追い立てられ、「結婚制度や、見栄や、義理、そんな不純なもので縛られている」ために、「母性愛」の發揮は妨げられている。これらの障害を取り除き、「母親の本能の、自由であるよう、制度づけられた社会」にするため、高群は「結婚制度の廃止」と「社会教育制度（学校教育制度）の廃止」を「母性愛の立場」に提唱する。高群の「母性」原理主義とそれに基づく制度廃止論は、その後のアナーキズムの主張にも通底していく。⁴³

高群がここで定義した「母性」は、「不純なもので縛られている」現実の母親たちが發揮しているものではない。しかも、子を産む母親個人が持つ感情の範型として宣言されているだけで、社会との関係についても内在的に定義されているわけではない。つまり、現実の母親にも当てはまらず、社会

的な役割としても位置付けられていない、孤立した定義である。ゆえに、この定義は同時代の「母性」の定義とは大きく食い違っている。特に、「個人的存在の域を脱して、社会的な国家的な存在者となる」こととしての「母性」を主張した一九一八年以降の平塚と、むしろ個人に帰せられる「自然」の「本能」としての「母性」によって「社会」や「国家」のあり方を覆そうとした二六年以降の高群とのあいだには、「母性」概念の位置づけや定義において相当の懸隔が生じていたといえよう。⁴⁴

二 「母性」と「恋愛」の矛盾

高群の「母性」は、その子供を絶対的平等、無条件な肯定の下に養育する。他方で、「母性」を有する主体である「母親」はいかなる立場にあるのか。高群によれば、「母親」は同性と競争して異性を獲得する「恋愛選択（淘汰）」を勝ち抜いた「女性」である。この「女性」は、「母性」が想定する無差別な環境の外部に出ることとなる。

「恋愛選択」とは、ケイが社会進化論を参照しつつ、ダーウィンの「自然選択」という概念になぞらえて提唱した概念である。⁴⁵内容は、「自由恋愛」に基づく「恋愛選択」により種族の向上を目指すべきだとする主張である。「人類の連帯感が

進化論の影響を受けて人間復興に合致すればするほど、新しい世代のためになるような選択を間違ひなく実行する方法が自然にできるようになるだろう^④。ケイは「恋愛選択」の例を次のように示す。「個人にしても一般にしても、魅力ある性質は認められることが多いし、男性女性のどちらからも目をつけられ、恋愛の相手を選択するときの大切な決定要素となる。これとは対照的に、性欲の弱い者やアルコール中毒患者やいろいろな遺伝病もちや心身障害者は、ますます恋愛に縁が薄くなる^⑤」。この他にも、階級差などいくつかの基準からより良い相手を選ぶべきだとする。より良い恋愛、性交の相手が見つければ、「種族改良」のために「姦通」も推奨される。「恋愛の選択は新しい解釈の倫理的「姦通」を勧めることにもなるが、これは種族改良の見地から意識された一つの恋愛のタイプである^⑥」。

これに対して高群は「自然の意志こそ、合理的で、種族の標準である」といい、恋愛の選択から人為的な価値観を全て排除した「恋愛選択」を主張する。高群は、ケイが「種族や肉体や、血に関する選択意識で」恋愛選択を論じたために「特殊的、差別的、階級的に」なっているとし、このような人為的な「選択」により「差別され、排斥される大多数の者には、恋愛の可能性はないか？」と問う。人為的な「選択意識」を排すれば、「病気や、世間の者の忌み嫌っている障害を超越

した恋愛」も否定されなくなる^⑦。

「恋愛選択」による人種改良を否定している点は一見すると反優生主義のように思えるが、高群は「選択」自体を否定しているのではなく、むしろ「恋愛」の成立を「自然の意志」に委ねることで「選択」の仕組みそのものをより純化し、「恋愛」の参加者に徹底した競争を求めている。これは、「恋愛選択」に負けた人間は子孫を残すことができないという消極的優生思想である。高群はその後、M・P・T・アチャルヤなどの論争を通じて嫉妬の概念を論じ、「恋愛選択」論をより徹底していく。

「恋愛」を通じて異性を「選択」できた「女性」だけが「母性」の担い手である「母親」になれる、と位置付けたことは、当時の恋愛イデオロギーを高群もまた前提としていたことを意味する^⑧。高群の「恋愛選択」論は「女性」を「母性愛」の対象の外に出すと同時に、その人を過酷な優生的競争に晒すことを肯定する。「母性愛」における子供に対する絶対的平等、無条件な肯定の追求と、「恋愛」における選択、優生思想は、両立不可能なものではないだろうか。

ここで、「恋愛」と「母性愛」の矛盾、恋愛イデオロギーの中にある「女性」と「母性」原理主義の中にある「母親」との矛盾が問題となる。もしこれらが別々のものだとするれば、高群のいう「母性文化の社会」は子供だけが遊ぶピーター・

パンの世界でしかなく、同性とは対立し自分の子供だけは守りたいという個人主義に落ち着いてしまう。「恋愛」と「母性愛」、「女性」と「母性」の矛盾を、高群はどのように考えたのだろうか。

三 「母性愛」と「恋愛」を統合する恋愛進化論

『恋愛創生』の一九二六年以降三一年まで、高群は自らが主宰した雑誌『婦人戦線』への寄稿などの中で、「家庭」の廃絶や婚姻制度の廃絶を継続して論じている。では、それら文化や制度を取り払った先にはどのような社会が待っているのか。高群の主張によれば、そこでは個々人が自由に任意の相手と合体し「一体」となる社会が現出する。ここでいう「一体」とは、二体の単細胞生物が合体して一つになることとの相似で考えられている。「細胞には結合ができるが、個体にはできない。手と手をまぜ合い、内臓を一つにし、二つの頭を割って、ある一つの頭を作り上げるといふようなことは、個体にはできない⁵⁸⁾。ゆえに、「精神の密かな部分で抱合⁵⁹⁾」し、形而上的に「一体」を目指すのが「恋愛」の働きである。二者間での「恋愛」が成立した「最後の一体」では、ある人が恋愛の対象とする他者を占有することがすなわちその他者その人の「全体」とすることであり、その二者は相互に相手

を「全体」としている⁶⁰⁾。この定義は、相手を「無差別」に受け止め、相手のありようの「全体」をそのまま受け入れる、つまり「自由に生かす」という「母性愛」の対象を、子供から異性に入れ替えたものであると読める。

さらに、高群が恋愛イデオロギーを前提として「母性」を定義していることを想起すれば、「恋愛」は男女の「一体」化をもたらすので、男性は単独では「母性」の担い手にはなれないが、「恋愛」の主体として女性と「一体」である限りにおいて「母性愛」の担い手となる。だから、「父親は母親を愛しているときにもっともよい父親でありうる」。「母性愛」と「恋愛」の矛盾はここに解消され、「恋愛」から「母性愛」までが一貫して「無差別」で「自由に生かす」という環境を人々に提供するのである。新たに産まれた子供たちは「母性愛」の対象となり、成長して「恋愛」をすればその中で自らが「無差別」かつ「自由」であることができ、「恋愛」の中で男女相互に「一体」となり、産まれた子供に対してまた「母性愛」を提供する、という循環が成立するので。

そして、「恋愛」の失敗、「恋愛選択」における敗北は、「一体」に到達するまでの過渡期的なものであり、全ての個人は「一体」へと自らを投じていく限りにおいて、常に絶対的平等、無条件肯定への契機を有している。ここでは消極的優生思想も否定される。「選択」は消滅や敗北ではなく、「一体」

となるまでの無期限延期なのだ。誰もが「一体」となる相手を見出すことができ、誰もが子供を生むことができる。最後の一体に至るまで、すべての個体が合体していく。つまり、すべての人々は「恋愛」によって結びつく運命にある。全ての人は「一体」となる可能性において「恋愛」の主体なのであり、「一体」となった人々はその子供を受け入れることを待つ「母性愛」の主体なのである。

このような高群の恋愛進化論は、全ての人間が「恋愛」を成就し「母性愛」を発揮すると前提されているという点で、同時代の日本における恋愛イデオロギーの極地といえる。厨川白村ら同時代の他の恋愛論者は、恋愛の理想像を描き指南しようとしたが、それを人類にあまねく適用しようとはしなかった。人々が「一体」となり「母性」を有し、世界を「恋愛」と「母性愛」が覆い、無差別で自由な生き方を可能にするよう社会が進化していく、という高群の恋愛進化論の独特な論理展開は、ケイの他にエミル・ルカの『戀愛の進化』やウオードの『女性中心説』、シヨールペンハウアーの『恋愛と芸術と天才』の引用を通じて、社会進化論に基づく様々な理論を基礎にすることで成立していた。そのため高群の立論に対しては、社会進化論という西洋から借りてきた理論を学的に展開したに過ぎない空想である、という批判がその当時から度々なされてきた。⁶⁴しかしながら、高群はその「母性」

および「母性愛」の社会を単に空論として片付けたわけではない。一九二〇年代から三〇年代にかけての日本における「国史」への関心の高まりや、コミンテルンの二七年テーゼなどを背景に日本の歴史学に強い影響を与えたモルガンらの古代社会研究を知った高群は、恋愛進化論を歴史研究によって立証しようとする。

四 歴史に見出される「母性愛」と「恋愛」

高群の女性史研究は、単に歴史的事実を明らかにするだけでなく、「母性」社会を現実化させるための手段としても位置付けられていた。高群は戦後に、研究を始めたきっかけについて「女性解放への歴史的根拠を明らかならしめ、男性中心の歴史観を訂し、人類進歩の正常化に役立たせたい」と述べている。これまで論じてきた高群自身の思想を踏まえれば、「人類進歩の正常化」という独特な言い回しの意味するとこれを理解できる。すなわち、「男性中心の歴史観」に基づく様々な文化や制度を「訂し」、「女性」を解放することで「恋愛」と「母性愛」の実現をもたらし、これにより「人類進歩」は恋愛進化論に沿うこととなり、高群の考える「正常」なものとなるのである。研究は、そのような未来のための「歴史的根拠」となる。このような発想は、『恋愛創生』から地続き

に生まれてくる。高群が『大日本女性人名辞書』初版刊行時（一九三六年）の跋に書いたところによれば、「元来私の志は日本女性史の著述にあり」、この研究は「十年前よりの計画」、つまり『恋愛創生』の刊行と同じ一九二六年から始まったと語られている。⁶⁶三〇年には、『婦人戦線』創刊号に載せた論考で「我々に襲いかかるあらゆる旧社会意識に対して、我々の婦人戦線を布設する」と宣言し、『恋愛創生』における制度廃止論を引き継ぎつつ、その先にある社会像を提示する。それが「モルガン、マウレルらの発見した古代自治社会」であり、そこでは「婦人が非常に自由であった」と論じる。⁶⁷続いて、クロボトキンの『相互扶助論』などを根拠にその「自由」が奪われ、また取り戻されるという歴史的過程と展望を概説している。⁶⁸恋愛進化論の論拠と制度廃止論の正当性を示す女性史の仮説は、この時すでに高群の中で構築されつつあった。

高群は一九三一年から「森の家」と名付けられた世田谷の一軒家での研究生活に専念し、三八年に『大日本女性史 母系制の研究』を、五三年に『招婿婚の歴史』を著す。全五巻の計画であった女性史の最初に位置付けられたこの二つの研究は、母系制研究が「系譜編」であり、招婿婚研究が「婚姻編」とされている。⁷⁰このような二分法には、高群において「母性愛」に対応する「系譜」、「恋愛」に対応する「婚姻」とい

う二つのものの歴史的事実が意識されていることを示唆している。

日本の古代社会に女性解放の理想像を見出し、「母性」と結びつけて母系制研究を論じることは、高群だけが提起した発想ではない。「母性」と母系制という概念の密接な結びつきは、すでに山本琴子が論じていた。⁷¹山本は女性として初めて日本における母系制を研究した研究者であり、「わが国上代の母系及母権について」という論文を一九三三年に著している。⁷²そこで山本は「母系制的社会は、外見上母性及び女性の優位ということによって特徴付けられている」と定義し、母系制研究が「婦人を、社会的解放へ導き出す」手引きとなることを強調している。しかし高群の女性史研究は、単に女性解放には止まらない射程を有していた。

高群の『母系制の研究』の本論第一章は、日本における「オヤ」、「祖」、「神」がすべて「母性」としての「母」を指す言葉として使われ始めたという議論から始まる。章の冒頭で高群は、先行研究を引きながら「オヤ」は「母」と同義であることを指摘し、御祖（ミオヤ）は母の意であるとす。続く論証で「氏神」の中心をなすものは「母または先祖の神」であるとし、次節では女祖を論じる。このように母系制の論証に進んで行くわけだが、系譜から母系制を論証するという研究が、系譜の祖が「母」であることを前提として始まっている。

るのである。そして、高群の母系制の研究は母系制の存在を立証するというよりも、母系制の存在を前提とした上でその崩壊の過程をなぞるといふ筋道となっている。この論法は渡部義通やモルガンの母系制研究に多くを負ったものであった。しかしそれ以上に、ここには日本社会の始原に「母性」を置くという高群の強い意図が現れており、母系制の研究はその「母性愛」が抑圧される歴史の経緯を明らかにするものとして描かれているのである。

「母性」の歴史の実証の試みが、「母性愛」の自然な発揮を挫折させた父系の「系譜」の発生を明らかにするための母系制研究であったとすれば、「恋愛」に対応する高群の招婿婚研究は、「一体」へ向かう対偶婚の始まりと展開を歴史的に研究するものである。高群は対偶婚という「一夫対一婦の現象」が現れることが「招婿婚の出現」であるといい、それが歴史上において「群婚時代の終わった」時点から始まることを強調する。対偶婚において「男女は平等」であり、「相互尊敬と相互愛の態度で接しあっている」。高群の研究の理路に従えば、招婿婚の歴史は、対偶婚という男女の当人同士の「自然的」「自由的」な一夫一婦婚が、「差別的主従関係」へと変化する過程であり、その終点が家父長制の始まりであった。

しかし、高群の母系制研究および招婿婚研究は、世界的な

研究動向におけるパラダイムの変化の中で否定されていく。同時代のヨーロッパ圏では、モルガンの学説に対する批判者としてフィンランドのウエスターマークや、ロンドンで彼に師事したポーランド出身のマリノウスキが知られており、特に一九二〇年代後半に立て続けに出版されたマリノウスキの未開社会論は、原始時代における父権的一夫一婦婚を主張するものであった。それに対して、母権説に立つフランスのプリフォーとの間で激しい論戦が戦わされるなど、二〇年代の終わり頃から三〇年代にかけて歴史上における母権の存在をめぐる学説は大きく転換した。このことが日本に及ぼした影響は、例えば石原通子が中川善之助と青山道夫における母権をめぐる解釈について論じている中に現れている。

高群が母系制研究を著した三〇年代の日本における歴史研究の水準を引き継いで書かれた『招婿婚の研究』は、そのような研究動向の変化を踏まえていなかった。その結果、高群の研究は日本の歴史研究者からあまり注目されることがなかった。モルガンの枠組みを批判的に引き継いだクノーの研究に立脚して、日本における母権を研究した洞富雄ですら、五九年に著した『日本母権制社会の成立』において、モルガン及びエンゲルスの図式は「科学的とはいえない古めかしい考説」であるとし、史料を曲解してその図式を日本の歴史に当てはめようとした高群の学説は「牽強付会」に過ぎると批判して

いる。⁽⁸⁰⁾つまり、高群の女性史研究はその実証性いかんの前に、研究にあたって採用した枠組み自体が否定されることで、無効とされていたのである。⁽⁸¹⁾

だが、ここで重要なのは高群が女性史研究を通じて「母性愛」と「恋愛」を、「母系制」と「招婿婚」という形で、普遍的な歴史理論の上に位置付けようとしたことである。高群は恋愛進化論の理想とする社会を日本の遠い歴史上に見出し、それを証明することで自らの恋愛進化論の具体性を提示しようとした。つまり、恋愛進化論で描いた「母性愛」の表れを「母系制」の社会に、「恋愛」の表れを「招婿婚」の社会に見ようとしたのである。それは、日本の女性史でありながら、モルガンやエンゲルスを経由して世界的な歴史観と直接的に接続され、その乗り越えをも目指していた。

そして、その二つの論理は、高群の女性史研究の最後の巻である『女性の歴史・続』⁽⁸²⁾で「ともに生きる愛」へと接続していく。『女性の歴史・続』の最後の節は、「愛の世紀」と題されている。そこにおいて、高群は「母性愛」および「恋愛」を「ともに生きる愛」という概念に統合し、古代から現代までの歴史の延長線上に配置する。「母親の愛は、生命への愛である」。「生命への愛は、ひいては共存の愛——ともに生きる愛——である。ともに生きる愛はただの一人をも洩れなく伴う愛であり、ただの一人をも否定しない愛である」⁽⁸³⁾。恋愛

進化論における「母性」の提起に始まった高群の「母性」をめぐる思想は、「母性愛」が自由に發揮されていた母系制社会、そして「恋愛」の自由に基づく一夫一婦制が実現していた招婿婚の社会の歴史学的論証を経て、「ともに生きる愛」の展望に至ったのであった。

おわりに

平塚の翻訳と「母性保護論争」を通じて広まっていった「母性」概念であったが、その概念の創始者たるケイは、「母性」概念を通じて、優生思想や国家の論理で生命に優劣がつけられ差別されることを必然かつ自然とする論理を展開していた。しかし、高群は「母性」概念に基づき、むしろ差別を否定し、自由に生きるということ、生命というものをそのまま肯定するための論理を創造しようとした。⁽⁸⁴⁾そこで高群は、「母性」の最初の定義において、母親が自らの子がどのような性質を有する人間であるか不知の状態、それゆえ子の性質によって予め差別することなく、その子を生みたいと思う感情を範型とした。だがその定義は、高群自身が指摘している通り、様々な価値観に縛られた現実の母親はむしろ持ち難いような感情ですらあった。いかなる人であってもその生が予め肯定されているようなあり方を指示するのに、「母性」はもつと

も妥当な概念であると高群は考えたが、それを証明するためにはケイらの進化論的論理を同じ土俵で科学的に反駁し、高群独自の「母性」概念を実体化する必要があった。そのためにこそ、社会進化論と歴史学という、同時代において科学的とされた理論に基づく必然性が生じるのであり、「母性」という概念は「哲学」や「歴史」批判「ではありえず、むしろ科学としての進化論として、あるいは唯物論的歴史学に準ずるような形で、提起される必要があったのである。実際に高群は、恋愛進化論の立論、通史的日本女性史研究という仕事を成し遂げ、「母性」概念の論理は、「一人をも洩れなく伴う愛であり、ただの一人をも否定しない愛」としての「ともに生きる愛」という理念にまで到達したのであった。

高群が示した「母性」、それは与謝野や山川の定義のような、現実にいる「母」や「女性」についての定義ではないし、平塚や山田のように、家族や国家の中に位置付けられた役割を示すものでもない。高群の「母性」は、「無差別」で「自由に生かされる」ような社会の原理として、「生命への愛」というさらに抽象的な概念をあらゆる人々に了解可能なものとするために、社会進化論や歴史学の援用による基礎づけを行うことで、より普遍的かつ実証的に定義しようとしたものである。それは、すべての人がありのままにその生を肯定されるという論理を透徹するような新たな社会の核となるものと

して、高群が生涯をかけて打ち立てようとした概念であった。その意味で、高群の「母性」概念は、同時代の他の論者の「母性」概念の位置付けを超えて、女性解放に留まらない普遍的な意義をはらんでいたといえる。

(かげき・たつや／社会思想史)

注

(1) 例えば、永井亨は『婦人問題研究』の中で「母性の自由即ち母たることの自由を論ずるエレン・ケイは母性主義の代表者」で「現代代表的の女性論者である」という。永井亨『婦人問題研究』岩波書店、一九二五年（復刻版、中島邦監修『近代婦人問題名著選集』第七巻、日本図書センター、一九八二年）。高畠素之は『社会問題辞典』の「フェミニズム」の項で「この種のフェミニズムのうち最も有名なのはスエーデンのエレン・ケイである」としている。高畠素之『社会問題辞典』新潮社、一九二五年、一五〇—一五二頁。

(2) 代表的な批判として、加納実紀代編『母性ファシズム 母なる自然の誘惑』ニュー・フェミニズム・レビュー第六号、学陽書房、一九九五年。

(3) エリザベート・バダンテール『母性という神話』鈴木昌訳、筑摩書房、一九九八年。Elisabeth Badinter, *L'Innocence en Pâtes: Histoire de l'innocence maternelle (XV^e-XX^e siècles)*, Paris: Flammarion, 1980.

(4) 荻野は日本の「女性」概念について同様の指摘をしている。荻野美穂「女性史における〈女性〉とは誰か」田端泰子・上野千鶴子・服藤早苗編『ジェンダーと女性』早稲田大学出版部、一九九七年、一一五—一三四頁。

- (6) Ellen Key, *Lifflinget*, I. Kärleken och äktenskapet, Stockholm: Albert Bonniers Förlag, 1903.
- (7) Ellen Key, *Love and Marriage*, Trans. Arthur G. Chater, New York and London: G. P. Putnam's Sons, 1911.
- (8) ケイ「恋愛と結婚」平塚らいてう訳『青鞜』三巻一号、一九一三年一月、一一―一九頁。
- (9) エレン・ケイの翻訳史と平塚の「母性」概念形成については、金子幸子『近代女性論の系譜』不二出版、一九九九年および広瀬玲子「平塚らいてうの思想形成——エレン・ケイ思想の受容をめぐる本間久雄との違い」『ジェンダー史学』第二号、二〇〇六年に詳しい。
- (10) 「母性保護論争」については、香内信子「母性保護論争」の歴史の意義——「論争」から「運動」へのつながり、『歴史評論』一九五号、一九六六年十一月および香内信子編『資料母性保護論争』ドメス出版、一九八四年。
- (11) マリー・ストープス夫人『母性愛』矢口達訳、朝香屋書店、一九二四年。その後、文化生活研究会の「母性読本」叢書（一九二六―二七）などが発行され、「母性」概念は広く使用される言葉となっていく。
- (12) 中寛邦「母性論の系譜」『歴史公論』四十九号、一九七九年十二月。
- (13) 今井小の夫『社会福祉思想としての母性保護論争』ドメス出版、二〇〇五年。
- (14) 平塚らいてう「母性の主張に就いて与謝野晶子氏に与ふ」『文章世界』十一巻五号、一九一六年、香内編前掲書所収、三八―四九頁。
- (15) 与謝野晶子「母性偏重を排す」『太陽』二十二巻二号、一九一六年、香内編前掲書所収、二八―三八頁。
- (16) 山川菊栄「無産階級の婦人運動」『女性改造』一卷一号、一九一三年十月、五一頁。
- (17) 山田わか「今後の婦人問題を提唱す」初出不明、一九一八年、香内編前掲書所収、九三頁。
- (18) 平塚らいてう「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す」『婦人公論』二巻七号、一九一八年、香内編前掲書所収、一〇六一―一七頁。
- (19) 米田佐代子は平塚が「国家」と「社会」「人類」という概念を同義語として使っていることを指摘している（米田佐代子『平塚らいてう 近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館、二〇〇二年、一〇七頁）。そもそも原典でケイは *säker*（「人類」「民族」「家族」）、*samhälle*（「社会」「地域」）、*land*（「国家」「社会」「土地」）などの概念を使い分けており、それが独訳、英訳を経て変化したために生じた用語の混乱であるとも考えられる。
- (20) 「母性」概念の定義の不統一が生じた原因として、「母性保護論争」の中では、スウェーデン語の *Moterskap* とドイツ語の *Mutterschutz* がどちらも「母性」という概念を使って訳されているという問題がある。前者はケイが一九一六年のパンフレット『*Misshandlad Kvinnokraft*』（誤用された女性の力）において創出し（これは後に次の文献に収録された。Ellen Key, *Misshandlad Kvinnokraft och Kvinnohygien*, Stockholm: Albert Bonniers Förlag, 1914）、社会進化的に定義される生物学的性質としてケイが打ち出した概念だが、後者は山田嘉吉が「母性保護同盟」に就いて『女界』八号、一九一六年、香内編前掲書所収、二四七―五二頁）において解説した通りドイツの「母性保護」に端を発する用語であり、その二つは原語での位置付けが異なる。ゆえに「母性保護論争」は同床異夢の論争となり、「名称と内容とがかなり違う」（香内編前掲書「解説」、三一九頁）という結果に終わったのである。

- 平塚は山田嘉吉が前掲の論文を著す少し前の一九一五年七月から山田が主催する英語塾に学んでおり、そこで「母性保護」に関する情報を得たものと推察される(金子前掲書、一三三頁)。
- Mutterschutz)について山田嘉吉が参照している「母性保護同盟」(Bund für Mutterschutz)はヘレーネ・シュテツカー(Helene Stöcker)が一九〇五年に設立した団体。シュテツカーの思想と活動については、市野川容孝「性と生殖をめぐる政治」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房、一九九六年、一六四―一六頁、水戸部由枝「ヘレーネ・シュテツカーと帝政ドイツの墮胎論争」西洋史学会編『西洋史学』一九八号、二〇〇〇年、四四―六一頁、太田恭子「近代ドイツにおけるヘレーネ・シュテツカーの「新しい倫理」」日本ジェンダー研究』七号、二〇〇四年、四三―五六頁など二連の研究がある。さらに、複数のシュテツカー著作を翻訳している掛川典子は、次の翻訳の「解題」でニーチェを媒介としたケイ、シュテツカー、平塚の思想的連関について問題提起している。掛川典子「ヘレーネ・シュテツカー著「私たちの価値転換」(一九九七)」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』四十四号、二〇一七年、三九―四九頁。
- (20) 高群については堀場清子と鹿野政直の研究により、その思想と生涯が明らかにされている。鹿野政直・堀場清子『高群逸枝』朝日新聞社、一九八五年(初出一九七七年)、堀場清子『高群逸枝の生涯 年譜と著作』ドメス出版、二〇〇九年、および橋本憲三・堀場清子『わが高群逸枝』上・下、朝日新聞出版、一九八一年。
- (21) 鹿野・堀場前掲書、二二六―二七頁。
- (22) 西川祐子『森の家の巫女高群逸枝』新潮社、一九八二年、一〇―一頁。
- (23) 加納実紀代『わたちの(銃後)』インパクト出版会、一九九五年、一六〇頁。
- (24) 山下悦子『高群逸枝論 「母」のアルケオロジ』河出書房新社、一九八八年、一〇―二頁。
- (25) 同書、九三―七頁。上野千鶴子は山下が「母」の論理で高群を天皇制と結びつけることは歴史的事実と反するとして、山下の読み込みの政治性を指摘している。上野千鶴子「オリエンタリズムとジェンダー」加納編前掲書、一八二頁。
- (26) 丹野さきら『高群逸枝の夢』藤原書店、二〇〇九年、一九頁。
- (27) 同書、一八二頁。
- (28) 同書、一六八頁。
- (29) 高群逸枝「恋愛創生」『高群逸枝全集』第七巻、理論社、一九六七年。以下、『高群逸枝全集』全十巻、理論社、一九六六―六七年からの引用については、単に『全集』とし、出版社・出版年を略す。また、二回目以降の引用は題名のみ示す。
- (30) 一九二六年四月に刊行された『恋愛創生』に先立って同年一月に発行されたパンフレット(高群逸枝「婦人からの抗議 主として共產主義者に対する」啓明パンフレット第六冊、啓明会本部、一九二六年)においてもケイに対する「母性」批判(二一―六頁)が、同様の論調で展開されている。
- (31) 高群の自叙伝『火の国の女の日記』に記されているところによれば、高群における「母性主義」の「開眼の契機」は一九二二年、高群が二十八歳の時に男児を死産したことにあるという(高群逸枝・橋本憲三「火の国の女の日記」『全集』第十巻、一九六頁)。
- (32) 「恋愛創生」、一〇七頁。
- (33) 高群が参照した訳本は、『恋愛創生』内の引用文との対照から次の文献であることがわかる。エレン・ケイ『恋愛と結婚』原田実訳、天佑社、一九二〇年。
- (34) エレン・ケイ『恋愛と結婚』小野寺信・小野寺百合子訳、新評論、一九九七年、二二―五頁(底本: Ellen Key, *Kärleken och äktenskap*,

Stockholm: A. Bonnier, 1911)。ケイの引用に当たっては瑞語からの直接翻訳である小野寺訳を引用し、必要があれば注において原田訳にも言及した。ただし、原著初版は注(5)で引用した通り、『生命線』というタイトルがつけられている。

(35) ケイ『恋愛と結婚』、二二四頁。

(36) ケイ『恋愛と結婚』、二五二頁。()内は小野寺訳では欠落しているため、前掲原田訳二七八―二七九頁から補い、旧字、旧仮名遣いは現代仮名遣いに直した。高群はこれを「恋愛創生」一〇九頁において引用している。原田訳の底本である独訳版、英訳版の該当箇所は次を参照せよ。Ellen Key, *Über Liebe und Ehe*, trans. Francis Maro, Berlin: S. Fischer, Verlag, 1911, p. 264. および Key, *Love and Marriage*, p. 243.

(37) 「恋愛創生」、九七―八および一〇三―四頁。

(38) バダンテール前掲書、二〇頁。

(39) 「恋愛創生」、一〇九頁。これは、前述のケイの「有能なる子どもを産み育て」る母親を表彰すべきだ、というくだりに対応した批判である。

(40) 「恋愛創生」、一〇七頁。

(41) 「恋愛創生」、九八―一〇〇頁。

(42) 「恋愛創生」、一〇八頁。

(43) 「恋愛創生」、八〇頁。

(44) 「恋愛創生」、一一八―一九頁。

(45) 例えばそれは、高群が一九三〇年の『婦人戦線』創刊号において、ケイの『児童の世紀』の表現を引きながら書く次の一節に現れる。「二十世紀は婦人と児童の世紀である」などといわれるのとく、婦人の自覚は、常に母性本能の自覚、従って子供の自由及び権利に対する自覚を伴うて起こって来る」(高群逸枝「婦人戦線に立つ」『婦人戦線』一卷一号、一九三〇年三月、一〇頁)。

(46) 米田は平塚と高群の違いを前者が「権利」、後者が「自然」として「母性」を捉えた点に見出している(米田佐代子「母性主義の歴史的意義」女性史総合研究会編『日本女性史』五 現代、東京大学出版会、一九八二年、一三九頁)。

(47) 今日では進化論における selection を「選択」と訳するのが通例であるが、当時は「淘汰」と訳されていた。本論では八杉龍一の見解に従い、「選択」に統一した。ダーウィンの『種の起原(上)』八杉龍一訳、岩波書店、一九九〇年、四四四頁および、八杉龍一編訳『ダーウィニズム論集』岩波書店、一九九四年、一三―四頁を参照のこと。

(48) 『恋愛と結婚』の第四章“Kärlekens urval”は、英語にすれば“Love’s selection (恋愛選択)”という意味であり、ダーウィンの“Natural selection (自然選択)”との対比が強く意識されている。ケイにおける社会進化論の影響については複数の研究がある。ハミルトンによれば、ケイは一八七九年にダーウィニズムに触れ、同年秋にロンドンへ訪れた際にはハクスリーやヘッケルと面会している(Louise Nystrom-Hamilton, *Ellen Key: Her Life and Her Work*, Trans. A. E. B. Fries, New York: The Knickerbocker Press, 1913, p. 61)。また、レンジボルンは「ケイの“Tankböckerna”(思想書)」と題された日記や手紙の分析を通じて、スペンサーがケイの思想に大きな影響を与えたと論じている(Thorbjörn Lengbom, “Ellen Key”, *Prospects: the quarterly review of comparative education*, vol. 23, Autumn, 1993, pp. 825-837)。

(49) ケイ『恋愛と結婚』、一五一―二頁。

(50) ケイ『恋愛と結婚』、一五八―一九頁。

(51) ケイ『恋愛と結婚』、一六四頁。

(52) 「恋愛創生」、九〇―九三頁。

(53) 「通信網は世界に張られた」『婦人戦線』一卷七号、一九三〇

- 年九月、三二頁によれば、松本正枝「女性の社会主義」『婦人戦線』一卷二号、一九三〇年四月は英訳されて諸外国に送られた。これに対し、M・P・T・アチャルヤから「嫉妬心の問題について」が寄稿された(『婦人戦線』二卷二号、一九三二年二月)。アチャルヤはのちにインド共産党の設立にも関わるインド出身の運動家であり、当時フランスで活動していた(代表的な人物研究として、Bishamber Dayal Yadav, *M.P.T. Acharya: Reminiscences of an Indian Revolutionary*, New Delhi: Anmol Publications, 1991)。アチャルヤの寄稿から、『婦人戦線』誌上で「嫉妬心論争」が始まった。佐藤和夫『私たちの近代批判』青木書店、二〇〇一年に詳しい。
- (54) 当時の恋愛イデオロギーについては複数の研究がある。高群を主題的に扱ったものとして、加藤秀一『恋愛結婚』は何をもたらしただか? 筑摩書房、二〇〇四年。また、次の文献も参照のこと。菅野聡美『消費される恋愛論』青弓社、二〇〇一年および小谷野敦『恋愛の昭和史』文藝春秋、二〇〇五年。
- (55) 高群逸枝「家庭否定論」『婦人戦線』二卷二号、一九三〇年四月。
- (56) 高群逸枝「無政府恋愛を描く」『婦人戦線』二卷七号、一九三〇年九月。
- (57) 「恋愛創生」、三〇頁。高群はこの発想を次の文献から得た。レスター・ウォード『女性中心説』堺利彦訳、牧民社、一九一六年。原著は Lester F. Ward, "The Phylogenetic Forces," *Pure Sociology*, New York: Macmillan, 1903.
- (58) 「恋愛創生」、三三頁。
- (59) 「恋愛創生」、一八一頁。
- (60) 「恋愛創生」、一五三頁。
- (61) 「女性の歴史」二『全集』第五卷、一〇三二頁。
- (62) エミル・ルカ『恋愛の進化』衛藤利夫訳、大日本文明協會、一九一六年。原著は Emil Lucka, *Die drei Stufen der Erotik*, Berlin: Schuster & Loeffler, 1913.
- (63) ショウペンハウエル『恋愛と芸術と天才と』山下三郎・庄直一訳、角田勘一郎編、隆文館、一九〇七年。原著出典不明。
- (64) 例えば山川は、高群の主張(「山川菊栄氏の恋愛観を難す」『婦人公論』十三卷五号、一九二八年五月)を、「夢遊病者の譚言」『奔放な空想』と酷評する(山川菊栄「ドグマから出た幽霊」『婦人公論』十三卷六号、一九二八年六月、四九頁)。
- (65) 「母系制の研究」『全集』第一卷、二頁。全集に収録されたものは一九五三年に講談社から発行された新版であり、初版からは大きな変更が行われている。
- (66) 高群逸枝『大日本女性人名辞書』改訂版、厚生閣、一九四二年(復刻版: 新人往来社、一九八〇年) 跋一頁。
- (67) 前掲『婦人戦線に立つ』九頁。
- (68) 「母性」の理想像を原始社会に見出すという前提は、歴史研究の期間を通じて晩年まで堅持されている。「原始社会の族母は一部落の老若男女をあたたく大きな母性愛でつつんでいた」(『女性の歴史』二、一〇三二頁)。
- (69) 前掲『婦人戦線に立つ』二二一頁。
- (70) 高群逸枝「招婿婚の研究」一『全集』第二卷、例言一頁。
- (71) 山本と高群の関係については緒方の研究を参照のこと。緒方生子「山本琴子をさがしもとめて」『女性史研究の先駆者』『女性史研究』十九集、一九八四年十二月および「山本琴子と『古代社会』の邦訳」『女性史研究』二十二集、一九八七年十二月、「山本琴子の郷里をたずねて」『女性史研究』二十六集、一九九一年十二月。
- (72) 山本琴子「わが国上代の母系及母権について」『歴史科学』二卷一号、一九三三年三月六―七六頁。
- (73) 「日本古代史研究座談会」『歴史科学』二卷一号、一九三三年三月一〇―一五頁。

- (74) 「母系制の研究」六四頁以下。
- (75) 高群は渡部義通『日本原始社会史』白揚社、一九三四年などを参照している。詳しくは拙稿「高群逸枝『母系制の研究』と「血の帰一」の思想」『総合女性史研究』三六号、二〇一九年三月、二九—四九頁を参照のこと。
- (76) 「招婿婚の研究 一」、六七—八頁。
- (77) 「招婿婚の研究 二」『全集』第三卷、一〇二—一〇七頁。
- (78) 石原通子「プリフオー「母たち」をめぐる」『歴史評論』三四七号、一九七九年三月、二七—四六頁。
- (79) 洞富雄『日本母権制社会の成立』早大生協出版、一九五九年（湯沢雅彦監修『家族・婚姻—研究文獻選集』戦後編十九、クレス出版、一九九一年所収）、九頁。
- (80) 同書、一九四—二〇二頁。栗原弘は、より詳細な分析の上で高群の研究上の誤謬を指摘している。栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』高梨書店、一九九四年。
- (81) ただし、これは日本の研究史に限った話であり、国外の研究潮流の中ではモルガンの意義の再考なども行われている。例えば、Meyer Fortes, *Kinship and the Social Order*, London: Routledge and Kegan Paul, 1969.
- (82) 一九三二年『母系制の研究』に始まった高群の女性史研究は、五八年に校了した『女性の歴史・続』までの六巻によって完結する。『全集』には「女性の歴史 二」に『女性の歴史 下巻』と一続きのものとして収められている。
- (83) 「女性の歴史 一」、一〇三—一五三頁。
- (84) 神と国家との関連で、高群の「母性」と太平洋戦争との関わりについて付言しておきたい。西川は高群が「二足先に〔戦争〕協力の論理をききずいていた」（西川前掲書、一六一頁）というが、戦争がどのように始まるか、展開するかは予知されえないのだから、高群が日本女性史研究から導き出していた論理を、国家が戦争のために援用したというべきであり、その逆ではない。むしろ高群は、歴史研究をもとに天皇を歴史内に位置付けてその神性を奪いつつ、神の地位を「母性」で置き換えることで実体的なものと落とし込もうとしていたといえるのではないか。この点については、今後の課題としたい。

キーワード 高群逸枝、母性、恋愛、進化論、女性史

『ロバート・フィルマーの政治思想』

——ロックが否定した王権神授説』

(古田拓也著、岩波書店、二〇一八年)

辻康夫

本書は十七世紀イングランドの絶対主義者として知られるロバート・フィルマーの政治思想とその受容を論じた研究である。本書は、フィルマーの思想をあつかう第一部「ロバート・フィルマーとその時代」と、後代の思想家によるフィルマー論を検討する第二部「ロバート・フィルマーの遺産」にわかれ、それ

ぞれが二つずつの章からなる。

第一章では、内乱勃発以前のフィルマーの思想が、『パトリアーカ』を素材にして分析される。この時期のイングランドでは、議会の立場を擁護する「古来の国制論」が力を持つ一方で、国王を法の上におくボダン流の主権論を移入する動きも存在した。ジェームズ一世は、両者の対立を調停するため、国王権力の絶対性を一般論として認めつつも、「文明的王国」であるイングランドにおいては、王は人民と約束した法によって統治する必要があるという制限君主制の観念を提示した。フィルマーはこのような状況を熟知しながら、あえて主権論の立場をとり、国王権力の絶対性を主張する。彼が主たる批判対象としたスアレスやベラルミーノは、「自然的自由」から出発して、契約によって統治の正統性を説明し、抵抗権を基礎づけた。フィルマーはこれを論駁するために、「自然的自由」の存在を否定し、これに代えてアダムの支配権の観念を提示する。すなわち創造の時点から、アダムによる子孫への統治が存在し、それが連続と受け継がれてきたのであり、「自然的自由」は存在しない、というのである。

それでは、アダムの統治権力は、どのように継承され、その保持者はどのように特定されるのであろうか。この問いをめぐるフィルマーの記述にはあいまいさがあり、後代の解釈も一樣でないが、本書の解釈によれば、フィルマーの理論の本筋は、「摂理主義」である。世界には、君主制以外に貴族制や民主制など多様な統治形態が存在し、また統治の継承方法も、世襲、選挙、



篡奪、征服など様々である。しかしながら、こうした多様性にもかかわらず、現実が存在するすべての統治は、神の摂理によって成立したのであり、アダムの支配権を受け継いでいる、というのがフィルマーの主張なのである。

第二章は、内乱期以降のフィルマーの思想の変遷をあつかう。チャールズ一世の「十九箇条への回答」は、イングランドの統治を混合政体として規定することで、議論の場を一変させた。議会派は、混合君主制の観念を手がかりに、国王への武力抵抗の権利を主張する。これに対して、王党派は、混合君主制という解釈を否定し、他方で絶対主義をも否定して、従来の「文明的王国」論の線に戻ろうとする。本書によれば、このような状況のなかで、フィルマーの議論の力点は、政体としての絶対君主制を擁護することにおかれるようになる。彼は混合君主制はもとより、「文明的王国」論にもとづく「制限君主制」をも明確に拒否する。さらに自然法による国王権力への制約の議論さえも取り去られ、「暴君」の概念自体が否定される。君主制以外の政体は、神の定めに反したものとされる。このようにして、絶対君主制を強く擁護した結果、現存の多様な統治の正統性を主張する「摂理主義」との間の矛盾が表面化するようになる。

この矛盾は、共和政の成立により、決定的なものになる。本書によれば、フィルマーはここにいたって、「摂理主義」を逸脱し、スチュアート家への忠誠を部分的に維持する選択をする。すなわち、亡命中のチャールズを「真の統治者」としたうえで、統治の「篡奪者」がチャールズを害さないという条件をつけて、

国民に「篡奪者」への服従を勧めるのである。このようなフィルマーの議論の変転は、「摂理主義」の帰結を、フィルマー自身が受け入れられなかったことをしめすものである。

第三章では、ロックによるフィルマーとの対決がたどられる。本書が目指するのは、フィルマーの契約説批判に対して、ロックがどのように応答したか、という点である。ベラルミーノやスアレスの契約説によれば、神は人民に政治権力を与え、人民はその行使を為政者に託すが、その際に人民の同意は、「多数者の同意」を通じて与えられるとされる。フィルマーはこれらの観念に攻撃を加える。いわく、自然状態の自由は、すべての人が個別に同意しなければ放棄されえないはずである。ところが、社会の構成員はつねに変化しているから、全員を拘束する契約をおこなうことは不可能である。また、社会契約における同意は、「暗黙の同意」では不十分である。現存の統治下にとどまることを「同意」とみなすならば、事実上、ほとんどの統治が正統化され、同意を要求する意味が失われてしまうからである。さらに、同意によって統治が成り立ったとしても、その帰結として生じる抵抗権は、やはり個人々の判断によって行使されるべきであるから、必然的にアナキーが帰結する。このように、自然的自由を想定する限り、統治はなりたたない、というのである。ロックの契約論を構成する議論の多くは、これらの議論への応答として理解することが可能なのである。

第四章では、近代日本におけるフィルマー論が扱われる。はじめに、明治三十年代の、穂積八束に対する戸水寛人の批判が

取り上げられる。徳積は家族的國家観を定式化するにあたり、祖先崇拜を媒介に家族と國家を結びつける。日本は血統を基礎とする血族団体であり、無数の家が祖先崇拜によって結合している。天皇の權威は始祖の靈を代表することから生じる。憲法以下の法律はすべて天皇の意志に発し、天皇は法の上の存在とされる。このような徳積の議論を戸水は「フィルマー主義」と批判したが、本書によれば、戸水の議論の要点は、日本臣民は理屈抜きに皇室を崇拜するものだ、という点にある。「フィルマー的」な理屈づけが、かえって「ロック」のような反逆を呼び起こすことを危惧したのである。

大正期の美濃部達吉と上杉慎吉の間の論争においても、フィルマーが言及される。美濃部は日本固有の忠君愛國の精神を重視しつつも、これを倫理学・道徳学の扱うべき対象とし、他方で憲法学の領域においては、他国と共通する普遍的枠組みとして國家法人説を提唱する。それによれば天皇も國家の機關のひとつであり、その権力も天皇個人ではなく國家に属し、國家の目的によって制限される。上杉は忠君愛國の原理を直接に憲法学に反映させることを主張するが、美濃部はこれを「フィルマー主義」と称して批判する。上杉の主張は國家を天皇個人の私有財産と見る家産制國家論であり、統治の目的を國家の共通善と切り離し、臣民の天皇への愛着を掘り崩す危険があるというのである。

明治憲法下のこれらの論争においては、論客の間に家族的國家観が共有されており、ロックもフィルマーも、批判されるべ

き対象であった。これに対して戦後には、フィルマーを戦前日本象徴として批判し、他方でロックの思想を将来の指針とみなす姿勢が強まる。本書がとりあげる丸山眞男は、制度やできごとを「自然」とみなす運命論的態度を問題にしたが、彼にとつて「フィルマー主義」が意味するのは、このような前近代的なメンタリテイであった。他方で、ロックに代表される社會契約は、制度を人間の作為と見る近代的な思考様式である。丸山は、ロックの思想とキリスト教の結びつきを認識しつつ、これとことなる伝統を持つ日本において、近代的な思考を可能にする条件を探求したのである。

以上、本書の議論を概観したが、本書の意義の第一は、フィルマーの政治思想の解明への貢献である。本書は近年の学界の成果を用いつつ、初期スチュアート朝の思想の脈絡において、彼の議論の極端さとともに、それが生まれてきた一定の必然性をも明らかにしている。フィルマーの思想の内部構造およびその変遷についても、説得力のある分析が行われている。フィルマーの議論は、絶対権力の主張に関しては単純明快である反面、内部の論理については多々の混乱がはらまれているため、それを整合的に理解する作業がおろそかになりがちであるが、本書は洗練された手法を駆使しつつ、この課題に取り組んでいる。すなわち、契約説との対抗関係の分析から、「自然的自由」の否定を『バトリアーカ』の本質とみて、ここから「摂理主義」を議論の本筋と見定める。つぎに、その後の政治論争の変容に直面して、フィルマーが議論のトーンを変化させる過程をあと

づける。すなわち、内乱がはじまると、フィルマーは絶対君主制以外の政体を否定し、また国王の権力の無制約性を強調するようになる。このなかで、当初『パトリアーカ』に含まれていたあいまいさが払拭され、内部の矛盾も顕在化してくる。この矛盾は共和制の成立に伴って決定的になり、彼はスチュアート王家への忠誠を部分的に維持するために、「摂理主義」から逸脱せざるをえなくなる。『アリストテレス論考』『統治起源論』などは、これに辻褃を合わせる作業であったと解釈される。本書はこのようなかたちで、フィルマーの思想の内部構造とその変遷に、明快な見通しを与えている。

第二は、ロック研究への貢献である。フィルマーの理論の特徴は、その聖書に依拠した統治の起源論にあると考えられがちであるが、著者によれば、フィルマーの議論を支えるのは、契約説批判である。すなわち社会契約の可能性が証明されることで、「自然的自由」の存在が否定され、アダムの支配権が証明されるのである。したがって、契約説の評価こそが、ロックとフィルマーが衝突するポイントである。本書はこのような観点にたち、ロックの契約論を、フィルマーへの応答という観点から読み解いてゆく。個々人が成人に達したときに順次同意を与えるという観念、「明示の同意」と「暗黙の同意」の区別、抵抗権とアナキーをめぐる議論などについて、フィルマーを介することで重要な示唆が与えられる。また、権力制限が叛乱を抑止するというかつての王党派の主張や、議会派の抵抗権論などが、フィルマーによる批判の後に、再びロックの議論に取

り入れられているとの指摘も示唆的である。

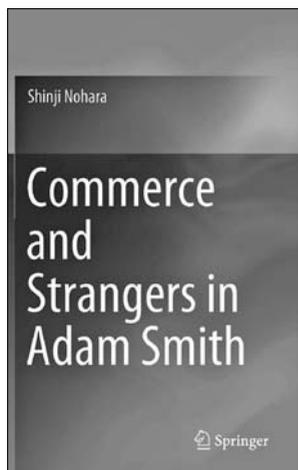
最後に、本書のユニークな構成について一言しておきたい。本書は、第一部でフィルマーをあつかい、第二部で「ロバート・フィルマーの遺産」として、ロックおよび、日本の思想家の議論を分析している。このうち、十七世紀の思想をあつかうフィルマーからロックまでの章は連続性が強く、ロックはフィルマーの「遺産」と真剣に対決したことがよくわかる。他方、第四章の日本の思想家にとつて、「フィルマー主義」とは、彼らが論敵にはりつける否定的なシンボルにすぎず、真剣な対決の対象ではない。たしかに本書の指摘するように「時代おくれの敗者」としての「フィルマー主義」のシンボルが論争の中ではたず機能は、興味深いテーマなのであるが、その性格は「フィルマーの遺産」というよりは、「トピックとしてのフィルマー」とでも呼ぶ方がふさわしいようにも思われる。もともと、本書の構成には、思想史研究のスタイルについての著者独特の視点があるように思われ、著者の今後の研究が期待される。この点を含め、さまざまな思考を喚起する、知的刺激に富んだ作品である。

(つじ・やすお／政治理論)

Commerce and Strangers in Adam Smith
(Shinji Nohara, Springer Nature Singapore, 2018)

篠原 久

野原慎司氏の新著『アダム・スミスにおけるコマースとストレンジャ』は、アダム・スミスに関する日本人による最初の英文での単行本であって、序章と結章に挟まれた七つの章において展開されている——『道徳感情論』、『法学講義』、『国富論』を素材とする——新鮮な議論は、スミスの二つのキーワードを、当時のグローバル化時代（序章第一節）に提示された問題を今



日的課題に連なるものとして読み込もうとする野心作であり、当時の啓蒙思想家の諸文献はもちろん、多様な二次文献（とりわけ現代のコスマポリタンの接近からのアダム・スミス研究）をも克明にフォローした労作でもある。

その労作面は、北アメリカ植民地時代の代表的旅行記（シャルヴォワとラフィット）と東インド会社告発文書の紹介（第二章「旅行記と啓蒙された世界」、十八世紀スコットランド諸歴史家（ケイムズ、ダルリンプル、ヒューム、スミス）の封建法論の検討（第四章「アダム・スミスの歴史政治学」、期間分析と生産要素の変動に基づく均衡の動態過程としてのスミス価格理論の説明（第七章「アダム・スミスの市場論」、『国富論』第一編末尾の地代論「余論」への詳細な目配り（第六章「アダム・スミス貨幣論とストレンジャとの遭遇の衝撃」、などに散見され、その野心面は、スミスにおける地域的道徳と普遍的道徳との緊張関係（今日の政治理論でのコミュニティアニズムとユニヴァーサルイズムもしくはコスモポリタニズムとの緊張関係）の解消策の一つとしてのストレンジャ視点と、他者の感情（感覚）の直接的認識不可能性に由来するストレンジャ観の提示（第三章「道徳感情論」における仲間とストレンジャ）、いわゆる人類史の四段階理論は「より広い法・政治制度進展史」の一部にすぎず、この進展の先には「商業社会よりも発展した社会段階」が展望されうるというスミス歴史政治学と、その展望実現の土台としての世界的コミュニケーションと『道徳感情論』と『国富論』双方における（是認獲得願望としての）「慎

慮」に基づく「行動の一般的規則」の解明(第五章「感情の規則性と不規則性——道徳性と慎慮」)、需要主導型(商人主導型)としてのスミス外国貿易論の提示(第八章「世界との遭遇——国際貿易モデル」)、などに現れている。

以上の労作面と野心面の巧妙な組み合わせによる斬新な解釈を、アダム・スミス思想体系の英文による提示として刊行した「快挙」が、まず何よりも評価されなければならない。

以下は主として右の野心面にたいするコメントである。

一、ストレンジャとコマースへの「スミスの焦点設定は、彼の時代に生じつつあったグローバル化の開始に基づいていた」(二頁)のであって、本書は「ストレンジャとの遭遇をスミスがどのように理解したかを説明しようとするもの」であり(一〇頁)、「彼が示唆を受けたのは、ストレンジャ、すなわち自分たちと同じ社会的・文化的価値と背景を共有していない者と出会った人々からであった」(同)という言明からは、著者の想定するストレンジャが異邦人(外国人)であると理解されるが第三章第三節「文化的ストレンジャ」、著者の用法には、「公正な道徳の形成にとって鍵概念」となる「各自の心のなかの想像上のストレンジャ」というもう一つの用法があつて(同、第四節「道徳感情とストレンジャ」、良心としての想像上の公平な観察者に連なるものであるが、評者がフオローしがたいのはこの種のストレンジャが「親密で地域的な空間」(“intimate and local space”)において形成されると説明されていることである(四七、五〇頁)。このこと理由は、著者が『道徳感情論』第一部(共感に基づ

く「行為の適宜性」論)の場面設定を人々が互によく知っている“intimate and local space”に求め、第二部(処罰と褒賞の対象としての「行為のメリット・デメリット論」)のそれを「匿名社会」(“anonymous society”)としていることにあるように思われる(五六頁)。本書での『道徳感情論』分析に特化している第三章導入部では「地域的道徳と普遍的道徳のあいだの緊張関係」に関する最近の諸文献が紹介されているが(第三節「二次的文献」)、両道徳のあいだの関係(調停)解釈に相違がみられもの、著者が最もシンパシーを抱いている(したがって影響を受けている?)のはフオナ・フオーマン「バーズライ」の「共感の輪」論(Fonna Forman [Barzilai], *Adam Smith and the Circle of Sympathy*, Cambridge University Press, 2010)であろうと思われる(五〇頁)。Forman-Barzilaiは現在では単にFormanとなつている。そこでは「共感が生まれるのは人々が互によく知り合っている地域的空間においてであつて」、スミスが「地域的道徳と普遍的道徳の緊張関係に直面した次第」が説明されているからである(四八頁)。しかしながら、当該二次文献には著者の(二種類の)ストレンジャの用法とは異なる、(同じ社会内の)「街中で出会う見知らぬ人」としてのストレンジャの役割を重視する文献(ヒル、イグナティエフ、オティスンなど)も紹介されているのであるが(五一頁)、この種のストレンジャの「意義」に著者の関心が向けられている箇所を評者が見出すことはできなかった。伝統的な熱き「フレンドシップ」よりも、むしろ「見知らぬ人々の集団」としての新たな「匿名社会」でのクールな「ストレンジャシッ

プ」(Lisa Hill, 'Social distance and the new strangeness in Adam Smith,' *Adam Smith Review*, 6, 2011)の形成にスミスの関心があつたのではないだろうか。

二、本書第五章では、(スミスの二大主著において)「慎慮」に基づく「一般的諸規則」が、感情の「不規則性」にもかかわらず、観察と経験に基づくコミュニケーションを通して形成される次第が詳細に記述されているが、『道徳感情論』第二部末尾での「感情の不規則性」(第三篇「行為のメリット・ディメリットに関して、人類の感情に偶然性(Fortune)があたえる影響について」)には触れられていない。著者は当該第五章での序論で、「道徳的運不運(moral luck)に関して不規則な感情について論じた」ハンキンズの論文(Keith Hankins, 'Adam Smith's Intriguing Solution to the Problem of Moral Luck,' *Ethics*, 126 (3))に言及しているが、第二部第三篇末尾でのスミス独自の(行為の意図と結果にまつわる)「感情のこの不規則性」(“this Irregularity of Sentiments”)には思い至っていない。ハンキンズによれば「不規則な感情に関するスミスの議論の意義はこれまで十分には評価されてこなかった」ということであるが、アダム・スミスの最初の伝記によれば、スミスは「この難問の重要性に十分に気づいた最初の哲学者」であり、その難問に与えられた説明は「この分野の学問において彼が行った最も堅実で貴重な改良」だとされているのである(ドゥーガルド・ステュアート『アダム・スミスの生涯と著作についての説明』——一七九五年刊行のスミスの遺著『哲学論文集』に収録『アダム・スミス著作・書簡集』第三巻、一九四一九頁)。

三、地域的道德と普遍的道德の関係について見解の差があるものの、著者がシンパシーを抱いているのではないかと評者が指摘したフォナ・フォーマンの『アダム・スミスと共感の輪』(副題は「コスモポリタニズムと道徳理論」)は、『道徳感情論』第六部(最晩年の第六版での追加箇所)第二篇(「他の人々の幸福に作用しうるかぎでの、個人の性格について」)で展開されている「われわれの非常に限られた慈悲(benevolence)の能力を方向づけ使用するために、自然が計画していたように思われる順序」論が、ストアの「オイケイオーシス(eikeias)」論(配慮の方向が順に自己―家族―友人―社会―国家―世界―宇宙におよぶ同心円の輪をストア的完全主義によりこの輪を崩して「普遍的仁愛」の立場を奨励するもの)を議論の枠組みとして利用しつつ、そのストアの結論(コスモポリタニズム)を批判して「配慮」の限度を「人間の業務」にふさわしい祖国愛までに限定したものだとの解釈を示している(Forman, *op.cit.*, 120)。したがってスミスの道徳理論からは「反コスモポリタニズム」が導きだされるのだが、フォーマンは『国富論』での自由貿易論に基づく「コマーシャル・コスモポリタニズム」と『道徳感情論』末尾に示された「自然法学」の主題(すなわち「すべての実定的な制度から独立した正義の自然的諸規則……、すべての国民の諸法を貫き、それらの基礎であるべき一般的諸原理」)を支える「消極的正義(至高悪 *summum malum* としての「惨酷さ」への本能的嫌悪感)から、異文化の諸価値観の橋渡しとなるスミスなりのコスモポリタニズムが導きだされるのではないかとその解釈を提起している(*op.cit.*, Chap. 6: The commercial cosmopolis

Chap. 7: Negative justice)。

これに対して、著者の解釈によるスミス道徳論からは「公平な観察者」としてのストレンジャの役割の延長としてコスモポリタニズムが導き出され——したがって「地域的道徳の形成が普遍的道徳の基礎なのである」(四八頁)——、『国富論』の国際貿易(国際的コミュニケーション)論には国内市場(一国モデル)での経済成長の限界(阻害要因)を乗り越える役割が与えられ、そのための法的・制度的諸制度(外交使節、移住民の人権保護、等の外国人としてのストレンジャ保護手段)の進展の必要性が、著者のいわゆるスミス「歴史政治学」の一環として強調されることになっている(九二頁、一五七頁)。

本書第三章第二節で紹介されている多様な二次的文献は「相対主義と普遍主義とのあいだの緊張関係」に対処しようとするものでもあった。スミス「自然法学」の意図『法学講義』の主題の解明とともに、この関連性の追求が今後もスミス研究者の課題となるであろう。

なお、本書第七章第二節でスミス当時の「市場」の現実を例証するためロバート・フレイムの『ナタク州の利益についての諸考察』が挙げられているが、これはサー・ジェイムズ・ステュアートが『経済学原理』刊行二年後の一七六九年に当該偽名のもとに出した小冊子(『ステュアート著作集』第五卷所収)なので、巻末の文献リストには Stewart, James の著作として掲げておかなければならない。

本書での「コモース」論のほうは、最新号の『アダム・スミ

ス評論』(Adam Smith Review, 11, 2019) に発表された著者の論文では、ヒトとモノの交渉(交換、知覚)をも含む広義のコミュニケーションとして「コモースの学」(スミス思想体系の基礎的枠組み)として展開され(Adam Smith's Science of Commerce: The effect of communication)、『道徳感情論』冒頭第二パラグラフで示された「心理的(認識論的)距離」(五三頁)が、本書での特殊用法としてのストレンジャ観の想源であることが確認され、スミス認識論としての「外部感覚論」(『哲学論文集』所収)に焦点が当てられている。野原氏によるスミス研究の新たな領域の開拓に大いに期待が寄せられ次第であるので(医師チエズルデンと患者との関係については再考しつつ)スミス認識論(「外部感覚論」)のいつそうの精読を望みたい。そこには「危害」(Harm)に対する警戒(防御装置)としての感覚論という視点が盛り込まれているのであるから。(しのはら・ひさし／社会思想史)

『共和制の理念』

—イマヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争—

(網谷壮介著、法政大学出版社、二〇一八年)

金慧

本書は、前著『カントの政治哲学入門——政治における理念とは何か』に続く著者二作目のカントについての著書である。

前著がカントの政治哲学を驚くべき読みやすさと明快さで解説した入門書であるのに対して、本書は著者の博士論文がもとになった研究書である。近年、カントの法・政治哲学を主題とす



る研究が続々と刊行されているが、本書の特色であり、また野心的な点を一言で表すとすれば、カントが置かれた時代状況からカントの言説を読み解く思想史的研究の側面と、カント哲学の体系性を内在的に解釈しようとする理論的研究の側面という二つのアプローチからカントの政治哲学に迫ろうとしている点である。以下では、各章の概略を紹介しよう。評者にとつて興味深かった点について述べたい。なお、先ほど述べた二つのアプローチにそくして分類すれば、第一章・第五章・第六章ではカントの論述が同時代の論争や状況への介入という思想的アプローチから説明され、第二章・第三章・第四章ではカントの規範理論の体系性を内在的に説明しようとする理論的アプローチが試みられている。

第一章「理論と実践——プロイセンの場合」では、十八世紀末のプロイセンにおいて、カントがたびたび寄稿した『ベルリン月報』誌上で展開された理論と実践をめぐる論争を紹介することを通じて、法と政治をめぐるカントの議論がどのような文脈で行われたのかを浮かび上がらせている。そこでは、メーザーやバークといった論者が、進行しつつあるフランス革命を背景に、理論は実践にとつて無用である、あるいはむしろ有害であるという主張を展開していた。これに対してカントは『理論と実践』という論文によって、理性に基づく理論が実践においても妥当するという論陣を張った。そうすることによってカントは、フランス革命の側に立つとともに、「フランスの人権宣言から不純物を取り除き、批判哲学によってそれを純化しよ

うとも」(五五頁)したという。著者はこうした論争を踏まえて、カントが提示する根源的契約の役割と近世の社会契約論との違いやカントの抵抗権否認論について簡明な説明を与えている。

これを踏まえて、続く第二章から第四章はカントによる法と国家の規範的理論が詳述される。第二章「自由の権利」では、理性によって基礎づけられた人間の権利、すなわち生得的な自由の権利がどのように正当化されているのかが探求されている。まず、カントにおける法的自由とは普遍的意志によって立法された法による拘束であると定式化され、これが可能となるためには各人に政治的権利が認められた共和制が必要となる。それゆえカントにおいて生得的権利とはずでにして政治的権利を含意しており、「共和制への権利」とも言い換えることができるのである。また、こうした人間の権利の根底には、法的人格であることを自分自身に義務づける「人間性の権利」が存することが丁寧に説明されている。

第三章「私法から公法へ」では、自然状態から法的状態への移行義務の論証、すなわち、なぜ国家の支配に服さなければならぬのか、という問題が扱われている。社会契約論の伝統とは異なり、カントはこうした移行を各人の同意に依拠せずに説明する。つまり、自然状態を脱して国家の支配の下に入ることは端的に法義務なのである。著者はこの点を生得的権利とは区別される取得の権利の正当化をつうじて明らかにしている。自然状態における占有は、占有者の一方的な意志によるものにならざる。にもかかわらず占有者は、自らの正しさにしたがって

その占有に異議を唱える者を排除しようとする。しかし正しさとは普遍的意志にもとづくものであるがゆえに、個別的な意志による占有は不正な状態である。それゆえ法的状態においてのみ、占有の暫定性が克服され確定性を獲得するのである。ただし著者によれば、自然状態から法的状態への移行の義務は、占有を確実なものにするという目的のためになされる仮言命法のようなものではなく、自然状態が不正状態であるという理由から法的状態へと移行するべきであるという定言的な法義務が生じるのである。

第四章「共和制の理念」では、いよいよカントが提示する共和制がいかなるものであるのかが解明される。著者は、カントが擁護する政治体制は結局のところ立憲君主制であるとするとこれまでの理解をきっぱりと否定し、カントが掲げる理念としての「純粹共和制」を明確に定式化している。これは二つの「代表」の原理からなり、一つ目は執行権と裁判権が立法権の帰属する人民を「代理代表」することであり、二つ目は立法される法が人民の普遍的意志を完全に「表象代表」するというものである。著者によれば、カントはこれ以外にも「共和主義的体制」や「真の共和制」、さらに「設立された共和制」と共和制をさまざまな名称で呼ぶが、これらには首尾一貫した関係が存在する。すなわち、「純粹共和制」が理念であるのに対して、権力の分立が制度化されていない君主による統治においてさえもその統治様式のあり方によっては「共和主義的統治」が可能である。さらに、理念を現実において表示する体制が「あらゆる

る真の共和制」と呼ばれ、君主による統治から「あらゆる真の共和制」への移行過程において出現するのが「設立された共和制」なのである。

第五章「執行する法論としての政治」では再び論争への介入という視点からカントの政理解の重要な一側面が照らし出されている。著者によれば、カントは共和主義的統治を提示することによって、人民の幸福を目指す旧福祉国家的統治と対決しようとしたのであり、ひいてはこれによって政治概念の刷新を図ろうとしたという。すなわち、『永遠平和のために』においてカントが批判した同時代の政治とは、統治の目的を公共の福祉におき、その実現のための最適な手段として「政治的思慮」を重視する統治のあり方である。カントから見れば、こうした統治は手段の実行不可能性を口実に義務を蔑ろにし、また経験的知識の曖昧さに依拠して自らの統治の結果をいかにようにでも弁明することができてしまう。カントは、こうした統治を擁護する政治家の論理に潜む詭弁を暴露することによって、いわば「統治理性批判」を遂行したのであり、これに對置されるのが真の共和制への改革の実践としての「執行する法論」である。

第六章「人民の抗議と共和主義」では、これまで見てきた共和制の理念を実現するための駆動力として、公共圏でなされる市民の言論実践に焦点が当てられている。ここで著者が注目する言論実践とは、統治者への「抵抗」とは厳密に区別された意味での「抗議」である。市民の抗議は、それが抵抗への意志を持たず、かつあらゆる他者が許容可能な判断にもとづく限りで

正当なものとなる。こうした言論の実践は一方で統治の誤りをただす役割を担っている。他方ではしかし、それにとどまらず、君主の統治を共和主義化するという重大な役割をあてがわれてもいる。著者は後者の言論の役割をさらに二段階に分けている。第一段階は、言論を通じて根源的契約の理念（万人の同意）に適していない立法から適した立法へと導くことであり、さらに自由を求める市民の言論が学識者による解釈を介して、共和制への移行を、すなわち「統治の共和主義化を終焉させる段階」（三二二頁）にまで至るといふ。

しかし、そもそもなぜ市民による抗議が支配者に影響を及ぼすことが可能なのか。著者はその答えを抗議が有する行為遂行的な力に求めている。一方で市民の抗議は、それが根源的契約の理念に合致するものであれば、君主に自己改革を促す正当な要求として機能する。しかし他方で統治者の有徳さを期待できない状況にあつては、これだけでは不十分なはずである。そこで著者が指摘するのは、フランス革命や数々の暴動の発生を背景に、市民の抗議の背後に暴動の可能性を読み取らざるをえないという当時のヨーロッパの状況である。つまり、君主にとつて市民の抗議は、たんに自発的な改革を促す要求という「発語内行為」であるだけでなく、言外に暴動を匂わせる脅迫という「発語媒介行為」でもあつたというのである。このように、市民の抗議が有効であるためには、それが聞き入れられなかった場合に抵抗や反乱が生じうるといふ可能性についての意識が統治者に存在しなくてはならないことになる。こうした議

論によって著者は、カントはたんに理想的な要求を掲げること
に満足した夢想家であるとか、あるいは有徳な統治者に期待し
たナイーブな思想家であるといった従来のイメージを否定して、
カントの議論にある種のリアリズムに基づく戦略が潜められて
いたという点を強調している。

これまで見てきたように、いずれの章も整合的な説明と説得
力ある解釈に溢れているが、なかでも本書の白眉であり、評者
にとって最も興味深かった箇所を挙げるとすれば、著書のタイ
トルにもなっている第四章「共和制の理念」である。従来、カ
ントの政治哲学において「移行」が大きな役割を果たしている
ことはたびたび指摘されてきた。すなわち専制から共和制の理
念に適った政治体制への移行をカントは展望していたのである。
しかし、こうした移行について語られる際も、それが君主によ
る上からの改革として進行すると主張されるにせよ、あるいは
市民による下からの言論実践によって行われると指摘されるに
せよ、いずれの場合においても具体的にどのような段階を踏ん
で行われるのかという点については不分明なままであった。こ
れに対して本書の画期的な点は、カントが用いる「共和主義的
体制」、「設立された共和制」、「真の共和制」、「純粹共和制」と
いう概念には一貫した関係性が存在し、それぞれが移行過程に
おける各段階に対応していることを解明した点である。しかも、
こうした移行における決定的な体制変革の局面（「設立された共
和制」への移行）が、国家統治者による「上から」の移行でも、
人民による「下から」の移行でもなく、両者によって「水平的

に」行われると指摘している点も興味深い。

二点目は、カントが批判の対象とした「政治的道徳家」につ
いての分析である。第五章の概要で述べたように、カントが対
決しなければならなかったのは、社会に潜む法則性を把握し、
それにもとづいて国力の増大を図る統治こそが政治にほかなら
ないと考えた「政治的思慮」の原則であった。一見すると、こ
うした原則にもとづく政治は、国民の幸福を首尾よく追求する
ことのできる効率的な政治のあり方に思える。しかし、著者に
よれば、こうした「政治的思慮の統治は、目的の制約から解放
され、何ものにも基礎づけられなくなった自らの無基底性を明
らかにする」（二四八頁）という。すなわち、根源的契約の理念
という立法の原則による統制を免れた統治（行政）は、それが
過剰な権力を持つているにもかかわらず（というよりも持つがゆ
えに）、進むべき方向を見失う（暴走機械）になる」というので
ある。立法府のくびきからの統治の解放と肥大化した権力が逆
に統治の迷走をもたらすというきわめてアクチュアルかつ重要
な論点をここから読み取ることは不可能ではないだろう。

本書は、カントの法・政治哲学を同時代の多くの思想家や他
の社会契約論者と対比することによって、カントがいかなる論
争の磁場において政治について思考したのかを詳らかにする一
方、その理論の体系性についてきわめて整合的な解釈を提示し
ている。本書の登場によって、カントの法・政治哲学の研究水
準が新たな局面に到達したのは間違いない。

『イタリア・ファシズムを生きた思想家たち』

クローチェと批判的継承者』
 (倉科岳志著、岩波書店、二〇一七年)

奥田 敬

「イタリア思想界の『巨人』について、戦後日本で初めて本格的に取り組んだ力作」と評された『クローチェ 1866-1952』全体を見る知とファシズム批判』(藤原書店、二〇一〇年)の著者による「全体主義からいかに自由を守るのか、との問いを主題」(三頁)とした列伝的な二十世紀イタリア思想史である。



あるいは、イタリア版の〈メタヒストリー〉ともいえよう。

実は、冒頭の惹句は本誌第三五号(二〇一一年)所載の前著への伊藤公雄氏の書評から拝借したのだが、「巨人」という称号に誇張はない。スチュアート・ヒューズも『意識と社会——ヨーロッパ社会思想 1890-1930』(生末敬三・荒川幾男訳、みすず書房、一九六五年「原著一九五八年」一、一三八頁)でこう記している。

「クローチェの思想のひろがりには、百科事典的であった。かれの全集はちよつと六十冊をこえる——しかもそれは、一九〇三年以来自分で編集したかれ個人の知的展開のための雑誌「批評」La Criticaに発表された雑多な評論をまったく含んでいないのである。半世紀にわたって、かれはイタリアの文学・哲学界にいわば一種の慈悲的独裁権力をふるった。ヨーロッパの主要国の文化をただ一人の人間がこんなに完全に支配したのは、ゲーテ以来なかったことである。」

周知のとおり、『意識と社会』は、クローチェ、フロイト、ヴェーバーの三人を軸として、実証主義の超克をテーマに二十世紀初頭のヨーロッパの多彩な思想家・文学者たちの一大パノラマを描きだした作品だが、本書はまさにその「修正・補完」(二七八頁)を見事に成し遂げている。

では、本書の流れに沿って興味深い論点を拾っていこう。

序章「ファシズム下の思想家たち」では、まず「自由の維持にとつて必要な歴史思想」（四頁）の意義が強調される。これをクローチェは「倫理—政治史」もしくは「文明史」と名付けたが、ジョアツキーノ・ヴォルペは「国民の歴史」、アントニオ・グラムシは「従属階級の歴史」、エルネスト・デ・マルテイーノは「民俗学的歴史」として描き出した。このように、本書の主人公たちを紹介した後、「国民」を鍵概念としてファシズムの形成史が概説される。その中核となったのは急進ナショナリズムであり、「それは遡れば十九世紀のジャコバン主義やロマン主義にまで辿り着く」（五頁）という視点や、「ファシズムが

目指した人間像とは若く強靱であり、現代に復活した古代ローマ人のような文明化を担う存在、もしくは戦士であるとともに生産者である国民である」（二三頁）という指摘は見落とせない。

第一章「ファシズム・イデオロギーの成立（一九二八—三二年）」では、「クリスピ神話」に着目して、「もう一つのイタリアアフアシズム」という図式が定着・流布した経緯が探られる。権威主義的ながらも行政制度の改革と地方自治の拡充に着手する一方で、植民地獲得のためのアフリカ侵攻も断行し、アドワの大敗で失脚した、「歴史的左派」の首相フランチェスコ・クリスピが、没後いかにして悲劇の英雄に祭り上げられたのか。「進歩」をもたらす「指導階級」（クローチェ）か、「人民のイタリア」（ヴォルペ）か、という対極的なクリスピ像が浮き彫りにされ、ムッソリーニ政権の閣僚となった哲学者ジョヴァンニ・ジェンティレや法学者アントニオ・ロッコの説も俎上に上がるが、

一番の読みどころは、一九一〇年に「イタリア・ナショナルスト協会」を設立した文筆家エンリコ・コッラディーニが同時期に出版した『遠き戦争』と『遙かなる祖国』の鋭利な分析である。この二部作的な小説は、「イタリアにいて飢え死にするよりは国を出る」（三八頁）と決意した南米へのイタリア移民たちの惨状を目の当たりにした調査旅行に基づいている。そこに「神話」の濫觴を見極めたのは著者の炯眼といえよう。

第二章「ヴォルペ——中間層の歴史（一九二八—四九年）」は、管見の限りでは、この忘れられた中世史の泰斗に関する日本で初めてのモノグラフである。「ファシズムを生きた思想家」という呼称はこの人物にこそ相応しい。思想統制に反発してムッソリーニと激しく確執したが、戦後もファシズムへの加担を隠さなかった。「中間層の支持を獲得し、組合組織を通じてイタリア大衆を生産者として法制度に掬い取るうとした」ファシズムこそ、ナショナリズムとサンディカリズムを吸収・統合した「リソルジメントの完成形態」（六四頁）だったからである。

第三章「晩年のクローチェ（一）——「詩」と「文学」（一九三三—四一年）」は、「実証主義と観念論の論争を架橋できた唯一の思想家」としてヴェーバーを高く評価するヒューズに疑義を呈するところから始まる。「人文学から距離を取り価値の相対化を図りながら社会科学へ至るヴェーバー的な展開のほか、人文学を基礎に観念論的価値体系の下で学問秩序を構成し、総合化を図るもう一つの道筋をクローチェの思想の中に見出すことができる」（七五頁）。そして、晩年の大作『詩——詩と文

学に関する批評・歴史序説』（一九三六年）で導入された「詩」と「詩でないもの」の区分にクローチェ「精神哲学」の深化を見届けようとする。ここでいう「詩」とは『内容』と「形式」を一致させ、普遍の中に特殊なものを見、豊かな人間性を表現することであるが、「詩」には至らずとも、旧弊を踏襲せず、過去の知的遺産を創造的に生かす機能を果たす表現もある。かくして、歴史の進歩を促す「文明における言語の制度」としての「文学」という歴史主義的な独自の概念が編み出され、そこには『有用』（『経済』や『真』（『哲学』といった他の目的に転用された表現』（八六頁）も包摂される。確かに人文学的な発想である。

第四章「獄中期グラムシ（一）——従属階級の歴史へ（一九二九—一九三二年）」と第五章「獄中期グラムシ（二）——従属階級の歴史へ（一九三二—一九三五年）」では、『獄中ノート』の文献学的な考証・読解を踏まえて、「ヘゲモニー概念の構築にはクローチェへの批判意識が不可欠であった」（二〇七頁）次第が明らかにされ、「自己規律社会」すなわち『実践の哲学』（『マルクス主義』）によって農民をも含めた広範なサブアルタンを諸政党として組織し同盟関係を形成し、その結果各政党が規制し合う社会（二二五頁）を構想するに至る過程が追究される（グラムシ思想の体系化が始まるのは一九三二年以後だという）。クローチェの『実践の哲学』をグラムシが読んだ形跡はないという指摘（九四頁）は意外だが、両者の歴史観の対比は鮮やかである。「自己の階級の利害を超えてでも農民と結んで革命を達成しようとする」

（九七頁）ジャコバン派の欠如ゆえに、リソルジメントを「革命なき革命」と呼んだグラムシには、クローチェの『ヨーロッパ史』は、「ジャコバン派や大衆の影響」を恐れているように映じた。また、クローチェが『バロック時代史』で示した、反宗教改革のイタリアから宗教改革のドイツへの文明史の主役交代というテーゼは認めながら、「宗教改革」↓「ドイツ観念論」↓「リソルジメント」↓「観念論的な自由論」という系譜の代わりにグラムシは、「宗教改革」↓「民衆文化」↓「ドイツ観念論」・「フランス革命」↓「史的唯物論」という構図を描き、そこに「高度な哲学が民衆の世界と接触して展開していくルネサンス以来の知的道徳的改革（『啓蒙？』の『完成』（一一七頁）を展望する。

第六章「晩年のクローチェ（二）——「生命性」と「文明」（一九四一—一九五二年）」では、大戦の惨禍と全体主義の蛮行を具に目撃した最晩年のクローチェが熟慮の末に到達した「生命性」の概念が検討される。「クローチェは自らの精神哲学の深化にあたって、歴史に上位と下位を想定した。普遍的な層を構成する上位の歴史叙述には、『詩』の歴史、哲学史、『倫理—政治史』があり、これらを支えるのが『文学史』、科学—技術史、政治—経済史で構成される文明史である。これら歴史的现实を創り出す人間精神の根底にあるのが『生命性』であり、これは時に悪に転化し、猛威を振るう」（一五二—一五三頁）。フアジズム・イデオロギーの特徴の一つが、「啓蒙主義的な伝統の超克として、生命や行動といった非知性的なものを称賛すること」（二三頁）

であったことを思い起こそう。「文明」を蝕む「頹廢」、「病的なロマン主義」に起因するファシズムは、「人間が合理的な自由主義にもマルクス主義にも信ずべきものを見出せないときに生じる『病氣』」（一四五頁）であった。その再発防止のためには、民主的の制度に補完された自由主義が「生命性」を導かねばならない。

第七章「晩年のデ・マルテイーノ——民俗学的歴史へ（一九四九—一六五年）」では、この「生命性」の概念を現地調査によって掘り下げ、存在の危機とその回復という問題に取り組んだ、クローチエの弟子の民俗学者デ・マルテイーノが登場する。その主要なフィールドとなったイタリア南部では、トランス状態で踊り続ける「タランティズモ」や葬礼で儀礼的慟哭に携わる職業的な「泣き女」といった呪術的な儀礼が根強く残存する。これは、「啓蒙思想もまた強力なブルジョアジーの欠如するイタリア南部では上級階級の文化に影響を与えるに留まった」（一六六頁）からである（ここにはグラムシの影も色濃い）。だが、問題はむしろ、生命を危うくする「存在の危機」を脱歴史化し、危機を文化の中に統合する回復機能が現代世界では危殆に瀕していることである。デ・マルテイーノが最後の希望を托したのは、「超越のエートス」（宗教性）と共存する世俗社会であった。終章「近代社会における自由と信仰——ファシズムをめぐる」では、「ファシズムの脅威から自由を保ち続ける可能性を少しでも増大させるものとは何か」（一八二頁）と問い、『歴史』の相対時代を考察すること」と、「人間の意識に内在し、他

の価値に優先される根源的な価値として認識された『自由』の信仰」と解答する。そして、「本書の主人公たちはその議論の中で、ヨーロッパが永らく培ってきた人文主義の伝統はもはやエリート主義ではありえず、今後より広い層へと開かれていかねばならないという方向性を示唆した」（一八五頁）と締め括られる。

さて、以上のように、評者は専らイタリアにおける（啓蒙の弁証法）の行方という角度から本書を味読し堪能した。「われわれはだれでも、多かれ少なかれ、啓蒙の子である」（意識と社会二〇頁）。そして、本書の結語から直ちに連想したのは、「ナポリの国民は二つの国民に、二つの異なる時代、二つの異なる風土に分裂していた」と、知識人と国民（大衆）との隔絶を嘆いたヴィンチェンツォ・クオーコの『一七九九年ナポリ革命史論』であった。この前段の「我々の革命は受動的革命であって、そこで成功するための唯一の手段は民衆の意見（支持）を獲得することであった」という一節が、グラムシのヘゲモニー論に繋がることは有名だが、それだけではない。亡命先のミラノで書いた未完草稿『イタリア共和国統計素案』で、このジャコバシ主義者は、「芸術への趣味は祖国愛の最も確実な保障である」として、祭りや演劇などの民衆文化の世界を隅々まで観察・記述する「統計」の必要性を訴えている。ここでふと気が懸かったのは、「クローチエの主たる関心はあくまでも洗練された知識人による上級文化であり、ファシズムが包摂した一般大衆の文化的領域まで降りてくることはまれであった」（二〇頁）と

しても、『ナポリの諸劇場』や『ナポリの物語や伝説』のような懐かしい作品、ナポリ語で書かれたジャンバッティスタ・パジール『五日物語』のイタリア語訳などの根本動機ということである。

もう一つ勝手な期待をお許し願いたい。古代以来の人文的教養の歴史におけるクローチェの位置付けである。例えば、広義の「経済活動」の目標とされる「有用性」の祖型は、少なくともキケロにまで遡れるのではなからうか。著者の次なる探究が今から楽しみである。

(おくだ・たかし／ナポリ啓蒙)

書評

『アーレントのマルクス——労働と全体主義』

(百木漠著、人文書院、二〇一八年)

石田雅樹

ハンナ・アーレントという思想家を今日どのような視点から論じること意義があるのだろうか？ 本書はこの問いに対して、アーレントを「労働と全体主義」の親和性に注目した思想家として再定義し、その現代的意義を強調する。つまりアーレントが問題視した「全体主義」とは、単にナチズムやスターリニズム批判で論じ尽くせるものではなく、資本主義の拡大再生



産を背景とした人間自身を「余計なもの」にするプロセスと密接な関係にある。それゆえ著者は、グローバル資本主義と新自由主義ネオリベラリズムによって、安定した「労働」環境が喪失しつつある現代こそ、「労働と全体主義」という視点からアーレントを問う直す必要があると主張する。

本書はこの「労働と全体主義」という枠組みに基づき、称揚される「活動」の影でネガティブに扱われてきた「労働」に光を当ててものである。その点においてありきたりのアーレント論とは一線を画すものであるが、それは決してエキセントリックな議論を展開するものではない。著者は冒頭で、アーレントの「労働」論に関する先行研究を辿り、これまでの研究で度々取り上げられてきた論点——例えば「仕事」と区分される「労働」理解や、アーレントのマルクス解釈の妥当性など——を確認した上で、本書の論点をこれら先行研究の延長上に位置づける。このアーレント「労働」論の検証は本書の中核部分を構成しており、著者は一方でアーレントのマルクス理解を内在的に辿り、他方ではマルクスのテクストとの比較検証を行うことで、アーレントがなぜマルクスと思想的格闘を行うことになったのか、またマルクスをどのように解釈（誤読）したかを解き明かしていく。

第一章『全体主義の起原』と『人間の条件』のあいだでは、『全体主義の起原』（一九五二）と『人間の条件』（一九五八）とを結び「ミッシング・リンク」として、アーレントのマルクス研究の意義が再考されている。既にマーガレット・カノヴァン

やエリザベス・ヤング・ブルールエルらの先駆的研究において指摘され、近年では森川輝一らの研究で論証されたように、この時期アーレントのマルクス研究は、単に『全体主義の起原』を補完するだけでなく、後の『人間の条件』で提示される「労働／仕事／活動」の理論枠組みを準備するものであった。著者はここで、生前には刊行されなかったアーレントのマルクス研究草稿（邦訳『カール・マルクスと西欧政治思想の伝統』）に注目し、アーレントがどのような形でマルクスの思想に注目するようになったのかを丹念に検証していく。

このアーレントにおけるマルクス解釈については、第二章「アーレントとマルクスの労働思想比較」、第三章「労働・政治・余暇」においてより詳細な分析が行われている。アーレントは『人間の条件』において、マルクスが「労働」を人間の本質として「賛美」しながらも、その「労働」から解放された社会を指摘したことを「はなはだしい矛盾」として批判した。しかしながら、アーレントによって批判されたマルクスの「労働」論を分析すると、そこでは「疎外された労働」と「アソシエイトされた労働」とが区分され、前者の批判の上に後者が理想的な「労働」として描かれていることが分かる。つまり、アーレントにとって「労働」とは「人間の肉体の生物学的過程に対応する営み」に過ぎず、必然性に囚われた労苦に他ならないが、マルクスにとつてそれは「労働」の一側面としての「疎外された労働」に位置づけられるものであり、「アソシエイトされた労働」はより多義的かつ協働的な意義を有するものである。アーレン

トはこうしたマルクスの「労働」の多義性を（ある意味意図的に）捨象しており、それは率直に言つて「誤読」と呼ぶべきものである。著者はこのようにアーレントとマルクスの「労働」論を比較検証しながら、アーレントがいかにマルクスを「誤読」したのかを明らかにしている。

しかし本書の重要なポイントとは、こうしたアーレントの「誤読」を単にマルクスへの無理解として切り捨ててではなく、その「誤読」の中に積極的な意義を見出している点にある。確かにマルクスの「労働」論は多義的であり、アーレントが論じる「労働」に還元できない多様な側面があったのかもしれない。またそもそも近代社会では「労働」環境も複雑化し、「労働／仕事／活動」という境界自体が曖昧となっているのかもしれない。しかしながら、この「労働」の複雑化や曖昧化をアーレント自身が理解しなかったとは考えにくいと著者は指摘する。二十世紀アメリカに生きたアーレントこそマルクスよりもこの「労働」の複雑化・曖昧化を理解してははずであり、その中で敢えて「労働／仕事／活動」境界を設定し、区分する思考の重要性を説いたのではないのか。著者は多義化し複雑化していく「労働」の変質を「労働のキメラ化」と呼び、アーレントがこの「労働のキメラ化」を批判するために、敢えて「労働」を「仕事」や「活動」とは異なるものとして分節化したという解釈を提示する。著者はこのようにアーレントの「誤読」を論難するのではなく、むしろ「肥大化する労働」社会批判という文脈で積極的に評価するのである。

著者は、この「労働のキメラ化」に伴う「肥大化する労働」こそ、近代社会＝資本主義社会の本質としてアーレントが告発したものであると訴える。それはこの「肥大化する労働」によって支配される社会、資本主義の自己増殖運動によって「労働消費」の無限サイクルに覆われた社会が、「世界」の安定性を絶えず掘り崩し、人々を「余計なもの」へと追いやり、「全体主義」が台頭する条件としての「世界疎外」を生み出すことになるからである。第五章『「余計なもの」の廃棄』では、この人間を「余計なもの」にするシステムとしての資本主義・帝国主義・全体主義の連続性について、『全体主義の起原』第二部「帝国主義」の議論が検証されている。こうした点を踏まえ、本書終章『「労働」から『仕事』へ』では、改めてアーレントが「労働」と「仕事」とを区分したことの重要性が強調される。つまり「肥大化する労働」によってあらゆるものが「労働消費」サイクルに回収され安定性を消失していく中で、「世界」に耐久性を与える「仕事」こそ、それに抗する試みに他ならず、それは同時に「活動」の舞台を構築することを意味するものである。著者はこのような視点から、「労働」と「仕事」との分節化の意義を再評価すべきであると主張するのである。

さて以上のように、本書は先行研究を幅広く渉猟した上で、これまで十分に考察されてこなかった「労働」と「全体主義」との関係性、またそのマルクス理解や資本主義論の位置づけを検証した労作であり、その研究的意義は高く評価されるべきである。そうした本書の意義を踏まえた上で、以下では幾つか疑

問点を提示したい。それは著者のアーレント解釈への疑問であると同時に、アーレント自身の「全体主義」論が孕む矛盾であるように思える。

最初の疑問は、本書で語られる「労働と全体主義」という問題提起について、アーレントの「労働」論では上手く語ることでできない「全体主義」論、端的に言えばその全体主義のテロルの問題について、議論が曖昧ではないかという点である。例えば本書では、アーレントが「全体主義」について、「イデオロギーとテロル」に基づいて「敵」のみならず「余計なもの」を排除していく運動と定義したことを踏まえつつ、人間を「余計なもの」にするシステムとしての「資本主義」の問題が提起されている。しかしながら、アーレントが語る「余計なもの」を排除する全体主義のテロルは、「鉋をかければ木屑が落ちる」という表現にあるように「労働」よりも「仕事（制作）」と強い親和性を有していたのではなかっただろうか。「余計なもの」の排除と言った場合、それがメンタリテイの問題なのか、收容所への物理的な強制收容なのか、あるいは殺処分を意味するのかは大きな隔たりがあるはずだが、本書の議論は必ずしも一貫していない。例えば一方では「全体主義へと繋がる社会的土壌を用意」する（一五八頁）とされ、他方ではより直接的に——パトリック・ヘイデンやジグムンド・バウマンを援用しつつ——「余計なもの」を排除する運動として「資本主義」が「全体主義」へと転化する危険性が論じられている（一九九、二四五頁）。アーレントの「全体主義」を論じる上でテロルをどの

ように位置づけるのか、それを「労働」や「資本主義」で論じることができるのか／できないのか、より説得力ある議論が必要だろう。

第二に、そもそもアーレントによる「全体主義」という用語自体がナチズムとスターリニズムを同一のカテゴリーで捉え、「独裁」や「専制」とは異なる独自の政治体制・政治運動を説明するものであったならば、それを「労働」や「資本主義」を下敷きにして対象を拡大することは、元々の独自性を消失し、政治言語としての理論的妥当性を失うことになるのではないだろうか。端的に言えば、「資本主義」と「全体主義」との親和性を強調すればするほど、それは一方ではスターリニズムを論じるものとして説得力を失い、他方ではアメリカやイギリスでなぜ「全体主義」が生じないのかという擬似問題が生じることになるだろう。この点は、アーレント自身の「全体主義」論が抱える矛盾点であると評者は考えている。著者が正しく指摘しているように、アーレントは当時のアメリカ・マッカーシズムも「全体主義」という言葉で論じるようになるが（七一頁）、他方で当時の中国共産党支配についてさえ、その洗脳やテロルを承知しながら「全体主義」という用語を用いるのに慎重であった（邦訳『全体主義の起原』第三巻「全体主義」511頁）。こうしたアーレント自身の曖昧さも踏まえ、どのような政治体制や政治運動を「全体主義」と名指すのに相応しいか、その濫用や陳腐化を防ぐためにもより慎重な考察が必要であろう。

最後に、アーレントの「労働」論や「全体主義」論が今日な

お有効な分析ツールであるという本書の前提を一応共有したとしても、グローバル資本主義や新自由主義が「全体主義」を準備する／転化するという本書の主張には最後まで同意できなかった（二五八頁で言及のある藤田省三『安楽』への全体主義」にも評者は懐疑的である）。現代社会でその兆候として示されるのは、労働倫理の尊重（二四五頁）や、生活保護、パッシングやヘイトスピーチなどの排外主義（二四四頁）であり、本書で繰り返し表現されている人間を「余計なもの」にする思考・運動としての「資本主義」（そこにオートメーション化やAIなどを付け加えても良いかもしれない）が「全体主義」を呼び起こすという議論にリアリティを感じることはできない。むしろテロリズム防止を名目とした監視社会や、健康増進を謳う自己への配慮などの方が灰色の管理社会としてリアリティがあるが、こうした論点は本書とは別物であり、またそこにアーレントを読み込むのは無理がある。思想家のアクチュアリティを語るには、その限界点を踏まえ相対化した上で、その思想家の言葉を通じて我々のリアリティが更新されていくことを示す必要がある。そうした作業の困難さについて自戒を込めつつ稿を終えることにしたい。

（いしだ・まさき／政治哲学）

書評

『思想の政治学——アイザイア・バーリン研究』

（森達也著、早稲田大学出版部、二〇一八年）

蛭田 圭

バーリン研究は三つのアプローチに大別される。まず最も標準的なものとして、「多元主義」や「啓蒙」といった個別テーマに特化した研究群がある。次に、近年注目されるアプローチとして、バーリンの生涯の一時期に焦点を絞り、そのコンテクストを精査する「ケンブリッジ的な」研究がある。これら二つのアプローチは、別の仕方ではあるものの、バーリンの生涯と



思索をいわば「小分け」にした上で、局地的にバーリン研究に貢献することを目的としている。それに対し第三のアプローチは、バーリンの諸著作のあいだの関連性を重視し、その思想の全体像を描こうとするものである。学問の専門化が進む今日、このアプローチにはある種の知的蛮勇が伴い、研究者が敬遠しがちであることは察するに難くないであろう。またこのようなアプローチは、複数の専門家による共同研究においてのみ有効だとする考えもあるだろう。しかしジョージ・クラウダーの *Isaiah Berlin: Liberty and Pluralism* が示すとおり、第三のアプローチが成功裏に用いられ、バーリン研究の発展に寄与した例も存在する³⁾。

『思想の政治学』は、クラウダーの前例にならない、バーリンの諸著作を総体として描くことを目的とした書物である。もちろんこのことは、バーリンが関心を抱いたすべての事柄に均等に目配りをすることを意味するわけではない。あくまでも本書の研究の主対象は、バーリンの著作群の中心をなす（広義での）政治思想である。しかし著者は政治思想を細分化することを拒否し、目標として「バーリンの哲学、政治理論、思想史、そしてナシオナリズム／シオニズム論を統合的に理解すること」を掲げる（五頁）。また、クラウダーの著書が入門書として使われることを念頭に書かれているのに対し、『思想の政治学』は研究書として執筆されている（実際に、本書は著者が過去に発表した七本の論文に基づいている）。そのため本書では、クラウダーの著作以上に、著者独自の解釈が明示的に提示される。とりわ

けバーリン以降の政治理論への言及は多く、ジョン・ロールズ、マイケル・ウォルツァーからウィリアム・コノリーとアクセル・ホネットに至るまで、様々な思想家がバーリンとの関係で論じられる。

本書は二部構成である。理論的側面を論じる前半部では、バーリンの哲学的立場が「反基礎づけ主義的」、「歴史主義的」と特徴付けられ、価値多元論に基づくバーリン独自の自由主義が描き出される。その自由主義とは、承認欲求を中心に据えたアイゼンハイティ・リベラリズムとも、「多元主義の事実」をベースとしたロールズ流の政治的自由主義とも異なる。「ミニマリス・ト・リベラルの立場」である（二五五頁）。その上で著者は、後にアヴィシヤイ・マルガリートが精緻化した *decentcy*（まともさ、まっとうさ）の概念を利用し、バーリンが目指す「まっとうな社会」像を描いていく⁴⁾。

続く後半部では、思想的側面が考察の対象となる。ここで留意すべきは、本書では自由の思想史に一章が割かれず、コンスタンヤルソといった、バーリン自由論で中心的な役割を果たす人物が考察の対象から除外される点である。その理由として著者は、『二つの自由概念』に関する研究蓄積がすでに豊富であること、また「その詳細な検討にはもう一冊の書物を書くことが要求される」ことを挙げている（八頁）。そのため、バーリンの自由論を入り口として彼の思想史研究に関心を持った読者にとっては、本書の後半部は物足りなく感じられるかもしれない。他方で、自由の思想史と一部重複する啓蒙と反啓蒙（本

書では「対抗啓蒙」という訳語が当てられている)の対立は丁寧に論じられ、さらに通常あまり重視されないシオニズムの思想史には多くの紙幅が割り当てられ、著者独自の視点が提供される。以上を踏まえた上で、本書の特徴をもう少し丁寧に見ながら、若干の批判的考察を試みたい。

注目したいのは、前述した「ケンブリッジ的な」文脈主義の拒絶である。なぜならこの方法的選択には、正負の両側面があるからである。まずプラス面として挙げるべきは、コンテクストの精査をあえて放棄することで、バーリン思想の全体像を描くという目的が現実的なものとなる点であろう。というのは、八十八年にわたり複数の文化圏を生きたバーリンの生涯全体をコンテクスト化することは、少なくとも一冊の書物という枠内では不可能だからである。さらに先に触れたとおり、極端な文脈主義を放棄することで、バーリン思想の現代的意義を直接論じることが可能となる。その結果、『思想の政治学』は現代政治理論の研究者にとっても刺激的な一冊となっている。

しかし同じ方法的選択は必然的に、次のリスクを伴うことにもなる。つまり、現代的関心からバーリンを読む結果、解釈に著者の関心が過剰に投影されるリスクである。この傾向がおそらく最も顕著なのは、バーリンの規範についての考えを「ポスト構造主義的」とする解釈であろう(八三頁)。この言葉はバーリン自身が用いたものではなく、著者が後の政治思想の発展に照らし、遡行的にバーリン思想の解釈として提示したものである。とりわけ著者は、バーリンの経験主義に裏打ちされた自由

主義と、ローティ어의反基礎づけ主義的な自由主義のあいだに強い親近性を認めている。しかし、この解釈には議論の余地があるだろう。ある晩年の未刊行書簡で、バーリンはこう述べている。

(…)あなたはローティ어를大いに過大評価しています。もちろん、彼の一元主義と理性主義への反対にはとても共感しますし、彼は私のことを同盟者だと考えています。しかし彼はやりすぎなのです。ポスト構造主義、ハイデガー、またあらゆる種類の現代の非理性主義へのローティ어의愛情は、自分が書いたものの多くを台無しにし、それを思想ではなく輝かしい美文の中で焼却してしまっているように私には思われます。自分のことを認めてくれる人たちに對してこういうことを言うべきではないでしょう。しかしローティ어に引証されることで、私は少しおとしめられている (unlily compromised) と感じます。

もちろん、バーリン自身がローティ어に批判的であったからといって、彼の著作がローティ어의著作と(本人の意図に反して)親近性を持たないということには必ずしもならない。例えばバーナード・ウィリアムズは、バーリンはニーチェを評価していなかったにも関わらず、両者の思想史の方法には強い親近性があるという的を射た指摘をしている。しかしバーリンが遺した膨大な書簡類には、ポスト構造主義的なものに対する強い懐

疑が繰り返し表明されており、著者の描くバーリン像と、バーリン本人の自己イメージのあいだに軋轢があることが分かる。今後バーリンの未刊行書簡が漸次オンライン化される中、著者が自らのバーリン解釈をどのように擁護、調整ないし発展させるか、一読者として注目したい。

次に問題提起として、シオニズムを論じる際の視点をひとつ提案したい。著者はバーリンの「ユダヤ知識人」としてのアイデンティティを重視し、彼のシオニズムとイスラエルへの立場を、実存的な問題として取り上げる(二〇七頁)。そしてエドワード・サイードらのバーリン批判をある程度受け入れつつ、バーリンがシオニズムにコミットしたユダヤ系知識人として、右傾化するイスラエルを「内部から」批判できる立場にありながら、それを怠ったとして厳しい評価を下す(二五二頁)。しかし(二)でもうひとつ検討すべきは、バーリンの非イスラエル人としてのアイデンティティであろう。イギリスで生き死ぬことを選んだ者として、バーリンはイスラエルについての(特に批判的な)公的発言を自重すべきだと考えていた。したがって、少なくとも彼自身の意識に即して言えば、イスラエル政治についての公的な沈黙は(ユダヤ系知識人としての)「発言する責任」の回避ではなく、(非イスラエル人としての)「沈黙する責任」の実践だっただけである。もちろん、この責任概念については賛否両論があるだろう。しかし「知識人の責任」として、少なくとも二つの倫理的立場がありうることは注目に値する。すなわち、サイード的な「発言する責任」と、カミュ的な「沈黙する責任」であ

る。この点を踏まえ、バーリンの沈黙(そして、死を目前にした発言)の意味を改めて考えると、本書第六・七章での分析がさらに深まるのではなからうか。

その他、本書が提起する論点は多岐にわたり、紙幅の都合上、すべてをここで取り上げることはできない。しかしおよそ人文・社会科学における良書とは、議論に決着をつけるものではなく、新たな視座を示し議論を活発化させるものである。本書が多くの読者に読まれ、日本におけるバーリン研究が活性化することを期待したい。(ひるた・けい／政治理論・思想史)

注

- (1) 例えば、Lukes Steven, *Liberalism and Camibols: The Implications of Diversity*, London: Verso 2003; Brockliss Laurence, and Ritchie Robertson, eds., *Isaiah Berlin and the Enlightenment*, Oxford: Oxford University Press 2016.
- (2) 例えば、Dubnov, Aric, M., *Isaiah Berlin: The Journey of a Jewish Liberal*, Palgrave Macmillan 2012; Cherniss, Joshua L., *A Mind and its Time: The Development of Isaiah Berlin's Political Thought*, Oxford: Oxford University Press 2013.
- (3) Crowder, George, *Isaiah Berlin: Liberty and Pluralism*, Cambridge: Polity Press 2004.
- (4) アヴィシヤイ・マルガリート『品位ある社会——正義の理論』から〈尊重の物語〉へ『森達也・鈴木将頼・金田耕一訳 風行社、二〇一七年。decant は「品位ある」と訳されることが多いが、著者も指摘する通り(七六頁)「まっとうな」という訳も可能であり、少なくともバーリンの用語法に限れば、後者

の方が原語のニュアンスに忠実である。

- (5) Berlin, Isaiah to Aileen Kelly, 27 April 1990. Oxford, Bodleian Library, MS. Berlin 225, fol. 132; cited here with the permission of the Isaiah Berlin Literary Trust.
- (6) Williams, Bernard, "Liberalism and Loss," in Mark Lilla, Ronald Dworkin and Robert Silvers, eds., *The Legacy of Isaiah Berlin*, New York: New York Review of Books 2001, pp. 91-103.
- (7) このテーマに触れたものとして、トニー・ジャット『知識人の責任——ブルム、カミュ、アロン』土倉莞爾・長谷川一年・渡辺和行・神垣享介訳、晃洋書房、二〇〇九年。

書評

『ロールズを読む』

(井上彰編著、ナカニシヤ出版、二〇一八)

谷澤正嗣

本書は十三編から成る論文集である。英語圏ではロールズについての論文集はすでに数多いが、日本語でこの種の書物が出版されるのは評者の知るかぎり本書が初めてである。日本語によるロールズ研究の現在の水準を知るうえで好適な一冊となっている。

編集の方針は、統一性をもたらすよりも多様性を尊重すること



とにあったと推察される。寄稿者のバックグラウンドは様々であり、取り上げられているトピックや叙述のスタイルもバラエティに富んでいる。その反面、複数の論文で同じテーマが論じられている場合でも、論文間の差異や重なり合いがさらに掘り下げられることがないのは、やや残念である。以下では、そうした多様性を確認しながら、論文間の対話の可能性についてもコメントしたい。

複数の論文で共有されている関心の第一は、ロールズの方法論である。第一章の盛山論文は、この関心を次のように定式化する。経験科学には存在する「共通的方法的了解」が規範理論には存在しないがゆえに、対立する規範的立場の間で決着をつけることはできない。ロールズの理論をめぐって激しい論争が続いているのもそのためである。むしろ規範理論においては、客観的に正しい判断や真理は「存在しない」という前提に立つべきである。この前提から盛山は二つのことを示唆する。一つは、経験科学における「証拠」の代わりに、規範理論は「人びとの日常的な規範意識」を「参考資料」として活用すべきだということである。ロールズが原初状態での正義原理の導出という「論理的なマジック」の背後で実際に行っていたのも、そうした規範意識への訴えかけであった。もう一つは、逆説的であるが、「方法への探求」を徹底的に行うことである。ここで盛山が言う方法とは、「議論を通じて共同に受け入れることのできるもの」に至る方法を指す。規範理論は議論を通じて共同に受け入れ可能な判断を目指すものであり、そうした議論の仕方

自体を共同化することが重要なのである。

規範理論における議論の仕方についてのロールズの見解は、反照的（反省的）均衡という観念にまとめられた。この観念は第二章の松元論文、第十一章の額賀論文で主題となっている。

松元は、ロールズの博士論文を含む初期の著作を精査して、倫理学方法論がつねにロールズの主要な関心の一つであったことしかも彼は「終始一貫して、科学哲学を受容し、その変化から影響を受け、自らの倫理学方法論へと反映させていった」ことを示す。額賀はさらに焦点を絞り込んで、「反照的均衡の最も重要な構成要素は、判例法の判断基準である「道徳人」と科学哲学の「解明」を結合させた「道徳人の解明」であると理解できる」と指摘する。反照的均衡と法実践との関係は、ロールズの法理学への貢献を、ハートおよびドゥオーキンのそれと比較しながら論じた第七章の田中論文でも注目されている。田中によれば反照的均衡を含むロールズらの分析哲学的手法は、裁判実務における専門技術的実践知と類似点があるという。

これらの指摘がどれも正しいとすれば、反照的均衡という方法は、自然科学と法学から示唆を受けて、倫理学や政治理論に固有の規範を発見し正当化するものであることになる。より具体的には、まず「基礎的データ」として私たちの価値判断を収集し、それらをもとに規範原理を定式化したうえで、その規範原理を原初状態において演繹的に導出する試みと、その規範原理と「私たちの熟考された判断」との合致を確かめる試みとを両方行うものである。こうした複雑な手続き全体が「正義の理

論」を整合的な意味で正当化するのが松元はまとめている。これは、盛山の問いかけへの十分な答えになっているであろうか。とりわけ、基礎的データないし参考資料として私たちの価値判断を扱うことで、反照的均衡は、経験科学における方法と同じではないが、それに類比できる方法となっているか。

以上にも見られるように、現在のロールズ研究においては、反照的均衡という包括的な方法に注目が集まっており、原初状態はその一部をなす、限定的な思考法として位置づけられる傾向がある。とはいえ、原初状態で正義原理の合理的選択というアイデアが本書で無視されているわけではない。第二に注目したいのは、第五章の若松論文と第九章の加藤論文がまったく別の方向からこのアイデアを再解釈している点である。

若松は、正義原理の選択についてのロールズの議論が合理的選択理論として失敗しているという、ハーサニの批判から、ロールズの議論の「合理性」を救出しようとする。そのために若松が着目するのは、「正義原理の選択問題」と「人生計画の選択問題」の間の類似性である。二つの問題は、いずれも「不良定義問題」（問題を解くための情報のすべてが与えられていない問題）であるという点で類似している。若松はまず、基本財、無知のヴェール、マキシミン・ルールといった特徴を備えた原初状態という概念装置が、人生計画の選択問題を解くための合理的な手段であることを説得的に示す。そこから類比的に示唆されるのは、原初状態が正義原理の選択問題を解くための合理的手段でもあるという可能性である。要するに、原初状態の議論はハー

サニが言うのとは別の意味で合理的でありうるのである。

他方、加藤はハーサニの批判以上にアローの批判を重視しているように思われる。アローおよび加藤によれば、個人が「不思議で互いに理解しがたい何か」である以上、無知のヴェールを備えた原初状態という概念装置は放棄されるべきである。それでも、正義原理の合理的選択というアイデアまでも放棄される必要はない。「拡張された社会的選択理論」の方法によって正義原理を特定できればよいからである。加藤は実際に、「基本財情報」、「全会一致」、「最小公平性」という比較的争いの余地の少ない三つの公理から、「もつとも不利な立場にある個人の基本財指標が改善するような変化は、必ず社会的に見て望ましい」という結論、すなわち格差原理が導かれることを証明する。つまり、若松は、原初状態も含めてロールズの議論は合理的だと主張し、加藤は原初状態を放棄すればロールズの議論は合理的に再構成できると主張していることになる。ぜひとも二人の間の討論を望みたい。評者がとくに知りたいのは、拡張された社会的選択理論が、不良定義問題を解くための合理的枠組なのか、そうでないのかという点についての二人の見解である。そうであるとすれば、加藤の証明はロールズの正義の理論の合理性を強力に後押しすることになる。ただし原初状態はもはや不要になるかもしれない。そうではないとすれば、人生計画や正義原理の選択は拡張された社会的選択理論では解けないことになり、その代わりに、あるいはそれを補うものとして、原初状態が依然として有効だということになるかもしれない。

三番目に指摘したいのは、『政治的リベラリズム』、『公正としての正義 再説』、『万民の法』という著作、さらに二つの講義録にも周到に目配りしたうえで、『正義論』以後の、いわゆる後期ロールズを論じる論文が複数含まれていることである。

第三章の宮本論文は、フリーマン、ワイスマン、ガウスらの重要だがこれまであまり紹介されてこなかった研究を参照しながら、「包括的リベラリズム」から「政治的リベラリズム」に至るロールズの政治的転向ないし転回がどのようにして起こったのかを跡づけている。秩序だった社会の安定性をいかに確保するかという問題は、すでに『正義論』第三部の主題であったが、理にかなった包括的教説の多元性の認識をロールズが強めるにつれて、ロールズにとっていつそう中心的なものとなった。この問題に対するロールズの新しい解答が、包括的教説間の、正義の政治的構想を焦点とした、重合的（重なり合う）コンセンサスを、公共的理性の行使によって追求するという、政治的リベラリズムの戦略であった。宮本は、この戦略について三つの評価ないし態度がありうることを示唆する。私見によれば、こうした評価ないし態度の違いから生み出される、政治的リベラリズム（あるいは「公共的理性のリベラリズム」）の可能性をめぐる論争は、ロールズ・インダストリーにおける最も活発な産業界分野の一つとなっている。

宮本があくまでロールズの内在的な解釈にとどまるのに対して、第四章の木山論文、第八章の齋藤論文、第十二章の角崎論文は、後期ロールズの問題に対するロールズ自身の解答を評

価するところまで踏み込んでいる。木山は『万民の法』におけるロールズの人権論を詳細に分析し、それが国際社会における人権の擁護としては失敗していると結論づける。内容的にミニマルな人権が国家によって侵害されないと、その国家の主権はけつして制約できないとするロールズの構想は、あまりに貧弱であるのみならず、人権をめぐる政治の現実からかい離している。木山論文は、「人権の政治的構想」を提出しようとする政治的リベラリズムの戦略自体に否定的であり、本書の中で最も手厳しいロールズ批判だと言える。

一方、齋藤と角崎は、ロールズの基本戦略に一定の評価を与えたうえで、その成果に批判を提起している。齋藤は、『政治的リベラリズム』と『再説』でのロールズの安定性論を、講義録を参照しながらホップズ、ロック、ルソー、カントの社会契約論（についてのロールズの解釈）の延長上に位置づけるとともに、それが成功しているかを問う。重なり合うコンセンサスの確保という、安定性問題へのロールズの解答が、価値対立が先鋭化し社会の分断化が進むこんにちの状況に対する真剣な対応であることは齋藤も認める。しかし齋藤は、重なり合うコンセンサスの成立には、経済的、社会的、文化的条件があり、ロールズの戦略によってはこれらの条件が確保されえない可能性を指摘している。なお、重なり合うコンセンサスや公共的理性といった政治的リベラリズムに含まれる観念は、田中論文において、「価値多元的状况のもとでの実践的議論・決定の理に合った制度の構想・設計に不可欠」なものとして評価されている。田中

によれば、これらの観念は、実務にも通じた法理学者にとつては、すでになじみ深いものであるという。

角崎は、『再説』での財産所有制民主主義の素描を、社会福祉の具体的構想に膨らませたうえで、その包摂性を評価しようとする。角崎によれば、財産所有制民主主義は、「伝統的福祉国家の政策モデルを乗り越え、低所得者・移民・女性・マイノリティ・障害者などといった人々の、社会参加の基盤を提供しようとするもの」として評価できる。ただし、「社会参加」が、ロールズによって「生産的な社会的協働」に限定されていることは重大な問題である。生産から引退した高齢者や、生産に従事できない見込みのまったくない重度の障害者は包摂できないからである。角崎は、社会的協働に参加する条件である「二つの道徳的能力」を解釈しなおすことで、ロールズの議論を拡張する可能性を探っている。これらの論文は、後期ロールズの再評価が今後のロールズ研究の争点の一つになっていくことを予感させる。この時期の最も重要なテキストである『政治的リベラリズム』の翻訳出版が待たれる。

ロールズの自尊と基本財についての議論を彼の戦争体験を背景に解釈する第六章の小泉論文、ロールズとアメリカ経済思想の関連を論じた第十章の佐藤論文、ロールズの正義論の企業倫理への応用可能性を指摘する第十三章の井上論文については、紙数の限界で十分述べることができなかったが、いずれも意外な方向からのアプローチでロールズ研究の多様性を増すことに成功している。

(やざわ・まさし／政治理論)

書評

『統治の抗争史——フーコー講義1978-79』

(重田園江著、勁草書房、二〇一八年)

箱田 徹

ミシェル・フーコーが一九七七年度—一九七九年度にコレージュ・ド・フランスで行った講義『安全・領土・人口』と『政治の誕生』(原著は共に二〇〇四年刊)の二冊は『統治性講義』とまとめて呼ばれることが多い。本書はこの著名な講義について、筆者が折に触れて表現するように、ある種の「辞書」的な注解作業を行ったものであり、講義録の読者がフーコーの議論



の思想史的背景や、そこで扱われている概念にまつわる研究の現状を知ろうとするときに参照することも想定されている。

統治性講義のねらいの一つは、西洋における「自由主義」の思想史的系譜の探究である。その背景をなす同時代的な問題意識とは、一九七〇年代後半、世界的な反システム運動を背景にしながら欧米諸国が低成長長期に突入するなかで、後期資本主義の質的変容に対応しつつ、社会統制のあり方を更新する「反動的な」試みとして台頭していた新自由主義的な社会経済思想と政策実践をどう捉えるのか、というものだった。このときフリーコーのいう「新自由主義」は、大西洋の両側の思想潮流、すなわちドイツ語圏のフライブルク学派と米国のシカゴ学派それぞれの論者、そしてフランスのジスカル政権の政策を指していた。当時では珍しい理論的見取図だったが、刊行後にその内容が広く知られるようになると、九〇年代以降の批判的な新自由主義研究の新展開と思いがけず交錯することにもなった。

他方で、『監獄の誕生』（一九七五年）と『知への意志』（一九七六年）を相次いで著した当時のフリーコーは、一九七〇年代前半から温めてきた統治概念の彫琢を通じて、法中心的な権力観、あるいは権力の抑圧仮説への批判として提示した「規律」「調整」「生権力」「生政治」といった概念群を包括的に論じようと試行錯誤を重ねていた。なお「統治 *gouvernement*」とは、振る舞いを導くこと *gouverner des conduites* であるというのが、フリーコー統治論の出発点として本書でも確認される定義である。この概念の系譜をフリーコーは古代社会にまでたどる一方、「人の

統治」という固有の問題設定の始まりを初期キリスト教と重ね合わせる。そして国家社会のマネジメントという意味での統治概念の「誕生」を、十六世紀以降の国家理性論からポリス論への移行、そして十八世紀後半の古典派経済学の創成という思想的な流れに見て取る。統治性講義では、この流れと二十世紀の議論とがトピックとしては分かれているので、本書のように前者を取り出して論じることは可能である。

本書は全三部構成をとり、索引や文献表も整備された総頁数五〇〇頁を越える労作である。本体の章立ては次のとおりだ。

第I部 国家理性

第一章 統治、統治術、君主鑑

第二章 国家理性（一）——国家理性とマキャヴェリ

第三章 国家理性（二）——クーデタと反乱

第四章 「ウエストファリア的秩序」

第五章 ポリス論

第II部 人口

第六章 ポリス、都市、都市計画

第七章 病と衛生

第八章 人口の誕生をめぐる（一）

第九章 人口の誕生をめぐる（二）

第一〇章 確率・統計と人口

補章 ベルヌイ——ダランベール問題の迷宮

第三部 エコノミー

第一章 食糧難と穀物ポリス

第二章 穀物自由化論

第三章 フーコーによる自由主義の解釈

第四章 ホモ・エコノミクス

第五章 統治とエコノミー

第十六章 市民社会

まず第一部「国家理性」は、近世政治思想が、法的主権による力の行使ではなく、一定の人びとが住まう国家社会の運営という意味での「統治」という観点から、講義の順序におおむね沿う形で整理・提示される。このとき国家社会を「家」になぞらえる発想が「エコノミー」であり、フーコーのいう統治と同一視できるとの指摘を通じて、統治性講義をオーソドックスな思想史研究の枠内で論じてみせるという本書全体のねらいが示唆される。

第一部の終わりから第二部「人口」の前半は、いわゆる行政国家化が進む中で、国家を君主が徳と力によって介入すべき外の対象としてではなく、やがて体系化される国情についての知を元手に介入すべき内的対象として把握する「ポリス論」の歴史的展開が文献を通じて検証され、ポリス論は国家理性に基づく統治実践の具体例であることが示されるとともに、ポリツァイ論、官房学、国家学とのつながりについても触れられる。次

いでアンシャン・レジーム期の都市計画と感染症対策が、それを権力装置の三形態——主権、規律、セキュリティ（安全）——を対比させて論じるフーコーの議論と交錯させるかたちで、詳しく論じられている。第二部後半では、「人口」概念が十八世紀に確立する思想的背景が提示される。ある領域に住む人びとが「人民」から「人口」へと捉え直されることこそが社会の統治化であり、別の言い方をすれば、人間が「種」として把握され、比較可能な形で計量化され、生命や健康状態を通じて介入の対象となるというプロセスなのだ。また人口学と統計学、確率論とのかかわりが統治性講義から発展する形で検討されている。

第三部「エコノミー」では、人口から自由主義へとフーコーの考察が展開していく様子がたどられる。まず統治性講義で論じられた穀物論争を事例に、ポリス論的な発想や重商主義と自由化論の対立が検討される。そして近年の研究動向に目配りしながら、富への欲望を社会の原動力とするケネーらフィジオクラットの議論を自由主義経済学の誕生として描き出す、統治性講義の議論を跡づける。人口に固有の「自然性」を認め、それに間接的に介入することにより、人口をよりよい状態へと導くというフィジオクラットの立場、抽象的に言えば、事象そのものではなく環境に介入するという、本書が複数の事例を通じて論じてきた発想が、自由主義的統治の根源にあるとの総括がなされる。後半では、ホモ・エコノミクス、エコノミー、市民社会という概念をめぐる統治性講義での議論が要約されると

もに、フーコーが参照した原典に加えて、二次文献での議論がサーベイされて提示される。

著者が本書を構想した動機だと語るように、統治性講義の精読にあたっては、フーコーが分析する論者や概念について一定の知識が求められる。話題や文献が多岐にわたるため、編者注釈はもちろん、二次文献や事典類に頼らず読み進めることのできる読者はきわめて限られるだろう。この点で、国家理性論から市民社会論までを原典と二次文献を大量に収集、参照することに加えて、内外の研究動向をも整理した著者の営みは賞賛に値する。書評子も、自分の過去の研究では力不足と時間的制約から参照を限定した部分や、気になるけれども手をつけないままにしていた箇所について改めて気付かされるとともに、最近の研究動向や二次文献についても学ぶところが多かった。だが、そうした周辺部分についての議論が詳しくなればなるほど、いったいどこまで調べればフーコーを「読む」と言えるのか、という疑念が沸いてもくる。

これに関連して、書評子は著者の読みの方向性がよく理解できなかつた。構成上の問題としては、フーコーの議論の要約、原典及び研究動向の検討、筆者の見解という流れで大半の章は構成されているが、最後のパートの分量が概して少ないことが挙げられる。例えば第三部後半では、ベンサムのパノプティコンが規律的なものか、セキユリティ的なものかはつきりしないといった、フーコーの自由主義理解をめぐる論点がいくつか挙げられており、著者がどのように考察するのかと興味を引かれ

るのだが、いずれも議論が宙づりのままになっている印象を受けた（なお本書の立場に従うなら、パノプティコンには規律的側面とセキユリティ的側面が共にある——自由を通じた統治を行う功利主義とは元来そのような二面性をもつ——という見解に落ち着くはずだろう）。またフーコーの読みと思想史研究の今日的動向がずれても構わないはずだが、本書はフーコーの議論に好意的な方向で動向を整理しがちである点も気になった。原典や基本文献を参照しつつ、思想史研究の現状と統治性講義の内容とを突き合わせるという本書の狙いからすれば、両者の齟齬をあえて探すというアプローチをとった方が、かえって統治性講義に固有の問題構成と今日的意義が鮮明になったかもしれない。

（はこだ・てつ／思想史、現代社会論）

『公開性の根源——秘密政治の系譜学』

(大竹弘二著、太田出版、二〇一八年)

山崎望

冷戦の終焉を契機に自由主義と民主主義は世界大に拡大したが、近年、その有効性と正統性に対する疑問が提示されている。一方では経済危機、内戦、テロや難民に対する対応が困難化し、他方では代表制民主主義の機能不全に対し、占拠、デモやポピュリズムが噴出し、イリベラルデモクラシー、権威主義や独裁への注目が集まっている。



公開性の根源

秘密政治の系譜学

大竹弘二

公開された情報そのものの真偽がわからなくなり、「ポスト真実」に政治が翻弄される現代。公開性とは何か。近代国家、近代政治の起源にまで遡り、今日における政治危機の本質を解明する。

二〇一二年—二〇一六年まで『atプラス』（太田出版）で連載された論考をもとに五四四頁に及ぶ大著となった本書はかかる世界情勢に対し「例外状態が今日の政治のパラダイムになりつつある」（二〇頁）という認識を出発点に、「主権に対する統治の優位」に着目し、そうした公開性の根源にある「例外状態の系譜を近代初期の政治的言説まで遡って」（一六頁）解明したものである。

かかる問題意識は「あとがき」によれば、前著『正戦と内戦——カール・シュミットの国際秩序思想』（以文社、二〇〇九年）におけるシュミットの「権力の前室」論から得られた洞察に始まる。シュミットの思考に内在するシュミットに抗う契機（主権概念の危機）に着目したものであり、その意味でシュミット論／批判論として本書を読むこともできよう。近代初期から現代までの歴史の記述と多くの思想家・文学者の文献から劇に至るまで、「歴史性と理論性が融合しながら」（五四七頁）、著者の圧倒的な博識を通じて展開される本書の内容を要約する意義に戸惑いを覚えるが、まず本書の内容を紹介しよう。

「第I部 例外状態としての近代——秘密と陰謀の政治学」で、筆者は民主的な意思決定と安定的な統治の両立可能性を問い、現代の危機を民主主義の危機ではなく、「主権概念が目指していたものの危機」として把握し、統治と主権の乖離を指摘する。

しかし統治と主権の乖離は、既に近代国家の初期に存在していたことを著者は指摘する。筆者によれば、近代初期（十六、十七世紀）は、宗教内戦により宗教や神学に基づく中世的秩序

が解体する一方、主権国家という近代的秩序が確立されていない移行期であった。宗教や神学から自律性を得つつあった政治に対し、それを駆動させる「アルカナ・インペリイ」と呼ばれる政治的言説が登場する。タキトウスに由来するアルカナ・インペリイは陰謀や秘密に基づく権力獲得や秩序維持に関心を払い、法や道徳を踏み越える国家理性論と結合していく。しかしウエストフアリア条約締結以降は、内政的安定を前提とする公法秩序と、啓蒙および公開性の時代の到来により、こうした統治の言説は周縁化していった。換言すれば、絶対王政期に成立した可視性と現前性によって特徴づけられる「代表的公共性」の確立は、公開性を基本原則とする政治を主流化させた。アルカナ・インペリイのような統治の技法は、公開性によって正当化されるものとなり、法や主権によって訓罰されていくかに見えた。

しかし著者は、統治が主権や法の公開性から逃れていく性質を指摘し、主権者の統治能力の不全性を補う統治の技法は宮廷から、執行権力の場へと移転した、と論じる。

「第Ⅱ部 主権者の憂鬱——代表的公共性の影と光」では、バロック絶対王政期の主権をめぐる問題が論じられる。バロック絶対王政期（十七、十八世紀）は、君主の「栄光」の上演によって特徴づけられるが、主権者が自らの尊厳を公衆の現前で演劇的に誇示する「代表的公共性」に基づく主権の確立期とされる。それは「秘密の政治技術による統治の維持」から「栄光の輝きのもとで統治を正当化」する時代への移行である。

しかし筆者は宗教内戦で噴出した人間の情念の克服という課題が、理性による情念からの解放/情念の統御を唱えた新ストア主義や、利益による情念の制御を唱えたイタリア国家理性学派では克服できない困難な課題であったことを、ドイツ・バロック悲劇とフランス古典演劇を通じて明らかにする。そのバロック悲劇にとって代わったオペラ・セリアでは、法による処罰を停止する主権者の「慈悲」が称揚され、「栄光」による支配の態様が描き出される。やがて「代表的公共性」における「栄光」は十八世紀の市民革命により、討論の参加者の平等という理念による「市民的公共性」により周縁化されるが、近代の代表制の中に姿を変えて継続したことが指摘される。やがて統治をめぐる秘密や陰謀は、宮廷から群衆が集う都市で起こる犯罪と捜査へと転移し、主権と公開性の時代においても、残存したことが、小説ジャンルの変遷を通じて指摘される。

「第Ⅲ部 社会国家とその不安——官僚と非行者」では、十九世紀以降の社会国家行政が法の支配に与えた影響が検討され、二十世紀における国家危機の徴候として「非行者」が論じられる。まず十七世紀のドイツにおける、国家権力を全体として可視化するバロック王権の欲望ともいべき官房学の発達、そして十八世紀半ばに確立したポリツァイ学における福祉思想の前面化とそれを支える国民の諸活動についての知の作成過程が論じられる。行政活動の拡大は、行政文書とそのアーカイヴの拡大をもたらす。それは文字を用いた人々、すなわち識字能力を持ち、自身を能動的に記述できる者への臣従化＝主体化という

統治の実践であることが指摘される。さらにハーマン・メルヴィル『書記バートルビー』（二八五三年）の登場人物であるバートルビーの解釈がなされ、バートルビーがコミュニケーションを中断し続け、文字というメディアを目的なき手段に変え、近代的主体の在り方を中断させる存在であることが論じられる。次に保険会社に勤務していたフランツ・カフカによる、法とその

侵犯をモチーフとする文学が、同時代に進展していた社会国家という統治の技法と並行して論じられる。社会国家では、人間は生まれながらにリスクを背負った存在とされ、自由な個人が責任を負うという自由主義的な政治国家の発想は退けられる。

社会国家では、法を追い越して行政措置により社会へと介入する統治が実践される。それはカフカの文学作品におけるモチーフである法とその侵犯という問題と連動するものである。さらに社会国家の官僚の表裏ともいふべき「非行者（探偵、スパイ）」について考察が進められる。社会国家による統治の時代は、大衆社会に対する不安の時代でもあった。日常犯罪への関心の高まりに対して、犯罪小説や探偵小説というジャンルが確立されるが、探偵は警察と異なり法侵害の有無と関係なく、潜在的な犯罪を見出す役割をあてがわれる。探偵による予防的な実践は、法を越えて統治をする社会国家の官僚と同じ形象である。一九〇〇年代になると帝国主義間の対立を背景に、スパイ小説のジャンルが誕生し、国家の安全という目的が前景化するが、同時に国家に対する不信も示されるようになる。ラドヤード・キプリング『少年キム』（一九〇一年）においては、代表制と公開

性を規範とする本国とは対照的に、植民地が秘密政治と匿名性が支配し、例外が通則化し、政令による支配の空間として描かれる。そして欧州人と非欧州人の「はざま」にいる主人公が植民地統治の担い手として行動する様子が紹介される。法を侵犯する主人公は、同時に統治を支えており、法や主権から離れた統治の担い手の形象となっている。

最終章と補論で著者は、主権／生政治、超越的権威／内在的秩序か、という二項対立ではなく、統治性は国家主権をも要求することを指摘する。その上で統治や主権から自由な「真の政治」を模索する。ウォルター・ベンヤミンのシヨレム宛ての書簡（一九二〇年）や『フランツ・カフカ』（一九三四年）を手掛かりに、法が目的のための手段ではなくなり「純粹な手段」となる可能性が論じられ、著者は役に立たない事物の無能力に、目的合理的な連関から成り立つ世界の働きを停止させ、別の世界を可能にする潜勢力を見出す。著者は統治の技術的性格を批判するポピュリズムやラディカルデモクラシー論に見られる主体の能動性ではなく、「モノ」や「無能さ」に特徴づけられる「真の政治こそが、これまで政治的なものの主体とみなされなかったもの（人間のみならず事物をも含み得る）を包摂する「ラディカルに平等な政治」や「全体論的ではないエコロジカルな政治」へ接続しうるもの、と論じる。

浩瀚な本書は多くの思考を触発させる文章に満ちているが、本書を貫徹する問題意識に即して三点のみ、疑問を提示したい。第一は、統治に関わる問いである。まずは定義をめぐる問題

である。本書では統治は法の適用、執行権力から市場、経済テクノロジーによるグローバルバナンスまで及んでいる。統治性論の先行研究を踏まえれば違和感はないが、かかる定義ではたとえばグローバルな市場の統治性と行政権力の統治性の緊張関係を捉えることは困難になる。統治の概念の分節化という道も考えるべきではないだろうか。次に現代では主権はもろろん統治によっても制御不可能な「統治不可能性」が大きな問題になつてゐることは論を待たないだろう。主権から自立する統治の問題性は説得的だが、同時に統治の射程との関連から、統治不可能性をめぐる問いを深めることも要請されるのではないだろうか。最後に著者が求める統治像の不明瞭さが挙げられる。著者は統治一般を否定しないが、いかなる統治をどのような規範に基づき正当化するであろうか。

第二は、主権をめぐる問いである。本書を通じて明らかにされるのは、統治行為の技術的性格を克服しようとする主権概念の「失敗」の歴史である。しかし「主権者は統治できない」としても、法規範や公開性に基づく主権から正統性を見出す、という思考法に、擬制としての価値を与えることはできないだろうか。現代のポピュリズムに見られるように、主権者への期待が高まるほど、主権と統治の距離は拡大していく。それゆえ、逆に主権と統治の隔たりが狭まり「主権の危機」が顕在化しない時期も存在する。主権概念のみに問題の所在を見出すアプローチの問題性を受け入れた後でも、法規範、公開性や主権による統治の正当化を一定程度評価することは可能ではないだろうか。

か。こうした批判は、主権と、そこから自立する統治の双方への批判の後に何が残るか、という次の問題と関連する。

第三は、「統治の彼方の政治」をめぐる問いである。著者はベンヤミンの思想を発展させながら、既存の目的連関を停止させる「純粋な手段」である「真の政治」を擁護する。たしかに目的連関の停止は、「いまあるものとは違つたようにもあり得る」（四九七頁）ことを開示し、異なる連関への自由の条件を形成するが、混沌を招きよせる危険もある（ゆえに潜勢力なのだが）。既存の目的連関を停止させることと、「これまで政治的なものの主体とはみなされなかつたものたちをも包摂する政治」（五二三頁）を結びつけるものは、いかに言語化されるのであろうか。それなくしては「目的連関の停止」の正当性は脆弱なものになりかねない。それは立憲民主主義や自由民主主義が危機にあるという指摘が相次ぐ現代世界において、目的連関の停止をもたらず「真の政治」というラディカルな主張と、（著者が他の著作で表明する）立憲民主主義の擁護という主張がいかなる関係に立つか、という課題にもつながる問いである。

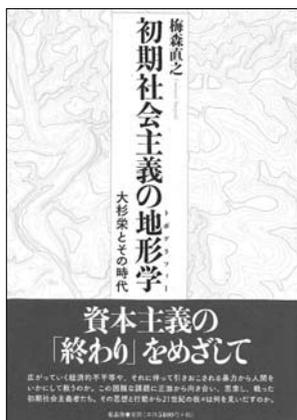
主権と統治の関係に着目し、公開性の根源にある統治の系譜学を近代初期に遡って著した本書は、圧倒的な知識の下で理論性と歴史性が融合し、読者を哲学的思索に誘う稀有な書であるだけでなく、「民主主義の危機」という言葉が語られる現代、その根源に何があるのか、それはどこから来たのか、を思考するための、最良の導きの書でもある。

『初期社会主義の地形学』 大杉栄とその時代

トボグラフィ―
(梅森直之著、有志舎、二〇一六年)

大田英昭

本書は、日本における「初期社会主義」を研究してきた著者が四半世紀にわたって発表してきた諸論文をもとにまとめられた著作である。日本社会運動史・思想史研究者の間では、十九世紀末から大逆事件を経て一九一〇年代にいたる時期の社会主義運動・思想を指す概念として、「初期社会主義」という語が八十年代から広く用いられてきた（なお「初期社会主義」の終期



については研究者による見解の相違があり、本書ではロシア革命の勃発から一九二二年の日本共産党の創設にいたる時期に設定されている。『初期社会主義』という概念の定着に大きな役割を果たし、その研究を牽引したのが、一九八三年に発足した初期社会主義研究会であった。一九六二年生まれの著者は、同研究会の発展から多くの養分を吸収した第二世代の中心的研究者といえる。

『初期社会主義』研究の進展する八十年代半ばから九十年代初頭は、マルクス・レーニン主義を統治イデオロギーとするソ連・東欧の社会主義国家の体制が動揺し崩壊してゆく時期にあたる。そうした状況で、「現存する社会主義」とは異なる社会主義思想の新たな可能性を、マルクス主義理論が日本の思想界を席卷する一九二〇年代より以前の運動と思想の多様なあり方の中に探ろうとする問題意識が、「初期社会主義」研究の発展を促す原動力だったことは疑えない。後述するように、本書を構成する諸論文にもそうした意識は脈々と受け継がれている。

本書は、著者の「初期社会主義」研究全体を貫く課題の所在を記した序章、三部・八章から成る本論、および終章から構成されている。以下、本書の内容を概観したうえで、日本社会主義研究にとって本書がいかなる新しい成果をもたらしたか、またそこにはどのような問題点があるかについて、評者の考えを述べたい。

序章ではまず、「初期社会主義」に対する本書の研究姿勢が示されている。ロシア革命の「成功」によって権威づけられたマルクス・レーニン主義を基準に「初期社会主義」を、マルクス

主義へ至る前史であるかのように位置づける傾向」にあった従来の社会主義研究に対して、著者は、これまで「否定もしくは周縁化されてきた多様な社会主義の運動や思想をあらためて取り上げて、その思想的可能性を検討」することを提唱する。ここには、上述した「初期社会主義」研究における基本的な問題意識が継承されていることが示されている。その一方で著者は、八十年代以降の社会主義の退潮期において、政治的実践から切り離されたところで「実証的な歴史研究の一分野として、自立化する傾向を示し始めた」社会主義研究の「初期社会主義」研究においても顕著なあり方にも満足しない。著者によれば、今世紀に入り、新自由主義的なグローバル資本主義が新たな動向をみせる一方、それに抗して社会改革を求める新しい動きが台頭してくるなかで、社会主義に対する理論的関心が再びよみがえってきた。こうした実践的な関心に基づき、著者は「初期社会主義」を「日本における最初の意識的な資本主義への対抗運動」として捉え直し、そこに現代資本主義を克服するための思想的可能性を探究しようとするのである。

こうした課題に取り組むための方法が、著者によれば「初期社会主義の地形学」である。それは、社会主義の段階論的な発展図式を前提とする従来の研究方法に対して、次の三つの特色をもつという。第一に、社会主義の理論に「正解」があることを前提とせず、「初期社会主義」の実践の総体を分析の対象とする。第二に、「初期社会主義」を「アジア主義」など当時の資本主義に対する「別種の対抗思想・運動」との連関にお

いて分析を進めること。第三に、国民国家の枠組みを超えて、「初期社会主義」を帝国と植民地というグローバルかつローカルな空間に位置づけること、である。このような「地形学」という方法に基づき、本書は、初期社会主義者たちの活動の領野を資本主義社会の発展という見地から構造的に検討する第Ⅰ部「鳥瞰図」(第一～三章)、初期社会主義の思想的多様性と可能性を体現するとされる大杉栄の思想と行動に注目する第Ⅱ部「踏破記録」(第四～六章)、文学と初期社会主義との理論的関係を考察する第Ⅲ部「時間地図」(第七・八章)から成る。

第Ⅰ部・第一章「明治ソーシャリズム・大正アナキズム・昭和マルクシズム」は、社会主義の単線的・段階的な発展を描く従来の社会主義史を批判し、社会主義の「複数性」および「空間的布置」という観点に立って、三つのタイプの社会主義とともに資本主義的近代に対する同時的な分析・批判・克服の試みとして、日本社会主義史の新たな解釈枠組みを提示する。第二章「資本主義批判としてのアジア主義―日本帝国主義の宣教師たち」は、近代日本のアジア主義を資本主義批判の思想として再解釈し、中江兆民『三酔人経綸問答』・宮崎滔天・内田良平らを取り上げ、「伝統と近代、進歩と抵抗の同時的存在」という観点からその理想と現実における機能との矛盾を考察する。第三章「国民と非国民のあいだ―非戦論から大逆事件へ」は、「初期社会主義」における「非戦論」の性格の変化を考察の対象とし、とりわけ大逆事件と安重根事件の比較を通じて、「日本の初期社会主義と、東アジアにおいて展開されていた反植民地主

義闘争との連関に新たな視座から光をあてようとする。

第Ⅱ部・第四章「号令と演説とアナ・キズム―大杉栄における「吃音」の問題」は、大杉が「吃音」という形の「言語的実践」を通じて、同時代の社会主義者も免れなかった「国語帝国主义」の暴力性と格闘しながらこれを乗り越えてゆく、彼の思想形成のあり方を描き出す。第五章「無政府主義の遺伝子―大杉栄における「科学」と「自由」」は、明治期の社会主義と比較しながら大杉の「科学」をめぐる認識を検討し、彼における二十世紀の新しい物理学的世界像への開眼や、生物学上の「个体」から「遺伝子」への認識論的パラダイムの転換への理解が、従来の「科学的社會主義」の革命論に対する批判へと導いてゆくことを示す。第六章「労働運動と反植民地闘争のあいだ―「アナ・ボル」論争の脱構築」は、堺利彦・山川均の「唯物史観」と、大杉の「征服史観」とを比較的に考察し、「自我」からの解放、「労働」からの解放」という主張につながる後者が、「グローバル」に展開する反植民地闘争の現場」への視点を切り開いたとする。

第Ⅲ部・第七章「社会主義と文体―堺利彦と幸徳秋水の「言文一致」をめぐる」は、堺利彦と幸徳秋水の「言文一致」に対する姿勢の違いについて、「言文一致」に基づく透明で対等な人間関係を追求する堺の社会主義が国民主義的な「国語的社會主義」「国語的帝国主义」に陥ったのに対し、複数的で多様な文体の併存に執着した幸徳は「さまざまな非同時的時間が渦を巻き衝突し合っていた極東の後発資本主義国家の社会的現

実」を鋭敏に感受し表現しえたとする。第八章「歌が減びるとき―石川啄木における「時間の政治」」は、発展論的進歩史観とは異なる啄木の「時代閉塞」という時間概念に基づく「社会主義」のあり方を論じ、「啄木の「社会主義」的実践が、その短歌的な実践の発展形態であったこと」を、「大逆事件」に対する彼の接近の仕方において読み取るうとする。

以上概観してきた内容をもつ本書は、日本社会主義研究に対してどのような成果をもたらしたのだろうか。第一に挙げるべきは、社会史・国民国家論・ポストコロニアリズムなど、新しい方法論を社会主義研究に導入する先鞭がつけられたことである。例えば第四章では、大杉の「吃音」を単なる個人的エピソードではなく、近代国家形成における「国語」教育や、軍隊教育における「号令」、政治文化としての「演説」などと関連づけながら、身体性のレベルでの思想形成を扱うことによつて、従来のイメージとは異なる大杉像を浮かび上がらせている。第二に挙げるべき成果としては、「初期社会主義」について、欧米からの受容・影響関係の考察にとどまらず、東アジアの植民帝国という視点から再解釈する道を切り開いたことである。第二章のアジア主義の問題の検討や、第三章の「大逆事件」と安重根事件との関連の考察、第六章の大杉の「征服史観」における植民地問題認識の検討などが、この方向を示している。第三の成果は、大杉栄研究における実証レベルでの進展である。とりわけ第五章における大杉の詳細な「読書リスト」の作成は、彼の思想的関心の動向を具体的に解明したものとして重要な意義を

もっている。以上挙げた本書の成果は、従来の発展段階論的な社会主義史の語りから著者が意識的に距離を置いたことで可能になったものといえよう。

以上の成果にもかかわらず、本書の叙述上の問題点も指摘されねばならない。その一つは、「初期社会主義」とアジアの反植民地主義闘争との関連に新たな光を当てようとする著者の努力にもかかわらず、その関連付けの多くが表層的なレベルにとどまっていることである。例えば第六章で、著者は大杉の「植民地主義への関心」を強調し、彼の「資本主義への抵抗に対する関心」が「日本国内における労働運動の現場から、グローバルに展開する反植民地闘争の現場へと拡大」していったことを特筆しているが、ここで引用されている大杉のテキストは、彼の「アナキズム運動論ないし革命論が理論的に反植民地主義闘争とどのような関連を持つようとしているのかを、少しも明らかにするものではない。また著者は第二章で、明治期のアジア主義を「資本主義批判」として解釈することで、これを「初期社会主義」と結びつけようとしているが、評者の私見によれば明治期のアジア主義における「資本主義批判」の要素は微々たるものに過ぎない。むしろ真に問われるべきは、「初期社会主義」者のアジアに対する関心の全般的な希薄さではないだろうか。

上に指摘した部分も含め、本書には、テキスト史料の分析を通じて帰納的に結論を導くというより、あらかじめ作られた図式を外から対象に当てはめて結論を演繹しているような箇所も見受けられる。例えば著者は第七章で、堺利彦が一九〇一年の

『言文一致普通文』の出版をもってみずからの文体のマニフェストとし、それ以後一貫して同じ文体を貫いた」と断定したうえ、国民国家論の図式を適用して、堺の社会主義を「国語的」「国民主義的」と結論する。しかし実際は、一九〇二・〇三年に堺が『万朝報』紙上に執筆した論説の大半は言文一致に反する文語体（漢文体に近い和漢混淆文）で書かれており、以後も彼の文語体の論説は一九一四年の『へちまの花』に至るまで断続的にみられるのである。

終章で述べられているように、本書は「初期社会主義」とは何かという問いに単一の解答を与えようとするものではない。むしろ本書が私たちに示すのは、社会主義思想のもつ本来的な多義性・複数性・多様性であろう。欧州の冷戦終結から三十年が経過し、猛威を振るうグローバル資本主義に抗すべく新たな社会主義思想への模索がさまざまに行われる一方、東アジアにはマルクス・レーニン主義を国是の一つとする強大国が自由貿易の守護者を自任する現実もある。百年前の社会主義者たちの模索と歩みの跡をたどり直すことは、錯雑した様相をみせる社会主義の現在と未来を考えるうえでも重要な意義があるだろう。

（おた・ひであき／日本近代思想史）

『経済学者たちの日米開戦』

— 秋丸機関「幻の報告書」の謎を解く —

(牧野邦昭著、新潮社、二〇一八年)

福家崇洋

本書は二つの目的に貫かれている。ひとつは、戦時期に経済学者が参加した陸軍省戦争経済研究班（通称秋丸機関）の実態を明らかにすることである。とりわけ、「経済学者が対米戦の無謀さを指摘したにもかかわらず、陸軍はそれを無視して開戦に踏み切ってしまった」（五頁）との通説が検証される。もう

ひとつは同機関の分析を通じて「なぜ日本の指導者たちは、正確な情報に接する機会があったのに、アメリカ、イギリスと競争することを選んでしまったのか」（六頁）との問いが考察される。以下、本書の目次である。

はじめに

第一章 満洲国と秋丸機関

第二章 新体制運動の波紋

第三章 秋丸機関の活動

第四章 報告書は何を語り、どう受け止められたのか

第五章 なぜ開戦の決定が行われたのか

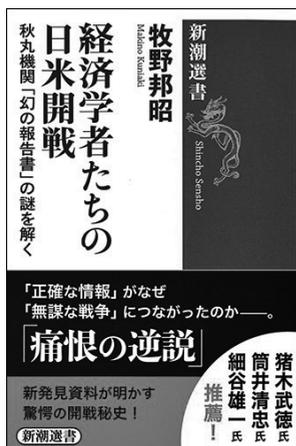
第六章 「正しい戦略」とは何だったのか

第七章 戦中から戦後へ

おわりに

まず各章の概略を描く。第一章は秋丸機関の成立経緯である。関東軍参謀部第四課から経理局主計課に異動した秋丸が、有沢広巳（第二次人民戦線事件で検挙）らの協力を得て、一九四〇年に戦争経済研究班（著者は「陸軍版満鉄調査部」と形容）を組織する過程が描かれる。第二章は、新体制運動下で秋丸機関が政財界、検察、右翼から批判される状況が説明される。

第三章は、『班報』に依拠して秋丸機関全体の活動を明らかにしたうえで、各班の活動状況や中間報告『経済戦争の本質』について述べられる。「経済戦」とは総力戦体制構築に向けた



経済動員を指す。本章では、「秋丸機関の研究は少なくとも昭和一六年前半時点では当局者に日本の国力の限界を認識させ、武力行使を抑制させる働きを持っていた」（六九頁）との指摘がある。

第四章は著者による新資料『英米合作経済抗戦力調査（其二）』、『英米合作経済抗戦力調査（其一）』、『独逸経済抗戦力調査』、『英米合作経済抗戦力調査（其二）』、『独逸経済抗戦力調査』の発見過程と各報告書の検討をふまえ、特に重要な「独逸経済抗戦力調査」が分析される。著者は先行研究の問題点を指摘しながら、報告書と近い内容（例えばドイツ経済抗戦力は対英米長期戦に耐える見込みは低いなど）は雑誌で公表しうる常識的な内容だったこと、「実質的に軍務局の機関」だった秋丸機関は陸軍省の意向に沿った南進を主張し、結果的に「対英米ソ開戦」の回避につながったことを指摘する。

第五章は本書の別のテーマ、政策決定者は対英米戦の困難を知りながらなせりスクの高い開戦を選んだかが考察される。行動経済学と社会心理学を援用することで、「日本の指導者にとつては、三年後の確実な敗北よりも、国際情勢次第で結末が変化し、場合によっては日本に有利に働くかもしれない開戦の方が「まだまし」と思えた」（二六六頁）との結論が導かれる。

第六章は、日独及び陸海軍の統一的戦略のなさ、国力（造船力の圧倒的な差と見通しの甘さなどの要因による敗北必至という状況のなかで、秋丸機関が果たした役割として、「ネガティブな現実」ではない「ポジティブプラン」の提示によって時間稼ぎのレトリックやメディアによる世論操作を駆使して、

日英米開戦の回避が可能だったかもしれないとする。

第七章は、秋丸機関のその後、敗戦後の関係者の軌跡が描かれる。ゾルゲ事件による有沢と秋丸機関の断絶、太平洋戦争後は大本営の仕事に追われる秋丸に代わり武村忠雄が機関を主宰したことや、満鉄調査部事件による秋丸の知人の逮捕などもあつて一九四二年に機関が解散したこと、また解散・敗戦をへて秋丸、武村、有沢たちのその後が記される。

本書はすでにマス・メディアなどで数多く取り上げられ、版を重ねている。また、全体を通じて学問的な緊張感であふれており、著者の研究・調査に対する誠実さが随所に見られ、読んでいすがすがしい気分させられた。この緊張感・誠実さの背景には、著者が『戦時下の経済学者』（中央公論新社、二〇一〇年）で秋丸機関を研究してきたこと、その後も丁寧な新資料の収集・解題執筆などを通して自らの研究を再検証し、新たな秋丸機関像を提示してきたことがある。よって、本書は、長年にわたる地道な調査と綿密な分析を基盤とした成果であることを押さえておく必要がある。

あらかじめ述べれば、本書評が素人の域を出ない感想程度であることをお断りしたうえで、以下気になった点を二点記す。

ひとつは、秋丸機関についてである。希望を言えば、陸軍省戦争経済研究班が省内でどのようにオーソライズされたのかがもう少し知りたかった。本書の説明では、秋丸が「陸軍省経理局課員兼軍務局課員」へ異動したあと、岩畔豪雄大佐から「経理局を中心として経済戦の調査研究に着手したいから」と異動

理由を教えられ、経理局主計課長らが相談相手として退役主計調査を推薦し若干の予算も配当され、研究班編成に着手したという。秋丸は関東軍時代から旧知の小泉吉雄（企画院嘱託）にスタッフ斡旋を依頼、ここに経済学者が参加する。

この説明であれば、秋丸が中心だった点はわかるが、研究班がどの組織に貼り付けられたかはわからない。また、上記の設立経緯であれば、陸軍省戦争経済研究班という正式名称とも齟齬がある。一見、陸軍省新聞班と同じ位置づけ（官制外組織）・影響力にも見えるが、似て非なる組織である。規模や格からして、名称は陸軍省経理局主計課戦争経済研究班が相当だろう。

なお、本書にも引用されている海軍省作成の文書「陸軍秋丸機関二関スル件」が「岸幸一コレクション」（日本貿易振興機構（シエトロ）アジア経済研究所）A4—1—三六で公開されており、それを見て色々と得心がいった。まず「戦争経済研究班」の設立に際して大臣決済を得たこと、班の編成は班長（兼任主計課長の下に班員として佐官一人、少佐（尉官）二人、班付で属二人）がいた。よって、主計課から稟議書があげられ、最終的に大臣決済をへて右の構成で研究班が設立されたと考えられる。班長（主計課長）が責任を負うが、班を実質的に主宰したのは秋丸である。班員の少佐（尉官）二人には、まず川岸茂文主計大尉が、のちに武村忠雄主計少尉が加わった（五一頁）。

また海軍の文書には、「軍事課、軍務課、参謀本部第二課及第二部ハ之力研究ニ協力シ其ノ成果ヲ陸軍大臣ニ報告シ参謀総長ニ通報スル」とあり、他課の文書を閲覧できる許可が形式的

には与えられたようだ。戦争経済研究班が他部局の機密情報までの程度アクセスできて、報告書に反映できたのかは、その評価と影響範囲と関わるだけに興味深い点である。

班の構成員については「左記人名ノ者ニ業務ヲ委嘱シ若干ノ報酬ヲ与ヘアルモ陸軍省嘱託若クハ軍属ノ身分ヲ有セス」とある。疑問に思っていたのは、「左翼前歴者」らを雇用する場合、決済をとる際に陸軍省内で異論が出たのではないかということであった。しかし、右の記述を見れば、雇用関係にともなう陸軍省の責任は極力回避されている。なお、班員に有沢の名はないが、太田耐造関係文書（国会図書館憲政資料室、八五—三四）に有沢と秋丸機関の關係に関するメモがあり、「昭和一五・二一—一〇 陸軍省主計課別班（月給三百円）／秋丸主計中佐ノ個人嘱託ノ形」として特別待遇であった。

以上は秋丸機関を考えるうえで重要な項目と考えるが、海軍側のまとめやメモなので、今後、その元となった陸軍側の文書も探したうえで、戦争経済研究班の位置をより明らかにしていく必要があるだろう。

次に第二の感想に移る。本書を読んで気になった点は「なぜ日本の指導者たちは、正確な情報に接する機会があつたのに、アメリカ、イギリスと戦争することを選んでしまったのか」についてである。本書では、プロスペクト理論と社会心理学の「集団極化」概念による説明が試みられる。前者は「人間は損失に ついての選択肢ではリスク愛好的になってしまふ一方、利得についてはリスク回避的になること」（二〇〇頁）であり、後者は

「集団意思決定」の状態では、個人が意思決定を行うよりも結論が極端になることが多いこと」（二六〇頁）と説明される。

ただし、この理論・概念を「国策」に関する合意形成に適用できるか否かについて、本書で実証されたわけではない。日本政府や参謀本部などの重要な諸会議の議事録をにらみながらそのような過程を検証していく必要があるが、私個人の感想では、そうした作業はどこか説明のための説明のような気がして、歴史を生きた人々の真実と現実と迫っているかは疑問がある。

さらに、プロスペクト理論と「集団極化」概念の妥当性をひとまず受け入れるとしても、それらは人間の判断と心理を対象としており、思想は問題にならないのが気になった。ここで思想とは広義の意味においてである。例えば、国家の方針にかかわる重要な政策を立案・合意形成する局面では、一個人の利害を超えて、国家や国民の現在と未来、また「民意」や関係国への配慮など複合的な要素が加わるうえに、政策決定者にもさまざまな体験から錬磨された大局的な認識（世界観）や行動が求められるはずである。そうすると、会議のなかで議論がどのように推移したかではなく、その会議に参加するまでの各政策決定者の軌跡や交友関係、そして広義の思想がいかなるものだったのかも検証されなければならない。個別の主体だけではなく、主体群としての検証も必要だろう。

この点においてやや自覚的な発言をしていたと感じたのが、本書に引用された西浦進の戦後の回想である。彼は、「陸軍大学校というところは計画を始終やらせるところですから、あん

まりものごとを計画的にやろうとすることが、かえって間違っただのじゃないかと時々思うのですよ……もつと世の中に慣れた人は、「まあいいんだ。三万円全部使ってしまったら、そのうちにまたなんとか人がくれるか、世の中がまた変わってくるだろう」と、（笑い）……当時の軍人というものは、そういう人観を持たないようにしておったのです」（二〇二頁）と述べている。

西浦は碎けた物言いをしているが、私には、帝国軍人は人間形成に失敗してきたのではないかという内部告発のように聞こえた。机上の「計画」でしか現実を把握しようとしれない、世の中に揉まれていない人々を培養してきたというわけである。これは教育や社会の制度的な問題でもある。この問題提起は、本書に出てくる経済学者にも実はあてはまるのではないかと思っただが、彼ら学者がいかなる思想のもとで国民の生活を推しはかりながら、研究班の報告書をまとめていったのかを、より巨視的な視点から知りたいと思った。著者はすでに『柴田敬』（日本経済評論社、二〇一五年）などすぐれた評伝をまとめており、今後の仕事で明らかにされていくのではなからうか。

そろそろ紙数も尽きそうである。改めて本書の全体像にたち戻れば、日米開戦に向かう陸軍に対するステレオタイプのイメージ（非合理的「情報軽視」）を、秋丸機関と陸軍の関係を実証的に問い直すことから、日英米開戦にいたる背景と諸問題を再検証しようとした意欲的な書ということになる。本書冒頭で丸山眞男の言葉が引用されているが、合理性がよき社会を

もたらすという「戦後啓蒙」の理念が、戦後七〇年をへて再検証されるべき地点に来ているのだろう。それを、合理／非合理という単純な図式を再生産するのではなく、その「／」の部分に分け入りながら、開戦という過去の難問に改めて取り組もうとする著者の姿勢に学ぶべき点が多い。

(ふけ・たかひろ／社会思想史)

書評

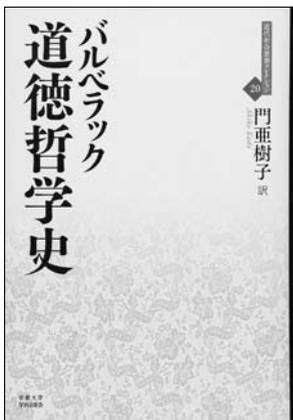
『道徳哲学史』

(バルベラック著、門亜樹子訳、

京都大学学術出版会、二〇一七年)

前田俊文

本書は、プーフエンドルフ (1632-94) の『自然法と万民法』(De *Jure Naturae et Gentium*) の仏訳版 (一七〇六年) に付けられたバルベラック (1674-1734) による序文の全訳である。序文ではあるが、長編かつ包括的な道徳哲学学説史である。この訳書に関しては、有江大介氏『ピューリタニズム研究』(第二号)と野原慎



司氏『歴史と経済』第二四〇号)の二本の書評がすでに存在するので、ここでは全体についての総花的な書評は避けたいという事で編集部には了了承をいただいている。

訳者である門亜樹子氏の解説では、『道徳哲学史』が聖職者たちによるプーフエンドルフ批判への反駁として執筆された経緯が詳しく説明されている(四六四―九頁)。この指摘自体はきわめて正しいが、この論稿がプーフエンドルフの『自然法と万民法』(二六七二年)の仏訳版の序文として書かれたものである以上、バルベラックとプーフエンドルフの関係を理解することにも忘れてはならず、彼のプーフエンドルフ評価に焦点を合わせることがある。バルベラック研究において、我々がまず知らなければならぬのは、バルベラックの「プーフエンドルフに対する一貫した敬意と信頼、愛情」である。このことを知らずしてこの論稿の意義およびバルベラックの思想は語れないと言つても過言ではなからう。

バルベラックは思想的には、思想家というよりもグロテウスやプーフエンドルフの翻訳者・注釈者・紹介者として知られている(四四五―六頁)。ところが彼の名前はルソーの『人間不平等起源論』(一七八二年改訂版)と『社会契約論』、スミスの『道徳感情論』、さらにはグラスゴウ大学道徳哲学講座初代教授カーマイケルが編集したプーフエンドルフ『自然法にもとづく人間と市民の義務』(二六七三年、以下『義務論』と略記)の編者序文や注釈の中で言及されており、当時は思想的影響力が大きな著名人でもあった。バルベラックのフローニンゲン大学

在籍時には、その名声を聞きつけてスコットランドから多くの留學生がやって来て彼の下で学んだと言われている。十八世紀の啓蒙思想の発展にバルベラックが果たした役割は大きかったのである。

バルベラックとプーフエンドルフの関係についてであるが、どのような場合にも、バルベラックには一貫してプーフエンドルフを擁護し弁護する姿勢が見受けられる。プーフエンドルフは高い名声を博すると同時に、時にはその著作は聖職者や法学者たちから発禁処分を受け、時には名声への激しい嫉妬心から理不尽な攻撃にもさらされてきた。そうした際にバルベラックはまるで伴侶のようにプーフエンドルフに寄り添って弁護し続けたのである。その理由はプーフエンドルフに対する高い評価のみならず、道徳科学、とりわけ自然法学に対する一般的見解に両者の一致点が多かったためである。

バルベラックは、プーフエンドルフの代表的著作である『自然法と万民法』と『義務論』が出版されてから三〇年以上経つていようが、プーフエンドルフが目指した方向性(自然法学の一般的汎用性、有効性、論証可能性)が揺らぐことなく正しいことを力説する。第一、二章で道徳科学(自然法学)の一般的汎用性、論証可能性について論じられるが、平凡な人々が普通の理性能力を行使すれば自然法は認識できる(九頁)という点でプーフエンドルフとバルベラックは完全に一致している。さらにそれは、定理により数学的な演繹的体系を構築できるとする点でこれも両者は一致している。バルベラックがプーフエンド

ルフに向けられた数多くの批判やそしりから彼を擁護する基点がここにあることがわかる。

プーフエンドルフは同時代および後世の道徳哲学者たちから多くの批判を受けているが、最も有名なのがライブニッツによるプーフエンドルフ批判『プーフエンドルフの原理に対する忠告』(一七〇六年)であろう。このライブニッツの手紙は一七一八年のバルベラックの仏訳版に初めて掲載されたので、もちろん『道徳哲学史』では扱われていない。自然法学と道徳神学は分離できない、自然法の対象は人間の外面的行為に限定されない、とライブニッツはこの手紙の中で激しくプーフエンドルフを攻撃している。実際にはプーフエンドルフは自然法の自然神学的基礎を放棄しておらず、人間の外面的行為に限定した自然法学というのは、『義務論』のプーフエンドルフによる序文の中の言葉尻を捉えたものであった。仏訳版の中でバルベラックはライブニッツに対する反論も同時に掲載しており、「我々の著者」「プーフエンドルフ」の小さな手抜きは、大目にみられてもよい」とプーフエンドルフの過失も一部認めた上で、かなりひいき目の裁定を下している。

さて、バルベラックが近代自然法学の主要な人物たちにとどのような評価をしていたかに話を移そう。バルベラックは、道徳哲学の歴史を第七章から第二十八章にかけて、ユダヤ教、キリスト教、教父哲学、東洋哲学、古代ギリシア哲学、ストア派、ローマの政治哲学、スコラ学の順に辿り、第九章から十七世紀の自然法学を扱っている。まず、近代自然法学の先駆者・開拓者と

してグロテイウスに対する賛辞が惜しむことなく与えられている。グロテイウスが正しい自然法学の構築という「企て」に成功したのは、彼がすぐれた能力(知性の高さ、判断力、省察力、学識)と資質(研究への専心と努力、真理に対する真摯な愛)を持っていたからだとされる(三九四頁)。ただし、『戦争と平和の法』では自然法学に関わる主題のすべてが論じ尽くされてはおらず、グロテイウス自身が、後世の研究者が自然法学の完全な体系を構築することを願っていたことを付言している(三九五頁)。バルベラックはグロテイウスへの高い評価と同時にその限界を示すことで、プーフエンドルフ評価の下馴らしをしているようにも見える。

次に取り上げられるのがトマス・ホッブズであるが、ホッブズに対する言及は素っ気ない。指摘されているのは、偉大な思想家で政治の本質を見抜きながらも、政治的な扇動や動乱に巻き込まれて真理の探究を怠ったこと、エピクロス主義者で無神論者であったこと、などである(三九八―九頁)。バルベラックは、プーフエンドルフがホッブズを高く評価していたことを知っていたが、彼自身はそれほど評価していたとは思われない。

第三〇章と第三一章がプーフエンドルフとその著作に対する評価に当てられている。第三〇章の最初に指摘されているのは、グロテイウス研究があまりに盛況すぎることに弊害についてである。知識人たちがグロテイウスの言葉の解釈にのみ溺れ、訓詁学に熱狂する愚かしさを「スコラ学」という言葉を用いて皮肉っている(四〇二頁)。そしてプーフエンドルフこそが「グロテイウスの精神と方法に従った」正当な後継者であることが指

摘されている。

第三章ではグロテイウスとプーフエンドルフの詳細な比較が行われている。たとえば、文体（表現的確さ）ではグロテイウスが優れているが、簡潔すぎて博識な人々にしか有用ではないこと、理解のしやすさや全体の構成ではプーフエンドルフが勝っていること、グロテイウスは自然法の基本原理を十分に説明していないが、プーフエンドルフはそれができていること、グロテイウスは第一原理からの演繹として個別の主題が導かれていないが、プーフエンドルフにはそれが徹底されていること、などが指摘されている（四一三―四五頁）。それらの検証を経てバルベラックは、「彼『プーフエンドルフ』の著作は、全てを総合すると、グロテイウスの著作よりもはるかに有益であると推論できる」と結論付ける（四一六頁）。

バルベラックと同様にプーフエンドルフを高く評価し、おそらくはバルベラックによるプーフエンドルフ自然法学の注釈版や仏訳版が出版される以前に、グラスゴウ大学の哲学講義でプーフエンドルフの『義務論』をテキストとして用いていたと思われるカーマイケルが、彼をどのように評価していたか見てみよう。カーマイケルは、『義務論』の注釈第二版（二七二四年）の序文の中で、グロテイウスの注釈者や批評家たちは「自らの研究をグロテイウスによって設定された範囲に限定」してきたと述べ、グロテイウス研究の隆盛に対してシニカルな態度を取っている。その上で、自然法学の主題をグロテイウス以上に巧みに整理し、グロテイウスの著作に欠けているものを補って

完全にしたのがプーフエンドルフその人であったと主張している。バルベラックとカーマイケルはほとんど同様のプーフエンドルフ評価をしていたことになる。

グラスゴウ大学道徳哲学講座の後継者でありながら、歴代の教授（カーマイケル、ハチスン）とは異なり、アダム・スミスはプーフエンドルフにもバルベラックにも手厳しかった。『法学講義Bノート（一七六三年度最終講義）』の序文ではグロテイウスの自然法学は「そのあらゆる欠陥にもかかわらず、いまなお最も完全な著作である」と高く評価されたが、プーフエンドルフには「存在しない自然状態における法や所有の継承を論じても何の役にも立たない」と批判的であった。『道徳感情論』ではバルベラックもプーフエンドルフも決疑論者として位置づけられ批判されている。バルベラック自身は決疑論を批判していたので（二八頁）、スミスに決疑論者と烙印を押されることは不本意だったかもしれない。バルベラックとプーフエンドルフには、スコラ的で教条主義的な道徳神学の説く普遍的真理を否定しようとする共通の特徴がある。スミスにとっては、バルベラックはプーフエンドルフと同様の十七世紀的思考様式を持つ理性主義的な道徳哲学者だとおそらく見なされていたのであろう。とくに道徳的規則は数学的真理に似ており一般の定理からの演繹によって確実に導かれるというバルベラックの確信（二五頁）はスミスには受け入れがたかったと思われる。

最後にバルベラックのプーフエンドルフに対する批判というよりも愚痴について言及しておきたい。プーフエンドルフを全

面的に擁護してきたバルベラックが彼を唯一手厳しく論難するのが、論稿を執筆する際にプーフエンドルフが行った引用のミスと手抜きであり、そのことについて第三章で記述されている。プーフエンドルフは『普通法学原理』を上梓した際に引用をほとんどしない論旨のみの論述スタイルであったために、当時の法学者たちに「古典的な素養のない浅学の研究者」だと嘲りを受けることになったと言われている。それに反論する形で『自然法と万民法』のあのうんざりするような長い引用だらけの叙述が行われたのである。『義務論』では元のスタイルに戻っている。プーフエンドルフ自身は自らの自然法学において、物事の本質や要旨のみを簡潔に記述するスタイルを好んでいた(四三〇頁)が、古典文献に対する無知の嫌疑をかけられたことへの感情的な憤りとして、大量の古典文献の引用を行い、功を焦った結果、多くの引用の間違いを犯すことになった。バルベラックは「(古典文献を引用する際に)彼の文体はぎこちなく、時に洗練されていないばかりか、不注意による間違いだらけであった」とプーフエンドルフを責め立てている。「惚れ抜いた伴侶への愛情のこもった叱責」とでもいえるべきか。

本書はたんなる注釈集ではなく、道徳哲学の歴史の概説や、グロテウスやプーフエンドルフの比較と評価にまで踏み込んでいる点でバルベラックの基本思想を知ることができる貴重な論稿である。バルベラック研究のみならず、プーフエンドルフ研究や近代自然法学研究、十八世紀啓蒙思想研究においても必読の書といえよう。

(まえだ・としふみ／政治思想史)

書評

『合衆国滞在記(近代社会思想コレクション)』

(トクヴィル著、大津真作訳、京都大学学術出版会、二〇一八年)

高山裕二

二〇〇四年四月、論壇世界の片隅で物議をかもし論説が発表された。ジャーナリスト(ピュリッツァー賞受賞)にして歴史家のガリー・ウィルズの「トクヴィルはアメリカを『理解(ゲット)』したか」(文芸誌 *The New York Review of Books* 四月二十九日号掲載)である。トクヴィルがいかにアメリカを見なかつたか、事実をい



かに無視ないし曲解して題材の一般化を図ったかを批判したものだ。同論には当然、トクヴィル研究者から——ここで紹介する余裕はないが——多くの反論が寄せられた。

ウィルズによれば、トクヴィルが見なかつたアメリカの現実には多岐に及ぶが、なによりアメリカの「物質的基礎」に関心をもたなかつたことは致命的である。アメリカの鉄道産業、工場、銀行、科学技術……。滞在が九カ月と短く、彼が未来の著作の素材を集め得た期間は正味六カ月。もっぱら東海岸のエスタブリッシュメントのなかで連邦派（フェデラリスト）の生き残りから情報を得て、一般庶民に関心をもつことなく、あれほど称賛した自治体（タウンシップ）の会合には一度も出席していない。そこに潜む大きな認知バイアスを、ウィルズはトクヴィルのアメリカ表象の緻密な研究を著したジョージ・W・ピアソンの言葉も引き合いに出して剔抉している。

問題が深刻なのは、この種の「壮大な単純化好み」がトクヴィルの著作すべてに見られることだ。そう論じるウィルズはフェュレの見解を挿入して『アンシャン・レジームと革命』の欠陥にも言及する。例えば、トクヴィルは「旅する哲学者」と称されるほど各地を旅行したが、同書で母国と対比されるドイツについてはわずか一カ月の滞在で「理解」した気分になっている、と。

とはいえ、トクヴィルが精力的に旅する思索者だったことは疑いない。短い期間でアメリカを「理解」するために事前に問いを用意して新大陸に向かったトクヴィルに偏見はあつたが、各問題に真摯に向き合った。彼のアメリカ旅行に同行した友人

のギユスターヴ・ド・ボモンは『アメリカ旅行記』の一部を最初に刊行した著者集で、「旅行中、アレクシ・ド・トクヴィルは休むことがなかつた」と註記し、「ある種の絶えざる不安」のなかで思索を続けるその姿は想像を絶するものだ¹と敬意を込めて語っている。また、旅行中に綴つたノートからなる『旅行記』は、『アメリカのデモクラシー』の原点であるだけでなく、オリジナルなその観察自体が貴重だと言う。少なくとも、トクヴィルがアメリカをどう理解したか／しなかつたかを知るには必携の著作だろう。ところが、ウィルズはその論争的な記事を書く際、同書を携帯していなかつたようだ。

*

この『アメリカ旅行記』が本書を通じてようやく日本語でも読めるようになった。これまでも翻訳の企画はあつたようだが、初訳となるはずである。その構成が複雑なため（後述）、トクヴィルの記述を日付順に並び替えて翻訳するなど、日本の読者に読みやすいように工夫もされている（読者の便宜を考えて、トクヴィルのものではない小見出しも付している）。時系列でトクヴィルの旅行を追体験するのに役立つだろう。しかし、この選択は代償をとまなう。しかも本書は、『旅行記』のうち、独立したエッセー「荒野の二週間」と「オナイダ湖旅行記」を除く「合衆国旅行」に関係した大半部分の翻訳だとされる。小評では、紙幅の都合上、こうした原典の変更と省略に関わる本訳書の問題点を大きく二つに絞って指摘する。

第一の問題点は、オリジナルのノートの分類を変更したこと

にある。確かに、『旅行記』はトクヴィル生前には刊行されず（よってノートを配列したのは彼ではない）、『著書』として初めて刊行されたのは第二次世界大戦後のガリマール版（旧版）『トクヴィル全集』の一冊（第五巻第一部、一九五七年）においてだった（二年後にロンドンで英訳版刊行）。しかし、それはトクヴィル自身がアルファベットや数字で分類したノート十四冊をそのまま用いている（ノート内の記述は概ね日付順だが、ノート間では日付の重複が見られ統一されていない）。プレイヤード版（新版）『トクヴィル全集』（第一巻、一九九一年）に基づいて、ノートの分類および配列を左記しておく。

- (一) アルファベットが付いていないノート一〜三
- (二) 携帯ノート一〜五（四は旧全集刊行後に紛失）
- (三) アルファベットの付いているノートA、B、D、E、
- F（Dは紛失、E・Fも自筆原稿はなく複写のみ）
- (四) 「ジエームズ・」ケントに関するノート

トクヴィルの繰言は省略したO・ザンツ編英訳書も、彼のノートの分類は維持している。新版の編者も、できるだけ手を加えず、ボモンのような「整理」は避け、断章や即興の性格を残したいと註記している。また新版には（本書の注に参考にしたとされる）豊富な編者註とともに、トクヴィルがノートに書き写した書簡や会話を整理したメモ、旧版で省略されたノート数頁等が初めて収録されたが、本書はなぜか旧版を底本としている。では、分類の変更で生じる問題は具体的に何があるか。①多くある日付のないメモの取り扱いである。例えば、本書を開く

とすぐ、トクヴィルが四月に「アメリカ人の国民性」（二頁）として「情緒不安定」を発見したことになっているが（上陸は五月、新版の編者の言うように、それは六月頃に得られた知見だろう。このことは前述の未公開の書簡（一八三一年六月十日シヤブ「ロール」宛書簡）の写しから推察される。日付順に並べようとしたら（その操作が必要かどうかは置くとして）、編者註も踏まえた他の資料との整合は避けられない。この整合についてはもうひとつ、アメリカ人の信仰に関する記述を例にあげよう。今後アメリカ人は一方で「すべての宗教のなかで一番有効で、一番強烈で、一番強力な宗教」、他方で「まさに哲学的な宗派」を選ぶという記述である（二八頁）。これは、同時期に書かれた周知の友人ケルゴルレ宛書簡（六月二十九日）と同じ内容を含んでおり、これを踏まえると理解も違ってくる。前後も訳し直してみる。「こうして同じ原因、「宗教に対する」無關心が、二つの正反対の道へと人びとを向かわせる。情熱的な精神を持ち、想像力が敏感か激しい人びと、来世に期待すべきものが多くある人びとは、すべての宗教のなかでもっとも実定的（positive）かつ絶対的で強力な宗教の懐へと帰っていく。反対に、冷静で論理的な精神を持ち、思索に耽る物静かな性格で、知的か高尚な習慣を持つ人びとは、純粹な理論をほとんど公言することを許す完全に哲学的な宗派を選ぶ」。注目したいのはpositiveという言葉で、ここで哲学的な宗派（ユニテリアニズム）と対比されているのはカトリックである（新版の編者註によれば「宗教の懐」の箇所に「カトリック教」と書いて線で消された跡もある）。

きない。しかし本書を読むと、各考察それ自体が魅力的であると同時に、その知的世界を超えた実体験が、彼のアメリカ観に多大な刻印を残していることに気づかされる。その最たるものが——小評では触れられなかった自然と人種を除けば——「平等」の観察である。蒸気船のなかで、旅籠で、「召使」が「主人」と対等に扱われ、特別なチップ（施し）は逆に彼らを侮辱することになる（一六五頁）、トクヴィルはそう驚きをもって記している（その偏見含みの古風な表現がまたその新奇さを際立たせる）。かかる観察から、アメリカでは人間が法の前で平等であるだけでなく「事実」として平等なのだという知見が生まれた（二九二頁）。これはあの『デモクラシー』序文冒頭の言葉に結実する。こうして生の事実が、トクヴィルのアメリカ像を規定してゆく様子を見るのは、本書のような旅行記の醍醐味である。

（たかやま・ゆうじ／政治思想史）

注

- (一) *Œuvres complètes d'Alexis de Tocqueville: Correspondance et œuvres posthumes*, vol. V (Paris: Michel Lévy, 1866), pp. 24-25. 後二『アメリカ旅行記』に再録されるエッセー“Quinze jours dans le désert”と“Voyage au Lac Onéida”は同著作集に収録された（後者のタイトルは1)のボモン版では“Course au lac Onéida”）。
- (2) *Ibid. Mélanges, fragments historiques et notes*, vol. VIII (Paris: Michel Lévy, 1865)には、アメリカ旅行ノートの一部が各項目に整理されて収録されている（pp. 227-300）。

書評

『社会契約と性契約』

近代国家はいかに成立したのか

(キヤロル・ペイトマン著、中村敏子訳、岩波書店)

二〇一七年

梅垣千尋

本書は、フェミニズムに立脚する政治思想研究を第一線で切り拓いてきたキヤロル・ペイトマンの代表的著作の翻訳である。原著は一九八八年に出版されており、この分野では「古典」の地位を確立しているといつてよい。出版三〇周年を記念して二〇一八年に刊行された新たな英語版の序文（本邦訳では未収録）



で、ペイトマンはこの間の多岐にわたる社会的、経済的、政治的な変化にもかかわらず、本書で提示した〈性契約〉という概念が依然としてその有意性を失っていないと力強く主張している (Carole Pateman, 'Preface to the Thirtieth Anniversary Edition', in Carole Pateman, *The Sexual Contract*, Palmy Press, 2018, pp. ix-xi)。

本書でペイトマンが取り組むのは、近代的な国家統治の正統性を説明する論理として、その起源を個人間の相互契約にみいだす、いわゆる社会契約論のフェミニズム的再解釈である。「標準的」な解釈においては、言うまでもなく、十七世紀後半から十八世紀にかけて唱えられた社会契約論は、自由かつ平等な個人の自発的同意にもとづく政治社会の形成という物語を提示して、国王の絶対的支配権を擁護する王権神授説にたいし、完全な勝利をおさめたことになっている。しかしペイトマンは、社会契約によってつくられた市民社会は〈性契約〉、すなわち女性にたいする男性の統治を正当化する契約を前提としており、それゆえ近代的な形態をとりつつも、依然として家長制的な性格をもつと論じる。たとえばロックは、父親にたいする息子の生まれながらの従属を政治的権力の起源とみなすフィルマーの家長制論を批判したが、そこでロックが否定したのは「父権的権力」であって、夫にたいする妻の従属に自然の基礎をみとめる点で、ロックはフィルマーと異なるところがなかった。つまり、父権的な家長制に代わって登場したのは、女性の肉体の支配という共通の利害で結びついた男性同士の兄弟愛的な家長制であったのだが、社会契約論はそのことを理論的に隠

蔽している、というわけである。近代国家のもとの女性の従属を決定づけた〈性契約〉を、ペイトマンが「物語の隠された半分」と呼ぶゆえんである。

こうしたペイトマンのラディカルな再解釈の基底にあるのは、社会契約論で語られた自由かつ平等な「個人」とは、普遍的な人間一般を指すかのようにいながら実際には男性のことであり、女性は男性と同じようには市民社会のなかに組み込まれていないという主張である。この主張は、日本ではすでに水田珠枝が『女性解放思想の歩み』(岩波書店、一九七三年)や『女性解放思想』(筑摩書房、一九七九年)で展開した議論と重なるもので、社会思想史研究では旧聞に属するといつてもよいかもしれない。

しかし、ペイトマンの議論の特徴は、あくまでも「契約」という概念に焦点を当てる点にある。「社会契約」は、もちろん過去につくられた政治的フィクションではあるのだが、ペイトマンによれば、それは自由な関係によって構成された社会のメンバーという「個人」の姿を映しだす鏡として、なおも影響力を失わないどころか、「新たな寿命」をもつにいたっている。

こうした現状認識は、英米両国で新自由主義にもとづく右派政府が誕生し、それを支える「契約主義者」の議論が勢いを増した一九八〇年代という時代状況によるところが大きい。ペイトマンは〈性契約〉という概念を突破口として、肉体化された「人格に関わる財産」を扱う契約全般へと考察の対象を広げ、本書の後半では、もっぱら契約主義者やその影響を受けたフェミニストへの批判を意図して、結婚契約、雇用契約、売買春契約、

代理母契約をめぐる問題を取りあげる。そこで繰り返し論じられるのは、自由な個人が自発的に取り結ぶ「合理的」な契約が、いかに不平等な社会構造のもとで「任意の支配」と「任意の従属」を生みだし、家長長制的な資本主義市場における権力関係を覆い隠すのかという問題である。このようにペイトマンの議論は、フェミニズムの立場から契約の背後にはたらくポリティクスを分析することで、新自由主義批判という射程を新たに獲得しており、まさにその点に本書の独自性があるといえる。

このような意味で、本書が一九七〇年代から一九八〇年代にかけて学問的發展を遂げたフェミニズム研究から生まれたゆたかな成果であることは、強調してもしすぎることはない。しかし、二〇一〇年代の終わりという現時点から本書をとらえた場合、とりわけ方法的な観点から、この三〇年間に生じた変化とそれによる本書との隔たりを感じないわけにはいかない。

ペイトマンは本書の方法論について、第一章でこう述べている。自身の議論では「社会契約論の古典的著作が非常に目立つけれど、(性契約)における私の関心は、主としてテキストの解釈にあるのではない」のであって、その物語を復活させるのは、「社会契約に起源をもつかのように見られることが適切だと言われている社会における主な社会制度の、現在の構造に光をあてるためである」と(五頁)。この説明からは、古典的テキストの解釈と現在の社会構造分析のあいだの密接な関係が想定されていることがうかがえるが、しかし両者の結びつきは、いまや自明のものではないだろう。言うまでもなく思想史研究

では、過去のテクストを分析する際に、それが書かれた文脈や思想家自身の執筆の意図を明らかにしようとするコンテクスト主義の影響力が強まり、現代的な問題意識を直接的にテクスト解釈に持ち込むことは避けるべきだと考えられるようになっていく。他方、政治理論研究では、より分析的なアプローチをとる規範的政治哲学への関心が高まり、現実の政治や社会の問題を論じるうえで、過去の古典的テクストにまで遡る必要性はあまり感じられなくなっている。あるいは両者の分岐は、ペイトマンが本書を執筆していた時点からすではじまっていたのかもしれないが、いずれにせよ、それぞれの学問分野が辿ったこうした道筋によって、現代では本書の方法論をそのまま受容するのはかなり困難になっていくように思われる。それぞれの分野での実際の批判や想定される反応をあげて、この点について具体的に考えてみよう。

まず政治理論の側からみていくと、目につくのは、ペイトマンと同じくフェミニズムの立場をとる政治哲学者たちの批判である。たとえばスーザン・モラー・オーキンは、「個人」や「契約」という概念の再定義を迫るペイトマンの主張は理解できるが、本書の結論部分は「まったく新しい出発点」を求めているのに「どこでどうスタートを切つてよいかわからない」という感覚によって曖昧になっていると批判する(田林葉・重森臣広訳『政治思想のなかの女』晃洋書房、二〇一〇年、二五六頁。原著の初出は一九九二年)。古典的テクストの新解釈と、新たな社会関係の構図の提示はあくまでも別物だという指摘だろう。またナン

シー・フレイザーは、「支配と服従のモデル」に依拠した本書の枠組みでは、現代の結婚契約、雇用契約、売買春契約をうまく説明できないと論じる（仲島正樹監訳『中断された正義』御茶の水書房、二〇〇三年、第一〇章。原著の初出は一九九三年）。この批判は、古典的な議論を用いた現代社会分析という方法が必然的にもつ制約を指摘したものと理解することができるだろう。

もつとも、本書でペイトマンが意図したのは、多くの政治学者が依拠してきた古典的テキストをパフォーミングに批判してみせることによって、政治学が長きにわたり男女の関係や家族の問題を「政治」から除外してきたことを告発するという戦略であったはずである。だからこそ、「性契約」という概念を用いたその大胆な解釈が注目を集め、日本でも「政治理論における家族の地位の不確かさと成立の謎について新鮮な驚きをあえてくれる」といった評価が生まれたのだろう（森稔政『政治的なもの』の「歴史と帰結」青土社、二〇一四年、九八頁。初出は一九九四年）。しかし今後、政治理論と政治思想史がより明確に区別されるようになること、本書の方法論がどれほど擁護されるのかは定かでない。その後のペイトマンがベーシック・インカム論にコミットするなど、古典的テキストの解釈から離れていったようにみえること自体が、その難しさを物語るのかもしいれない（その後の理論的展開について、詳しくは、山田竜作「フェミニズムとデモクラシー理論『政治思想研究』第一〇号、二〇一〇年」。

それでは、思想史研究においてはどうか。コンテクスト主義の立場から寄せられそうな本書への反応としては、フェミニズ

ムという現代的な問題意識を持ち込んだテキスト解釈は「アナクロニズム」にほかならず、過去の男性中心的な価値観への批判は「紋切り型」の議論にしかならない、といった指摘が考えられる。しかし、これは外在的かつ粗雑な理解というべきだろう。たしかに「性契約」という概念はペイトマンの着想によるものだが、だからといって本書が時代錯誤の一面的な議論になっっているわけではない。たとえばロックやルソーとは異なり、自然状態における男女を自由で対等なものにとらえたホブズの特異性が浮かび上がるように、本書でペイトマンは、個々の思想家たちの議論の特徴や相互の異同を新たな視点から明らかにすることに、かなりの程度まで成功しているからである。

とはいえ、現在におけるコンテクスト主義的な思想史の研究状況に照らしてみれば、本書の議論がいくぶん物足りなく感じられることもたしかである。本書でペイトマンは、家長制的関係を批判した同時代の女性思想家を「フェミニストたち」と呼び、メアリ・アステルらの主張を取りあげているが、ほとんどが短い引用にとどまり、深く掘り下げてその思想内容が検討されているわけではない。当時の女性の著作は、有名な男性思想家たちのそれと比べれば体系的に欠け、政治理論研究では扱いきれない面もあるのかもしれない。しかし、男性にたいする女性の従属というパラダイムにたいする当時の女性思想家たちの反応を丁寧に見ていくことはできるだろうし、そうすることで、当事者としての女性の側によりニュアンスに富んだ思想の幅があったことが明らかになるだろう。政治思想のなかでかき消さ

れてきた女性の声の回復を試みるこうした歴史研究は、実のところ、その後のペイトマンが支持している方向性でもある (Carole Pateman, 'Women's writing, women's standing: theory and politics in the early modern period', in Hilda L. Smith (ed.), *Women Writers and the Early Modern British Political Tradition*, Cambridge University Press, 1998)。

もちろん、このような理論と歴史への方法的分岐そのものを否定的にとらえる向きもあるだろう。その立場からすれば、縦割りになった学問分野にフェミニズムが横串を通し、学界の「タコツボ化」を打開できるといった期待を込めて、本書を読むことができるのかもしれない。その読み方の妥当性はさておき、いずれにしてもまず重要なのは、私的領域における男女の関係や家族の問題という「物語の半分」がこれまで語られずにきたというペイトマンの問題提起を、思想(史)研究にたずさわる者がそれぞれの考える方法でしっかりと受けとめることだろう。日本の社会思想史研究において、ジェンダーや女性の視点に立った研究が依然として周縁的な位置づけにあることを考えれば、なおさらである。本書は出版から三〇年を経てもなお、私たちになすべき多くの仕事があることを教えてくれる。

なお、翻訳は文体がやや硬質で、最近訳出されたペイトマンの『秩序を乱す女たち?』(山田竜作訳、法政大学出版局、二〇一四年)と比べても、もう少し読みやすくする工夫ができたのではないかと思われた。また、注の文献には邦訳が出ている著作が多くあるにもかかわらず、その書誌情報が一切あげられていない点も気になった。(うめがき・ちひろ/思想史・女性史)

書評

『ポピュリズム——デモクラシーの友と敵』

(カス・ミュデ、クリストバル・ロビラ・カルトワツセル著、永井大輔・高山裕二訳、白水社、二〇一八年)

森本あんり

本書は、オックスフォード大学出版局から発行されている *A Very Short Introduction* シリーズの一冊である。評者は出版当初からこの小著がもつ切れ味のよい分析に魅せられ、自著にも引用していたので、今般の邦訳書出版をたいへん喜ばしく思う。



本書と相前後してヤン・ヴエルナー・ミュラーの『ポピュリズムとは何か』も刊行されたが、両書の著者たちは旧知の仲で、ポピュリズムの特徴の一つとされる反多元素主義などは両著で同じように論じられている。ポピュリズム論はその後モイワ・クラステフの『アフター・ヨーロッパ』などの好著が次々と登場したが、本書のもつ価値は類書の中でも色褪せていない。

*

先に「訳書」としての意義から評しておこう。「解説」によると、本書は「刊行後に著者の希望で数カ所に挿入された文章も合わせて訳出」されたということである。A4で五枚ほどの分量で、いずれもトランプ大統領の出現に関する部分というところだが、このような加筆は「補遺」として別立てに訳出するのが一般的かもしれない。追加された文章は各所に分散しており、原著と訳書の違いがには掴みにくい。だが考えてみると、訳書しか読まない大方の読者にとつては、むしろその方が統一感もあり便利であるに違いない。原著が再版される際にはおそらくこの加筆部分がアップデートされるので、日本の読者は本書の第二版を先取りして読んでいる、ということになるうか。

追加部分は、トランプ氏の関連箇所を探せば見当がつく。彼の名前への言及は、原著では一度だけだが、邦訳では八回に及んでいる。原著では、退潮期にあったティーパーティー運動がそれでも共和党予備選にテッド・クルーズ、ラン「ド」・ポール、マルコ・ルビオといった候補者を送り得たことに触れ、これらの名前と並んでドナルド・トランプを「共和党のアウトサイ

ダー」として紹介している。当時は泡沫候補の一人としか見られていなかったトランプであるから、たとえ一度でも彼に言及しているのは炯眼と言うべきである。ただ、その後彼が共和党内でどの程度の影響力をもつようになるかは「未解決の問い」とされている。これは、ポピュリストと政党組織との関わり方に複数のパターンが見られるからである。すなわちポピュリストは、ハンガリーのオルバーンのように、既存の非ポピュリズム政党をそっくりポピュリズム政党へと変貌させてしまうこともあるが、オーストリアのハイダーのように、党内の権力を掌握した後も反発を抑え込むことができずに党を去る結果になることもある。本評執筆時点（二〇一九年一月）では、トランプと共和党は驚くほど強固な支持基盤を共有しているが、果たしてそれが共和党の根本的な変質を意味するのか、それともやがて正統派が巻き返して共和党のトランプ化を阻むことになるのかを判断するのはなお時期尚早である。正統も異端も、もう少し長い歴史的なスパンで熟成されてゆくものだからである。

それにしても、トランプに関する加筆部分は、「失敗し腐敗した政治的エスタブリッシュメント」への批判、政治や経済だけでなくメディアや芸術を含む「エリート」への攻撃、不法移民や貿易取引への苛立ち、政治のアウトサイダーで庶民の声の真の代弁者というセルフイメージなど、いずれも何の齟齬もなく原著本文にスムーズに織り込まれている。あたかも、本書の理念型的な記述がそのままトランプという現実像に焦点を結んだかのように、著者たちの分析の正確さを例証した格好である。

ポピュリストは反エスタブリッシュメントの立場をとるため、ひとたび権力の頂点に昇り詰めてしまえば、ポピュリストであり続けることはできないだろう、という研究者たちもあった。

著者たちはこれに対して、ポピュリストは彼らが立ち向かうべき「権力」を再定義し続けることによってみずからのレトリックを維持し続ける、と答えているが、これも就任後のトランプ大統領が現在進行形で次々に例証してくれる結果となった。道すがら彼が「腐敗した既存権力」と再定義したのは、党内の有力政治家、司法権力、ニュースメディア、不当な貿易慣行を続ける中国、米国に不利な条約をおしつける国際勢力などである。

こうした過激な反応は、現代世界を侵蝕する「陰謀論」に養分を与え続けることにもなる。宗教にせよ政治にせよ、既存の権力に対する疑念と異議申し立てを旨としてきたセクト主義的な精神は、建国以来のアメリカに陰謀論の豊かな土壌を提供し続けている。本書も『反知性主義』を著したりリチャード・ホフスタッターの言葉を引いているが、アメリカ政治の特質を「パライノイド・スタイル」と評した彼の言葉は、今日ますます切迫した現実感を帯びている。

*

さて、本書の基本的なポピュリズム理解を概観しておこう。著者たちは、ラテンアメリカや東欧を含む広汎な地域の歴史と現代から集められた豊富な事例研究の蓄積から、まずポピュリズムという大衆現象が多様であり、その定義も多義的であり得ることを説明する。ポピュリズム理解の中には、十九世紀米国

史に見られるような共同体主義的な大衆運動、ラディカル・デモクラシーを求めて体制の変革と被抑圧者の解放をもたらす闘争、大規模な政府支出を伴う無責任な経済政策、特定個人のカリスマによる直接統治という政治手法、そしてメディアの影響力を活用して既存のエリートに叛旗をひるがえす大衆動員術、などのさまざまな要素が含まれる。

本書の魅力は、ポピュリズムのこうした多義性を前景としつつも、単なる事例紹介に留まらず、それらの諸現象形態を通してポピュリズムを一種の「世界観」と捉える「理念的アプローチ」を掲げる点にある。この捉え方によると、ポピュリズムとは既成特権階層への批判と庶民への阿諛を重ね、社会を「汚れた人民」と「腐敗したエリート」に分断し、人民の「一般意志」の体現者たることを自任するイデオロギーである。ちなみに、この理念的なアプローチは、著者たちの盟友でいま一人のポピュリズム研究者カーク・ホーキンスの命名に由来している。ただし、ポピュリズムは「中心の薄弱なイデオロギー」である。イデオロギーであれば、政治に限らず人間や社会のありかた一般に関する規範的で首尾一貫した諸理念をもつはずであるが、ポピュリズムにはそれが無い。移民やテロといった特定の政治的なアジェンダをめぐる賛否で大衆の感情を強く動員するが、ポピュリズム自体が現実社会の問題に対する何らかの包括的な解決策を示すことはない。ポピュリズムが左右を問わず多種多様なイデオロギーと容易に(場合によっては内的矛盾をも顧みず)手を組む変幻自在な存在であることも、したがってポピュ

リズムを内容的に定義しようとする試みが常に不首尾に終わらざるを得ないのも、このゆえである。

理念的アプローチは、ポピュリズムを供給側だけでなく需要側すなわち「大衆目線」から理解することをも可能にする。ポピュリズムはしばしば強烈な個性をもったワンマン指導者に牽引されるが、それは必ずしも本質的な要素ではない。ポピュリズムはむしろ、現代社会に住む広汎な層の人びとに内在しながら休眠状態にあるものが、あるきっかけで覚醒し顕在化するることによって生じる現象である。ホーキンス流に平たく言い換えると、「われわれのなかにトラップが眠っている」のである。

では、それはどんな時に目を覚ますのか。本書はそのトリガーとなる条件を大きく二つ挙げている。経済の失策や汚職の発覚などにより、社会全体の構造的な正統性に大きな脅威が感じられる時と、政権を担当するエリートが有権者の関心事に向き合わず、一般市民の声に対する反応が悪いと感じられる時である。

眠れるポピュリズムの覚醒は、訳者がアールントを引きつつ解説している通り、民主主義が抱いてきた二つの錯覚を破砕する。すなわち、民主主義は多数決支配であると言いながら、実際にはごく少数の者だけが決定権をもっていたこと、したがって民主主義はそのように政治に無関心な大衆が黙ったままでいることでもうやく機能する統治原理であって、ひとたび大規模な覚醒が起きれば統制不可能に陥る、ということである。

ポピュリズムと民主主義の関係理解についても、本書は明快な見取り図を与えてくれる。かりに民主主義を「人民主権」と

「多数決支配」という最小限の要素で定義すると、ポピュリズムは代議制民主主義の正統の嫡出子と言うべき存在であることになる。だが、現代の民主主義はそれ以外にも「基本的人権の尊重」「法の支配」「報道の自由」「寛容」などといった構成要素とセットになった「リベラル・デモクラシー」を尊重する。ポピュリストは、まさにこの間隙にくさびを打ち込むのである。多数派による支配は、少数派の権利と常に緊張関係にあるが、ポピュリストは多数決で掌握した権力を少数派への配慮なしに振るい、みずから全体を僭称して価値の多元性を容認しない。つまり「非リベラルなデモクラシー」である。リベリズム一般が一昔前のような正統性を堪能できなくなつた今日、「非リベラル」な多数決支配に喝采を送る人が多いのも不思議ではない。そこで標的にされるのは、司法とメディアである。本書でもイタリアのベルスコリーニ首相の「赤い法服」批判が紹介されているが、裁判官や独立した司法への侮蔑、メディア攻撃などにかけては、現アメリカ大統領にひけをとる者はいないだろう。

評者自身の関心から言えば、このような全体の僭称は宗教組織における「異端」の発生過程と軌を一にしているし、民主主義が暗黙裡に依存している無関心な大衆は隠れた「正統」の在処を示しているが、それらの問題はこの書評では論じない。

*

本書を読み了えて感じるのは、ポピュリズムを現代民主主義の「友」と評価することの難しさである。著者たちは、ポピュリズムが民主主義の発展段階において果たしてきた矯正や活性

化の役割を肯定的に評価している。たしかにそれは、既存の固定的な勢力を打破し、抑圧され代弁者をもたなかった民衆に政治参加への道を拓く。ポピュリズムは民主主義の発展とともに成長するので、そもそも民主主義のないところにポピュリズムは生まれない。いまだ公正な選挙制度や法の支配が確立していない権威主義的国家にあつては、ポピュリズムは今後も民主主義の強力な「友」であり続けることだろう。しかし、今日のポピュリズムがその役割を担うことは、それが右派であろうと左派であろうと、あまり期待できそうにない。現代の民主主義が平等や人権などの点で今なお改善すべき問題を抱えていることも事実だが、その解決はポピュリズムと正反対の方向を指し示しているからである。著者たちはリベラルな価値観を涵養する「公民教育」を対応策の一つに挙げているが、現時点でより効果的なのは、「多数者の暴政」から民主主義を守る古典的な知恵であり、少数者の権利を守る最後の砦としての裁判所の機能を強化して本来的に発動させることであると思われる。

民主主義に「完全な勝利」は存在しない。新政権が誕生するたびに、かつて歓呼をもって迎えた前政権の担当者や監獄へ送る（またはそうすると脅す）ようなことは、どんなにそうしたいと願っても、今日の民主主義社会では禁じ手である。そのような自己抑制をかなぐり捨ててしまうのがポピュリズムである。本書結論部で著者たちが看破した通り、ポピュリズムはリベラル・デモクラシーの「疚しい本音」なのである。

（もりもと・あんり／神学宗教学、アメリカ研究）

二〇一八年会員新著一覽(五十音順)

版部

【著書】

Ando, Yusuke et al. (eds.), *The Foundations of Political Economy and Social Reform (Routledge Studies in the History of Economics)*, Routledge: London and New York

隠岐さや香『文系と理系はなぜ分かれたか』星海社

重田園江『統治の抗争史——フーコー講義1978-79年』勁草書房

——『隔たりと政治——統治と連帯の思想』青土社

倉田稔『日本をよくするために』成文社

高草木光一『松田道雄と「いのち」の社会主義』岩波書店

武田千夏 Takeda, Chinatsu, *Mme de Staël and Political Liberalism in France*,

Palgrave Macmillan.

田中ひかる編 梅森直之ほか共著『社会運動のグローバル・ヒストリー

——共鳴する人と思想』ミネルヴァ書房

田村信一『ドイツ歴史学派の研究』日本経済評論社

橋本直樹『一八五〇年のマルクスによる経済学研究の再開』八朔社

野尻英一ほか共編『哲学の戦場』行人社

星野彰男『アダム・スミスの動態理論』関東学院大学出版会

細見和之『『投擲通信』の詩人たち

——〈詩の危機〉からホロコーストへ』岩波書店

百木漠『アーレントのマルクス——労働と全体主義』人文書院

森達也『思想の政治学——アイザイア・バーリン研究』早稲田大学出

【翻訳】

トクヴィル (Toqueville, Alexis de) 大津真作訳『合衆国滞在記』京都

大学学術出版会

マッキンタイア (MacIntyre, Alasdair) 高島和哉訳『依存的な理性的動

物——ヒトにはなぜ徳が必要か』法政大学出版局

〈備考〉

- ・本の形をとっている会員の仕事のみを取り上げる。
- ・共著、共編、共訳については、奥付(執筆者一覧・訳者一覧ではない)に記載されている名前だけを取り上げる。
- ・寄稿論文、分担執筆、分担訳については取り上げない。
- ・非会員の共著者、共編者、共訳者の名前は「ほか」とする。

living together”. No one will be left behind or denied in that love, Takamure said. At last, Takamure has found the principal concept applicable to everyone for peaceful world as an original universal ideology.

Takamure’s motherhood was not just a mother herself, an essence of mother nor the role of mother. It realized the thought of rejection of discrimination with the scientific theory for affirmation of life without the god. That was fulfilled by positioning motherhood on the evolution theory and the historical materialism. Moreover, it finally brought her a universal ideology beyond various ‘-ism’.

Keywords: Itsue Takamure, motherhood, evolutionism, materialism, feminism

Itsue Takamure's Motherhood (*Bosei*) Concept: From the Rejection of Discrimination to “Love of Living Together”

Tatsuya KAGEKI

This thesis reveals the establishment and changes of the concept of motherhood (*Bosei*) of Itsue Takamure (1894-1964), which was the fundamental concept of whole of the works by Takamure such as feminism and anarchism writings, and her research of women's history. Motherhood was originally developed by Ellen Key as Swedish word *moderskap*. The first appearance of motherhood in Japan was in 1910s, Raicho Hiratsuka turned it into Japanese *Bosei* from *motherhood* by Key's English translated book. Motherhood in Japan has had various definitions in 1910-20s. Akiko Yosano understood motherhood as just an experience of a mother. Kikue Yamakawa explained it concern with the problem of the female labor. Hiratsuka and Waka Yamada thought it as the mother's role from their home to the nation.

While Takamure also established original definition of motherhood too, she defined motherhood on her own logic which was more radical than any other writer. In her early works in later 1920s, she got back to the roots of motherhood concept. She criticized to the eugenic thought of Key, and referred to the theory of social evolution and made motherhood as a key factor of “evolution of love”. Her evolution theory has had a feature that it rejects any discrimination because of “love of mother” which included in motherhood, whereas many debaters criticized that her insistence was just a utopia. Afterward, from 1931, Takamure began a research of Japanese women's history. She tried to find the ideal and scientific model of motherhood-based society in the ancient matriarchy society through the research based on Marxism's historical materialism. Though its research rejected and ignored by other researchers for obsolete theory, finally Takamure synthesized her evolution theory and historical research, and forecasted the new era in her book *Josei no Rekishi* (the History of Woman) in 1958. In the future named “the century of love”, she explained, “love of mother” will bring “love for live”, which connects to “love of

J. S. Mill and Sydney Smith: Compared on Women's Character

Tadahiro YAMAO

This article studies John Stuart Mill's unfinished "ethology" or a science of the formation of character from the perspective of intellectual context in nineteenth-century Britain. Although Mill's "ethology" has been discussed by scholars like Carlisle (1991), Ball (2010), and Rosen (2013), they seem to have failed to understand two significant points. First, they neglect the fact that Mill himself quoted positively the Rev. Sydney Smith's work on an inquiry into the formation of female character. I will argue instead on the reason why Smith's "Female Education" (1810) was regarded as an important article by Mill. Second, the scholars ignore the fact that Mill was not able to complete his "ethology" at least by the time he published *Subjection of Women* (1869). My argument places particular emphasis on the following passage in it. "since *no one*, as yet, has that knowledge, (for there is hardly any subject which, in proportion to its importance, has been so little studied), *no one* is thus far entitled to any positive opinion on the subject". I conclude therefore that Mill's "ethology" was not completed in his lifetime as his unfinished project. However, Mill in the *Subjection of Women* developed a radical departure from Smith's aristocratic view of women, and presented the philosophical view that all women ought to be free and independent individuals.

Keywords: J. S. Mill, *Subjection of Women*, Sydney Smith, Female Education, Ethology

The Meaning of the Theory of Sociability in Kant's Moral Philosophy: How Politeness Moralizes Others

Yuki Takaki

The theory of sociability (*Geselligkeit*) by Kant has been underestimated in the long history of Kant-study. However, Kant notes that sociability is important for his moral philosophy, although in a vague way. So, my final aim in this paper is to clarify the role and meaning of the theory of sociability in his moral philosophy. I mainly focus on two points. (1) I will position his theory of sociability, not in the metaphysics of morals *a priori*, but in the applied moral philosophy. Kant's main reference to sociability is found in his *Anthropology in pragmatic point of view* and there is a good reason to interpret this reference as his applied moral philosophy. (2) I will argue for the moral importance of politeness (*Manieren*) in the social intercourse. In fact, Kant notes that politeness can moralize oneself and others. After explaining politeness as practice of world-prudence (*Weltklugheit*), I especially, focus on how politeness as illusion can moralize others. And finally, I argue that politeness can act to others as a kind of play (*Spiel*) according to the distinction between deceit and illusion.

Keywords: sociability, applied moral philosophy, politeness, illusion

Is Hobbes a Counsellor? – A Debate on Politics with Contemporaries

Haruhisa UEDA

Some scholars have argued that Thomas Hobbes is a political advisor, but they ignore the debate on proper counsellors held in England in the seventeenth century. He claims that Parliament is inappropriate for the people's representative whose role is to counsel the king, rebutting the parliamentary idea that Parliament is the king's best counsellor. Earl of Clarendon and John Bramhall criticise Hobbes for such a 'misunderstanding' of the English constitution, labelling Hobbes as a philosopher who only studies science. They show that Hobbes is divorced from the traditional idea of politics in which the nobility and experiential knowledge are crucial, to demonstrate that he is unsuitable for a counsellor. Hobbes nevertheless demonstrates in *Leviathan* that experiential knowledge provided by counsellors is useful and even necessary. He argues that counsellors support the administration of the commonwealth directly managed by the sovereign, which suggests that there is room for practical wisdom as well as prudence in Hobbes's idea of politics. He is a new type of counsellor who not only presents politics as science but also propose that diverse actors should assist the sovereign. He recognises the limit of rigid science in practice and makes a practical proposition.

Keywords: Thomas Hobbes, counsel, parliament, status, practical knowledge

upheld as a political movement that emerged during the Hong Kong democracy protests of 2014 which widely extended passive resistance to the Hong Kong Police during a 79-day occupation of the city demanding freer elections of Hong Kong's chief executive. Against these backgrounds, the paper mainly attempts to describe the fundamental changes in academic society in China which took place since 1990s after introducing the theory of western-standardized "civil society," and continues to discuss the implication of new social policies which have been adopted under the above-mentioned difficult conditions of "civil society" in contemporary China.

Keywords: East Asia, China, Civil Society, Social Policy, Party=State, Dictatorship, Liberalism

Contemporary China and Civil Society

Tomoaki ISHII

The so-called East European revolution symbolized by the collapse of “the Berlin Wall” in November 1989 was apparently the trigger of the world history which facilitated the restoration of “the theory of civil society” during the past 30 years at the global level. The trade unions, Catholic society, as well as citizen forums had created the various types of citizen’s power “from the bottom,” and a series of movements represented a strong unified resistance to the state power as a party dictatorial organization of socialism under the framework of “civil revolution.” However, Tiananmen Square incident which took place just before the collapse of the Berlin Wall (June 1989) had a completely opposite implication in the contemporary history of the world in the respect that the civil movement in seek of democracy and freedom was brutally cracked down by its military power. In addition, the authoritarian political system which suppressed such “civil movements” has remained unchanged in China where the nature of such suppressive regime seems to have been further intensified since 2013 under the new leadership of Xi Jinping, the General Secretary of Chinese Communist Party. In 2013, he promulgated the strict policy of “seven unmentionable topics,” and these taboo areas include universal values, press freedom, civil society, citizens’ rights, the party’s historical aberrations, the “privileged capitalistic class,” and the independence of the judiciary. It is evident that all of these “taboos” should be interpreted as against the idea of “civil society.”

Under such leadership, however, people in Taiwan and Hong Kong were not always obedient to the Chinese government. In Taiwan, the Sunflower Student Movement was associated with a protest movement driven by a coalition of students and civic groups that came to a head in March and April 2014 where the activists protested the passing of the Cross-Strait Service Trade Agreement (CSSTA) by the ruling party Kuomintang (KMT). In Hong Kong, the Umbrella Movement was

Such an open maritime way of dealing with state powers points us to the historical existence of an intermediate world between the state-centered society and the “Society against the State” (Pierre Clastres). Either unlike tribal societies in South America and the outback of Asia that have rejected the centralization of coercive power, the society in the Ryukyu-Okinawa islands has been trying to pursue the autonomy and prosperity of the community regardless of holding its own state or not.

Based on these discussions, this paper poses a clue to rebuild the study of social thought in Asia on truly global value and cultural basis.

Keywords: Ryukyu-Okinawa society, maritime history, people’s history, environmental history, democracy in Asia.

Transferring States as Vehicles: The Maritime Social Thought in the Ryukyu-Okinawa History

Yoshio MORI

This paper overviews the social thought of the Ryukyu-Okinawa Islands from prehistoric times to the present, and offers a clue to reconstruct the study of Asian social thought from the European and state-centered paradigm to the global-balanced perspective.

In the Ryukyu-Okinawa Islands, people had maintained a small-scale, egalitarian, nomadic society for a long time from about seven thousand years ago, and had inhibited excessive development that would be destructive to the island's survival environment. From the 7th century, village communities cooperated in trade, and from about thousand years ago, they began to operate small states. Since that time, they have adapted to several civilizations developed on continent area in each era, such as the shellfish trade network between ancient royal powers, the international trade system of the Chinese Empire, the modern nation state of Japan, the international human rights movement, and sought to maintain life in their limited environment through that continuing interact with the outside diverse world.

Unlike the civil society in Europe, people of the islands have avoided identifying themselves as the subjects who form or oppose the centralized state, and have survived by transferring states to one after another. In the maritime history of the Ryukyu-Okinawa islands, it can be said that states are only vehicles for the community. From the viewpoint of modern thought, they have formed a trinity formation; basically the society is founded on community autonomy fulfilled with the anarchism and its spirit of mutual aid, on one hand, it defends the archipelago against the destructive effects from outside through Okinawan nationalism, on the other hand, opens new avenues through cosmopolitanism that transcended the ocean.

contemporary China, the theory of civil society is actively discussed, confusion has arisen over how to understand the “civil society”, because the author’s political position may have a major impact on how to understand “civil society”.

In this paper, we will re-examine Chinese society under the Xi Jinping administration, which is stimulating the desires of the people in economy, and also strengthen the degree of authoritarianism, from the perspective of such as “governance through technology and architecture,” or “relationship between self-interest and the publicity”.

Keywords: surveillance society, civil society, architecture, internetization, Xi Jinping administration, Chinese society

“Surveillance Socialization” of China and the Role of Civil Society

Kai KAJITANI

The rapid spread of ICT and the “internetization” of living infrastructure in recent Chinese society, brings about the emergence of so called “management society” or “surveillance society” where the government or big company control people’s behavior using the accumulation of huge personal information and social architecture formed by such information.

There has been a lot of controversial debate over such a “surveillance society” in western countries, including Japan. In these discussion, it was recognized that the spread of “surveillance societies” caused by technology progress, was an unstoppable phenomenon. And the focus of the argument is shifting to how civil society should check the control or surveillance using big data by big companies or governments.

On the other hand, in modern China, where concentration of power to CCP and president Xi Jinping is getting strengthened, we cannot hope that such “monitoring by citizens” against the government’s surveillance could work well. If so, does the progress of “surveillance society” in an authoritarian state such as China, just mean the arrival of a horrific dystopias which are completely different from the Western countries?

However, there seems to be a kind of utilitarian idea that prioritize the social convenience and security over personal privacy, on the background that “surveillance society” has been accepted by most of people. So, we think that it could be impossible to clearly draw a line between the acceptance of “surveillance society” in China and that in the “Western developed countries.”

In considering such problems, we cannot avoid passing through the difficult question how to achieve both “civil society”, which is established based on the pursuit of private interest, and the realization of “publicity”, in these days when the advent of “surveillance society” has become almost obvious. On the other hand, in

**ANNALS OF THE SOCIETY
FOR THE HISTORY OF SOCIAL THOUGHT**
No. 43 2019

CONTENTS

〈Special Theme〉 Civil Societies in East Asia: Theory, Governmentality, and Resistance

Feature Articles

- “Surveillance Socialization” of China and the Role of Civil Society …… Kai KAJITANI 009
 Transferring States as a Vehicle ……………
 : The Maritime Social Thought in the Ryukyu-Okinawa History …… Yoshio MORI 031
 Contemporary China and Civil Society …………… Tomoaki ISHII 052

* * *

Articles

- Is Hobbes a Counsellor? – A Debate on Politics with Contemporaries
 …………… Haruhisa UEDA 068
 The Meaning of the Theory of Sociability in Kant’s Moral Philosophy
 : How Politeness Moralizes Others …………… Yuki TAKAKI 087
 J. S. Mill and Sydney Smith: Compared on Women’s Character … Tadahiro YAMAOKA 106
 Itsue Takamura’s Motherhood (*Bosei*) Concept
 : From the Rejection of Discrimination to “Love of Living” …… Tatsuya KAGEKI 125

* * *

- Book Reviews* Yasuo TSUJI, Hisashi SHINOHARA, Hei KIM, Takashi OKUDA, Masaki
 ISHIDA, Kei HIRUTA, Masashi YAZAWA, Tetsu HAKODA, Nozomu YAMAZAKI,
 Hideaki OTA, Takahiro FUKUE, Toshifumi MAEDA, Yuji TAKAYAMA, Chihiro UMEGAKI,
 Anri MORIMOTO 142
 List of Books authored by member published in 2018 203
English Summaries of Feature Articles/ Articles 215
-

Edited by
 The Society for the History of Social Thought

公募論文投稿規程

- 一、論文投稿の資格は、社会思想史学会会員に限る。
- 二、投稿は随時受け付ける。ただし編集の都合上、投稿受け付けの区切りを年一回設け、七月三十一日（必着）とする。送付先は社会思想史学会事務局とする。
- 三、論文の枚数は、論題、注、図表などを含め、四〇〇字詰め原稿用紙換算で六〇枚（本文、注ともに、一行四〇字、四〇行で印刷して、一五ページ）以内とする。論文の最後に、日本語表記のキーワード三から五を付す。
- 四、論文は、原則として、ワードファイルを電子メールに添付して提出すること。原稿はA4サイズで一ページ四〇字×四〇行の書式とする。論文には、執筆者名や執筆者を特定できるような表現を記載しないこと。
- 五、投稿者は、別に次の文書をワードファイルで添付すること。
 - (1) 編集連絡用覚書。論題、執筆者名、連絡先住所、電話番号、E-mailアドレス、執筆者名の読み（ひらがな）、執筆者の専門領域（なるべく簡潔に）を明記する。
 - (2) 英文抄録。論題および執筆者名の英文表記を含め、二〇〇語程度の抄録を作成する。また別に、キーワード三から五を付す。
- 六、論文の執筆にあたっては、執筆要領を参照のこと。
- 七、論文の採否は、公募論文審査規程に基づき、編集委員会が決定する。編集委員会が原稿の書き直しを求める場合がある。
 - 八、二重投稿は認めない。
 - 九、『社会思想史研究』に掲載された論文の著作権は、社会思想史学会に帰属する。但し著者による論文の転載等を学会として制限するものではない。

公募論文審査規程

一、編集委員会の権限と機能

『社会思想史研究』に掲載する公募論文の採否は、編集委員会が決定する。編集委員会は、査読者に査読を委嘱し、論文の内容・構成・表現などについて、投稿者に書き直しを求めることができる。

二、査読者の委嘱

- (1) 編集委員会は、論文のテーマ・内容を考慮して、論文一篇につき複数名の査読者を選任して、査読を委嘱する。その際、投稿者と査読者の関係において公平を欠くことのないよう、慎重に配慮する。
- (2) 査読の公平性を確保するため、投稿者と査読者の間および査読者相互間は匿名とし、査読者の氏名は、事前にも事後にも編集委員会の外部には公開しない。

三、審査要領

- (1) (評価区分) 審査過程において、査読者や編集委員会はそれぞれ、論文をA、Bの上、Bの下、Cの四段階に區別して評価する。その際、区別の目安は以下のとおりとする。
 - A..学界における現在の研究水準に到達しており、本年版掲載に値する。提出原稿の書き直しは、技術上の箇所

四、審査結果通知と再審査

- (1) 編集委員会は、投稿者に審査結果を通知する際、査読者の名を伏せた査読報告を付して、審査の根拠を明らかにす

を除いて、必要と認められない。

- Bの上..内容的には本年版掲載に値する水準に到達しているが、部分的な書き直しが必要である。査読者や編集委員会は、書き直しの箇所と理由を必ず明らかにする。
- Bの下..論文として公表するにあたっては、編集委員会の指示に従って大幅な書き直しが必要である。査読者や編集委員会は、書き直しの箇所と理由を必ず明らかにする。
- C..本年版掲載に値する水準に到達していない。査読者や編集委員会は、その理由を必ず明らかにする。

- (2) (査読) 査読者は、審査論文を四段階で評価し、査読報告を学会事務局に提出する。

- (3) (編集委員会の審査) 編集委員会は、査読者の査読報告に基づきながら、各論文を審査して、合議によって四段階で評価を確定する。査読者のいずれかがC評価を下した論文は、審査において原則として不採用とする。編集委員会は、審査結果を幹事会に報告する。

る。

(2) 書き直しを求められた投稿者は、所定の期日までに論文を書き直して再提出し、再審査を求めることができる。その際、投稿者は、書き直しを求められた箇所の他については、大幅な書き直しをすることはできない。

(3) 編集委員会は、再提出された論文を審査報告に照らして再審査し、論文の採否を最終決定する。編集委員会は、再

審査結果を幹事会に報告する。

五、個人情報の保護

査読者、編集委員会、学会事務局、幹事会は、公募論文の審査過程において知り得た個人情報のすべてについて守秘義務を負う。

執筆要領

■表記

- 1 現代仮名遣い、常用漢字を使用。
- 2 接統詞、副詞の類の漢字語はなるべく仮名書きとし、当て字は避ける。
(例) 故に↓ゆえに 所謂↓いわゆる 然るに↓しかるに
等
- 3 引用文は「」で括る。引用文中にさらに引用のある場合は二重の鍵括弧『』で括る。欧文を使用する時は、なごどで括る。ただし、長文の引用に際しては、前後を一行空けて段落全体を一字下げとし、括弧は用いない。その場合、一行目はさらに一字下げとする。
- 4 数字は次の要領にて表記する。
〔1〕一般の数(基数詞の類)については十(トンボ)を入れず四桁目までは和数字を並べる。万・億・兆については単位語を入れる。「三桁区切」の読点は不要。
(例) 一億八三六万二〇〇〇円 一四万二六三人
- 〔2〕千方、百万、千、百の位できりのよい場合はそれぞれの単位語を使用。
(例) 六千万年 六百年
- 〔3〕暦年については和暦に十(トンボ)を使用し、西暦はトンボを使用しない。
- 〔4〕年齢と月日はトンボを使用する。
(例) 一九六五(昭和四十)年
- 〔5〕数字の幅は最後に単位語を付す。
(例) 三四〇―四八〇円 一九六〇―六五年
- 〔6〕分数・小数の表記。
(例) 三分の一 一二分の五 五二・三
- 〔7〕紀元前・後の表記。
(例) 前二―後三二年
- 〔8〕世紀などの序数詞は十(トンボ)を使用する。
(例) 十九世紀 二十一世紀 ルイ十四世
- 5 中略は三点リーダー二文字分を亀甲括弧で括り、「……」のよう記す。

■翻訳上の記号の置換

- おおよそ、次の様な要領にて置換する。
- 〔1〕原文中の引用符《》、等は「」に。引用符中の引用符は『』あるいは()にして統一的に処理。
 - 〔2〕原文イタリックの箇所は、書名・作品名・紙誌名の場合『』で括る。
 - 〔3〕原文イタリックの箇所が強調ないし概念表現である場合、傍

点を付す。

[4] 原文イタリックの箇所が、単に原文に対する外国語であるが故にイタリックである場合は何もしない。或いは必要に応じて片仮名でルビ表記をする。

[5] 原文にある「」（原著者が引用したものに對する原著者の補足・注記など）はそのまま「」に。

[6] 訳者による訳註などの補足は「」で括る。

[7] 原文の（ ）はそのまま（ ）に。

[8] “意味の纏まりなどを表現する上で頗る効果的である”などの意識的な判断によって、原文にはない「」（ ）などを取って多用する場合は、凡例ないし訳者後書でそのむね説明することが望ましい。

■構成

1 本文中に節を設ける場合は、一 二 三 …とし、さらに項を立てる場合は、1 2 3 …とする。それ以上の細分は避けること。また、節の見出しを「はじめに」や「おわりに」等とする場合には、数字は不要とする。なお、節や項を設けた場合は、その見出しの前を一行空けること。

2 本文以外の補足データについては、注、参考文献の順とする。参考文献リストは必ずしも必要ではない。なお、注と参考文献リストも原稿枚数に含む。本文、注、参考文献リストの間も一行空けること。

■注

1 注は、本文の該当箇所に(1)(2)(3)…とし、稿末に注を纏め番号順に配列する。注番号はワープロソフトを使用せずに、英数半角で普通の入力でおこなう。また引用の場合には引用カッコのすぐ後に、文章注の場合には句読点の前に入力する。稿末に配列する注にはそれぞれ(1)、(2)…と表記すること。

例…例…「(1)」「(2) この問題についてはすでに多くの分析がある(3)。

2 注の内、引用文献は次の要領で表記する。参考文献についても同様に表記。(参考文献の配列の基本は、和文の場合は五十音順に、欧文の場合はローマ字アルファベット順とする)。

3 表記する情報は、著者名、(ある場合は編者名、書名/論文名(論文の場合は所収書名も)、雑誌名(号数も)、発行所或いは発行者名、刊行年。

4 和書の場合、雑誌を含めた書物名は『』で括り、論文名は「」で括る。

5 欧文文献の場合、雑誌を含めた書物名はイタリック体で入力、またはアンダーラインを付し、プリントアウトした原稿にも、その箇所を手書き赤線で「イタリック」と指示する。

〔和書の場合〕

〔例〕

丸山眞男『日本政治思想史研究』、東京大学出版会、一九五二年、一二二―一二五頁。

丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『世界』五月号、岩波書店、一九四六年。

丸山眞男「超国家主義の論理と心理」、同『増補版 現代政治の思想と行動』、未來社、一九六四年。

某「論文名」某編（或いは監修等）『論文所収書名』、出版社名、刊行年。

〔和訳書の場合〕

（例）

ピエール・ブルデュー『ディスタンクシオン——社会的判断力批判ⅠⅡ』、石井洋二郎訳、藤原書店、一九九一年、Ⅰ、五六七頁。

ピエール・ブルデュー、ジャン・クロード・パスロン、ジャン・クロード・シヤンボルドン『社会学者のメチエ——認識論上の前提条件』、田原音和・水島和則訳、藤原書店、一九九四年。

〔外国語文献〕

それぞれの言語圏ないし専門分野での慣習に従って表記してかまわないが、論文内での統一をはかること。おおよその基準は以下の例を参照。なお、…などの前にはスペースを空けず

入力し、…の後には一文字分スペースを入れる。

和書同様に著者名（ある場合は編者名）、書名／論文名（論文の場合は所収書名も）、雑誌名（号数も）、発行地、出版社、刊行年、引用ページを表記する。

書名・雑誌名の部分はイタリック体で入力、あるいはアンダーラインを付す（印刷時イタリック体表記）。

（例）

Bobbio, Norberto, Gramsci and the concept of civil society, in Chantal Mouffe, ed., *Gramsci and Marxist Theory*, London: Routledge 1979, p.30.

Wittig, Monique, "The Mark of Gender," *Feminist Issues*, Vol.5, No. 2, Fall 1985, p.4.

Hobson, Barbara (1996) : Frauenbewegung für Staatsrechte. In: *Feministische Studien*, 14, Jg., 2, S. 18.

Habermas, Jürgen, Grenzen des Neohistorismus, in: ders., *Die nachholende Revolution*, Frankfurt am Main (Suhrkamp) 1990, S. 149.

（以上）

社会思想史学会研究奨励賞規程

一 目的および名称

1 社会思想史学会は、『社会思想史研究』に掲載を認められた公募論文のうち、特に優れた論文を執筆した研究者に対して、その業績を顕彰し、さらなる研究を奨励するために、「社会思想史学会研究奨励賞」を授与する。

二 受賞資格者

- 1 論文掲載時点で修士号取得後十五年未満の会員に限る。
- 2 受賞は一回限りとする。

三 選考方法

- 1 受賞者は年報編集委員会の審議に基づき、幹事会で決定される。

四 賞の授与および公表

- 1 受賞者には賞状と副賞（三万円）を授与する。
- 2 社会思想史学会全国大会総会で受賞者の表彰をおこなう。
- 3 受賞論文については『社会思想史研究』にその旨を明記する。

五 附則

- 1 本規程は、『社会思想史研究』第三五号（二〇一一年刊行予定）から施行される。
- 2 本規程の改正は、幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

社会思想史学会の創立にあたって

このたび、さまざまな研究領域において、思想史の社会的性格に関心をもつてい
るものがあつまり、社会思想史学会をつくることになりました。

社会思想史が学界で市民権をえるようになったのは、国内はもとより国際的にも
比較的あたらしいことであり、したがって社会思想史研究者たちは、既成の各学問
分野で訓練をうけ、そこに所属しながら、それぞれの側面から社会思想史を研究し
てきました。このことは社会思想史という多面的な研究対象に接近するのに、かえっ
て有利であったと考えられますし、今後もこの接近方法を持続すべきであると考え
られます。

しかしながら反面では、それらの多様な接近に意見交流の場が与えられるならば、
さらに効果をあげうるであろうことを容易に想像されます。

私たちが意図しているあたらしい学会は、このような意味で既成諸学会の存在を
前提とした横断組織としての思想史研究者のあつまりであり、思想史の社会的性格
への関心を核としたインターディシプリナリなものであります。思想史の関心をお
もちの研究者各位の広範なご参加を期待します。

(一九七六年)

編集後記

何とか無事に第43号をお届けする運びとなりました。今回も三本の特集論文と四本の投稿論文というコンパクトな構成ですが、特集論文は昨年度の大合シンポジウムの熱気を誌上に蘇らせる力作であり、公募論文には社会思想史のオーソドックスな人物研究の論考が揃いました。充実した書評を含め、執筆者の方々に厚く御礼申し上げます。

本号はわたくしどもの編集委員会体制で編集する最後の一冊です。数々の依頼やお願いを受けてくださったみなさまに、心より感謝いたします。すでに二〇一九年度四月から新しい幹事会メンバーのもとに、新しい編集委員会体制が編制されており、次号の編集に向けて準備を整えております。本号の完成とともに、バトンを渡します。前の編集委員会からバトンを引き

継いだ時には、あれもやりたい、これもやってみたいとアイデアや希望が数々ございましたが、実際に編集に携わると、会員七〇〇名あまりを抱える学会の学会誌として、これまで引き継がれてきたことがらをつつがなく守ってゆくだけでも、かなりのエネルギーが必要でした。実際に守れたのかどうか、いささか心もとなくもあります。

前進をと求めて行ったわずかな改革がよいものであったかどうか、定かではありませんが、そうであったと願います。うまくいかなかったこと、新たに導入する方がよいことは、遠慮なく改めていただければと存じます。学会誌編集、学会運営の仕事のあり方や負担についても、いざれご検討をと願っております。

社会思想史研究を担う本誌と会員みなさまの御研究の発展をお祈りいたします。どうもありがとうございます。(編集主任 中山智香子)

社会思想史研究 No.43

2019年9月30日 発行

編集 社会思想史学会
代表幹事 細見和之

(事務局) 〒606-8316 京都市左京区吉田二本松町
京都大学人間・環境学研究所 細見和之研究室内

Tel : 075-753-6572

<http://shst.jp/index.html>

発行者 藤原良雄

発行者 株式会社 藤原書店

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町523 電話 (03) 5272-0301

振替 00160-4-17013

印刷・製本 モリモト印刷

ISBN978-4-86578-242-4

●二〇世紀の怪物「ファシズム」との思想的格闘

イタリア・ファシズムを 生きた思想家たち

―クローチエと批判的継承者―

倉科岳志

クローチエとその批判的継承者らが
見たイタリア・ファシズムの本質と
は何だったのか。彼らの思想的格闘
を追う。 A5判 本体3800円



ロバート・フィルマーの政治思想

古田拓也

―ロックが否定した王権神授説―

ロックがフィルマーの王権神授説を論駁した根拠を問い直す。
一七世紀イングランドと日本を結び意欲作。 A5判 本体4700円

社会契約と性契約

―近代国家はいかに
成立したのか―

キャロル・ペイトマン／中村敏子訳

社会契約を締結したのは誰か。近代国家論の根幹をなす社会契
約の裏面に光を当て、根底から問い直す。 A5判 本体7800円

現代哲学の

キーコンセプト

非合理性

A5判 本体2400円

リサ・ポルトロツティ／鴻浩介訳

諸科学を参照しつつ常識的理解を批判し多義的な概念を分析。
人間の不可欠の部分として非合理性を捉える。(解説「フ瀬正樹」)

[定価は表示価格+税]

岩波書店



〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
<http://www.iwanami.co.jp/>

読売・吉野作造賞受賞!

経済学者たちの

日米開戦

秋丸機関

「幻の報告書」の謎を解く
日本開戦の
経済学者たちの
「幻の報告書」

牧野邦昭

「無謀な開戦」はこうして決断された!
行動経済学が明かす開戦秘史。1300円
摂南大学准教授

自由の思想史

市場とデモクラシーは
擁護できるか
1300円

猪木武徳

大阪大学名誉教授
自由は本当に「善きもの」か? 資本主義の急所に泰斗が挑む。

反知性主義

アメリカが生んだ
「熱病」の正体
1300円

森本あんり 国際基督教大学学務副学長
いま世界でもっとも危険なイデオロギーの意外な正体。

精神論ぬきの保守主義

仲正昌樹

金沢大学教授
保守は何を守るのか? 真正保守とは一線を画す入門書。
1300円

戦後史の解放

歴史認識とは何か

日露戦争から
アジア太平洋
戦争まで
1400円

細谷雄一

慶應義塾大学教授
なぜ日本の「正義」は世界で通用しないのか。シリーズ第一弾。

新潮選書



◎ 新潮社

<https://www.shinchosha.co.jp/> (価格は税別)

ナチス破壊の経済

1923-1945 上下

トウズ ナチスの経済政策がいかに付け焼き刃に過ぎなかつたかを、ワイマール期から追いつく倒的データで描ききつた決定版 ついに邦訳「大傑作」(N・フアーガン)。山形・森本訳 各4800円

専門知は、もういらぬのか

無知礼賛と民主主義

ニコルズ 専門知が蔑ろにされフエイクがまかり通り、好みの情報だけ取り入れて正誤を顧みないという風潮が高まっている。大反響を呼んだブログ発、専門家からの愛ある反響。高里ひろ訳 3400円

政治的イコノグラフィについて

ギンズブルグ イメージには権力を発揮する仕掛けが隠されている。神聖さを利用する世俗画 戦争ポスター、《ゲルニカ》。政治的言語とイメージのウソを解明する図像学的実験。上村忠男訳 4800円

アウシュヴィッツの巻物 証言資料

チエアノイリアムズ ガス室はユダヤ人(ゲンダーコマンド)の労働によって稼働していた。彼らがひそかに書き、死後の発見を願って地中に埋めた文書の全体像を初めて解明。二階宗人訳 6400円

カール・シュミットとその時代

古賀敬太 憲法と国家はどちらが優先するのか。「緊急事態」例外状態は法秩序とどう関係しているか。シュミットの生涯と思想の変容を追いつ、法と国家の権力とわれわれのあり方について考察。6800円

みすず書房

〒113-0033 東京都文京区本郷2-20-7 tel.03-3814-0131 fax03-3818-6435 www.ms2.co.jp (価格税別)

ポピュリズム

デモクラシーの友と敵

ポピュリズム

定価(本体二〇〇〇円+税)

永井大輔、高山裕二訳



移民排斥運動からラディカルデモクラシーまで、現代デモクラシーの基本条件としてポピュリズムを分析した記念碑的著作。

新全体主義の思想史

コロンビア大学現代中国講義

張博樹著/石井知章、及川淳子、中村達雄訳

定価(本体四二〇〇円+税)

習近平体制を「新全体主義」ととらえ、六四以後の現代中国を壮大なスケールで描く知識社会学の記念碑的著作。天安門事件三十年を悼む。

啓蒙とはなにか

忘却された(光)の哲学

ジョン・ロバートソン著/野原慎司、林直樹訳

定価(本体二六〇〇円+税)

「啓蒙」はいかに生まれ、広がり、批判されてきたか? 「経済学の生誕」を大きな果実とする啓蒙への全く新しいアプローチ!

社会のなかのコモンズ

公共性を越えて

待鳥聡史、宇野重規編著

定価(本体二四〇〇円+税)

一九九〇年代流行った「公共性」論を振り返り、二〇二〇年代以降における「公私」概念を(コモンズ)から展望した実験的論集。

「戦後」の思想

カントからハーバーマスへ

細見和之著

定価(本体三〇〇〇円+税)

カントからハーバーマス、デリダにいたる思想家は、戦後、いかに戦争について思考していったのか。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-24

TEL 03-3291-7811/FAX 03-3291-8448/www.hakusuisha.co.jp



白水社

啓発された自己愛

啓蒙主義とバルベラックの道徳思想 門垂樹子著 三六〇〇円

教会の抑圧された人間像に對峙し、人間理性の「自由」と自己肯定を謳った思想家・バルベラック。時代の影に隠された思想体系を開示する。

コスモポリタニズムの起源

初期ストア派の政治哲学 川本 愛著 三〇〇〇円

古代ギリシアのストア派の思想に遡るとされるコスモポリタニズム。ゼノン・クリュシッポス等の現存断片からその原型を明らかにする。

小さな学校

カルティニによる 富永泰代著 四四〇〇円

インドネシア女性解放運動の先駆者カルティニ。教育と工芸芸術によって西洋からの自立を目指し解放された個人を求めた真の声を聴く。

中国ジェンダー史研究入門

小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子 編 三五〇〇円

先秦から社会主義、改革開放まで、ジェンダー秩序の変遷過程を知る。

50年目の「大学解体」20年後の大学再生

高等教育政策をめぐる知の貧困を越えて 佐藤郁哉 編著 三八〇〇円

政策的根拠と未来へのビジョンなしに進む「大学改革」に強く警告し、政策における「知的貧困」を乗り越え、大学再生のための理想的な手掛かりを示す。

近代社会思想コレクション

編集委員 大津英作・奥田 敬・田中秀夫、中山賢吉・八木紀一郎・山脇直司

26 フンボルト 国家活動の限界 西村稔 編訳 五八〇〇円

25 ヴィーコ 新しい学の諸原理 二七五年版 上村忠男 訳 四八〇〇円

24 ヒューム 人間知性研究 神野慧一郎・中才敏郎 訳 三六〇〇円

23 トクヴェル 合衆国滞在記 大津真作 訳 三〇〇〇円

22 ファーガソン 市民社会史論 天羽康夫・青木裕子 訳 三六〇〇円

21 ガリアーニ 貨幣論 黒須純一郎 訳 五六〇〇円

20 バルベラック 道徳哲学史 門垂樹子 訳 四四〇〇円

京都大学学術出版会

〒606-8315 京都市左京区吉田近衛町69 京大吉田南構内(価税別) TEL 075-761-6182 FAX 075-761-6190 <http://www.kyoto-up.or.jp>

われわれはどんな「世界」を生きているのか

山室信一・岡田暁生・小関 隆・藤原辰史 編●来るべき人文学のために 人文学Ⅱ人間性について根源的に問い直す。 42000円

戦後民主主義の青写真

網谷龍介・上原良子・中田瑞穂 編●ヨーロッパにおける統合とデモクラシー 戦後民主主義の原型を探る。 32000円

「国際政治学」は終わったのか

莫谷 彩・芝崎厚士 編●日本からの応答「リベラルな国際秩序」が大きく揺らぐなか、国際政治学はどこに向かうのか。 30000円

食物倫理(フード・エシックス)入門

ロナルド・L・サンドライ 著／馬淵浩二 訳●食べることの倫理学 食卓で交差する多様な「食物問題」を根本から考える。 26000円

ポピュリズムと経済

橋本俊昭 著●グローバリズム、格差、民主主義をめぐる世界的問題 世界を揺るがす諸問題はいかにリンクするのか。 20000円

ロールズを読む

井上彰 編●正しい社会のあり方とは何か。人文社会科学に巨大な影響を与え続けるロールズ正義論の全貌を解明。 38000円

制度経済学(中・下)

ジョン・ロジャーズ・ニコモンズ 著／宇仁宏幸 他訳●政治経済学におけるその位置 コモンズの主著 待望の完訳、各65000円

ナカニシヤ出版

〒606-8161 京都市左京区一乗寺木ノ本町15 TEL 075-723-0111 FAX 075-723-0095 <http://www.nakanishiya.co.jp/> [税抜価格]

●重田園江 統治の抗争史

フーコー講義1978-1979
国家理性、都市計画、病と衛生、人口、確率・統計、エコノミー、
キーワードと共に「統治」概念の抗争史を描き、講義の核心に迫る。
A5判・576頁 本体6400円＋税

●クロード・ルフォーール 著、 波名喜庸哲・太田悠介・平田周・赤羽悠 訳 民主主義の発明

全体主義の限界
民主主義はまだ発明されていない。全体主義を総括しながら、現代民
主主義の理論を打ち立てる、ルフォーールの名著。
A5判・432頁 本体5200円＋税

●田畑真一・玉手慎太郎・山本圭 編著

政治において正しいとはどういうことか
ポスト基礎付け主義と規範の行方
いかなる究極の価値も真理も前提にできない現代、「政治における正
しさ」をどのように語ることができるか。気鋭の研究者らが挑む！
A5判・304頁 本体4000円＋税

●アラン・シュビオ 著、橋本一径・嵩さやか 訳 法的人間 ホモ・ジュリディクス

法の人類学的機能
法とは西洋の〈宗教〉である。フランスが誇る労働法の世界的権威ア
ラン・シュビオが語る、法の人類学的機能とは何か。待望の初邦訳。
四六判・360頁 本体3800円＋税

●アラン・シュビオ 著、橋本一径 訳、嵩さやか 監修 フィラデルフィアの精神

グローバル市場に立ち向かう社会正義
人間の尊厳は経済活動に劣るのか？「法的人間」の著者アラン・シュ
ビオによる、グローバル資本主義に立ち向かうための新たな処方箋！
四六判・216頁 本体2700円＋税



せいそう
勁草書房

*価格税抜
<http://www.keisoshobo.co.jp>

〒112-0005 東京都文京区水道2-1-1 TEL 03-3814-6861 FAX 03-3814-6854

大洪水の前に

——マルクスと惑星の物質代謝

斎藤幸平(著) 3500円＋税

2019年4月発行 四六判/上製/356頁 978-4-909237-40-8

日本人初、最年少でドイッチャー記念賞受賞!
マイケル・ハート推薦!!
期待の俊英による日本初単著

欲望の主体

——ヘーゲルと二〇世紀フランスにおける
ポスト・ヘーゲル主義



堀之内出版

TEL: 042-682-4350
FAX: 03-6856-3497

〒119-0355
東京都八王子市堀之内3丁目10-12フォーリア23 208

お近くの書店
またはネット書店、弊社ウェブサイトでお求めください。

カール・コルシユの アクチュアリティー

批判的研究者のロクーム・イニシヤティヴ著
ミヒャエル・ブックミラー著
青山孝徳 編訳



ルカーチ、ブロッホと並ぶ一九二〇年代の傑出した理論家であり、福本和夫や新明正道ら同時代の日本の社会科学者にも大きな影響を与えたコルシユ。コミンテルン中央と決別し、ファシズムとスターリニズムとたたかう道を歩んだ思想家の軌跡をたどり、その現実の可能性を問う。

二〇〇〇円

胡澎（中国社会科学学院）著 莊嚴訳

戦時体制下日本の女性団体

女性はいかに組織化され、どのように動員されたのか
解放と翼賛をめぐる、葛藤と相克をつぎばりにする

大日本国防婦人会から大日本婦人会にいたる官製女性団体の形成と統合を遡る初の本格的通史。女性解放を国策への参画をつうじて実現しようとした悲劇の諸相を、膨大な当時の資料をもとに再現し、戦争とジェンダーの相克を問う。中国屈指の日本社会研究者による力作。

四二〇〇円

姉齒曉（駒澤大学教授）著

農家女性の戦後史

日本農業新聞「女の階段」の五十年

「農家の嫁」だった彼女たちが直面した、女性差別、姑との関係や子育ての悩み、そして減反や農産物輸入自由化などの農政問題を、新聞への投稿から読み解くもうひとつの戦後史。

二二〇〇円

こぶし書房

〒112-0013 東京都文京区音羽2-5-11-101 (表示は本体価格です。別途消費税がかかります。)
TEL 03-5981-8701 FAX 03-5981-8718 <http://www.kobushi-shobo.co.jp>

アーレントのマルクス

百木 漢 著

—労働と全体主義—

『全体主義の起源』発表後、アーレントはマルクス研究に没頭した。その成果は、七年後、『人間の条件』に結実する。アーレントはどのようにマルクスを読み、そこに何を見出したのか。誤読・曲解と評されるマルクス批判に、アーレントの可能性の中心を見出す、新鋭による力作。 本体 4,500 円

もっと速く、もっときれいに

クリスティン・ロス 著

中村 晋 / 平田 周 訳

—脱植民地化と
フランス文化の再編成—

豊富な映画、文学作品から急速に変化する社会を分析し、起伏に富んだ歴史を斬新な視角からダイナミックに描き出す。フランスのみならず多様な地域で経験された「戦後」の本質に迫る名著。『サンフランシスコ・レビュー』オブ・ブックス』批評家選賞＆ローレンス・ワイリー賞、ダブル受賞 本体 3,500 円
※価格は税抜です

人文書院 〒612-8447 京都市伏見区竹田西内畑町9
TEL 075-603-1344 FAX075-603-1814

法政大学出版局

<http://www.h-up.com/>

網谷 壮介 著

共和制の理念

イマヌエル・カントと

一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争カント諸著作の内在的読解に加え、その思想を歴史的コンテクストに位置づけていくことにより、理念と現実を架橋する実践的思想家としてのカント像を提示する。 5000円

E. ショハット, R. スタム 著 / 早尾貴紀 監訳
内田 (夢沼) 理絵子, 片岡恵美 訳

支配と抵抗の映像文化

西洋中心主義と他者を考える

ハリウッド映画の植民地的な表象を指摘し、第三世界の映画やラップビデオ、先住民の番組など非西洋メディアの可能性を探る。 5900円

J. ハーバーマス 著 / 三島憲一, 速水淑子 訳

ヨーロッパ憲法論

金融危機、民主主義の空洞化などでEUは危機に瀕している。その根源的問題を国際法の憲法化や人権の擁護などの観点から論じる。 2800円

102-0073 千代田区九段北3-2-3 価格は税別
TEL 03-5214-5540 / FAX 03-5214-5542

近代政治の起源において
隠されたものとは何か？

公開性の 根源

— 秘密政治の系譜学 —

大竹弘二 著

公開された情報そのものの真偽が
わからなくなり、「ポスト真実」に政治が
翻弄される現代。近代国家、近代政治
の起源にまで遡り、今日における政治
危機の本質を解明する。

◎4600円 + 税 978-4-7783-1600-6

太田出版

<http://www.ohtabooks.com/>

丸善 150周年記念出版

社会思想史事典

社会思想史学会 編

A5判・884頁

定価(本体20,000円+税)

ISBN978-4-621-30341-2



時代、思潮の全体像を
立体的に読む

社会思想史上の重要なトピックを体系的に把握。ルネサンス期から21世紀の現在までの歴史的な展開を時系列に沿い全5部構成で見通す。社会思想史学会が全面的に編纂に携わる「読む事典」。

丸善出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17 神田神保町ビル6階

書籍営業部 TEL(03)3512-3256 FAX(03)3512-3270

<https://www.maruzen-publishing.co.jp>

ヴェーバーの心情倫理 — 国家の暴力と
抵抗の主体

内藤葉子著 4500円

心情倫理は責任倫理の「引き立て役」ではない。国家の暴力性・非人間性と根本的に敵対・対峙・抵抗するところに生じる倫理的な思考と態度であり、人間の人格形成に深く関係するものである。ヴェーバーは心情倫理の積極的意義と深刻な問題性の両方を読みとっていた。

政治リテラシーを考える — 市民教育の
政治思想

関口正司編 3400円

「自己利益の総和がそのままデモクラシーだ」と開き直るのではない限り、市民の資質がデモクラシーの善し悪しを左右するといえるだろう。デモクラシーを担う市民に必要とされる「政治リテラシー」とは何か、それはどのようにして育まれるのか。

品位ある社会 — 正義の理論から「尊重の物語」へ

A・マルガリート著／森達也・鈴木将頼・金田耕一訳 3500円

品位ある社会とは、その制度が人びとを人間として尊重し「屈辱を与えない社会」をいう。

風行社

東京都千代田区神田猿樂町 1-3-2

TEL & FAX. 03-6672-4001

<http://www.fuko.co.jp> 【価格は本体】

後藤新平最新書

□公共と公益の精神で、
 近代日本をいかに起ち上げたか！

後藤新平と
 五人の実業家

後藤新平研究会編著 序||由井常彦

沢沢栄一
 安田善次郎
 大倉喜八郎
 浅野総一郎



「内憂外患」の時代、「公共・公益」の精神で、共働して社会を作り上げた六人の男の人生の物語！二十世紀初頭から一九二〇年代にかけて、日本は、世界にどう向き合い、どう闘ってきたか。 二五〇〇円

□「第二次世界大戦」を予言！

後藤新平著
 国難来

鈴木一策編・解説

こくなんきたる



時代の先覚者・後藤新平は、関東大震災から半年後、東大帝国大学学生を前に、「第二次世界大戦を直観」した講演をした！『国難来』。今われわれは後藤新平から何を学べばよいのか？ 一八〇〇円

好評既刊

◎後藤新平の全仕事に「貫した思想」とは
 シリーズ 後藤新平とは何か

- 後藤新平歿八十周年記念事業実行委員会編
 1 自治 2 官僚政治 3 都市デザイン 4 世界認識

自治・公共
 共生・平和
 セット価 一万六〇〇円

時代の先覚者・後藤新平 1867-1929
 御厨貴編 鶴見俊輔・青山脩・苅部直・中島純ほか 三二〇〇円

後藤新平の「仕事」
 藤原書店編集部編 一八〇〇円

震災復興 後藤新平の120日 都市は市民がつくるもの
 後藤新平研究会編 一九〇〇円

一人二人三人に人
 近代日本と「後藤新平山脈」100人
 後藤新平研究会編 二六〇〇円

後藤新平と日露関係史
 ロシア側新資料に基づく新見解
 ワシリー・モロジャコフ 木村汎訳 三八〇〇円

無償の愛 後藤新平、晩年の伴侶きみ
 河崎充代 一九〇〇円

◎後藤新平の全生涯を描いた金字塔
 〈決定版〉 正伝 後藤新平 (全8分冊・別巻1)

鶴見祐輔著／校訂 海知義
 第61回毎日出版文化賞(企画部門)受賞 セット価四万九六〇〇円